

平成 19 年

第 5 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

= 定 例 会 =

自 平成19年 6 月12日 (火) 開 会

至 平成19年 6 月25日 (月) 閉 会

宮 古 島 市 議 会

目 次

◎ 第5回定例会	
○招集告示	1
○上程案件処理結果	2
○応招議員名簿	4
○6月12日(議事日程第1号)	5
○会期及び日程	6
会議録署名議員の指名について	8
会期を定めることについて	8
議案審議	9
○6月13日(議事日程第2号)	13
議案審議	20
○6月19日(議事日程第3号)	43
一般質問	65
下地 明 君	65
佐久本 洋 介 君	76
砂川 明 寛 君	88
嘉手納 学 君	97
新城 啓 世 君	105
○6月20日(議事日程第4号)	131
一般質問	133
平 良 隆 君	133
上 地 博 通 君	145
仲 間 明 典 君	155
與那嶺 誓 雄 君	159
○6月21日(議事日程第5号)	169
一般質問	171
池 間 健 榮 君	171
新 里 聰 君	181
眞榮城 徳 彦 君	189
富 永 元 順 君	200
棚 原 芳 樹 君	210
下 地 秀 一 君	221
○6月22日(議事日程第6号)	231
一般質問	233

豊見山 恵 栄 君.....	2 3 3
亀 濱 玲 子 君.....	2 4 0
富 浜 浩 君.....	2 5 0
上 里 樹 君.....	2 5 8
池 間 雅 昭 君.....	2 6 8
○6月25日（議事日程第7号）.....	2 8 3
議案審議.....	2 9 3

宮古島市告示第41号

平成19年第5回宮古島市議会（定例会）を次のとおり招集する。

平成19年6月5日

宮古島市長 伊志嶺 亮

1 期 日 平成19年6月12日（火）

2 場 所 宮古島市議会議事堂

上 程 案 件 処 理 結 果

議案番号	件 名	提 案 者	提出月日	処理月日	結 果
議案 第32号	宮古島市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例	市 長	平成19年 3月5日	平成19年 6月13日	修正可決
議案 第47号	宮古島市特別職の職員で常勤のものとの給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	”	平成19年 5月31日	平成19年 6月25日	再 継 続 審 査
議案 第49号	平成19年度宮古島市一般会計補正予算（第1号）	”	平成19年 6月12日	”	原案可決
議案 第50号	平成19年度宮古島市老人保健特別会計補正予算（第1号）	”	”	”	”
議案 第51号	宮古島市墓地公園条例	”	”	”	”
議案 第52号	宮古島市立体育施設条例の一部を改正する条例	”	”	”	”
議案 第53号	宮古島市火葬場設置及び管理条例	”	”	”	”
議案 第54号	議決内容の変更について	”	”	”	”
議案 第55号	財産の無償譲渡について	”	”	”	”
議案 第56号	高機能消防指令センターの物品売買契約について	”	”	”	”
陳情書 第3号	健康ふれあいランド事業の継続及び推進について	狩俣自治会 会長 池間等志	”	”	採 択
陳情書 第4号	宮古清掃施設組合ごみ焼却施設解体についての陳情	宮古島海と 自然を守る 会事務局長 安次富学	”	”	継続審査
陳情書 第5号	駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長に関する陳情	全駐留軍労 働組合沖縄 地区本部執 行委員長 與那覇栄蔵	”	”	”

議案番号	件名	提案者	提出月日	処理月日	結果
報告 第4号	繰越明許費繰越計算書の調製報告について (平成18年度一般会計)	市長	平成19年 6月12日		
報告 第5号	繰越明許費繰越計算書の調製報告について (平成18年度国民健康保険事業特別会計)	”	”		
報告 第6号	繰越明許費繰越計算書の調製報告について (平成18年度介護保険特別会計)	”	”		
報告 第7号	宮古島市土地開発公社の経営状況を説明する 書類の提出について	”	”		
報告 第8号	財団法人宮古島市公共施設管理公社の経営状 況を説明する書類の提出について	”	”		
報告 第9号	財団法人博愛国際交流センターに経営状況を 説明する書類の提出について	”	”		
諮問 第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めること について	”	”	平成19年 6月25日	適任
諮問 第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めること について	”	”	”	”
	裁判所の差押え命令に対する特別通達に関し 説明を求める動議	議員	平成19年 6月13日	平成19年 6月13日	可決
	下崎地区土地売買の調査に関する動議	”	平成19年 6月20日	平成19年 6月20日	”
	下崎地区土地売買に関する調査特別委員会委 員の指名について	”	平成19年 6月25日	平成19年 6月25日	指名

開会日（6月12日）に応招した議員

友利恵一君	嘉手納学君
仲間明典	新城啓世
池間健榮	上地博通
新里聰	平良隆
佐久本洋介	亀濱玲子
砂川明寛	上里樹
棚原芳樹	下地智
前川尚誼	豊見山恵栄
與那嶺誓雄	富永元順
山里雅彦	富浜浩
池間豊	下地秀一
宮城英文	下地明
眞榮城徳彦	池間雅昭

平成19年6月19日に応招した議員

與那覇タズ子君

平成 19 年

第 5 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

6 月 12 日 (火) 初 日

(議案上程、説明、聴取)

平成19年第5回宮古島市議会定例会（6月）議事日程第1号

平成19年6月12日（火）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- ” 第 2 会期を定めることについて
- ” 第 3 議案第49号 平成19年度宮古島市一般会計補正予算（第1号）（市長提出）
- ” 第 4 ” 第50号 平成19年度宮古島市老人保健特別会計補正予算（第1号）（ ” ）
- ” 第 5 ” 第51号 宮古島市墓地公園条例（ ” ）
- ” 第 6 ” 第52号 宮古島市立体育施設条例の一部を改正する条例（ ” ）
- ” 第 7 ” 第53号 宮古島市火葬場設置及び管理条例（ ” ）
- ” 第 8 ” 第54号 議決内容の変更について（ ” ）
- ” 第 9 ” 第55号 財産の無償譲渡について（ ” ）
- ” 第10 ” 第56号 高機能消防指令センターの物品売買契約について（ ” ）
- ” 第11 報告第4号 繰越明許費繰越計算書の調製報告について（平成18年度一般会計）（ ” ）
- ” 第12 ” 第5号 繰越明許費繰越計算書の調製報告について（平成18年度国民健康保険事業特別会計）（ ” ）
- ” 第13 ” 第6号 繰越明許費繰越計算書の調製報告について（平成18年度介護保険特別会計）（ ” ）
- ” 第14 ” 第7号 宮古島市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について（ ” ）
- ” 第15 ” 第8号 財団法人宮古島市公共施設管理公社の経営状況を説明する書類の提出について（ ” ）
- ” 第16 ” 第9号 財団法人博愛国際交流センターの経営状況を説明する書類について（ ” ）
- ” 第17 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（ ” ）
- ” 第18 ” 第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（ ” ）

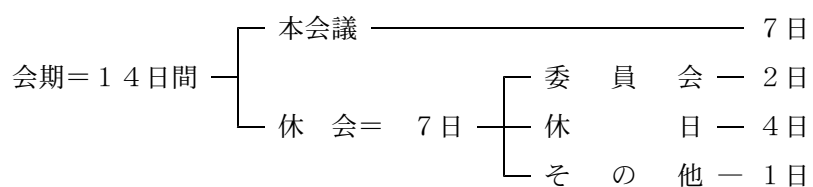
◎会議に付した事件

議事日程に同じ

平成19年第5回宮古島市議会定例会（6月）会期日程計画表（案）

平成19年6月12日（火）午前10時開会

月 日	曜	種 別	日 程	摘 要
6月12日	火	本会議	会議録署名議員の指名について 会期を定めることについて 議案上程、説明、聴取	開 会
6月13日	水	”	委員長報告、質疑、討論、表決、議案に対する質疑（付託）	
6月14日	木	休 会	委員会	通告締切
6月15日	金	”	”	
6月16日	土	”		
6月17日	日	”		
6月18日	月	”		報告書作成
6月19日	火	本会議	一般質問	
6月20日	水	”	”	
6月21日	木	”	”	
6月22日	金	”	”	
6月23日	土	休 会		
6月24日	日	”		
6月25日	月	本会議	委員長報告、質疑、討論、表決	閉 会



平成19年第5回宮古島市議会定例会（6月）会議録

平成19年6月12日

（開会＝午前10時01分）

◎出席議員（26名）

（散会＝午前10時16分）

議長（1番）	友利 惠一 君	議員（14番）	眞榮城 徳彦 君
副議長（22"）	下地 智" "	"（15"）	嘉手納 学" "
議員（2"）	仲間 明典" "	"（16"）	新城 啓世" "
"（3"）	池間 健榮" "	"（17"）	上地 博通" "
"（4"）	新里 聰" "	"（18"）	平良 隆" "
"（6"）	佐久本 洋介" "	"（19"）	亀濱 玲子" "
"（7"）	砂川 明寛" "	"（20"）	上里 樹" "
"（8"）	棚原 芳樹" "	"（23"）	豊見山 恵栄" "
"（9"）	前川 尚誼" "	"（24"）	富永 元順" "
"（10"）	與那嶺 誓雄" "	"（25"）	富浜 浩" "
"（11"）	山里 雅彦" "	"（26"）	下地 秀一" "
"（12"）	池間 豊" "	"（27"）	下地 明" "
"（13"）	宮城 英文" "	"（28"）	池間 雅昭" "

◎欠席議員（1名）

議員（21番） 與那覇 タズ子 君

◎説明員

市長	伊志嶺 亮 君	下地支所長	平良 哲則 君
副市長	下地 学" "	上野支所長	砂川 正吉" "
会計管理者	譜久村 基嗣" "	消防 長	伊舎堂 勇" "
総務部長	宮川 耕次" "	水道局次長	砂川 定之" "
企画政策部長	久貝 智子" "	教育 長	久貝 勝盛" "
福祉保健部長	上地 廣敏" "	教育部長	長濱 光雄" "
経済部長	宮國 泰男" "	生涯学習部長	二木 哲" "
建設部長	平良 富男" "	総務課長	伊良部 平師" "
伊良部総合支所長	垣花 恵" "	財政課長	石原 智男" "
平良支所長	狩俣 照雄" "	企画調整課長	下地 信男" "
城辺支所長	饒平名 建次" "		

◎議会事務局職員出席者

事務局 長 下地 嘉春 君 議事係 仲間 清人 君
 次 長 荷川取 辰美" 庶務係 長 友利 毅彦"
 補佐兼議事係長 砂川 芳徳"

◎議長（友利恵一君）

ただいまから平成19年第5回宮古島市議会定例会を開会いたします。

（開会＝午前10時01分）

本日の出席議員は、26名で定足数に達しております。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第1号のとおりであります。

直ちに本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

事務局長に報告書を朗読させます。

◎事務局長（下地嘉春君）

議長の命によりまして、諸般の報告書を朗読いたします。

去った3月定例会の閉会后、6件の陳情書を受理し、そのうち3件を陳情書文書表とともにお手元に配付いたしましたので、それぞれの所管委員会のご審査をお願いいたします。

次に、宮古島市監査委員の川満勇委員、眞榮城徳彦委員のご両名から、平成18年度定期監査、平成19年1月分、2月分、3月分の例月出納検査報告がありました。

次に、6月5日、伊志嶺亮宮古島市長より平成19年第5回定例会の招集告示通知がありました。

次に、6月6日午前10時から議会運営委員会が招集され、会期について諮問した結果、会期については本日6月12日から6月25日までの14日間とするのが適当であると決しました。

また、同日は伊志嶺亮宮古島市長より平成19年第5回定例会に付議すべき議案の送付がありました。

次に、6月7日、長崎市において第82回九州市議会議長会定期総会が開催され、出席いたしました。

これで諸般の報告を終わります。

◎議長（友利恵一君）

この際、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において池間雅昭君と下地智君の両名を指名いたします。

次に、日程第2、会期を定めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日6月12日から6月25日までの14日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日6月12日から6月25日までの14日間とすることに決しました。

なお、議事の都合により、6月14日、6月15日及び6月18日の計3日間は休会といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

なお、会議予定につきましては、お手元にお配りした会期日程計画表のとおりでありますので、ご了承願います。

これより、日程第3、議案第49号から日程第18、諮問第2号までの計16件を一括議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎市長（伊志嶺 亮君）

平成19年第5回宮古島市議会定例会に提出しました議案について、ご説明申し上げます。

今回提出しました議案は、予算議案2件、条例議案3件、議決議案3件、報告6件、諮問2件の合計16件であります。

最初に、議案第49号、平成19年度宮古島市一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。今回の補正は、3億3,593万8,000円の補正増であります。その主なものについて、歳入からご説明いたします。

15款国庫支出金は2,682万8,000円の補正増で、地域介護・福祉空間整備等交付金などの増であります。

16款県支出金は5,001万2,000円の補正増で、強い農業づくり交付金事業費補助金などの増であります。

17款財産収入は1億9,946万6,000円の補正増で、不動産売払収入の増であります。

20款繰越金は4,150万4,000円の補正増で、前年度繰越金の増であります。

21款諸収入は3,432万8,000円の補正増で、さとうきび生産奨励助成金などの増であります。

22款市債は1,620万円の補正減で、竹原地区区画整理事業債（都市再生事業）などの減であります。

次に、歳出についてご説明いたします。2款総務費は2億5,245万2,000円の補正増で、基金積立金の増と専任媒介委託料などの増であります。

3款民生費は3,358万9,000円の補正増で、地域介護・福祉空間整備事業などの増であります。

4款衛生費は14万8,000円の補正増で、健康保険手帳作成事業手数料の増であります。

6款農林水産業費は7,052万8,000円の補正増で、強い農業づくり交付金事業などの増であります。

8款土木費は2,486万円の補正減で、竹原地区都市再生区画整理事業などの減であります。

10款教育費は408万1,000円の補正増で、理科支援員等配置事業などの増であります。

以上、歳入歳出予算の補正のほか、債務負担行為の追加、地方債の変更を行いまして、補正後の一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ336億4,493万8,000円と定めてあります。

次に、議案第50号、平成19年度宮古島市老人保健特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。今回の補正は、7,735万1,000円の補正増であります。その内容について歳入からご説明いたします。

5款繰越金は675万2,000円の補正増で、前年度繰越金の増であります。

6款諸収入は7,059万9,000円の補正増で、前年度国庫負担金（追加交付分）の増であります。

次に、歳出についてご説明いたします。2款諸支出金は7,735万1,000円の補正増で、前年度実績による償還金の増であります。

以上、歳入歳出予算の補正を行いまして、補正後の宮古島市老人保健特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ53億9,520万1,000円と定めてあります。

以上で平成19年度宮古島市一般会計、特別会計予算の説明を終わります。

次に、条例議案についてご説明申し上げます。

議案第51号、宮古島市墓地公園条例。現在暫定施行されている平良市墓地公園条例の文言を平良市から宮古島市に改める必要があるため、本案を提出します。

議案第52号、宮古島市立体育施設条例の一部を改正する条例。宮古島市佐良浜スポーツセンターの管理運営について、実情に即し、開館時間を変更するため、条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第53号、宮古島市火葬場設置及び管理条例。現在暫定施行されている伊良部町火葬場設置及び管理条例の全文の見直しと火葬の種別を追加するため、暫定条例を廃止し、新たに条例を制定する必要があるため、本案を提出します。

次に、議決議案についてご説明申し上げます。

議案第54号、議決内容の変更について。宮古島市の辺地（下里辺地、東添辺地、久松辺地、西辺地、狩俣辺地、上地辺地、伊良部北辺地）に係る総合整備計画の内容の一部を変更したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第5項の規定により、本案を提出します。

議案第55号、財産の無償譲渡について。沖縄県宮古支庁、旧平良市、旧伊良部町及び伊良部漁業協同組合との4者で交わされた伊良部架橋建設に伴う漁業振興策確約書により、船舶給油施設を無償譲渡するため、本案を提出します。

議案第56号、高機能消防指令センターの物品売買契約について。宮古島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により本案を提出します。

次に、報告についてご説明申し上げます。

報告第4号、繰越明許費繰越計算書の調製報告について（平成18年度一般会計）。平成18年度宮古島市一般会計補正予算（第6号）第2条の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したため、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、これを報告します。

報告第5号、繰越明許費繰越計算書の調製報告について（平成18年度国民健康保険事業特別会計）。平成18年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）第2条の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したため、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、これを報告します。

報告第6号、繰越明許費繰越計算書の調製報告について（平成18年度介護保険特別会計）。平成18年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第3号）第2条の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したため、地方自治法施行令第146条第2号の規定によりこれを報告します。

報告第7号、宮古島市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、宮古島市土地開発公社の経営状況を説明する資料を別紙のとおり提出します。

報告第8号、財団法人宮古島市公共施設管理公社の経営状況を説明する書類の提出について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、財団法人宮古島市公共施設管理公社の経営状況を説明する書類を別紙のとおり提出します。

報告第9号、財団法人博愛国際交流センターの経営状況を説明する書類の提出について。地方自治法（昭

和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、財団法人博愛国際交流センターの経営状況を説明する書類を別紙のとおり提出します。

諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。人権擁護委員の任期が平成19年9月30日に満了となるため、その後任を推薦したいので、本案を提出します。

諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。人権擁護委員の任期が平成19年9月30日に満了となるため、その後任を推薦したいので、本案を提出します。

以上、今回提出しました議案についてご説明申し上げました。慎重なるご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いたします。

◎議長（友利恵一君）

これで提案理由の説明は終わりました。

よって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議はこれにて散会いたします。

（散会＝午前10時16分）

平成 19 年

第 5 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

6 月 13 日 (水) 2 日目

(委員長報告、質疑、討論、表決、議案に対する質疑 (付託))

平成19年第5回宮古島市議会定例会（6月）議事日程第2号

平成19年6月13日（水）午前10時開議

日程第 1	議案第32号	宮古島市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例（委員長報告）	
" 第 2	" 第49号	平成19年度宮古島市一般会計補正予算（第1号）	（市長提出）
" 第 3	" 第50号	平成19年度宮古島市老人保健特別会計補正予算（第1号）	（ " ）
" 第 4	" 第51号	宮古島市墓地公園条例	（ " ）
" 第 5	" 第52号	宮古島市立体育施設条例の一部を改正する条例	（ " ）
" 第 6	" 第53号	宮古島市火葬場設置及び管理条例	（ " ）
" 第 7	" 第54号	議決内容の変更について	（ " ）
" 第 8	" 第55号	財産の無償譲渡について	（ " ）
" 第 9	" 第56号	高機能消防指令センターの物品売買契約について	（ " ）
" 第10	報告第4号	繰越明許費繰越計算書の調製報告について（平成18年度一般会計）	（ " ）
" 第11	" 第5号	繰越明許費繰越計算書の調製報告について（平成18年度国民健康保健事業特別会計）	（ " ）
" 第12	" 第6号	繰越明許費繰越計算書の調製報告について（平成18年度介護保険特別会計）	（ " ）
" 第13	" 第7号	宮古島市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について	（ " ）
" 第14	" 第8号	財団法人宮古島市公共施設管理公社の経営状況を説明する書類の提出について	（ " ）
" 第15	" 第9号	財団法人博愛国際交流センターの経営状況を説明する書類の提出について	（ " ）
" 第16	諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	（ " ）
" 第17	" 第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	（ " ）

◎会議に付した事件

日程第 1	議案第32号	宮古島市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例（委員長報告）	
追加日程		裁判所の差押え命令に対する特別通達に関し説明を求める動議	
日程第 2	" 第49号	平成19年度宮古島市一般会計補正予算（第1号）	（市長提出）
" 第 3	" 第50号	平成19年度宮古島市老人保健特別会計補正予算（第1号）	（ " ）
" 第 4	" 第51号	宮古島市墓地公園条例	（ " ）
" 第 5	" 第52号	宮古島市立体育施設条例の一部を改正する条例	（ " ）
" 第 6	" 第53号	宮古島市火葬場設置及び管理条例	（ " ）

日程第 7	議案第 5 4 号	議決内容の変更について	(市長提出)
" 第 8	" 第 5 5 号	財産の無償譲渡について	(")
" 第 9	" 第 5 6 号	高機能消防指令センターの物品売買契約について	(")
" 第 1 0	報告第 4 号	繰越明許費繰越計算書の調製報告について (平成 1 8 年度一般会計)	(")
" 第 1 1	" 第 5 号	繰越明許費繰越計算書の調製報告について (平成 1 8 年度国民健康保健事業特別会計)	(")
" 第 1 2	" 第 6 号	繰越明許費繰越計算書の調製報告について (平成 1 8 年度介護保険特別会計)	(")
" 第 1 3	" 第 7 号	宮古島市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について	(")
" 第 1 4	" 第 8 号	財団法人宮古島市公共施設管理公社の経営状況を説明する書類の提出について	(")
" 第 1 5	" 第 9 号	財団法人博愛国際交流センターの経営状況を説明する書類の提出について	(")
" 第 1 6	諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	(")
" 第 1 7	" 第 2 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	(")

平成19年6月13日

宮古島市議会
議長 友利 恵 一 殿

文教社会委員会
委員長 佐久本 洋 介

委員会審査結果報告書

平成19年第3回宮古島市議会定例会（3月）において閉会中、継続審査となった下記事件は、審査の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査結果
議案 第32号	宮古島市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例	修正可決

議案第 3 2 号 宮古島市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例修正案

議案第 3 2 号 宮古島市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例を次のとおり修正する。

第 2 5 条を第 2 6 条に改め、第 2 5 条に次の 1 条を加える

(歳入の用途)

第 2 5 条 市は、第 1 9 条及び第 2 2 条に規定する手数料の歳入については、環境行政全般の事業に充てるものとし、特に指定ごみ袋及び粗大ごみ処理券に係る歳入については、不法投棄対策、資源リサイクル促進事業、環境ボランティア活動への支援など、環境美化・環境保全事業の財源とする。

附則（施行期日） 1 項中「平成 1 9 年 1 0 月 1 日」を「平成 2 0 年 4 月 1 日」に改める。

修正の理由

歳入の用途を明確にする必要があることから 1 条を加え、また施行時期については、市民への啓蒙、周知期間が必要であるということから平成 2 0 年 4 月 1 日に修正すべきであるとの意見が多数を占め、採決の結果、全会一致で修正可決となった。

議 案 付 託 表

平成19年6月13日（水）第5回定例会

委員会名	議案番号	件名
総務財政委員会	議案第49号	平成19年度宮古島市一般会計補正予算（第1号）
	議案第54号	議決内容の変更について
	議案第56号	高機能消防指令センターの物品売買契約について
文教社会委員会	議案第50号	平成19年度宮古島市老人保健特別会計補正予算（第1号）
	議案第52号	宮古島市立体育施設条例の一部を改正する条例
	議案第53号	宮古島市火葬場設置及び管理条例
経済工務委員会	議案第51号	宮古島市墓地公園条例
	議案第55号	財産の無償譲渡について

議案第49号 平成19年度宮古島市一般会計補正予算(第1号)

歳出款項別審査委員会表

平成19年6月13日(水)第5回定例会

委員会名	款	項	頁
文教社会委員会	3. 民生費	1. 社会福祉費	18
		2. 児童福祉費	19
		3. 生活保護費	20
	4. 衛生費	1. 保健衛生費	21
		10. 教育費	1. 教育総務費
		2. 小学校費	30
		5. 社会教育費	31
経済工務委員会	6. 農林水産業費	1. 農業費	22
		3. 水産業費	24
	8. 土木費	3. 都市計画費	25
		5. 港湾空港費	27

平成19年第5回宮古島市議会定例会（6月）会議録

平成19年6月13日

（開議＝午前10時03分）

◎出席議員（26名）

（散会＝午後零時29分）

議長（1番）	友利 惠一 君	議員（14番）	眞榮城 徳彦 君
副議長（22"）	下地 智" "	"（15"）	嘉手納 学" "
議員（2"）	仲間 明典" "	"（16"）	新城 啓世" "
"（3"）	池間 健榮" "	"（17"）	上地 博通" "
"（4"）	新里 聰" "	"（18"）	平良 隆" "
"（6"）	佐久本 洋介" "	"（19"）	亀濱 玲子" "
"（7"）	砂川 明寛" "	"（20"）	上里 樹" "
"（8"）	棚原 芳樹" "	"（23"）	豊見山 恵栄" "
"（9"）	前川 尚誼" "	"（24"）	富永 元順" "
"（10"）	與那嶺 誓雄" "	"（25"）	富浜 浩" "
"（11"）	山里 雅彦" "	"（26"）	下地 秀一" "
"（12"）	池間 豊" "	"（27"）	下地 明" "
"（13"）	宮城 英文" "	"（28"）	池間 雅昭" "

◎欠席議員（1名）

議員（21番） 與那覇 タズ子 君

◎説明員

市長	伊志嶺 亮 君	下地支所長	平良 哲則 君
副市長	下地 学" "	上野支所長	砂川 正吉" "
会計管理者	譜久村 基嗣" "	消防 長	伊舎堂 勇" "
総務部長	宮川 耕次" "	水道局次長	砂川 定之" "
企画政策部長	久貝 智子" "	教育 長	久貝 勝盛" "
福祉保健部長	上地 廣敏" "	教育部長	長濱 光雄" "
経済部長	宮國 泰男" "	生涯学習部長	二木 哲" "
建設部長	平良 富男" "	総務課長	伊良部 平師" "
伊良部総合支所長	垣花 恵" "	財政課長	石原 智男" "
平良支所長	狩俣 照雄" "	企画調整課長	下地 信男" "
城辺支所長	饒平名 建次" "		

◎議会事務局職員出席者

事務局 長 下地 嘉春 君 議事係 仲間 清人 君
 次 長 荷川取 辰美" 庶務係 長 友利 毅彦"
 補佐兼議事係長 砂川 芳徳"

◎議長（友利恵一君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時03分）

本日の出席議員は、24名で定足数に達しております。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第2号のとおりであります。

この際、日程第1、議案第32号を議題とし、文教社会委員長から審査結果報告を求めます。

◎文教社会委員会委員長（佐久本洋介君）

文教社会委員会審査結果報告書を読み上げます。

平成19年第3回宮古島市議会定例会（3月）において閉会中継続審議となった下記事件は、審査の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告します。

議案第32号、宮古島市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例、修正可決でございます。

議案第32号、宮古島市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例修正案。

議案第32号、宮古島市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例を次のとおり修正する。

第25条を第26条に改め、第25条に次の1条を加える。

（歳入の用途）。第25条、市は、第19条及び第22条に規定する手数料の歳入については、環境行政全般の事業に充てるものとし、特に指定ごみ袋及び粗大ごみ処理券に係る歳入については、不法投棄対策、資源リサイクル促進事業、環境ボランティア活動への支援など、環境美化・環境保全事業の財源とする。

附則（施行期日）1項中「平成19年10月1日」を「平成20年4月1日」に改める。

修正の理由、歳入の用途を明確にする必要があることから1条を加え、また施行時期については、市民への啓蒙、周知期間が必要であるということから平成20年4月1日に修正すべきであるとの意見が多数を占め、採決の結果、全会一致で修正可決となった。

以上、報告します。

◎議長（友利恵一君）

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第32号、宮古島市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例及び修正案について討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

(休憩＝午前10時07分)

(上里 樹君、退席)

◎議長（友利恵一君）

再開いたします。

(再開＝午前10時08分)

これより委員会修正案を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本修正案はこれを可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長（友利恵一君）

挙手多数であります。

よって、委員会修正案は可決されました。

(上里 樹君、着席)

◎議長（友利恵一君）

次に、修正可決された部分を除く原案を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

修正可決された部分を除く原案はこれを可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長（友利恵一君）

挙手多数であります。

よって、修正可決された部分を除く原案は可決されました。

よって、議案第32号、宮古島市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例は修正可決されました。

(「休憩お願いします」の声あり)

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

(休憩＝午前10時09分)

再開します。

(再開＝午前10時09分)

ただいま議決されました議案について、会議規則第43条の規定による条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、これを議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

(「休憩してください」の声あり)

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午前10時10分）

再開いたします。

（再開＝午前10時25分）

◎池間雅昭君

動議を提案したいと思いますので、よろしく願いいたします。

本日の地元紙におきまして、いわゆる裁判所からの差し押さえ命令、それも特別通達による差し押さえ命令をいわゆる知っていながら、行政の手続上の不手際で差し押さえをしなかったと、そのことについて債権者が市を提訴というふうに記載しております。この件は、我が市の財政状況をかんがみする場合、裁判の結果によっては大変な事態を招くおそれがあります。そこで、今回のこの定例会、本日の日程にいわゆる裁判所による差し押さえ命令の特別通達に関する問題、この点について市長の説明を求めることを日程にのせていただきますように提案をいたしたいと思いますので、議員の皆さん方のご賛同よろしく願いいたします。

（「賛成」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

池間雅昭議員から本日報道されております、物件費を裁判所から差し押さえるよう書類を配達したんだけれども、その流れが明確ではないということでございますので……休憩いたします。

（休憩＝午前10時28分）

再開いたします。

（再開＝午前10時30分）

ただいま池間雅昭議員から裁判所の差押え命令に対する特別通達に関し説明を求める動議が提出されましたが、所定の賛成がございまして、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。本動議を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（友利恵一君）

挙手多数であります。

よって、本動議は可決されました。

これより裁判所の差押え命令に対する特別通達に関し説明を求める動議について、市長から説明を求めます。

◎市長（伊志嶺 亮君）

ただいまの動議についてでございますけれども、訴状がまだ市に届いておりませんので、私から内容について申し上げることが今できませんので、訴状が届いてから説明いたしたいと思います。

（「議長、休憩お願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

(休憩＝午前10時32分)

再開いたします。

(再開＝午前10時33分)

◎建設部長（平良富男君）

じゃ、経過について説明したいと思います。物件移転補償の差し押さえ命令についての経過について説明します。

本件に係る差し押さえ命令は、宮古島市を第三債務者として、平成19年2月23日に裁判所より送達されております。同日の午前10時30分ごろ平良庁舎で受理され、総務課でございます。担当課が確認できないため、同日はそのまま保管されております。それ金曜日でございますので、土曜、日曜が入っております。そして、週明けの2月26日月曜日に下地庁舎都市計画に連絡をとり、同課職員により担当課である道路建設課まで届けてあります。しかし、文書担当課職員及び事業担当者職員も不在だったため、文書担当職員の机の上に置いてあります。翌日27日の午後に封書開封したところ、差し押さえ命令であることに気づき、支払い関係を確認した同日の午前中に支払いが完了されております。このようなことから、裁判所からの陳述書には既に支払ったと記載し、送付してあります。この封書の中身ですけど、催告書、それから陳述書、それから差し押さえ命令書の3件の一件書類があります。その中で、順序としては普通は催告書が来て、それも続いて陳述書を書いて、差し押さえ命令となりますけど、一件の書類であるために既に27日に送金されておりますので、陳述書を記載する時点では既にそのお金は支出されておりました。ということで、陳述書には既に支払ったと記載し、送付してあります。その後、債権者からの異議の申し立てがあり、一連の文書の流れについて説明したが、納得せず、5月17日のマスコミ報道となっております。その間、債務者とも再三にわたり、債権者への支払いに応じるよう説得したが、取り合ってもらえず、今日に至っている次第でございます。

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

(休憩＝午前10時36分)

再開いたします。

(再開＝午前10時36分)

◎池間雅昭君

いわゆるこれは、市に対する損害賠償の訴訟になるわけですね。市は、当然とらなければならない行政手続を怠って、しかもその支出命令を下すのは市長ですね。大いに責任があることだと思うんですけども、これらの不手際に対する責任はだれにあるんですか。だれがどのような責任をとることになりますか。

それとですね、この間、この問題が発覚したのが2月の段階ですけども、これからずっと今月まで、約4カ月たっているわけですね。債務者に対しては、ただ話し合っただけで、債権者にお金払うようにと、そういうことしかやらなかったんですか。法的な手続とか、そういったものは考えなかったんでしょうか。また、それに対して市の顧問弁護士はどのような指導、助言をなされたのかをご説明をお願いします。要するにね、

債務者に対して市として法的手続をとるような問題ではないのかどうかも含めてです。当然皆さん方は顧問弁護士には相談なさったと思うんですけども、どういった指導、助言があったのか。法的な問題も含めてですね。

それと、債権者とはいつ、どこで、どういうふうな状況で会ってですね、どういような話し合いをしたのか。

それからね、今の差し押さえ命令の取り扱いについてでありますけども、いわゆる協議した内容のいわば協議書、起案書、そして決裁書、それを議会に全部出していただきたい。債権者との協議の内容についても文書で提出をしていただきたい。債権者は、いろいろ市に話すんですけども、らちが明かないというふうなことを言っていますからね、どういうふうな話の内容で、債権者がこのように提訴に至るようになったのか、これも書面で議会の方にですね、市民にも説明をしていただきたいというふうに思っております。

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午前10時39分）

再開いたします。

（再開＝午前10時41分）

◎建設部長（平良富男君）

債権者の方とはですね、私の方は下地庁舎の方で会っております。説明したことはですね、まず市にどれだけの過失があるか、それからその金額とかですね、それも支出の根拠、例えば市がミスがあって、これだけ払いますという支出の根拠がまだはっきりしていないので、今そういうことはできないというふうに説明しております。弁護士とのいろんな調整もしております。やはりそれは市にどれだけ過失があるかという部分含めてですね、今の段階でははっきりしていないので、市としての行動は起こせないと。当然債務者に対してもですね、現在の段階では法的な手続はできないということですので、訴状をもってですね、検討していきたいと考えております。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午前10時42分）

再開いたします。

（再開＝午前10時43分）

◎建設部長（平良富男君）

債権者からいろいろ市に対する質問書があります。それに対して市としての答弁もありますので、それは準備しておきたいと思えます。

◎池間健榮君

これ緊急質問なのか、質疑ができるのか、ちょっと私もわかりませんがですけどもですね、提訴された以上は、当然訴状が届いていないことには市長には判断をする今の時期ではないと私も理解をします。これ以上この場でですね、ああだこうだは差し控えなければならないと私は思っております。ただ、新聞報道に

ありますように、提訴されたことは間違いないだろうと。今後市の対応としては、二つしかないんですね。何週間以内に応訴するのか。そして、議会の議決を踏まえて反訴するのか、逆に相手を訴えるのか。この2点しかないんですよ。そういう意味では、これまでの対応が非常に重要になるわけでありますから、このことをしっかりと、雅昭議員がおっしゃっているように、資料として私も提出を求めたいと思います。今の時点で、部長でもよろしいですし、市長でもよろしいですから、応訴されるのか、応訴しなければ当然敗訴ですから、それとも逆に相手を訴えて、議会の議決を踏まえて反訴するのか、この2点について今の段階で市長の見解を求めたいと思います。

◎市長（伊志嶺 亮君）

市としての態度は、やっぱり訴状を見てみないとはっきりできませんので、訴状を見てから判断いたします。

◎池間健榮君

私はですね、非常に雅昭議員がおっしゃるようになりますね、最後に個人の賠償責任も発生するだろうし、場合によっては訴訟費用もかかるだろうし、最悪の事態になったら個人の賠償責任にもなるだろうし、非常に大きな話ですよ。そういう意味ではですね、議長がおっしゃるように、この本会議場において、司法の手にゆだねられている問題は民法であったり民事訴訟であったり、すなわちその次の時点では市の対応のあり方によっては刑事訴訟にも発展をする可能性がありますので、私もこれぐらいで控えておきますけれども、しっかりとですね、今後の反訴するなり応訴するなり、当然応訴はしないと敗訴ですから、このことも踏まえてですね、弁護士を出席させて、議会に対しても弁護士の見解を説明を求めることを市長にお願いしたいんですけども、弁護士、顧問弁護士さんと議会の話し合いを持っていただけますか。

◎市長（伊志嶺 亮君）

必要があれば、議会の求めに応じて、弁護士にも説明させたいと思います。

◎池間健榮君

顧問弁護士さんの方からは議会に対してもですね、報告書が一部届いておりますので、ぜひとも議会と顧問弁護士さんとですね、話し合いをさせていただきたい。お願いして、質疑終わります。

◎新城啓世君

1点だけ伺いますけども、1,200万の第三債務者となった事態を招いたことにつきまして、これは職員の不祥事ととらえてよろしいですか。そして、不祥事だとすれば、指揮監督権者である市長の見解を市民に対して述べていただきたいと思います。

◎市長（伊志嶺 亮君）

もちろん市に不手際がありました。ですから、市には責任はあります。ですけども、訴状の内容がどういう訴状になっているのか、よくわかりませんので、訴状が届いてから判断したいと思います。

◎眞榮城徳彦君

1点だけ伺いたい。

提訴された以上は、裁判ですから、勝つか負けるかなんですね、端的に言えば。もし負けた場合ですね、1,200万円の補償金を債権者に支払う。プラス損害賠償があったときに損害賠償も支払わなきゃならない。これは、仮の話で恐縮なんですけども、敗訴した場合にですね、市が、このお金はどこから出てくるんで

すか。支出の流れを少し説明をいただきたい。これは、市民が一番知りたがっていることだと思うんでね、お願いします。

◎建設部長（平良富男君）

これは予算を、建設部になるか総務部になるかわかりませんが、費目を設置しまして、予算計上すると、やります。そういうことになります。

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午前10時49分）

再開いたします。

（再開＝午前10時57分）

◎総務部長（宮川耕次君）

仮定の話でもありますが、ただ通常ではですね、例えばそういった裁判の結果が出ましたら、賠償金等については議会の議決を得て予算をつくりまして、支払うと。ただ、予算科目についてはどういう形になるかわかりませんが、一応通常では補償補てん及び賠償金という22節ですね、歳出の項目で扱います。また、その後市がいわゆる本来の、市は第三債務者ですので、本来の債務者にまた請求をしていくというような、そういった仕組みが通常考えられることです。

◎眞榮城徳彦君

今の部長の説明では、予算化するの是一般財源からということによろしいですか。一般財源から賠償金も賠償金も支払うということによろしいですか。じゃ、市長の責任とか、それから携わった職員の責任とか、そういったものに関する懲戒処分はあるにしても、この方々が携わった人がお金を支払うということはないと、平たく言えばですよ、とらえてよろしいですか、今の段階で。市長、副市長、それから会計責任者も含めて、これは一般財源から出るんであって、個人の懐からこれ出ないと。私平たく言っているから、平たく答えてくださいね。よろしくお願いします。

◎総務部長（宮川耕次君）

通常の形は、先程申し上げました。これについては本当に仮定の話ですので、一応他のいろんな事例等も検討しまして、きちっと対応していきたいと思えます。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午前11時00分）

再開いたします。

（再開＝午前11時03分）

◎新城啓世君

たび重なる宮古島市職員の不幸事には本当もう市民が辟易していますけども、以前にも病院側から2,000万の損害賠償請求されていますよね。これまだ継続中でありまして、こういった中でまたこういった1,200万という第三債務者になったわけですけども、こういうふうな不幸事続きの宮古島市の市

長としてのですね、見解を求めたいと思います。どのような気持ちでこういうふうな事態を受け入れているのか、これからどうするのか、お聞きしておきたいと思います。

◎市長（伊志嶺 亮君）

行政手法の中で不手際が起きていることに対しては、市民に対して大変申しわけなく思っております。私も詳細を調査して、それなりの責任をとりたいと思っております。

（「議長、休憩をお願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午前11時05分）

再開いたします。

（再開＝午前11時06分）

◎池間雅昭君

今非常に大事なことはですね、もうずっと職員の不手際が続いておりますね。市長は、先程条例でもトゥリバーの問題と下崎地区の問題でも出したんですけども、それでもまたまた、しかも2月の段階というのは特別委員会でも下崎地区を論議をしている段階、ここでやはり物事を隠そうという、市民の目から、あるいは議会の目から物事を隠そうという体質があるから、こういう不祥事が起きると思うんですね。それとね、規則や条例あるいは地方公務員法、そういったものに基づいてきちっとして職員の処分といいますかな、そういった責任、これについてはきちっとして問うてこなかったものがまたこういうふうな不祥事につながりますね。私がですね、一番お聞きしたいのは、皆さんは顧問弁護士から指導、助言を受けているはずなんです。この指導、助言の内容について、ちゃんと文書で提出をいただきたいという話しました。これやっていただけますか。

それとね、債務者がある意味では奥さんに払えというふうなことで委任状をやったということで、皆さん方は奥さんの方に支払いしてあるんですけども、こういったことについて皆さんの弁護士は、顧問弁護士は、市として何ら法的なものはないというふうなことを指導したんですか。今の答弁ではね、今の段階では債務者に対して法的な手段は講じられないというふうな答弁したと思うんですけども、これは確かですか。これは、もう顧問弁護士の指導、助言の中に入っているというふうな形でいいね。じゃ、そのこともちゃんと文書になりますね、書面として。これは確認しておきます。

（「市長、建設部長から答弁しているけど、条例ではね、訴訟とかそういったことに関するのは総務部じゃないんですか」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩します。

（休憩＝午前11時09分）

再開します。

（再開＝午前11時09分）

◎建設部長（平良富男君）

一応建設部道路建設課が担当課でありますので、その件これまでずっと弁護士とも相談しながら対応してきております。先程池間議員からありましたように、はっきりした市の責任の度合い、それから結局債権者に対してどういう形で市が対応するかという部分がまだ決定していませんので、債務者に対してですね、どういう対応できるかというのはそれが決まった後じゃないとできないという指導を受けています。

◎議長（友利恵一君）

休憩します。

（休憩＝午前11時10分）

再開いたします。

（再開＝午前11時10分）

ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

それでは、動議内容に関する質疑はこれにて終了いたしました。

次に、日程第2、議案第49号から日程第17、諮問第2号までの16件を一括議題とし、質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

◎下地 明君

私からは、一般会計補正予算について質問をしたいと思います。

さきの臨時議会で保良の土地を処分した1億9,946万6,000円の歳入があって、歳出のところでは基金として積み立てるということになっております。実はこの件につきましては、去った臨時議会でこれ可決されたことでありますけども、正直申し上げて私も売却には反対であると反対討論も申し上げました。議会終わって直後にですね、電話が入りまして、これはもう議会で可決されているんでしたらもう金が入ったかな、と。その辺はわからないけどもというふうなことをお答えしたら、自分らが市長のところへ行って、とめることはできないか、と。こういうふうな実は市民からの声があったんですよ。そういったことで可決されているから、いたし方ないと言えればそれまでですけども、今日の宮古の新聞にも載っておりますけども、城辺の地域審議委員長であります仲間克さんからの投稿がありまして、やっぱり地域審議委員の皆さんにも全くこういった相談もなかった。そして、なぜですね、定例議会が差し迫っている中において、こういうふうに関心するような感じで大事な、私は本会議で申し上げましたけども、財産というのは本当に大事な部分がある。本当に売ってはいけない部分があると私は申し上げました。どんなにきつなくても。しかし、こういった大事な、これ宮古島市にとっても大事なですね、景勝地である土地をこういうふうに関心で、臨時会を開いて急いで売却しなきゃならなかったか、その理由と、私は本会議で申し上げたとおり、同じ城辺のある地域で今取引が交わされている場所で、本当に比較にならない場所でこっちよりも数倍も高く取引が行われているよということまで私は申し上げました。なぜですね、そういったこと等も議会の場で聞いているはずだけれども、こういうふうに関心で今日の新聞で見ましたら、友利あたりで坪3万もしたというふうなことなどもあります。大変財政が厳しい、切迫しているのです、もう早期に売らんといかんというふうなことで当局は提案したというふうなこととなっておりますけども、本当に切迫、本当にもう今の宮古島市の財政状況は大変な状態であると思っておりますけども、だからそういうときにこそ地域審議委員

の皆さんにも相談して、また議会の場でも余裕を持ってお聞きしてですね、対応すべきだったと私は思うんでありますよ。そういったことで市長にお聞きしたいのは、なぜそんなにまで売り急がなきゃならなかったかどうか。そして、こういうふうにもはつきり申し上げた。城辺の別の地域でももっと比較にならないほど、こっちとは比較にならないほどのところがもっと高く取引が交わされていますよということも申し上げました。なぜそういったこと等も聞き入れずに、こういうふうにして早急な対応になったのかどうか、市長にお聞きしたいと思います。

◎市長（伊志嶺 亮君）

その案件については、旧城辺町時代から周囲の住民の同意も得ておりまして、また城辺町そのものもあそこを売却する、あるいは貸与するということについては文書が残っておりますので、そのように対応しております。また、価格についてはやっぱり鑑定入れまして、鑑定に従って売却値を決めております。

◎下地 明君

鑑定についても申し上げました。鑑定の評価は、それは法的な問題ですということも申し添えました。しかしですね、市長、私は今申し上げたとおり、本当に財政が逼迫している現状において、本当に大事なところを処分するとした場合には、逼迫している現状を見た場合には、評価が今の評価であっても、もう少し高く買ってもらえないですか、どうですかと、こういうふうなやりとりも必要であるわけでありまして、なぜ今日あす、この約2億円というお金が必要だったのか。定例議会もあるのに、定例議会の中で議論して、やってもいいんじゃないかかなと、こういった点が非常に不可解でなりません。城辺地域の皆さんはですね、特に吉野部落の皆さんは当時も話していました。自分らの安らぎの場であると。だから、これ新聞を見てください、今日の。仲間克審議委員長は、全く売のようなことはやっていないということでありまして、契約書の中身、そういったのははつきりとは申し上げることはできませんけども、私は十五、六年前の話とですね、今と、この市長が誕生したときのあの大事な公約の水を、地下水を守る、環境を大事にすると、これはどこにいったんですか。一番環境を守るためには、土地は自分が所有しておいて、会社は大いにもうリゾート開発やってもいいですよと、これちゃんとオーケーしているんですから。開発していくためには、やっぱり市が持っておいて、この部分はこういうふうな建物はよくないですよというふうな、環境を守るためには行政としてはその手法がよかったんじゃないかと思えますけども、市長がですね、こういうふうな本当に環境を大事にすると、市長の非常に大きな公約を私は踏みにじった行為じゃないかと市長に対して非常に疑問を持つわけですよ。なぜこんなに売り急いだのか、なぜ本当にこういうふうな低い価格でやったのか、それが非常に私には疑問でなりません、市長。私はですね、今でも市長は地下水を大事にする、だれよりも環境を大事にすると、私は本当にこういうふうな、こういった面ですばらしい市長だと私は思っておりますけども、今の売買についてですね、何で市長は自分自身の本心が、市長の本心がどこへ行ったかと非常に残念でなりません。市長にその辺をお伺いしたいと思います。

◎市長（伊志嶺 亮君）

地域の開発については、開発する側と市が協議して開発することになっておりますので、環境を大事にしながら開発するような、そういう進め方をしていきたいと思えます。

◎池間雅昭君

一般会計補正の、これは財産売払収入なのかな。不動産売払収入について質疑をいたします。

今の下地明議員の質問にもありましたけども、去った6月4日の臨時議会で売買契約が成立をいたしました。私はですね、この売買契約、仮契約をして、議会の議決を経て、本契約になるんですけども、臨時議会で売買仮契約を結ぶに至るまでのですね、経過について何ら説明されていない。そこで、私はですね、まずお聞きするんですけども、この1億9,946万6,000円はもう入りました。もう入ったから、計上したのか、あるいは予定でその金額は計上されているのか、まずはお答え願いたい。

それとですね、この仮契約に至るまでの行政手続として、いわゆる譲渡申請書の内容について、市民にわかるようにご説明を願います。

それとですね、仮契約に至るまでの協議書、どういった方々がどういった方々と協議をして、そして仮契約に至ったのかね、その協議書の内容、それから起案書の内容、そして業務日誌の内容をご説明を求めます。

次にですね、皆さん方が仮契約をして売買するというふうに判断をするためには、その契約書の内容でね、この契約書の内容でいいということをやったんですから、2億円でいいと。これに企業からの開発計画や資金計画、事業計画等の計画書がですね、多分皆さん方には提出されていると思います。そうでなければ、皆さん2億でいいとか、あるいはこの会社でいいとかいうふうな判断できないと思うんですね。したがって、これに係る開発計画、資金計画、そして事業計画の内容を説明をいただきたい。

それとですね、契約書の内容についてね、だれが相手方と窓口になって、相手方と協議をしたのか。この契約書の内容についてね、協議したのはだれで、そして相手方はだれで、何回ぐらい協議をした結果、今のような契約書ができたのかですね、ご説明を願いたいというふうに思っております。

それから、皆さんに株式会社吉野さんの財務諸表は届いています。議会には出さないとしてもね、売り方の市当局に対してはそういった基礎的なものは判断材料として出していると思うんですよ。出されているのかどうか。出されていないければ、これらの仕事を行うにおいてね、どういう何をもとにして皆さん方はこの売買契約を結ぶに至ったのかですね、いわゆる基本的な考え方をお示し願いたいというふうに思っております。

それで、これ市長にお聞きをしたいんですが、市長は十五、六年前の開発許可を申請した段階で、保良地区の皆さん方も吉野地区の皆さん方もオーケー出したと。だから、開発許可を求める申請に対して、十五、六年前の市民が、それは市長、あなたが市長になる前ですよ。十五、六年前の市民が同意したことは、もはやもう現在の市民の皆さん、地域の市民の皆さん方には説明することは必要ないのか。市長は、そういうことをおっしゃっております。再度確認します。十五、六年前に同意を得たものについては、現在の市民の皆さん方には説明をする義務も責任もないのか、市長のですね、それについてお伺いしたいと思います。

◎市長（伊志嶺 亮君）

くだんの土地の件については、城辺町から受け継いだ事業でございますので、城辺町でしっかりと住民に説明をしてあると思いますので、住民説明は改めてする必要はないと考えました。

◎総務部長（宮川耕次君）

まず、契約、いわゆるこの予算のあれは支払われたかということですが、これは保証金が議決した日に2,000万入りまして、契約書に基づいて6月いっぱいでは残りは支払うということになっております。

それから、いろんな協議書の提出ですとか、起案文とか業務日誌とか、さまざまご質問があります。これにつきましては、総務財政委員会説明資料は大体の概要につきましては一応提出はしてありますが、これについては新たな資料となりますので、ちょっと時間をくださるようお願いいたします。

それから、契約の窓口につきましてはですね、一応財政課で担当しております。財政課用度管財係、そういったところですね、そういった窓口になって対応しております。

財務諸表は、今のところ提出されておられません。細かな資料については、ちょっと時間をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎池間雅昭君

資料を提出してくれと言っていないんですよ。皆さん方が仮契約を結ぶに至った行政手続、手順に沿ってやっていったわけだから、その行政手続に沿って説明してくれというんです。委員会での説明は、これ議事録に載りませんよ。本会議できちっと議事録に載せて、市民にもわかるように説明してほしいと言っているんです、今。だから、譲渡申請書の内容についてもきちっと資料として出せと言っているんじゃないですよ。説明してくれと言っているんです。同じように開発計画や資金計画や、あるいは事業計画、これについて説明してほしいと言っているんです。仮契約に至るまでこういった手続を踏まなけりゃ、皆さん判断できんでしょう。それとも、ないんですか。この計画は。

それと、今言っているように、財政課が窓口になってやってきたと。だから、どのような協議を経て、内部協議をね、どのように内部で協議を経て、相手方と契約を結ぶような交渉をしてきたかということを知っているんです。財政課を窓口にして、じゃ皆さんは役所内で、行政内でどのような協議をしてね、どのような協議に基づいて相手方と交渉したかということを知っているんですよ。じゃ、後でこの内容も文書として委員会には多分提出求めます、私は。ただ、今はね、市民にわかるように説明してほしいんです。そしてね、いわゆる業務日誌ね、業務日誌に基づいて説明してもらえばいいんです、それはね。これをきちっと本会議で説明をいただきたい。

それと、もう一点ね、市長ね、城辺町時代にやったと。当時は、城辺町の財産ですよ。なるほどね。城辺町の財産です。しかし、今は合併をしている宮古島市の財産なんです。向こうは、旧城辺町民だけの財産じゃなくて、旧平良市、旧上野村、旧下地町、旧伊良部町、みんなの財産なんです。それをね、旧城辺町のものがあるから、住民の同意を得ているから、あるいは保良地区の同意を得ているから、市民に知らせる必要ないということになるんですか。絶対にこれ私は承服できません。当時は城辺町の財産だけでも、今は旧平良、旧上野、旧下地、旧伊良部も含めた宮古島市民の財産なんです。それを何ですか。市民の意向も聞かない、同意も得ない、得る必要ない。これをね、独善的というんですよ、市長。私はね、そこに発想の違いがあると思うんです。宮古島市になったんです。そういう立場で物事を判断すべきであって、十五、六年前に開発許可申請の段階でされたからね、それをやらないというのでは、じゃこれまでまさに市長が公約してきた、今下地明議員もおっしゃったけどもね、内容と全く相反しますね。市長、どうですか。宮古島市の財産となりました。なお私が指摘をしても、市民に対して説明は必要なかったとお考えでしょうか、お答え願います。

◎市長（伊志嶺 亮君）

合併に伴う旧市町村でのあらゆる事業は新市に引き継ぐとなっておりますので、城辺町については城辺

町のこれまでの開発を引き継いできたということでございます。

◎総務部長（宮川耕次君）

まず、経過をですね、大ざっぱに説明いたします。

平成18年1月に吉野側より、開発許可を受けている土地の購入を予定している旨、電話で受けております。これは昨年1月です。平成18年5月、売買する土地の確認を行い、鑑定評価を依頼しております。平成18年12月、11筆を売買することで最終決定、平成19年4月17日、譲渡申請書を受け付けております。いろいろ内容につきましてもありますが、開発計画としましては今後やや変わる予定とはいう部分もあるようですが、一応ホテル等の建設、それからレストランですね、プール、コテージ等、そういったものなどが、大ざっぱではありますが、予定されているということです。今回ですね、これは県の知事の認可を受けるものですが、その際にはですね、またそういったマスタープランですとか実施計画でしょうか、そういった時点ではですね、市の窓口を通ります。その時点で、できるだけですね、住民とも、あるいは市としてもそういった話し合いをしていきたいというふうに考えております。

（議員の声あり）

◎総務部長（宮川耕次君）

資金計画は、特に私たちはいただいておりません。ただ……

（議員の声あり）

◎総務部長（宮川耕次君）

事業計画はですね、先程言ったとおりです。そういった大まかなですね、計画はいただいております。

◎平良 隆君

私も議案第49号について質問をしていきたいと思っております。

今回の補正予算の中で不動産売り払い金というのが1億9,900万余が計上されて、ほかの議員からいろいろ質問があるわけでございますけれども、先程市長の答弁によりますと、不動産鑑定の結果であるから、問題ないというようなことをおっしゃっております。しかし、地域におきましてはですね、現在取引されている価格が坪3万だと今言われているんですけども、そういうこともわかりながらですね、不動産鑑定士のものだけでですね、判断して、この土地をですね、売買したのかどうか。

それとですね、これからもこういう市有地の売買が、売っていくと思うんですけども、南岸一帯にも市有地がたくさんあるんですよ。そういうところもやはり不動産の鑑定によって売り払いしていかれるのかですね。やはり今回のですね、市有地の売り払いというのは非常に今後ですね、今後の市有地の売り払いにも大変な影響があるだろうと思うんですけども、今後もこういう不動産鑑定のもとですね、やっていかれるのか。本来だったらですね、地域がやはりこれだけのね、価格で取引されていたら、取引は、売り方というのはそれは努力してですね、高く売ろうというのが普通のやり方だと思うんですけども、そういう努力もせずにはですね、私は売ったような感じがするわけなんですよ。リゾートというのは、普通だったら大体上野の南岸一帯でも平米当たり2,400円ぐらいしていたんです、最低で。今でも城辺地区でも坪3万だと、取引されているという現状の中ですね、やはりいかにも幾ら財政が逼迫しているといってもですね、こういう値段で売るといのは本当にもう市民の方々もですね、また非常に残念がっておられますのでですね、今後もですね、そういう不動産鑑定のもとですね、これをやっていかれるのかですね、お

聞きをしたいと思います。

それと、今回の補正予算の中で専任媒介委託料が4,000万計上がされており、これは、トゥリバー地区の売買がめどがついているのかどうかですね、お聞きをしたいと思います。

次に、徴税費の中ですね、2款の方なんですけども、不動産鑑定評価委託料というのが600万計上がされており、ここはどこを予定しているのかですね、その辺をお聞きをしたいなと思っています。

それから、6款の中ですね、農林水産業費の中で水産業振興費の中で漁船の保全修理施設漁船用台車設置事業工事請負費というのが200万計上、これどこなのかですね、どこの漁港なのかですね、説明していただきたいと思います。

◎総務部長（宮川耕次君）

600万はどこでやる予定かというご質問ですが、これはご承知のとおり平成21年度の土地評価替えに伴うですね、そういった適正価格にするための鑑定を予定しているということでございますが、不動産鑑定についてですね、今県内で随契ではなくて、指名競争入札の形で適正な形でですね、今鑑定士に依頼したいと考えているところでございます。

それから、将来の今後とも不動産については鑑定を重視するかということでご質問ですが、私たちは原則そのような考え方で対処していきたいというふうに思います。もちろん周囲の状況、そういった判断ももう少し調べ、調査を充実させていきたいと思いますが、一応原則そのような鑑定士の価格をですね、大事にしていきたいというふうに思っております。

◎伊良部総合支所長（垣花 恵君）

6款の農林水産業費、漁船保全修理施設漁船用台車設置事業、これが200万計上されておりますけれども、これは佐良浜漁港内で防潮施設、これ県が建設してあります。これに小型船用の台車、これを今度200万予算計上してあります。まず、大型船用の台車設置分は県が設置してありますけれども、今回の補正、小型船舶用の台車の設置ということであります。

◎平良 隆君

それじゃ、財産を売るときには当然、不動産のですね、鑑定士をやはり基本にしてそれは考えるかもしれないけどもですね、やはり地域によってですね、これだけの差があるんですね、現在の取引価格と。そういうのを考慮しながらですね、鑑定士は努力しないといけないんですよ。坪3,000円、今度宮古島市が売ったのは。しかし、別のは坪3万円で取引されているんですよ。10倍の価格で。そういう評価の中でもやはり不動産の鑑定士を、不動産鑑定ね、基準にして、あるいはしていくというような基本的な考え、それは僕は間違っていると思います。やはりこういうのがあったら、ある程度努力しなければならないんですよ。特に財政が厳しい宮古島市ですから。いかに高く売るということをですね、考えてやらなければですね、こういうことになってしまうんですよ。こういうことがあるからこそ、市民からも大変疑問視されて、非常に大きな問題になっているわけであって、担当する方々はやはりいかにこの状況を把握しながら高く売るかということをですね、やっていかないと、これからはそういうことであちこちそういうのは影響いたしますよ。僕はですね、今から市有地を売買するときにはですね、そういったところをですね、考えて、高く売ろうなですね、努力しないと僕はいけないと思います。今の総務部長の考えでしたら、絶対高く売れないですよ。努力しないから。ぜひですね、今後これからも市有地売買していくと思うんです

けども、やはりいかにして高く売るかということをごすね、肝に銘じて努力していただきたいなと思ひまして、質問終わります。

◎佐久本洋介君

議案第55号に関連してお伺ひします。

伊良部漁協の給油施設の譲渡ということごすけど、これに関連しましてごすね、もとの給油施設の撤去はごどうするごすか、お答えいただきたいと思ひます。

◎伊良部総合支所長（垣花 恵君）

旧給油施設、これは50キロと150キロが2基が設置されておりますけれども、老朽化して、もう使用できませんということご、今度40キロリッターの給油施設を設置しました。まず、古い2基については、まず予算を計上しまして、これをどこの予算で撤去するのかということご、これはまだ県とも市とも調整されておりますので、なるだけ宮古島市に負担がかからないような方法で県とも調整しながら撤去をしていきたいという考えであります。

◎佐久本洋介君

この給油施設については、漁業補償に伴うということご、非常に老朽化して危険だということご、急いでやったわけごすよね。ということご、今残っているだけでもこれ危険なんです。県がやるのか市がやるのかということごすけど、この辺は早急に詰めてごすね、撤去しないと、危険だからということご新しいのをつくったんですよ。その危険なものをいつまでも放置しておくということご、これは非常に問題だと思ひますので、その辺はしっかり詰めてやってごください。

◎上地博通君

議案第49号のごすね、一般会計の補正予算について、今までいろいろな方々、議員の方々から話が出ておりますが、それについて少し私なりに聞きたいと思ひます。

市長は、これまで吉野さんと賃貸契約がされている土地を譲渡するに当たってごすね、今まで5年間の期間がまだ残っているわけごすから、その期間内、しかも城辺町時代にこの土地は売らない方が自分たちの、要するに行政の言い分といいごすか、そういう意見も申し上げることができるということご、売らずに、賃貸契約をしてあるところごすね、売るという決断をしたことは、これはこれまでの行政は継続ということごを踏まえても、少し違ふんじゃないかと思ふんです。これについて、なぜ賃貸契約がされているのに、あえてここを売らなければいけないのか、売ることになったのか、その辺の協議をごどういうふうにされたのかごすね、いきさつをちょっと明らかにしてもらいたいということが一つ。

もう一つはごすね、今総務部長がこれからも販売に関しては不動産鑑定士の価格を重視するという旨のことを答弁しております。これは、平良隆議員も言いましたように、売る努力をしてほしいということごあります。これは当然だと思ふんです。じゃ、仮に聞きます。今トゥリバーを宮古島市は40億円で売りたいということごを言っております。じゃ、万が一トゥリバーの不動産鑑定士の評価額が15億といたった場合には、これ15億で売るとごすか、皆さん。ごすでしょう。これは、40億で売りたいという希望があるから、それを出しているわけごすよ。どこの土地に関してご、自分の希望を言うというのはこれ当たり前だと思ふんです。なぜそれをやらなかったのか。私は、そこを聞きたいんですよ。臨時議会の質疑のときにもいろいろなことを言ってきましたけれども、ごどういうふうにする努力をしない。いかに高く売れるかという努力も

しない。ただ相手が希望してきたら、それをありのままに受け入れるという、これが行政ですか。会社だったらとっくに倒産ですよ。だから、今の宮古島市があるのもそのせいじゃないかというふうに疑います。今後本当にどうするのか。恐らくトゥリバーについても不動産鑑定士の結果は出ていると思います。しかし、宮古島市は40億で売りたいという希望を出していますよね。これが当たり前だと思うんですよ。結果がどうであれ、高く売るといのが。なぜこれをしなかったのか。しかも、あれだけの土地を、トゥリバーよりも条件はいいと言われている土地が今みたいな価格です。この辺の説明を求めたいと思います。

◎総務部長（宮川耕次君）

なぜ売ったかというご質問です。先程からも経緯の中でありましたように、これにつきましては昭和62年度に協定書がありまして、当時の町長とですね、協定書がありました。それからずっと流れで今日に至っております。私たちはですね、旧城辺ですってやってきた開発、まちづくりの一環として位置づけておりまして、ずっと今日に至っております。ただですね、18年度の当初予算に宮古島市としてはこれの予算化した経緯がございます。いろいろなかなか売れないということで、これまで特別調査委員会の一つの議題にもなりました。したがって、私たちはそういったきちっとこれを処理するのは実は1年間の宿題として位置づけておりまして、臨時議会においても普通、通常でしたら臨時議会確かに議員の指摘のように事項ではありませんが、その流れがあるものですから、急を要して解決したいということでですね、こういう形で1年間にわたるですね、結果でございますので、その点をご理解いただきたいと思います。

また、もう一つ、鑑定、私、行政として鑑定結果を重視したいというのは、鑑定結果がすべてという意味ではありません。ですから、ただそれを考え方の基本に置いて、できるだけ高く売ろうような努力は当然だというふうに思いますので、そのように考えております。

◎上地博通君

何か部長は、前に予算化をしたから、これはもう既成事実としてこれを受け入れてほしいというような感じで我々は受け取るんですけども、その予算化をしたときだって、何の話もなく、ただ予算化をしただけでしたよね。それが問題になったわけですよ。なぜそれを話もなく、要するに議会に諮ることもなく、どこに問題もなく、それを売ることになるのか、これはおかしいということで問題になったわけですよ。それを問題になるということは、みんなその時点から、この売買はやってはいけないんじゃないかということも踏まえて考えていたと思うんです。私が聞きたいのはね、なぜ賃貸期間があと5年間も残っていると。5年間残っていて、例えばその5年間に開発しなきゃいけないようになっているわけですから、その5年間で開発をするときに自分たちの意見が言えるような状況をつくり、もしそれに反するようなことがあれば差しとめることもできるというような状況をつくって、その後での譲渡だったら考えられるんですよ。しかし、なぜあえて期間も残っているのにそれを売ったかというのが私は問題になると思うんです。これがちょっと不透明なのがそこら辺だと思うんですけども、これを議員の皆さん、市民の皆さんも納得できるようにね、説明してもらいたいと思います。

それと、もう一つは、不動産鑑定士の評価によっては高く売る努力をしたいということでもありますけれども、先程は部長は鑑定士の結果を重視したいということでありました。重視するのと、それを踏まえて高く売るとはどう違うんですか。私はね、これは、こういう問題は、市長みずからがやっぱりトップセールスをしないとなかなか売れない問題だと思うんです。ですから、市長にあえて聞きます。今市長は、

本当にトゥリバーを高く売りたいという気持ちでこの問題に取り組んでいるのかどうなのか、言っているように鑑定結果を重視してこれに取り組むのか、その辺もお答え願いたいと思います。

◎市長（伊志嶺 亮君）

トゥリバーのことは、喫緊の課題だと考えておりますので、これは早く売りたいと思っております。トゥリバーの鑑定評価は、40億に限りなく近い数字です。

◎砂川明寛君

1点か2点ばかりお伺いしたいと思います。

まず、今の土地の件でありますけども、保良のね、この辺についてはですね、不動産結果というのが、不動産に依頼して不動産の結果がそれだということだと思えますね。しかし、不動産依頼というのはいろいろ方法があると思うんですよ。いろいろというのは、市がやるわけですから、ゴルフ場あたりもこの中に入っていますよね。原野として全部依頼されております。そういうものを考えた場合にですね、しかもあそこは日本百景の一つとしてなっていますよね。そこに隣接した地域なんです。そうなるんですね、不動産結果、不動産評価をさせる場合にどういうふうな依頼の仕方をしたのか。単なる原野とだけ、これにありますよね。そうなる、これは原野とか、あそこには、今売ったところにはですね、ゴルフ場も入っていると思うんですよ。その辺についても市当局はどういうふうな不動産鑑定士に依頼をしたのかね、この辺についてお伺いしたいと思います。

もう一つはですね、地域審議会は、城辺の、賃貸でしたよね。賃貸して、物が言えるようにしておくということでした。あえてこれをですね、売買するということは、本当に地域審議会は何だったかなと。私は、まずは地域の方々の意見を聞いてから、そしていろんな県に出す書類が来るときには、今の当局の考えは逆だと思えますね。地域の声を聞いてから、そして上げるべきだと、売るかどうかね。その辺についてもね、何か隔たりを持っています。そして、値段についても、確かにあの辺の地域はインギヤーでさえ、旧城辺が合併する前にムイガー地域を売ろうとしました。そのときにも2,400円ぐらいでしたよ。それをかんがみした場合ですね、単なる不動産結果ということだけで本当にこれを売っていいのか。これ住民の皆さんが相当する値段であれば、こういう問題は出ません。その辺についてしっかりともう一度ね、市長の判断をお答えをお願いしたいと思います。

もう一つはですね、議案56号の高機能消防指令センター物品売買契約についてですね、ちょっと教えていただきたいと思います。2億9,200万相当の施設あるいはセンターをつくるわけです。今ですね、このセンターをつくらなくても、ちょっとわからないですけども、今これをつくらなくても、支障は来しているのかどうか。そして、支障を来すのであれば、それはつくってもいいんですけども、今まで相当支障を来しているのかどうかね、その辺についても少し教えていただきたいと思います。

もう一つありました。もう一つですね、ちょっと教えていただきたいのはですね、雑収入として3,400万入っております。これの用途ですね、どこかからのこれは寄附金じゃないかなと私なりに思うんですけども、その辺について教えてください。

もう一つ、これは強い農業づくり交付金、これ多分ハーベスターの件だと思いますけども、そのハーベスターの大きさですね、どういうものを入れるのか。これ城辺地区に、多分仲原地区と保良地区に入ると思うんですけども、それについてのお答えも欲しいなと思っております。よろしく申し上げます。

◎総務部長（宮川耕次君）

ゴルフ場地域でしょうか、価格鑑定についてのあれですけれども、大まかにですね、不動産の分布と言ったらなんですが、保良平安名、保良前場田ですか、それから保良宮土、この3地区がございます。その中で道路に面しているとか、そういったものはやや単価が高くなっております。くぼ地ですとか、そういうものはまた少し単価が低くなっております。不動産鑑定士の専門家の調査ですので、これにつきましては私たちは尊重しているということでございます。

それから、地域審議会の声をどこまで生かすかという件でございます。これについては、可能な限り地域審議会の声は生かしたいということでしたけれども、前回臨時議会の最終日ということもありまして、いろんな対応もできませんでした。今後ひとつこれからもですね、住民の声を生かす機会はありますので、この件に関してですね、その中で最大限生かしていくよう努力してまいりたいというふうに思います。

◎経済部長（宮國泰男君）

雑入の部分でございます。2,870万という金額が入ってございます。これは、沖糖と宮古製糖からのもので、サトウキビ生産奨励補助金ということが入ってございまして……

（議員の声あり）

◎経済部長（宮國泰男君）

じゃ、済みません。雑入に関しましては財政の方で答弁させていただきます。

ハーベスターの件でございます。小型ハーベスターが城辺地区に2台入ることになってございまして、これは小型のハーベスターとですね、あとは収穫袋の整備ということでございます。機種は、先程も申しましたけども、小型ハーベスターでございます。場所は、議員がおっしゃった地区でございます。

（議員の声あり）

◎経済部長（宮國泰男君）

ちょっと馬力の方の資料持っていませんので、後ほど。

◎消防長（伊舎堂 勇君）

高機能消防指令センターの必要性についてであります。本市消防本部が使用している消防指令装置は、昭和62年度事業で宮古広域消防組合に導入されて以来21年が経過しており、老朽化が進んでおります。また、同装置を製造するメーカーは、機種が古いため、部品の在庫もなく、万一の故障には119番通報の受理が不可能になると同時に、指令装置が停止し、火災及び救急の出動態勢に大きく支障を来すおそれが出てきます。現在宮古本島及び周辺離島、池間、大神、来間管轄区域では市民からの119番通報を受理し、管轄消防署及び上野出張所への出動指令業務を行っています。一方、伊良部出張所では一般加入電話からの119番通報を受理し、出動指令業務を行っておりますが、携帯電話からの119番通報の場合には一たん本署の指令装置で受理してから伊良部出張所へ転送している変則的な出動指令業務をとらざるを得ず、出動態勢に支障を来している状況があります。今後は、本市の消防体制の改善を図り、防火管理体制の強化につなげていくためにも、高機能消防指令センター装置を導入する必要があります。よろしく申し上げます。

◎財政課長（石原智男君）

議案第49号の一般会計補正予算の13ページ、21款の雑入の説明をいたします。

説明欄にありますサトウキビ生産奨励助成金は、2,870万ございまして、沖縄製糖さんから2,490万、そ

れから宮古製糖さんから380万の助成でございます。

それから、青年海外協力派遣職員人件費の補てん収入でございますが、これは国際協力機構、JICAからの収入として入ってきます。

それから次に、アオドウガネ回収及び維持管理負担金については、これも沖糖さんから180万4,000円、宮古製糖さんも同額で180万4,000円でございます。

それから、次の長寿社会づくりソフト事業交付金は地域社会福祉財団、東京都にあります。そこからのなりやまあやぐ大会への交付金として入ってまいります。

◎砂川明寛君

まず、土地売買の件についてでありますけども、私が言ったのはですね、この不動産を不動産鑑定士に依頼する場合にはですね、この地域の例えば依頼する側、市側がですね、例えばああいう地域であると、日本百景の一つである、その隣接地域であるという、あるいはリゾート地であるとか、いう地域のものをちゃんと言ってね、そしてそういうふうな鑑定をしていたのかと私は聞いたんです。もう一度ね、この辺について回答をお願いします。

次はですね、ハーベスターの件でありますけども、これは今確かにハーベスターはすごく人気があると言われております。しかしですね、私も13年ぐらいハーベスターでかかわっておりますけども、今余り小さなハーベスターが来てですね、キビを食い切らないと、倒し切らないと、投げ捨てた経歴が去年も3件ぐらいありました。そういう経過を見た場合ですね、小型といえども120馬力以上、それぐらいでなければ、特に今の宮古の、宮古島市ですね、サトウキビを刈り取る場合には非常に困難を来す可能性が大きいです。ですから、せっかく補助事業でこういう事業を入れるわけですから、地域、地域に合ったね、特に仲原とか城辺地域、保良地域、ああいうところは面積が巨大でですね、草も相当生えています。本当にそこを刈り取るだけの力がなければ、能力がなければなりません。その辺もしっかりと考慮して、こういう事業をしていければなど、これは要望しておきます。

次に、消防の件についてはですね、指令装置の件については、私は勉強だけですので、わかりません。しかし、今ようやくわかりました。昭和62年、古いということで支障を来しているということでもあります。これはしっかりとやっていただきたいと思います。

じゃ、その点だけについて1点。

◎総務部長（宮川耕次君）

リゾート地であるか、単なる原野であるかということですね、私たちは鑑定士に依頼する場合は、そういった鑑定士そのものがもう専門家ですので、そういったところは十分認識しているものというふう理解しておりますので、日本百景の一つとか、そういったすばらしい資源を備えている地域であるとか、そういうのはもう当然知っているものというふう理解しております。

◎嘉手納 学君

今の土地の件について質問をさせていただきたいと思っております。

まずは1点目に、市長は先程ですね、説明する必要がないと思っておられるということをおっしゃいました。これは、十何年前の当時城辺町時代のことで、本当にそれから十何年も、約20年近い期限が過ぎているわけですね。ということは、その地域の住む人たちも変わっているわけですね。それについて説明する必要が

なかったと、本当にそういうふうに思っているのかですね、再度確認したいと思っています。

そして、総務部長、この土地のですね、地価公示が近くにない場合にそういうふうに鑑定評価を入れていると思うんですが、その鑑定評価においてですね、今の説明で、専門だから、すべてを把握しているということだと思っているということでもあります、鑑定評価を行った際にですね、評価したですね、書類にですね、そういうふうなことが書かれていたのかどうかですね。要するにリゾート用地、そして日本百景に入っているから、そういうふうな付加価値をつけた上での鑑定評価ですよということがうたわれていたのかどうかですね、その二つをお聞きしたいと思います。

◎市長（伊志嶺 亮君）

先程もお答えしましたけども、この事業は旧城辺町から引き継いだ事業ですので、当然住民の方々と同じ気持ちだと考えておりました。

（「議長、休憩」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩。

（休憩＝午後零時14分）

再開いたします。

（再開＝午後零時14分）

◎市長（伊志嶺 亮君）

地域に施設が入ることは、地域の振興にもつながることですので、十分地域の人も喜んでもらえると、そのように考えておりました。

◎議長（友利恵一君）

休憩します。

（休憩＝午後零時15分）

再開いたします。

（再開＝午後零時15分）

◎市長（伊志嶺 亮君）

事業を進める上で地域の人たちと十分話し合いながら事業を進めていけば、地域の人たちの十分な理解が得られると、そのように考えておりました。

◎総務部長（宮川耕次君）

今付加価値をつけて不動産鑑定士に説明したかどうかということですが、一応今この結果についてはちょっと今調べ、私はちょっと聞き漏らしておりましたので、今調べさせておりますが、一応鑑定士はですね、旧城辺町の宅地については公的地価指標による地価動向はここ数年横ばい状態が続いており、今後も同様に傾向が続いているものと把握されると。農地については、公的な農地の地価指数はないものの、当該地域内の畑地の取引事例並びに宮古島地域の県農業会議の田畑売買価格に関する調査結果などを総合的に勘案し、農地等についての地価動向横ばいに推移していくものと判断した。したがって、当該地域内の宅地見込み地（原野を含む）について、平成18年5月、これはよろしいですね。時点修正の必要はないものと判断されるということでもありますので、今の相談したか、説明したかどうかについてはちょっとだけ

しばらくお待ちいただきたいと思います。

(「議長、休憩お願いします」の声あり)

◎議長(友利恵一君)

休憩します。

(休憩=午後零時17分)

再開いたします。

(再開=午後零時18分)

◎財政課長(石原智男君)

鑑定評価書の中にリゾート関係のものが入っているかというご質問でございますけれども、転換後、造成後リゾート用地として開発しようというふうなことが標準的仕様ということの科目の中に明記されております。一応鑑定評価書の10ページの中にあります。

◎嘉手納 学君

市長、議会ですすね、議員が質問した答弁がはっきりした、同じような一貫性を持って答弁していただきたいなというふうに思っております。その中で、最初は城辺町から引き継いだから、説明する必要はないということでありました。今の答弁でもすすね、正直言って僕の聞き違いか聞き漏らしかわからないですけど、市長の答弁に説明する必要があるのかないか、その誠意が僕には感じられません。そこら辺をもう一度はっきりと答弁していただきたいなというふうに思っております。

そして、鑑定評価についてすすね、総務部長の読み上げたものを見るとすすね、畑と農地、そのような観点から鑑定評価をされたというふうに僕はとらえています。そういう中で、やはり鑑定評価をした上ですすね、その付加価値をつけて、鑑定評価というのは総務部長が答弁したようにすすね、あくまでも基準ですよ。僕はそうとらえています。その中で、どのような形で付加価値をつけて売買するのか。それは、ごく当たり前のことじゃないかなというふうに思っております。そして、この場所を売ることによって、これからの宮古島市の観光の見地から見ても、どのような発展をなし遂げていくのか。そして、宮古島市民の地域近隣の人たちのどのような影響があるのか。例えばまかり間違えたら、このリゾート用地の近辺に海に入れない場合も可能性として残っているわけです。そういういろんな部分から含めて、行政が対応策を考えながらやっていくのは当たり前じゃないかなというふうに思っていますけど、今の答弁から聞くと、私から見たら余りにも安易な契約の仕方じゃないかなというふうに思っております。そして、この評価については、鑑定評価に基づいて売買するというのはわかりますけど、これからもやはりこの先財政が苦しいからといって、その場所や地域を単なる鑑定評価にだけ基づいて、それは観光地以外の方や農地だったら話は別ですよ。しかし、観光の見地、現在も東平名崎といえば宮古を代表する観光地であります。そういう部分も含めて判断するのが担当部署初め行政の、市長も初め、役目ではないかなというふうに思っておりますが、どのように考えているのかですすね、再度お聞きしたいと思います。市長、最初の私の質問にお答えください。よろしく申し上げます。

◎市長(伊志嶺 亮君)

先程下地明議員の質問に答えたように、旧城辺町から引き継いだ事業ですので、そのときに住民合意が得られているので、住民に改めて説明する必要はないということを申し上げました。しかし、また当該地

域の開発に当たっては開発する側と市としっかりと話し合いながら、これを進めていきたいと考えていますので、その中で住民の声も十分生かされるようにしていきたいと思っております。当然御嶽でありますとか海浜でありますとか、そういうところを住民が十分利用できるように、そのように進めていきたいと考えております。

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後零時23分）

再開します。

（再開＝午後零時23分）

◎総務部長（宮川耕次君）

鑑定のある方についていろいろな貴重なご意見等いただきましたので、その鑑定士をまず基本に考えたというのは当然ですが、今さっきのようにいろんな付加価値をつけたり、高く売れるような努力もまたしていきたいというふうに考えております。

◎嘉手納 学君

これはお願いであります、最終的な金額の支払いと同時に本契約を締結するわけですよね。そのときにですね、今さっき市長が答弁されてですね、例えばホテルができたとしても、海の利用とかですね、御願所とか、地域の皆さんがですね、これまでに伝統と文化に基づいてですね、利用した部分が必ずあると思うんです。そこを利用できる対処の仕方を契約書にぜひうたってほしい。やっぱりそのような形でですね、最低限のできる部分に関してはしっかりとした対応をお願いしたいというふうに思っていますので、よろしく申し上げます。

◎下地 明君

農林水産関係のですね、明寛議員から指摘ありました小型ハーベスターの件について1点だけお聞きしたいと思います。

小型ハーベスター導入の件については、私は議会のたんびに取り上げてまいりました。それで、今議会においてはこの予算書の中に入っておりますので、少しは安心して、一般質問も一応もうやる予定ありませんが、私がお聞きしたいのはですね、経済部長、2地区に導入計画であるというふうなことでこれ載っておりますけども、私はキビの生産量、そして農家戸数からして、非常に宮古では城辺が、城辺地域が多いので、これまでに一台もないのがおかしいということで、またキビ作農家のですね、高齢化の現状を指摘いたしまして、どうしても小型ハーベスターの導入を推進事業をしなければならぬというふうに指摘してまいりましたが、私は2台、2地区というふうなのを見て、一応お聞きしたいと思いますが、先程の明寛議員の答弁には2地区に2台というふうな答弁だったとお聞きしておりますが、理解しておりますが、ほかの事業メニューでも事業計画はないのかどうか。また、ないとしたら、できるだけほかの事業メニューでもですね、何とか今年度じゅうに導入できないかどうか、それをお聞きしたいと思います。

◎経済部長（宮國泰男君）

今回2台導入するのはですね、強い農業づくり交付金事業ということでございまして、先程言いました七又地区と保良地区でございます。あと1台につきましてはですね、構造改善事業ということで長間地区

というところにあと1台入る予定をしております。城辺地区はですね、意外と以前にハーベスターが導入されている地区でございます、大型、中型が導入をされてございます。希望地区もですね、あと5カ所ばかりですか、ございますけども、ハーベスターの場合は予算の限りがありまして、年間、構造改善事業と強い農業づくり交付金事業含めてもですね、大体5台程度が導入可能というような状況でございます、ハーベスター協議会の方で優先順位をつけながらですね、導入を図っているという状況でございますけども、今回は旧城辺町に3台導入するというところでございます。

◎議長（友利恵一君）

ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております16件のうち、日程第2、議案第49号から日程第9、議案第56号までの8件については、お手元にお配りした議案付託表のとおり、各所管委員会に付託いたします。

なお、議案第49号の歳出については、款項別審査委員会表により、所管委員会のご審査をお願いいたします。

お諮りいたします。日程第16、諮問第1号及び日程第17、諮問第2号の計2件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、最終本会議において処理いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

よって、本日の会議はこれにて散会いたします。

（散会＝午後零時29分）

平成 19 年

第 5 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

6 月 19 日 (火) 3 日目

(一 般 質 問)

平成19年第5回宮古島市議会定例会（6月）議事日程第3号

平成19年6月19日（火）午前10時開議

日程第1 一般質問

◎会議に付した事件

議事日程と同じ

平成19年第5回宮古島市議会定例会（6月）会議録

平成19年6月19日

(開議=午前10時00分)

◎出席議員(27名)

(延会=午後11時45分)

議長(1番)	友利 惠一 君	議員(14番)	眞榮城 徳彦 君
副議長(22〃)	下地 智 〃	〃(15〃)	嘉手納 学 〃
議員(2〃)	仲間 明典 〃	〃(16〃)	新城 啓世 〃
〃(3〃)	池間 健榮 〃	〃(17〃)	上地 博通 〃
〃(4〃)	新里 聰 〃	〃(18〃)	平良 隆 〃
〃(6〃)	佐久本 洋介 〃	〃(19〃)	亀濱 玲子 〃
〃(7〃)	砂川 明寛 〃	〃(20〃)	上里 樹 〃
〃(8〃)	棚原 芳樹 〃	〃(21〃)	與那覇 夕ズ子 〃
〃(9〃)	前川 尚誼 〃	〃(23〃)	豊見山 恵栄 〃
〃(10〃)	與那嶺 誓雄 〃	〃(24〃)	富永 元順 〃
〃(11〃)	山里 雅彦 〃	〃(25〃)	富浜 浩 〃
〃(12〃)	池間 豊 〃	〃(26〃)	下地 秀一 〃
〃(13〃)	宮城 英文 〃	〃(27〃)	下地 明 〃
		〃(28〃)	池間 雅昭 〃

◎欠席議員(0名)

◎説明員

市長	伊志嶺 亮 君	教育長	久貝 勝盛 君
会計管理者	譜久村 基嗣 〃	教育部長	長濱 光雄 〃
総務部長	宮川 耕次 〃	生涯学習部長	二木 哲 〃
企画政策部長	久貝 智子 〃	総務課長	伊良部 平師 〃
福祉保健部長	上地 廣敏 〃	財政課長	石原 智男 〃
経済部長	宮國 泰男 〃	企画調整課長	下地 信男 〃
建設部長	平良 富男 〃	選挙管理委員長	亀濱 文 〃
伊良部総合支所長	垣花 恵 〃	選挙管理委員会 事務局 局長	垣花 直 〃
平良支所長	狩俣 照雄 〃	学校教育課長	島袋 正彦 〃
城辺支所長	饒平名 建次 〃	伊良部分室長	久高 義次 〃
下地支所長	平良 哲則 〃	地域戦略局長	與那嶺 大 〃
上野支所長	砂川 正吉 〃	環境施設整備局長	平良 光善 〃
消防長	伊舎堂 勇 〃	教育施設課長	友利 悦裕 〃
水道局次長	砂川 定之 〃	中央図書館 建設準備室 長	下地 実 〃

◎議会事務局職員出席者

事務局 長	下地 嘉春 君	議事 係	仲間 清人 君
次 長	荷川取 辰美 〃	庶務 係 長	友利 毅彦 〃
補佐兼議事係長	砂川 芳徳 〃		

一 般 質 問 通 告 書

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
1	27番 下地 明君	<p>1. 市長の政治姿勢について</p> <p>2. 教育行政について</p> <p>3. 期日前投票について</p> <p>4. 農業振興について</p> <p>5. 城辺長間でのリゾート開発について</p> <p>6. 中国、台湾が川砂と砂利の輸出禁止について</p> <p>7. コールセンターの設置について</p>	<p>1. 再生団体回避へ向けて具体的計画案について</p> <p>2. パイナガマ公園及び根間地区公園事業見直しについて</p> <p>3. 保良の土地売却について</p> <p>4. 職員の労働時間及び勤務の見直しについて（一定期間）</p> <p>5. 議員、職員の給与削減について（一定期間）</p> <p>6. 議員定数削減について</p> <p>1. 宮古島市の各学校へ3秒礼の普及指導について</p> <p>2. 給食センターの運営について</p> <p>①各支所別給食センターの職員数と食数について</p> <p>②来間小中学校への給食配送について</p> <p>1. 城辺支所での期日前投票について</p> <p>1. 可動式誘殺灯の設置状況と既存の誘殺灯の管理について</p> <p>2. さとうきび生産組合へ各地区別加入状況について</p> <p>1. 開発計画内容について</p> <p>1. 宮古島市として今後の対応について</p> <p>1. 旧城辺庁舎では設置できないか</p> <p>2. 雇用について</p>
2	6番 佐久本 洋介君	<p>1. 市長の政治姿勢について</p>	<p>1. 緊急メッセージについて</p> <p>①2年間で赤字13億円削減の具体策は？</p> <p>②職員の反応は？</p> <p>2. 組織体制のあり方について</p> <p>①職員の一連の不適切な事務処理に対</p>

順位	発言者	発言事項	要 旨
			<p>する指導・管理はどのように行っていくのか。</p> <p>②伊良部総合支所水産観光係の移転について</p> <p>③佐良浜出張所に今後について</p> <p>3. 公共施設の運営について</p> <p>①佐良浜スポーツセンターの運営を教育委員会分室の直営に変更した理由は？</p> <p>②職員の配置について</p> <p>③プール開きが遅れた理由は？</p> <p>4. 下地島残地の利用計画について</p> <p>①残地利用計画の策定は？</p> <p>②パブリックゴルフ場の売却について</p> <p>ア. オファーはあるのか。</p> <p>イ. ゴルフ場運営ではなく、将来開発の際、有利になるような用地確保の可能性は？</p> <p>ウ. 適正な価格設定はなされているのか。</p> <p>5. 伊良部大橋供用開始後の佐良浜地区の振興策について</p> <p>①佐良浜地区の再開発計画はあるのか。</p> <p>②佐良浜港周辺の利用計画の策定はなされているのか。</p> <p>6. 架橋建設に伴う渡船補償について</p> <p>①海運2社との補償交渉の進捗状況は？</p> <p>②補償基金の現状はどうなっているのか。</p> <p>③補償額の算定は行っているのか。</p> <p>④旧伊良部町時代の補償交渉の経緯は現在も有効かどうか。</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p>2. 産業の振興について</p> <p>3. 福祉行政について</p> <p>4. 環境行政について</p>	<p>1. 強力なリーディング産業の育成が必要だと思うが、どのようにとらえているのか。</p> <p>2. 下里通り、西里通り、市場通り等、商店街の活性化について</p> <p>①活性化計画は策定しているのか。</p> <p>②根間地区の区画整理により旧市街地の空洞化が懸念されるが、どのように考えるのか。</p> <p>1. 認可保育所の保育料滞納の現状は？</p> <p>2. 滞納解消の方策は？</p> <p>1. 新ゴミ処理施設整備計画の中で焼却炉だけでなく、ストックヤードや最終処分場、資源リサイクル等の計画はどのようなになっているのか。</p> <p>2. 不法投棄問題について</p> <p>①市民のモラル形成はどのように行っているのか。</p> <p>②条例による罰則強化は考えていないのかどうか。</p> <p>③パトロールはどのように行い、今後はどのように強化していくのか。</p>
3	7番 砂川明寛君	<p>1. 市長の政治姿勢について</p> <p>2. 農業振興について</p> <p>3. 文化行政について</p>	<p>1. 市有地売却について</p> <p>①保良地区の売却について</p> <p>②トゥリバー地区の売却について</p> <p>③パブリックゴルフ場売却について</p> <p>2. 行財政改革について</p> <p>①13億円の財政削減計画について</p> <p>②職員給与適正化削減計画について</p> <p>1. さとうきびのネズミの被害について</p> <p>2. ヤソ航空防除について</p> <p>3. たばこ産業振興について</p> <p>①喫煙ルームの設置について</p> <p>1. 上比屋山遺跡一帯の道路整備につい</p>

順位	発言者	発言事項	要旨
		4. 教育行政について	て 1. 砂川中学校の運動場改築工事について
4	15番 嘉手納 学 君	1. 道路行政について 2. 行政改革について 3. 図書館の建設について 4. 教育行政について 5. 水産振興について	1. 通称伊良部橋市道7号線の建設費の予算は。 工事の開始時期は、完成の時期はいつになるのか。 1. 伊良部支所の水産課の廃止について統合の意義又は利便性について 2. 港湾課の借家料は。 宮古島市が支払っている借家料は年間いくらなのか。 3. 行政改革と言う事での行政連絡員等の報酬が見直されているが、地域の独自性とか伝統行事への影響は考えているのか。 1. 現在ある施設の有効利用等は考えていないのか。 1. 伊良部地区のプールが改修工事のためゴールデンウィークにサービス提供ができなかった大きな要因は。勤労者体育センター（野球場）のグラウンド整備について、内野の土の整備はできないものなのか。 1. 製氷機の予算計上、工事の着工の目途はどうなっているのか。
5	16番 新城 啓 世 君	1. 市長の政治姿勢について	1. 財政再建問題 ①緊急声明の意図 ②13億円の具体的な返済計画 ③市長以下全職員の給与カットの考え ④中止もしくは縮小、休止予定の事業は ⑤行革推進委員会の勧告とその実施状況

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
			<p>⑥万策尽きたときの責任は</p> <p>2. 東平安名崎市有地売買問題</p> <p>①臨時議会に上程した理由</p> <p>②契約書の作成者と起案文書不在の理由</p> <p>③最大公約「海や森林、自然環境の保全」との整合性</p> <p>④保良部落会長からの要請書に対する見解</p> <p>⑤地域審議会への見解</p> <p>⑥建設反対運動にどのような立場で対応するのか</p> <p>⑦建設反対の看板が立った時どのように対処するのか</p> <p>⑧損害賠償住民訴訟が起きる見込みですが市長の見解は</p> <p>3. 下崎地区土地売買問題</p> <p>①変更契約書の存在は公印不正使用または公文書偽造に当たらないか</p> <p>②同地区での道路建設は合法か、便宜供与を図ったことにならないか</p> <p>③一連の行政事務を「不手際」として減給15%、3ヶ月の条例案の正当性について</p> <p>④関係職員の懲戒処分はないがその理由</p> <p>4. トゥリバー問題</p> <p>①土地対策局を地域戦略局として「強化」した理由</p> <p>②専任媒介契約を結ぶ理由と予定相手方及び進捗状況</p> <p>5. NPO法人農都共生全国協議会について</p> <p>①旧平良市及び宮古島市の発注事業、</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p>2. 民政</p> <p>3. 建設</p>	<p>発注方法、発注年月日、契約額、進捗状況、施工形態、今後の対応等を資料で提示</p> <p>②同協議会受注参加できる法的根拠</p> <p>③市長が理事になっているが地方自治法142条に抵触しないか</p> <p>④宮古島市農業農村環境整備実施調査計画策定協議会について</p> <p>ア. 事業の内容</p> <p>イ. 発注から契約、協議会設置に至る経緯</p> <p>ウ. 進捗状況</p> <p>6. 市長不信任の声が市民の間で高まっているが見解は</p> <p>1. 保育所問題</p> <p>①市立保育所の現状と統廃合についての見解</p> <p>②市立保育所の完全民営化についての見解</p> <p>③県内類似市との比較見解</p> <p>2. ごみ処理問題</p> <p>①建設場所問題の進捗状況</p> <p>②現施設が休止に追い込まれたときの対応策</p> <p>③廃棄物炭化処理装置のリース事業に対する見解</p> <p>3. 葬祭場建設問題</p> <p>①進捗状況</p> <p>②現施設周辺で建設できない理由</p> <p>③現施設が休止に追い込まれたときの対応策</p> <p>④今後の見込み</p> <p>4. 給食センターの民営化問題</p> <p>1. 地元業者以外を指名する理由</p>

順位	発言者	発言事項	要旨
			<p>2. 皆愛地区団地建設用地の選定理由</p> <p>3. 着工延期を強いられた団地建設の受注業者への対応</p> <p>4. 欠損道路の補修要請に対する対応</p>
6	18番 平良隆君	<p>1. 市長の政治姿勢について</p> <p>2. 道路行政について</p> <p>3. 農業用施設の管理について</p> <p>4. ゴミの有料化について</p>	<p>1. 財政健全化について</p> <p>①財政破綻回避の為にどのような施策が計画なされているのか。</p> <p>②集中改革プランの進捗状況について</p> <p>2. 市有地の売却について</p> <p>①保良自治会の総意による反対決議及び地域審議会の反対決議に対する市長の見解</p> <p>②保良リゾート地の売却単価が非常に安く取り引きされている、ということで多くの市民から批判がありますが、それについてどのように考えておられるのか</p> <p>3. 度重なる市の職員による事務の不祥事、不手際について</p> <p>①職員の管理体制に問題はないのか</p> <p>②この問題に対する市長の見解</p> <p>1. 添道線について</p> <p>2. 宮国16号線について</p> <p>1. 浸透池の維持管理について</p> <p>1. 有料化によってどれぐらいのゴミが減量できるのか</p> <p>2. 有料化によりゴミの不法投棄が懸念されますが、その対応策について</p> <p>3. 有料化によってどれだけの財源が見込まれるのか</p>
7	17番 上地博通君	<p>1. 市長の政治姿勢について</p>	<p>1. 責任の取り方について</p> <p>①責任を取るということを簡単に考えていないか</p> <p>②政治家と職員とは責任の取り方が違</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p>2. 地域審議会について</p> <p>3. 農業問題について</p>	<p>うとおもいますが市長はどのように考えているのか。</p> <p>2. 職員の責任問題について</p> <p>①問題を起こしたときの職員と現在の職員と誰が責任を取るべきなのか</p> <p>②職員の職務上のミスはすべて個人で責任を取らなければならないか。</p> <p>3. 行政の継続について市長の見解を聞かせて欲しい</p> <p>①行政の継続とはどういうことか</p> <p>②合併した場合はどうなるのか</p> <p>③旧町村の決定事項の取り扱いはどうなるのか</p> <p>1. 地域審議会の意義をどのように考えているのか</p> <p>①地域審議会に権限はあるのか</p> <p>②今度の保良の土地の売却で地域審議会に凶らなかつた理由。</p> <p>1. さとうきび代金の支払いについて</p> <p>①代金支払いはどうなっているのか</p> <p>②この問題について市長の見解、そしてどのような活動をしたのか</p> <p>③組合への加入状況とその問題点</p> <p>2. 園芸ハウスの補助について</p> <p>①これまでの導入状況及びその効果 (作物別に面積と収穫量と売上高)</p> <p>②これからの課題及び目標</p> <p>③新規参入者への指導助言の体制について</p> <p>3. 土地区画整理事業と灌排事業について</p> <p>①平成18年度末の進捗率と今後の計画</p> <p>②旧町村別の取り組みについて</p>

順位	発言者	発言事項	要旨
		4. 財政問題について	1. 平成18年度の決算は大幅な黒字だと発表されましたがその要因は何か。 2. 今年度も黒字にするための方策は。
8	2番 仲間明典君	1. 行財政改革について 2. 産業の振興について 3. 文化振興について 4. 新規事業について	1. 財政状況の改善策について ①どのように取り組んでいるか ②実行度はどうか 1. 水産業の振興 ①海ぶどうの養殖施設建設について 1. 国指定文化財の看板設置について 2. 新たな文化財指定について ①ウズの主等 1. コールセンターの誘致について ①規模 ②雇用 ③波及効果
9	10番 與那嶺誓雄君	1. 市長の政治姿勢について	1. 財政問題について ①新しい地方公共団体の再生法制による新年度の財政健全化判断比率はどのようになっているか ②赤字団体回避のための具体策について ③新しい財政健全化計画の必要性について ④財政健全化に向けた協議機関の設置について 2. 城辺保良市有地売却問題について ①市長が公約にしているグリーンベルト構想との整合性について ②開発に当たって、地域住民や地域審議会の声をどのような形で反映させるか ③日本百景にも入っている東平安名崎一帯の景観保全と保護の問題を市としてどのように考えているか

順位	発言者	発言事項	要 旨
		2. 環境行政について	<p>④ 15年前に住民は合意している計画だから法的にもクリアーしているといわれているが、その根拠について</p> <p>3. 城辺庁舎へのコールセンター導入について</p> <p>① 県内における他の4施設における入居企業の雇用状況と経営状況はどうなっているか</p> <p>② 現在の城辺庁舎2階にある福祉保健部などの複数の課の移動はどうか</p> <p>③ 雇用効果と今後のスケジュールについて</p> <p>④ 入居企業のメドづけはあるか</p> <p>⑤ 入居企業の選定条件の中で労働条件などを考慮する必要がありますが、市としての考えはどうか</p> <p>4. 下地島空港周辺残地利用について</p> <p>① 県との第一回連絡会議の意見交換内容について</p> <p>② 市の利活用検討委員会の今後の取り組みについて</p> <p>5. 主要施設を経由する巡回型コミュニティーバスの運行について</p> <p>① 新年度からの試験運行の実績について</p> <p>② 今後の取り組みについて</p> <p>6. 伊良部～平良間における船便の時間外試験運行について</p> <p>7. 年間を通じた航空貨物量の把握とイベントやマンゴーなど、農水産物の出荷時期に応じた臨時貨物便の必要性について</p> <p>1. 白川田水源流域における塩化物イオ</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
			<p>ン濃度上昇問題について</p> <p>①検討委員会による中間報告の内容について</p> <p>②現在の調査状況と温泉原水・排水資料入手問題など、今後の課題について</p> <p>2. 新焼却施設建設問題について</p> <p>①現地建設に反対する住民に対し、市として合意形成のためにどのような説得活動をされているか</p> <p>②今後の取り組みについて</p>
10	3番 池間健榮君	1. 市長の政治姿勢について	<p>1. 執行機関、市長の本会議における発言（答弁）に対する責任について、市長の見解を求める。</p> <p>2. 補助事業は資格なし、入札参加届け出もない法人に委託することができるのか。</p> <p>3. 道路拡張工事に関わる物件補償費の事件で、本市が提訴されているが対応を伺いたい。</p> <p>4. 下地地区の公園管理業務の委託に関する要望について、可能かどうか伺いたい。</p> <p>5. 行財政改革について</p>
11	4番 新里聰君	<p>1. 市長の政治姿勢について</p> <p>2. 農業振興について</p> <p>3. 道路行政について</p>	<p>1. 調査特別委員会報告書について</p> <p>2. 財政問題について</p> <p>3. 専任媒介契約について</p> <p>1. 畜産振興策について</p> <p>2. 死亡牛保管処理事業について</p> <p>1. 下崎～西原線について</p>
12	14番 眞榮城徳彦君	<p>1. 財政について</p> <p>2. 公社について</p>	<p>1. 健全化判断比率について</p> <p>2. 現在の数値と今後の課題点</p> <p>1. 宮古島市土地開発公社の今後について</p>

順位	発言者	発言事項	要旨
		3. 選挙について 4. 事業の見直しと今後の見通しについて 5. インターハイについて	2. 宮古島市公共施設管理公社の今後の方向性と職員の身分保全について 1. 下地・上野・城辺地区の期日前投票所設置について 1. 健康ふれあいランド事業 2. 根間地区区画整理事業 3. 竹原地区区画整理事業 4. 新ゴミ処理場の建設 5. 葬祭場建設 1. 特別対策室の設置 2. 各課横断的な人材活用によるプロジェクトチームの結成 3. 特別強化指定校の選定
13	24番 富永元順君	1. 市長の政治姿勢について 2. 保育行政について 3. 福祉行政について	1. 市有地処分のあり方と地域審議会の役割について 2. トゥリバー地区の売却について 3. 土地開発公社の運営について 4. 県立宮古病院の新築移転と脳外科医の配置について 5. コールセンター誘致計画について 6. 下地島空港及び残地の利活用について 7. 新ゴミ処理施設について 8. 新図書館建設計画について 9. 健康ふれあいランド構想計画について 1. 市立保育所運営の実状及び統廃合と民営化について 2. 認可保育園の運営実状と課題について 3. 無認可保育園の運営実状と課題について 4. 保育料の未納について 1. インフルエンザ予防接種について

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p>4. 道路行政について</p> <p>5. 水産業振興について</p> <p>6. 資源リサイクルセンターについて</p>	<p>2. 市の健康増進計画と福祉施設での健康器具の設置状況について</p> <p>3. 公園内の運動施設建設計画について (ゲートボール場、グランドゴルフ場等)</p> <p>1. 大原線の進捗状況について</p> <p>2. 東環状線（北中前）の進捗状況について</p> <p>3. 冠水対策（袖山線）について</p> <p>4. 県道78号線（出口通り）の拡幅整備計画について</p> <p>5. マクラム通りの拡幅整備計画について</p> <p>1. 海業センターの活用について</p> <p>1. 運営状況と指定管理制度について</p>
14	8番 棚原芳樹君	<p>1. 市長の政治姿勢について</p> <p>2. 農業行政について</p>	<p>1. 再生団体回避について</p> <p>2. 行財政改革について</p> <p>3. 住民税、固定資産税、国民健康保険税徴収率向上について</p> <p>4. 滞納者対策について</p> <p>5. 補助率の悪い事業の思いきった見直しについて</p> <p>6. パブリックゴルフ場売却について</p> <p>7. ホテル売却について</p> <p>8. 市有地売却について</p> <p>9. トゥリバー埋め立て地売却について</p> <p>10. 市の防災対策について</p> <p>11. 市民ボランティアの推進について</p> <p>12. 伊良部漁協製氷施設の整備について</p> <p>13. 子育て支援について</p> <p>14. 専任媒介委託料及び一般媒介委託について</p> <p>1. 伊良部地区構造対策事業の地区指定</p>

順位	発言者	発言事項	要旨
		3. 道路行政について 4. 環境行政について 5. 観光行政について	について 2. 伊良部地区ヤソ防除費について 1. トゥリバー入口から南への道路について 2. 久松西側の赤浜地区農道整備について 3. 伊良部地区市道35号線について 1. 久松漁港西側の残土について 1. 健康ふれあいランドの現在の進捗状況について 2. 今後の取り組みについて
15	26番 下地秀一君	1. 市長の政治姿勢について 2. 福祉行政について	1. 行政改革と財政再建について ①市有地の売却（トゥリバー等）について、また新税導入と篤志家に招聘並びに防衛省（第二球場など）の予算確保に向けて、現在どのような取り組みをしているのか。 ②さらに平成19年度予算における経常収支比率の改善について、どのように考えているのか。また、悪化の要因についても伺います。 2. 水道事業の広域化について ①多良間村との水道事業の広域化について、新たに検討する考えはないのか。 3. タバコ税の一部予算化について ①タバコ税の一部を喫煙対策に必要な予算化に向けて検討する考えはないのか。 4. 県立公園事業の早期実現について ①県立公園事業について、整備計画に向けた県との調整は、現在どのような状況なのか。 1. 訪問介護大手コムスの影響について

順位	発言者	発言事項	要旨
		<p>3. 教育・スポーツ行政について</p> <p>4. 環境行政について</p> <p>5. 道路行政について</p> <p>6. 農林・水産業行政について</p>	<p>て</p> <p>①今回のコムスの不祥事に対する介護利用者への影響はあるのか、また対策を考えているのか。</p> <p>1. 北小学校の改築について</p> <p>①老朽化の激しい北小学校の改築について、速やかに取り組む考えはないのか。</p> <p>1. ゴミ焼却施設の建設計画と現状について</p> <p>①建設計画に対するこれまでの経過と現在どのような状況にあるのか。</p> <p>1. 荷川取公園への進入道路について</p> <p>①現在は整備計画について、どのような状況にあるのか。また、速やかに整備する考えはないのか。</p> <p>1. モズク漁の振興とプラントの誘致について</p> <p>①モズク生産量の拡大とフコイダンの生産施設に誘致について、検討する考えはないのか。</p>
16	23番 豊見山 恵 栄 君	<p>1. 福祉行政について</p> <p>2. 道路行政について</p> <p>3. 観光行政について</p>	<p>1. 国民健康保険税の旧市町村の徴収平等性について</p> <p>2. 宮古島市社会福祉協議会伊良部支所職員給与について</p> <p>1. 伊良部架橋の進捗状況について（沖縄県との調整について）</p> <p>1. 通り池周辺の整備について</p>
17	19番 亀 濱 玲 子 君	<p>1. 市長の政治姿勢について</p>	<p>1. 「第一次宮古島市総合計画」の策定について、進捗状況を伺いたい。</p> <p>2. 宮古島の将来ビジョンに係る「宮古島市都市計画マスタープラン」「国土利用計画」について、市長の基本的姿勢と、策定に向けての現在の状況をお</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p data-bbox="528 1267 791 1301">2. 福祉行政について</p> <p data-bbox="528 1906 791 1939">3. 環境行政について</p>	<p data-bbox="954 338 1098 371">聞きしたい。</p> <p data-bbox="930 394 1409 517">3. 「地下水保全対策学術委員会」の中間報告と今後の取り組みについてお伺いしたい。</p> <p data-bbox="930 539 1409 663">4. 下地島空港等利活用検討委員会の今年度の取り組みと今後の方向性についてお伺いしたい。</p> <p data-bbox="930 685 1329 719">5. 宮古南静園将来構想について</p> <p data-bbox="954 741 1409 864">①「南静園将来構想」の実現に向けて、シンポジウム等の取り組みについて、お考えをお伺いしたい。</p> <p data-bbox="954 887 1409 1111">②「ハンセン病問題基本法」の制定に向けて全国ハンセン病療養所入所者協議会等から提起されています。国立ハンセン病療養所所在自治体として、市長のご見解をお聞きしたい。</p> <p data-bbox="930 1133 1409 1256">6. 「宮古島市集中改革プラン」の取り組み状況と課題についてお聞きしたい。</p> <p data-bbox="930 1279 1409 1402">1. 公立保育所、法人保育所の現在の入所状況と待機児童の状況、課題についてお伺いしたい。</p> <p data-bbox="930 1424 1409 1503">2. 「次世代育成支援事業」「地域支援事業」の取り組みについてお聞きしたい。</p> <p data-bbox="930 1525 1409 1693">3. 福祉サービス、福祉行政に対する市民の苦情解決や相談について、窓口の設置等、対応の強化についてお聞きしたい。</p> <p data-bbox="930 1715 1409 1895">4. 子どもの居場所づくりとしての、「放課後こども教室」の実施状況と、児童館の活動状況、課題についてお伺いしたい。</p> <p data-bbox="930 1917 1409 1984">1. 大浦の産業廃棄物処理場の火災から6年になるが、放置されたままになっ</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		4. 教育行政について	<p>ている。処分場について、市町村職員の「併任辞令」を活用して現状の把握等、対応をしていただきたい。</p> <p>2. ボランティア清掃について、海岸、公園、道路の清掃についての行政支援等、積極的な取り組みが求められる。当局の対応についてお聞きしたい。</p> <p>3. 生ごみの資源化について、計画と具体的な取り組みについて伺いたい。</p> <p>4. 指定ごみ袋制の導入を、ごみのない島づくりへの取り組み、環境保全の目的を明確にして進めるため、予算化について具体的にお聞きしたい。</p> <p>5. 「クリーン指導員」の設置は、指定袋制の導入へ向けても必要と考える。早い時期の配置を検討していただきたい。お考えをお聞きしたい。</p> <p>1. 文化財保護、史跡保護、戦跡の保全について</p> <p>①本市の文化財保護、史跡保護、戦跡の保全について、現状と課題についてお伺いしたい。</p> <p>②史跡ガイドや戦跡ガイドなどの養成についてお聞きしたい。</p> <p>2. かつての戦争で宮古島にいた朝鮮人軍夫について、日本軍慰安所について、宮古島市史等において事実を記録することは必要なことと考える。お考えをお伺いしたい。</p>
18	25番 富 浜 浩 君	1. 市長見解について 2. 行財政改革について	<p>1. 2008年度教科書検定について。</p> <p>1. 宮古島市「連結実質赤字比率」の財政健全化について。</p> <p>2. 選考採用人事の適材適所は。</p> <p>3. 分庁方式の見直しの考えはあるか。</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		3. 港湾整備計画について 4. デジタル化について 5. 下里・西里地区都市再生整備計画について 6. 海浜事故対策について 7. 新ごみ処理施設及び火葬場の建設について 8. 宮古島市有地について	4. 職員の研修は。 1. 航路浚渫と多良間船出入港の客の休憩所の設置は。 1. 宮古・八重山地域への地上デジタルテレビ中継局整備の推進は。 1. 下里公設市場の再開発計画は。 2. 根間地区区画整備事業は。 3. 西里通りの整備は。 1. シュノーケリング事故の件数と防止対策は。 2. ハブクラゲの防止対策は。 1. 計画の進捗状況は。 1. 保良平安名崎土地の処分について
19	20番 上里 樹君	1. 市長の政治姿勢について	1. 平和行政について。 ①合併前の自治体の非核平和宣言を急ぎ、統一した宣言にすべきと考えますが、作業は進んでいますか。 ②「教科書検定」の撤回を求める意見書採択が県内の市町村議会でひろがっていることについて、市長の見解を伺います。 2. 公共交通網の整備について ①巡回バスの運行を急ぐべきです。とりくみは、どのようになっていますか。 3. 保良平安名崎の市有地売却について ①保良平安名崎の土地売却にあたり、十分な住民への説明と要求をくみ上げ、企業との協定をきちんと交わすことが必要だと考えますが、今後どのような対応をお考えでしょうか。 ②契約に当たり、保証人が不在です。業者に不都合な事態が発生した場合どうするのでしょうか。

順位	発言者	発言事項	要旨
		<p>2. 定率減税の廃止について</p> <p>3. 年金台帳について</p>	<p>③買い取った企業の事業計画、財政状況及び賃貸契約の実績はどうなっていますか。</p> <p>④市の公有財産を普通財産にする基準と普通財産にした時の処分するときの基準の確立が必要と考えますが、いかがでしょうか。</p> <p>4. 財政について</p> <p>①宮古島市財政赤字の最大の要因は、なんだったのでしょうか。</p> <p>②連結決算の関係で特別会計の現状と問題点をどのようにお考えですか。</p> <p>③財政難をどのように乗り越えようとお考えですか。</p> <p>④普通建設事業費の見直しが必要だと考えますが、ご見解を伺います。</p> <p>⑤18年度実質単年度収支見込み（一般会計、特別会計）はいくらになりますか。</p> <p>5. 環境行政について</p> <p>①ごみ有料化よってごみが減るという願望ではなくて、十分に市民への説明会を開き、減量化に向けたとりくみを市民と共にすすめるべきだと考えますが、いかがでしょうか。</p> <p>1. 定率減税の廃止にともなう市民からの相談や苦情はどういう内容になっていますか。また増収分は金額でいくらになりますか。</p> <p>1. 年金台帳の保管状況について</p> <p>①年金の窓口業務が自治体から社会保険庁に移行したことにともなう年金台帳の保管状況はどうなっていますか。</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		4. 企業誘致について	<p>②市民からの相談に対応する窓口を設けるべきだと考えますが、いかがでしょうか。</p> <p>1. コールセンターの誘致について</p> <p>①誘致にあたって、庁舎の利活用と組織の関係をどのように位置づけていますか。</p> <p>②どのような企業で、どういう条件になっていますか。</p>
20	28番 池 間 雅 昭 君	<p>1. 市長の政治姿勢について</p> <p>2. 医療福祉事業について</p> <p>3. 自衛隊について</p> <p>4. 財政について</p>	<p>1. 保良地区の市有地売却について</p> <p>2. 物件補償費の裁判所からの差押え命令の特別送達に関する問題について</p> <p>3. トゥリバー地区売却に向けた市長のこれまでの取り組みと結果、及び今後の取り組みと売却の展望についての説明を求める。</p> <p>4. NPO法人農都共生全国協議会との随意契約について（地方自治法第142条との関係も含む）の市長の見解を求める。</p> <p>1. 在宅健康管理システム「うらら」について</p> <p>1. 糸数氏は去った知事選挙で「自衛隊は軍隊ではない」旨の発言をしているが、市長の見解は？</p> <p>1. 連結決算の今後の見通し</p> <p>2. 財政指標の見込みについて</p> <p>①経常収支比率</p> <p>②公債費比率</p> <p>③その他財政に関する指標を市民に公開して理解を求める。</p>

◎議長（友利恵一君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は27名で、定足数に達しております。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第3号のとおりであります。

ただいまから、日程第1、一般質問に入りますが、通告外の質問及び一問一答の質問にわたらないよう議事進行にご協力を願います。

なお、質問の1人持ち時間は30分となっております。

これより通告順に従いまして順次質問の発言を許します。

◎下地 明君

一般質問を通告してありますので、質問を行います。当局のご理解あるご答弁をよろしく申し上げます。

最初に、市長の政治姿勢について。再生団体回避へ向けて具体的計画案について。伊志嶺市長は、去った臨時議会直前各庁舎を訪れ、職員らに直接財政破綻回避緊急メッセージで2年間で赤字を13億円圧縮する目標を訴えた。しかし、2週間後本定例議会開会直後に11億円圧縮と変更した。その大きな要因は、普通交付税が当初見込みより11億円以上交付があったとのことですが、例年地方交付税はいつごろ決定されるんですか。また、2年間で赤字を11億円圧縮計画の取り組み状況についてもお伺いします。

次に、パイナガマ及び根間地区公園の事業見直しについて。財政破綻回避緊急メッセージを訴えている現状にあっては両公園事業とも見直すべきだと考えますが、答弁を求めます。

次に、保良の土地売却について。株式会社吉野への売却について。定例議会を控えて、地域住民への説明や合意形成もなく臨時議会での議決を急ぎ、しかも開発計画、事業計画、資金計画についても提出されていないと聞いているが、何をもとに売却したかについてもお伺いします。また、開発行為等社名変更、「株式会社オーシャンリンクス宮古島」から「株式会社吉野」へ平成13年9月17日社名変更申請となっておりますが、変更決定の年月日をお願いします。

次に、職員の労働時間及び勤務の見直しについて（一定期間）。職員の効率的労働と賃金削減へ向けて現在の週40時間制を36時間制に変更できないか。

次に、議員、職員の給与、報酬削減について（一定期間）。財政が厳しい中、行財政改革推進のために、一般市民へのサービスの低下、さらには増税により大変負担をかけております。そのような中において議員、職員の意識改革が何よりも大事であり、そのためには一定期間給与、報酬の削減は考えられないか。

次に、議員定数削減について。私は3月議会でもこの件については一応申し上げましたが、今回も取り上げました。議員は地域の声を議会の場に反映し、そして行政に対して指摘をし、市民の福祉向上と市の発展のために尽くすことが当然の任務であるが、今の宮古島市の財政状況と議会の機能、そして県内類似団体と比較、また合併推進協議会での議論を踏まえて、次の一般選挙より定数削減で実施すべきだと考えますが。なお、議員定数を定める条例については市長にも提案できるものと解されるとなっておりますが、市長に答弁を求めます。

次に、教育行政について。宮古島市の各学校へ3秒礼の普及指導について。このとおりです。これが3秒ですね。教育の原点は、あいさつで始まり、あいさつで終わると言われており、実は西城中学校で3秒

礼を実施しており、そのことにより子供たちの日ごろの行動にも好影響があるように見られるとのことです。入学式、卒業式における3秒礼は、立派な礼儀であります。そのようなことから、各学校への指導、検討をできないでしょうか、お伺いします。

次に、給食センターの運営について。各支所別給食センターの職員数と食数について。今、国を挙げて食育についての教育が展開されており、新たに栄養教諭制度が取り入れられ、学校と地域、行政、家庭が一体となって健全な子供たちの育成に向けた学校給食運営が行われております。学校現場の先生方、栄養士、調理員さんたちのご苦勞とともに、また調理場がゆとりがあって衛生的で、安全で安心な運営でなければなりません。そこでお伺いしますが、各支所別給食センターの職員数と食数について答弁をお願いします。

次に、来間小中学校への給食運搬業務について。大事な子供たちの給食運搬業務を学校の用務員に兼務させていると聞いておりますが、普通の業務感覚で取り扱うことはいかがなものかと考えますが、答弁を求めます。

次に、期日前投票について。城辺支所での期日前投票について。合併後の選挙において、期日前投票は平良本庁舎と伊良部支所だけで実施していると思っておりますが、来る選挙より城辺支所でも実施できないか、お伺いします。

次に、農業振興について。可動式誘殺灯の設置状況と固定式誘殺灯の管理について。今年度の誘殺灯管理委託料は予算化されており、そのことから大まかではあるが、各地域を確認して回りましたが、地域によっては全く管理されていないところが多く見受けられる。時期的な作業であり、なぜ管理が行き届いていないか。また、可動式と固定式誘殺灯の性能についてもお伺いします。

次に、サトウキビ生産組合へ各地区別加入状況について。来期精糖期からのサトウキビ代金は、サトウキビ生産組合に加入しなければ約4,000円のサトウキビ代金だけの支払いとなり、国からの支援金約1万6,400円がもらえなくなりますが、加入状況はどうなっているか、答弁をお伺いします。

次に、城辺長間でのリゾート開発について。開発計画内容について。通称クマザ海岸でリゾートホテル建設計画とマスコミで大きく取り上げられていましたが、聞くところによると開発行為許可申請書も宮古島市にも提出してあるとのことですが、開発事業主、開発内容、開発総工費、開発事業開始予定等について答弁を求めたいと思います。

次に、中国、台湾が川砂と砂利の輸出禁止について。宮古島市として今後の対応について。宮古に輸入されている川砂、砂利は中国と台湾が全体の8割を占めているとのことですが、輸出禁止となれば宮古の経済にとって大きな打撃となると考えますが、宮古島市は今後どのような対応をしていくのか、お伺いします。

次に、コールセンターの設置について。宮古島市は、事業申請を庁議決定、事業導入を城辺庁舎2階部分で進める計画のようですが、福祉保健部関係や他の課も配置されておりますので、現在遊休施設となっている旧城辺庁舎に設置できないか。また、コールセンターを設置することにより、マスコミでは二、三百名の雇用があると報じられておりましたが、このことについても確認をしたいと思っております。

よろしく答弁をお願いします。答弁聞いてから再質問します。

◎市長（伊志嶺 亮君）

下地明議員の質問にお答えします。

再生団体回避に向けて具体的な計画案をお聞きになりました。再生団体回避に向けて作成中の緊急行動計画の具体的な項目については、現在調整中であります。その素案について大まかに説明しますと、平成19年度におきましては、歳入では市税や国保税を初め、市営団地使用料、農業関係負担金の徴収の取り組み強化、市有地の計画的な処分などにより歳入増に努めてまいります。歳出では、物件費の執行見直しや人件費、各事業の見直し、補助金等の見直しによる削減を見込んでおりまして、6億円から7億円程度の赤字解消を図りたいと考えております。今後さらに具体的に調整を行いまして、その内容について公表していきたいと考えております。平成20年度については、19年度の状況を踏まえながら検討をしておりますが、現時点では5億円程度の赤字解消を考えております。

次に、議員定数の問題でございますけれども、議員定数の削減は当然ながら議会議員の皆様、また自治体の長も提案できるものですが、その必要性について、議会は議会、行政は行政という立場で検討、討議していくものだと思っております。定数削減に関しての判断材料となるのは、議員みずからの判断であったり、あるいは財政状況であったり、あるいは市民からの声ではないかと考えております。

他のことについては、担当をもって答弁いたさせます。

◎総務部長（宮川耕次君）

まず、株式会社吉野の社名変更はいつかということでございます。これは、平成13年9月17日となっております。

また、臨時議会におきまして提出した書類につきましては、議案のほかに総務財政委員会では鑑定評価額等の表示、あるいは鑑定評価の意見書、各種証明書ですね、預金通帳残高ですね、納税証明書、土地貸借契約書、計画の概要等々を提出しております。

それから、議員の給与の削減についてですが、議員の給与の削減につきましてはまず議員みずからがですね、協議し、そういった判断すべきものだと思います。当然市民の間、あるいはまた行政においても議論することはあり得ると思います。ちなみに、県内の11市の議員の給与状況です。宮古島市は、34万2,000円平均となっております。11市中9位でありまして、その11市の平均が38万7,300円となっております。

（議員の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩します。

（休憩＝午前10時18分）

再開します。

（再開＝午前10時19分）

◎企画政策部長（久貝智子君）

コールセンターについてのお尋ねでございますが、まず1点目、コールセンターの設置を旧城辺庁舎でできないかということでございますが、コールセンターの誘致につきましては旧城辺庁舎を含めまして数カ所の施設を検討してまいりました。旧城辺庁舎につきましては、耐震強度の問題、駐車場確保の困難性、建物の機能性の問題、改修費にかかる費用の問題点等が指摘されまして、そのほかの数カ所ですね、施設の比較検討の結果、最終的には現在の城辺庁舎に決定したということになっております。

それと、雇用についてですが、雇用につきましてはオペレーターの席を100席ほど設置したいと考えております。雇用は300名程度。事務職等を含めまして、最大で400名程度になるものと見込んでおります。

◎経済部長（宮國泰男君）

まず最初に、誘殺灯の件についてお尋ねがございました。管理についてということでございます。現在宮古本島内で1,275基の誘殺灯が動いてございまして、固定式が495基、可動式が780基でございます。これにつきましては、宮古製糖会社あるいは沖糖の製糖会社さんの原料員あたりを中心にしまして委託をしております。固定式につきましては1基当たり4,000円、可動式については6,000円ということにしております。委託者が全体で41名ということになっていまして、委託期間が5月1日から7月31日までということでございまして、これについてはやはりアオドウガネが活発に活動をする期間ということでございます。

次に、管理が悪いのではないのかというご質問でございますけれども、それともう一つ性能についてでございます。可動式の場合は、確かに光が固定式に比べては弱いというのは存じてございます。これは、県の方で十分試験をしてですね、決定した可動式の誘殺灯でございまして、これにつきましては可動式と固定式をですね、地図上に落としまして、満遍なく今回は配置をするという形にしております。1週間に1回ないし10日に1回、各稼働式、固定式ですね、アオドウガネの回収をしまして、その中でアオドウガネの各地域における分布状況というんですか、こういうのを調査をしております。次年度につきましては、その調査の結果に基づいてですね、配置を検討するということになってございますので、そのようにご理解をいただきたいというふうに思います。

次に、サトウキビの生産組合の加入状況ということでございます。全体で5,177戸の対象戸数がございます。加入は、100%でございます。ですが、農家35軒が1筆申請手続ということになりまして、加入はしてもこれだけ私の土地がありますよということを国に報告しなきゃいけないでありますけれども、この手続がまだ35戸が済んでおりません。これは、一応8月上旬までにやればよいというふうになってございますので、それまでにですね、調査を行いまして手続を済ませると、そういう形で現在作業を進めているところでございます。

次に、中国、台湾の川砂と砂利がですね、輸出禁止になるということでございまして、その対応はということでございますけれども、現在多くは中国と台湾から砂利をですね、砂も含めて輸入もございまして、宮古地区で6カ所ばかり事業所があるようでございます。今後の対応についていろいろお聞きしましたところですね、ベトナムと沖縄本島と徳之島の三つのルートにつきましてはですね、今対応策を講じているということで、これにつきましては各事業所がですね、個別に対応をしている状況にございます。ベトナムにつきましては、大体2カ月後ぐらいにはですね、その成形装置というんですか、ふるいにかけるいろいろな装置をですね、設置して輸入体制を準備中ということでございます。本島の場合については、本部の方に砂利とか砂のですね、供給地がございまして、その方で検討しているということでございます。徳之島につきましては、山砂を検討するというので、その対応はですね、各業者が現在とっていると、そのような状況にございます。

◎建設部長（平良富男君）

パイナガマ公園事業は、平成8年度からの着工で、平成18年度までに用地補償費及び物件補償費と合わ

せて約10億1,100万円の事業費を投入しております。平成18年度においては、便益施設と駐車場整備工事を完了しております。平成17年度に再評価委員会に審議され、事業の継続をしてよいという答申をしております。事業の中止は困難ですが、財政状況に合わせて完了年度を延ばしていきたいと考えております。

次に、根間地区公園事業、区画整理事業等の見直しの件ですが、平良市中心市街地活性化基本計画に基づいた事業計画上の集客交流拠点施設用地としての土地利用計画を理解並びに協力していただいた地権者が集まっており、次はその用地を買収し、施設整備をしていく必要があります。施設整備が基本計画の目玉事業であることから事業を取りやめることはできませんが、施設の整備についてはつくった後の維持管理に経済的な費用がかかることから、慎重に進めていく必要があると考えております。

次に、城辺長間でのリゾート開発の計画内容についてでございます。都市計画に基づき開発行為の許可が申請されております。計画内容ですけど、面積が約3万平方メートル、フロント、レストラン棟1階、ホテル棟4階、コテージ棟1階のリゾートホテル建設の計画です。開発行為の許可申請については、市へ申請し、市が関係各課へ意見照会を行い、県へ復申します。さらに、沖縄県において県の関係機関との調整後、沖縄県知事より開発行為許可の可否がおります。当該開発行為については、関係各課の意見照会を行い、沖縄県宮古支庁へ復申を行っております。

◎教育部長（長濱光雄君）

ご答弁の前に、少しごあいさつをいたしたいと思っております。去った4月の定期人事異動で教育部長に配置されました長濱光雄と申します。宮古の教育発展のため、微力を傾注して一生懸命取り組んでまいりたいと思っております。議員の先生方の一層のご指導をよろしくお願いをいたします。

では、ご答弁に入ります。給食センターの運営についてでございますが、各調理場の職員数と食数についてお答えをいたします。平良調理場は、職員が29名、食数が4,369食。城辺調理場、職員が8名、729食。上野調理場、職員が5名、365食。下地調理場、職員が5名、418食。伊良部調理場、職員が9名、602食となっております。職員数合計56名、食数で6,483食となっております。

次に、給食センターの運営についてご説明いたします。来間小中学校への給食配送についてでございますが、現在来間小中学校については用務員が給食搬送を兼務をしております。本来給食配送につきましては専属の職員を配置するのが理想的であります。ご承知のとおり財政的に厳しい状況であるとともに、また業務量等を勘案した場合には専任の運転手を配置することが非常に厳しい状況となっております。この取り扱い方法につきましては、旧下地町時代にも同様な取り扱いをいたしておりましたので、そのように引き継いで業務運営をさせているということになっております。

◎学校教育課長（島袋正彦君）

宮古島市内の全小中学校におきましては、基本的な生活習慣の定着を図るための一環としまして校門等における朝のあいさつ活動が活発に行われております。ご質問の3秒礼についてですけれども、宮古島市内小中学校の複数校で集会や講演会、それと儀式的行事等において取り組まれております。

なお、3秒礼の普及、指導につきましては、学校経営方針の一つとして学校独自の判断にゆだねることが望ましいかと考えております。教育委員会としましては、今後各種研修会等であいさつ運動の一つの事例として紹介していこうと考えております。

◎選挙管理委員長（亀濱 文君）

期日前投票所につきましては、去った6月8日の定例委員会でこれまで同様2カ所と決定してあります。議員ご承知のように、期日前投票は告示の翌日から投票日の前日までとなっており、国政選挙では16日間と結構長い期間当日投票所同様投票できる制度でございます。選挙人の方にはこの期間を利用して投票を行っていただく制度でありまして、ほとんどの自治体が期日前投票所については本庁1カ所で行っているのが現状であります。ただ、宮古島市の場合は、離島の中の離島であります伊良部地区については、地理的環境を配慮しまして、これまで同様期日前投票所を配置してあります。議員には、財政状況が極めて厳しい状況の中、合併に伴う歳出の抑制という観点からもご理解をいただきたいと存じます。よろしいでしょうか。

◎総務課長（伊良部平師君）

勤務時間を週40時間から36時間にできないかということと、それから一定期間給与のカットができないかというご質問でございます。

まず、職員の給与及び勤務時間につきましては、地方公務員法24条で条例で定めるといことがうたわれております。条例においては、週40時間、1日8時間が基本となって定められております。これは、国においても、国の一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の中でも、週40時間、それから1日8時間という、これは労働の根幹をなす部分でございます。ですから、それに沿って条例で定めておりますけど、この時間を変えるということはいろんな面で、住民サービスの低下でありますとか、あるいは国、県、他市町村との均衡が若干崩れるとか、当然8時間勤務、週40時間の勤務によって給与表等も決められておりますので、その給与表等にも影響が及んでいくということが考えられます。そして、現時点ではやっぱり市町村も国に準じることを求められておりますので、現時点では厳しいかなと思われま。

それから、給与の一定期間カットができないかということなんですが、これにつきましては今緊急行動計画を策定しております。この中で歳入歳出今見直しをしておりますので、その中で職員の給与等についても職員団体とも協議をしまして今後お願いしていく予定にしております。

（議員の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午前10時38分）

再開いたします。

（再開＝午前10時39分）

◎市長（伊志嶺 亮君）

交付税の正式な決定は7月25日でございます。

◎下地 明君 再質問を行います。

済みません。今さっきの市長の答弁がちょっとはつきり聞こえなくて、月日だけを、決定の。6月……

（「7月の25日」の声あり）

◎下地 明君

7月25日ですね。

済みません。再質問を行います。今の市長のご答弁でありますけども、じゃですね、今は6月なんです

よね。だから、7月に決定されるんでしたら、急に13億から11億円の削減ということが変更になったのか。それでしたら、最初からこの13億円の赤字の圧縮はですね、11億と、13億とやってあったのを11億とやったのがちょっとおかしいなと思うんですよ。7月でしたら、まだ7月は来ないわけだから、来ない前にこの数字が大幅に変わっているもんだから、私はおかしく思っ一応これは聞いているんですよ。なぜかと申しますとですね、何かタイミング的にですね、臨時、この土地売却のために大変財政厳しいということで、もう一刻も早く、早くしないといかんということで、もう財政状況もこうなっているよと、13億円の財政圧縮しなければ2年間でもう持たないというふうな状態で市長は発表いたしました。しかしですね、それ通って定例議会、二、三日後にはまた普通交付税が思ったよりたくさん入ったので、11億円で赤字の圧縮を削減すると。この辺がどうも理解できないもんだから、あえてこれを確認しているわけです。なぜ臨時議会前に、土地売却前には13億だったのか。それが済んで定例議会始まった同時に11億円なのか、そこが私この発表をですね、非常に疑問に思うから一応これ聞いておりますので、この件についてなぜそうなったかをもう一遍答弁をもらいたいと思います。

それから、パイナガマと根間地区公園事業の見直しについては、部長の方からももちろん長年の事業計画中であって、パイナガマの場合継続であると。根間地区においてもそのようなことでありまして、非常にまた中止は困難だと私もそのように理解しております。そういったことで、やはり財政状況と相談して私は事業は進めていくべきだと考えますので、できたらですね、縮小、場合によってはパイナガマの場合には事業のもちろん返還することはできないわけでありませけども、これも多くが土地の購入に事業費は行っているとは思うんですよ。できたらストップできないかと、そのぐらいも思いますけども、継続中の事業でありますので、それはできたら縮小してですね、そして根間地区公園についてもできるだけ箱物の設置をしないと、できるだけ。そのような方向でやってもらいたいと思いますが、部長にもう一遍また答弁を願いたいと思います。

それから、保良の土地売却についてでございますが、先程オーシャンへの社名変更申請あったかと言ったら、ちゃんとあるということですので、後でその書類は見せてもらいたいと思います。なぜですね、私がそれを聞くかと申しますと、この土地の賃貸契約には株式会社オーシャンから株式会社吉野への引き継いだ継承ないんですよ。だから、賃貸借契約書そのものは、当時の仲間克城辺町長と高松開発株式会社との取引しかありません。そういったことで、この書類を見る限り、賃貸借契約についてはオーシャンリンクスも入っていないければ、もちろん株式会社吉野も入っておりません、書類上は。これは、この計画の承継がなされておりません。だから、いかにもオーシャンリンクスが賃貸借契約を結んでいたかのように今までおっしゃっておりますが、これはこの書類見る限りそうでないですね。その辺を確認したいと思います。

もちろん今さっき聞いた開発についての継承については、オーシャンから吉野株式会社にちゃんと承継してあるという答弁でありますので、それは一応は信じておきたいと思います。そういったことで、賃貸借についてと、なぜオーシャン、賃貸借は旧城辺町が高松と結んであるだけで、オーシャンリンクスとも結んでありません。もちろん吉野と結んでありませんが、今までの流れの中でどうもオーシャンリンクスイコール株式会社吉野とも賃貸借があったかのように答弁していたのはどういうことかについてお伺いしたいと思います。

それからですね、もちろんこの売買については、非常にもう先程申し上げたとおり、地域の住民にも全く説明もないままに進められてきておりまして、そのことを取り上げたら市長はちゃんとやりましたということで、20年前の話でやったというふうになってきておりますけども、非常にこれはだれが聞いても不可解な状況でありまして、納得いくわけではございません。

そういった中ですね、一昨日6月17日、吉野公民館、こちらでオーシャンリンクスの支配人と吉野部落の皆さんが、現在のオーシャンリンクスの内にある御願所への出入り口など、またほかの件についていろいろ話し合いたいということで集会を臨時に持ったところへ、宮古島市の下地学副市長を初め宮川と、「自分は宮川という」と言っていた、と話してましたが、自治会長は、恐らく部長じゃないかと思しますので、ほか自治会長の話では7名ぐらいだと、来ておったと連絡ありましたが、人の用事を聞くのもちょっとおこがましいことでもありますけども、一応本当に17日に午後3時ごろ吉野部落公民館に行ったのかどうか。行ったとしたら何をしに行かれたのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

今この土地の売却については、非常に地域住民も、そんなことがあったのかということで非常に反対運動が盛り上がってきておりますし、新聞等でも投書等もございます。本当にですね、市長ですね、後で私は一つの新聞持ってきたの見せますけども、非常に20年前の地域住民説明会で本当に市長はそれでよかったかどうかと今でもそのように考えているのかどうかをもう一度お聞きしたいと思います。

次に、職員の労働時間についての答弁でございますけども、私が思うにやっぱりこれは国の制度、法令であり、非常に厳しい質問だなと自分も思いながらも一応は質問をいたしましたけども、今は三位一体改革のことで、地方にとっては自分のことは自分で守っていくと、自己責任の地方というふうな、そういう時代になっているんですね。だから、第2の夕張市になろうとしている宮古島市でありますので、我々はこのようにしますと。例えば週40時間制を週36時間制へ持っていく。そのかわり職員に対しては、もちろん市民にサービスが低下しないように交代して勤務をしているわけですね。なぜ私があえてこういった質問を言ったかと申しますと、今は宮古島市は職員がいっぱい余っていると。余っているからもう15年で500名ぐらい削減しよう、というふうな状況にあるわけです。国に対する説明も十分できるわけです。やろうと思えばできると思います。そういうことで、自分の財政は自分しかわからないので、国の一応もちろん書類でわかるかもしれませんが、こういうふうの実情を見せてですね、我々はこういうふうに頑張りますと言ったら交付税もますます増やしてくるんじゃないかと私は思うんですよ。物は考えよう。説明をやってですね、私はこれはですね、ただ法令を守ると言ったらそれまででございますけども、そのような考え方はできないかと私は聞いておりますが、もう一度答弁を求めたいと思います。

それから、議員、職員の給与、報酬については、一応は再質問はしません。

議員定数削減については、市長は答弁でおっしゃってございました。あえて私も自分の身のことでもありますので、再三質問というよりも市民がとにかく、自分自身がして市民が納得いくような、議会も職員も襟を正していくべきであると、私はそれを思うから、給与の削減、もちろん報酬の削減、定数の削減についても申し上げているわけでありまして、これは市民の声を聞いてですね、やっぱりこういうふうな給与も削減し、定数削減もしなきゃならないという状況にあった場合には市長もそのような決断をし、また議員に対しても相談をして進めていくべきだと思いますが、これについてはもう一度お伺いしましょうね。

教育行政については、先程答弁がありました。指導ということではできないような答弁でありましたので、

あえてできれば申し上げたとおり、できればですね、子供たちのやっぱり学校で、また地域社会での態度をどうすればよくなっていくかという思いでこのようなことを取り上げましたので、ひとつ子供たちのですね、最近是非常に悪質な事件等が起きておりますので、子供たちを立派に教育してもらいたいというふうな思いでありますので、ひとつご了解したいと思います。ひとつできれば指導をお願いしたいと。これはお願いします。

給食センターの食数についてでございますけども、職員と。私が言いたいのはですね、もちろんこれは給食センターは、子供をそれぞれ大事な目的で国を挙げて食の教育に取り組んでおりまして、私はたまたまこの来間小中学校への運搬業務についても一応申し上げておりますが、なぜですね、600食ある伊良部には10名職員がおって、この城辺は700余りで8名。平良は例外として、比較にならないけども、こういったところからね、この財政厳しいということよくわかりますよ。同じ給食センター内の職員ですから、なぜ伊良部から、この10名から1人でもこの下地の給食センターに配置してそういった対応できないですか。これ財政と言えば何でも通る話じゃないですよ。一応はぜひともこれはですね、できる、できないか。じゃ、その伊良部の10名というのは妥当かどうか。600で10名というのはおかしいんじゃないですか。もう一遍この件について答弁もらいたい。ぜひとも伊良部から1人でも下地、だれもこれは運搬業務だけを充実させなさいということではございません。調理をやりながらこれはその中で運搬、運転をする方もいると思いますので、だれもその給食を1人で運搬業務だけやるというふうなことではありませんので、ひとつ答弁をお願いします。

それからですね、期日前投票についてでございますけども、財政、財政と言っておりますけども、財政の問題ではないですよ、これは合併による地域格差だと。これは、さきの議会で同志の砂川明寛議員からも一般質問あったときに、市長は前向きに検討するとおっしゃったんですよ。しかし、選管の方ができませんというふうなことでそのようなになっておりますけども、実はですね、合併したうるま市、うるま市は4市町村で合併しました。4カ所でやっています。これ4カ所でやっています。何で宮古島市はできないんですか。これはですね、やろうと思えばできるんですよ。財政はですね、どういうふうにしてもできるんであって、何で向こうも時間は配分しているんですよ、時間は。だから、何も一日じゅう行うということじゃない。例えば伊良部で一日じゅうやっているのを伊良部で半日、のこりを城辺、上野、下地で分けろといったら十分できるんです。そんなの財政の問題じゃない。ぜひともこれは実施してもらいたい。答弁をお願いします。

それと、農業振興についてですけども、誘殺灯の管理についてでございますけども、去年の6月議会で私は全く同じような質問をしました。なぜですね、毎年同じように同じ状態で管理されていないか、私は疑問に思うんですよ。これは、誘殺灯というのは、サトウキビ増産に向けて土壌害虫アオドウガネ防除であり、アオドウガネ発生前に整理、管理できないというのがおかしいんです。来年は私はもう取り上げませんので、ぜひともですね、管理を周知徹底してもらいたいと。

それから、クマザ海岸でのリゾートについてでございますけども、この件については地域の皆さんにも説明され、地域審議会としても開発に問題ないというふうにおっしゃっております。ひとつ宮古島市といたしましてもですね、雇用の創出、そして経済発展のためにも、できるだけ早期の着工、落成へ向けてのご支援をお願いできないか、もう一度お聞きしたいと思います。

それから、川砂、砂利の輸出禁止については、ベトナム、沖縄本島、徳之島からということになっているようですが、これですとこれまでどおりに対応できるのか、お聞きしたいと思います。

それから、コールセンターの設置については、旧城辺町では対応できないということでもありますけども、私は前向きに一応は考えておりますけども、しかし合併協議会でですね、あの城辺庁舎は福祉保健部を設置するということになっておりまして、そういった面の兼ね合いなどもしっかり踏まえてですね、これは設置場所についても取り組んでもらいたい。それから、雇用については、以前は200名から300名というふうなことでありましたけども、部長の答弁ではこれが100名上回って300名から400名となっております。ぜひともですね、これが実現できますように、しっかりと当局は取り組んでもらいますようお願い申し上げます。私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎市長（伊志嶺 亮君）

議員定数の件についてお答えいたします。

合併のときにも、いろいろ議論がありました。そして、市民の声を聞き、それから議会議員の皆様の声も聞いて現在の定数になりました。ですから、これからもし財政状況であるとか、そういうもので、市民の声を聞きながら、また議員の皆様とも話し合いしながら行政、我々執行部としても考えていきたいと、そのように考えております。

◎総務部長（宮川耕次君）

まず、緊急行動計画において、13億から11億に変えた理由についてでございます。これにつきましてはですね、決算期というのは5月までなんですけれども、どうしてもいろんなを含めると最終的には6月上旬にまたがってですね、例えば大口といいますか、例えば県の支出金ですとか、これも28億とか25億、そういった幅でですね、最終的に決まります。そういうことで、最終的に数字が出尽くした形になるのが6月の10日以降ぐらいということで、そういうことでですね、私たちが13億の削減計画を出したのは、これは平成17年の決算でして、その18年度決算の見込みがやや確定的な数字が出た段階でやはりこれは若干軌道修正が必要ということでそのようにいたしました。ただ、連結決算の赤字比率が32%台から25%台になりましたんですが、そういったことではあるにしてもですね、全国のワーストテンに入っているということで、引き続き厳しい状況に変わりはないということでございます。

それから、2点目に地位の承継の問題であります。これはですね、高松開発からオーシャンリンクスへの地位継承というのが平成7年に行われております。それから、社名変更が平成13年9月17日になされているのは、先程申し上げたとおりです。そして、町有地賃貸契約の承継ということで、これについても平成8年1月16日に当時の城辺町長とオーシャンリンクス等でなされております。それから、「オーシャンリンクス」を「吉野」に改めるということで、改訂契約書を平成17年7月1日に行っております。

◎総務課長（伊良部平師君）

再質問で週40時間勤務時間の短縮ができないかという再度のご質問でございます。先程も申し上げましたように、給与及び勤務時間の根本基準というものは国も地方公共団体も同じでございます。週40時間、それから1日8時間を割り振るといものが決められております。そういうことで、これを変更するということは非常に、言ってみれば1日8時間が1日7時間勤務になるというようなことになって、住民サービスの低下ですとか他市町村、国や県、ほかの市町村との勤務時間の均衡性、そういったものが変わって

いくのではないかと考えられます。ただ、条例事項ですので、それは変更は可能だと思いますが、全国的にそういう例があるのか、調査をしてみたいと思っております。

◎**経済部長（宮國泰男君）**

砂の、砂利の確保でございますけども、今後このような3カ所に対応できるのかというご質問でございます。宮古島市ですね、これから伊良部大橋、国営土地改良事業、こういうものが動き出す、現在動いているのもありますけども、動き出すということで、この砂の確保、砂利の確保というのは大変に大事なことでございます。ですが、今の段階ですね、これが大丈夫だと申し上げることは私の方ではできないことでございますけども、輸入業者とですね、今後ともこの砂の確保、砂利の確保につきましては大変重要なことでございますから、調整を進めながら確保できるように行政としてもやっていきたいというふうに思っております。

済みません。可動式の誘殺の件につきましては、要望ということでよろしいのでしょうか。

（議員の声あり）

◎**教育部長（長濱光雄君）**

下地明議員の給食センターの職員数についてお答えいたします。

城辺の調理場が8名、伊良部の調理場が10名という指摘ございましたけれども、実際は9名です。その格差がなぜあるかということですが、このことにつきましては実態調査し、そして業務量等の中身を精査し、格差が出ないように調整をしてみたいと思っております。

◎**建設部長（平良富男君）**

パイナガマ公園計画の見直し、縮小についてお答えします。

まず、事業認可の面積がですね、8,900ヘクタールで認可されております。そういう関係上、現在用地面積はですね、共有地が6筆、それから個人所有地が19筆になっておりますので、規模縮小、既に網がかかっていますので、その部分だけを購入しないというふうになりませんので、非常に困難だと思います。ただし、事業の縮小じゃなくてですね、完了年度、これを財政と調整しながら延ばしていきたいというふうに考えております。

それから、根間地区公園の交流、箱物についてですけど、まず平良市中心市街地活性化基本計画の中でですね、まず目玉として集客交流拠点を整備するというふうに基本計画策定の中で位置づけされております。それから、国の制度変更に伴ってまちづくり総合支援事業の事業計画の中でまちづくり交付金事業に継ぐ前提として、土地を集めることができれば次期事業計画で集客交流拠点整備を盛り込みなさい、との国の指導がありますので、やはり集客拠点施設はですね、整備していきたいと考えております。

もう一つ、長間リゾート開発についてですが、市としましてはですね、関係機関に意見照会を行って県へ既に復申をしております。これは、農地法とか、森林法とか、文化財、それから道路関係、消防法とか、そういう関係を照会してですね、既に復申を行っております。

◎**選挙管理委員会事務局長（垣花 直君）**

答弁の前にですね、大変恐縮ではございますが、私初めての議会です。自己紹介をさせていただきたいと思っております。まず、去った4月ですね、人事異動で選挙管理委員会事務局長を拝命いたしました垣花直と言います。これまで同様、本当に公正、公明な選挙の島、宮古島市ですね、構築を目指して、微力で

はございますが、それとあと投票率のアップも目指してですね、微力ではございますが、誠心誠意努力いたしますので、どうか議会のご指導とご協力よろしくお願いします。

それでは、答弁いたしたいと思います。期日前投票所分けることはできないかという内容のご質問でございました。これについてはですね、やはり国政選挙の場合ですと、期日前投票所を16日間という非常に長い期間投票所と同じように投票できる制度でございます。そういう制度でございますので、細かく分けて日にちを短くするというよりもですね、1カ所でやるというのが期日前投票所の制度じゃないかと思っております。ただ、格差是正についてはですね、やはりそれは見直さなきゃいけないという面はございます。そういう意味ではですね、やはり運行バス等とか、そういうのを考えていくのが必要じゃないかと思っております。

◎総務部長（宮川耕次君）

私たちが吉野公民館に行った理由についてのお尋ねです。実は私たちも市民、住民とですね、いろいろ話し合いを持とうということで、会社側、あるいは住民といろいろそういった話し合いの段取りをつけているところ、会社側からそういう集まりがあるので、どうですかという、そういった情報を得まして行ってみたんですが、若干内容が食い違っていましたので、今後改めて話し合おうということになりました。

（「休憩」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午前11時10分）

再開いたします。

（再開＝午前11時11分）

これで下地明君の質問は終了いたしました。

◎佐久本洋介君

6月定例会に当たり、さきに通告しましたとおり質問してまいりたいと思います。

まず、市長の政治姿勢について伺います。市長は、5月29日、財政破綻回避へ向け、緊急メッセージを発しました。宮古島市の財政状況は、一般会計に国民健康保険、下水道、港湾事業などの特別会計を含めた連結実質赤字が約54億円、標準財政規模に対する連結実質赤字比率が32.7%と県内自治体の中でも突出しています。今国会で審議中の地方財政健全化法案が成立すれば、財政再生団体となる可能性が非常に高いと言われております。そこで、市長としては、2008年度決算での目標値25%に向け、向こう2年間で累積赤字13億円圧縮を目指した緊急メッセージとなったわけですが、これは可能なのでしょうか。非常に厳しい数字だと思います。そして、さっきから出ていますように、2億円はもう既に圧縮できると。2年間で残り11億円ということです。非常に厳しい数字だと思うんですけど、しかし再生団体を抜けるためにはどうしてもやらなくちゃいけない数字だと思っています。そこで、この残り2年間で11億円圧縮するための具体策、これを示していただきたいと思います。

それから、全職員に危機意識を持たせ、改革を促していくことはよいことだと思いますが、これに対して職員の皆さんの反応はいかがでしょう。本当に何が何でもやってやろうという気でのいるのか、その辺も伺いたいと思います。

次に、組織体制のあり方について伺います。まず、職員の一連の事務の不祥事、不手際について、市民の間からは非常に不信感が起こっています。職員の認識の甘さ、業務に対する緊張感のなさ、怠慢等が不適切な事務処理を生み、ついに今月12日ですか、損害賠償の提訴さえ起こされています。市民の側から見れば、本当にこの宮古島市の行政を任せて大丈夫なのか、不安を持つのは当然だと思います。職員の資質、モラルの向上に向けて指導管理をどのように行っていくのか。次々と出てくる不祥事は、ひいては市長の責任論にまで発展しかねない事態ですので、しっかりした対応を示していただきたいと思います。

次に、伊良部総合支所水産振興係の移転について伺います。行財政改革の一環であり、漁師の皆さんが不便をこうむることはないということですが、これはこの件だけじゃなくて問題は別にあると思います。5月22日に漁民の代表が漁民の諸名簿を携えて市長に要請を行ったのは、この地域への配慮の不足、これに対してだと思っています。水産振興係は、地域に与える影響の大きいことです。こういう影響の大きいものに対しては、事前に地域審議会等も開いて十分に説明し、理解を求めるべきではなかったのか。そして、この件だけでなく、この件でも非常に関係する地域への説明がいつも後手後手であるように思えるが、いかがでしょうか。

関連して佐良浜出張所の今後の取り扱い方針についても説明してください。

次に、佐良浜スポーツセンターの運営について伺います。管理公社への委託から教育委員会伊良部分室の直営に至った理由を伺います。運営費の計上は当初ゼロ、そして職員の配置もはっきりしないまま直営にした理由は一体何なのか。

それから、例年ゴールデンウイークの前に行われてきたプール開きが遅れた本当の理由は新聞紙上にあったとおりなのか。別にあるんじゃないかと思うんです。これまで管理公社に委託してきたのが市の直営になり、職員の準備が遅れてしまったというが、実際は運営費、職員の配置、こういうものがしっかりなされていなかったことだと思うが、いかがでしょうか。ゴールデンウイーク期間中は子供たちのプールの利用を無料にすると呼びかけていながら、施設を利用しに訪れた子供たちをがっかりさせたことに対してどのように考えるのか。

次に、下地島空港周辺残地の利用計画について伺います。去った6月4日県庁において、宮古島市と県の担当で構成される下地島空港残地有効利用連絡会議が行われ、その中で県は下地島残地に企業を誘致し、企業が開発を行う際においては宮古島市の土地利用計画を最優先し、県の土地利用計画を改定する方針であると説明しています。仲井真知事も下地島空港や残地の有効利用は公約に掲げてきましたし、市の利用計画策定によっては開発は進むものと思いますが、現在開発計画はどのようになっているのか。

次に、パブリックゴルフ場について伺います。今年度から5億4,000万円の企業債の元金償還が年間4,500万、そして利子、赤字分を含めると持ち出しが大きいということで売却の方針だということですが、借り上げを検討している企業はあるのか。

また、買い取りを検討している企業は、ゴルフ場経営ではなく、将来下地島残地開発の際有利になるように用地確保をしておくという、そういう可能性はないのかどうか。そして、もし売却した場合、現在の職員の身分はどうなるのか。

それから、価格設定に対してはどのように検討しているのか。

次に、伊良部大橋の供用開始後、空港や周辺残地の開発等により佐良浜地区が取り残されるおそれがある

ります。佐良浜地区の今後の振興計画はどのように立てているのか。

そして、佐良浜港や港周辺の利用計画、これは策定されているのかどうか。橋の開通によっては現在の佐良浜港の状況は一変するものと思いますので、まずそういう計画は早目に立てておかなくちゃ間に合わないと思いますので、その策定はどうなっているのか。新しいターミナルとか、そしてつい最近で上がった、供用開始になったばかりのアーケード、こういうものがあと四、五年で宝の持ちぐされとならないよう利用計画を急いでほしいと思いますが、どのようになっているのか。

次に、架橋建設に伴う渡船補償について伺います。海運2社によると、合併後補償交渉は全くなされていないということですが、どうなっているのか。会社としては、架橋完成後の事業展開、雇用の問題等いろいろあると思いますので、きちんとした方向づけを示してもらいたいと思います。

それから、補償については、これは去年の6月議会で私の質問に対して市長は基金を創設して対応するとのことでしたが、現状はどうなっているのか。

そして、補償額の算定方法は、これどうなっているのか。例えばこれは旧伊良部町時代に補償交渉で補償額の算定方法は示されたらしいんですけど、その後状況はもう変わっています。例えば新造船になったり、それからこれがはっきりしないために船の老朽化でもこれなかなかどうしたらいいのかははっきりした事業展開ができない。こういう経緯、これが旧伊良部町時代に行われてきたこの補償交渉、これとあわせて答弁を願います。

次に、産業の振興について伺います。宮古島市は、地下ダムの恩恵により、キビー辺倒の農業から短期換金可能な果樹、野菜等農作物の多様化が進んでいます。観光も、スポーツアイランドのもと各種スポーツイベントの開催等で年間観光客40万人を目標とするところまで来ました。しかし、お隣の石垣市では80万人突破を目前にし、新空港の完成後は一気に100万人突破をもくろんでいます。八重山地区においては、観光産業が地域を引っ張る強力なリーディング産業として地域振興に大きな役割を果たしています。ところが、宮古島市においては、1次産業もそこそこ、観光等3次産業もそこそこ、これこそはと言えるような強力なリーディング産業が育っていないように思います。1次産業等に付加価値をつけた加工業を中心とする2次産業の育成が必要だと思うが、いかがでしょうか。

次に、商店街の活性化について伺います。郊外型大型店舗等の進出により、旧市街地の活気が薄れ、今や夜の繁華街になりつつあるように思いますが、活性化計画策定は行っているのか。

次に、整備中の根間地区、ここに集落交流拠点や商業施設、公園等が整備されるということですが、これにより旧市街地がますます空洞化が進むように思えるが、それに対する対応はどうお考えなのか。

次に、福祉行政について伺います。認可保育所の保育料滞納が全国で約29億円、各自治体が対応に苦慮しているようです。滞納者に退所を求めようにも児童福祉法によってそれもできず、待機児童、入りたくてもあきがないということで入れないこの待機児童、これとの不公平差を生んでいるようです。宮古島市の現状はいかがでしょうか。

次に、環境行政について伺います。6月1日、文教社会委員会では、宮古島市クリーンセンター、最終処分場2カ所、不法投棄現場等の視察を行いました。ごみ問題の根深さに委員一同驚きもし、対策の急務さ、これは非常に再認識させられました。ごみ有料化により不法投棄が増えるのではという指摘が多くあります。しかし、これは現状でさえも市民のモラルの低さに唖然としています。これよりも悪くなるの

であれば、これはもう何をか言わんやです。島じゅうに散乱する不法投棄の現状、他人のせいと考える前に自分自身にも責任ある問題ととらえなくてははいけません。かけ声だけで解決できるような問題ではありません。財源を確保し、対応を強化し、市民の意識改革を図らなくてははいけません。

そこで、新ごみ処理施設整備計画の中で、焼却炉だけじゃなくてストックヤードや資源リサイクル等の計画、こういうのはどうなっているのか、説明していただきたい。

それから、不法投棄について、市民のモラル高揚をどのように行っていくのか。

モラルの向上がはかばかしくない場合、条例による罰則強化は考えていないのか。

そして、有料化による財源の多くを不法投棄対策に充て、パトロールの強化を行っていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

答弁をお伺いして再質問したいと思います。

◎市長（伊志嶺 亮君）

佐久本議員のご質問にお答えしたいと思います。

緊急メッセージについてでございますけども、ご存じのように宮古島市は平成17年度の決算で連結決算赤字が32.7%という値が示されました。これを具体的に解決するために、2年間で13億円削減しようという目標を立てました。しかし、その後交付税の決定額が7月に出来ますけども、18年度決算予定が6月の下旬に大方確定しまして、これによりまして当初32.7%であった連結決算赤字が目標であった25%台に落ちることが大体予想されました。しかし、それでもやっぱり厳しいことには変わりはないので、これを20%切るように頑張ろうということで、平成19年度は市税、国保税、あるいは市営団地の使用料、農業関係の負担金、あるいはそういうものを取り組みを強化していきたいと思っていますし、また歳出では物件費の見直し、人件費、各種事業の見直し、補助金の見直し等の削減で、19年度で6億円程度、20年度で5億円程度、計11億を縮小したいと、そのように考えております。

緊急メッセージの職員の反応でございますけども、今回の緊急メッセージに至るまでも関西学院大学大学院の小西教授の講演、あるいは職員による新たな健全化法の各庁舎での勉強会、行革に関する職員からの意見募集など全職員を網羅した取り組みを行っております。職員にもかなりの危機感が感じられて、全庁体制で真剣に行革に取り組んでいるところでございます。

組織体制のあり方について、この管理、指導のあり方でございますけども、これまでの土地売買等にかかわる事務処理の不手際につきましては、議会並びに市民の皆様に行政に対する不信感を招く結果となって大変遺憾に思っております。今後の指導、管理につきましては、現在各課に職場研修実施計画の作成を指示しております。その中で、各課における担当職務に関する法令や職場課題等に関する研究、研修を通して服務規律、法令遵守を徹底するとともに、管理監督研修をあわせて二度とこのような事態が起こらないようにぜひ頑張ってもらいたいと考えております。

◎総務部長（宮川耕次君）

佐良浜出張所の今後の扱いについてということでございます。市は、今年の4月にですね、いわゆる総合支所の6課あったものを4課にちょっと統合しまして、その中でですね、その出張所のことが話題になっております。これにつきましては、今のところ行革議論の中で存続する方向で協議をしております。

また、水産観光係の件につきましては総合支所の方で一応調整しておりますので、総合支所からお答え

させていただきたいと思います。

◎伊良部総合支所長（垣花 恵君）

佐久本洋介議員の一般質問にお答えする前に、私ごとで大変恐縮ではありますが、自己紹介をさせていただきます。去った4月1日付をもちまして伊良部総合支所長の辞令を受けました。今後とも市民の奉仕者として、伊良部総合支所長の職務を遂行していく所存であります。市民の皆様方、それから市議会議員の皆様方のご指導とご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

質問事項が6点ほどありますので、順次お答えいたします。まず、伊良部総合支所水産観光係の移転についてであります。現在市が積極的に取り組んでいる行財政改革を推し進める中で、定員適正化計画は最重要事項であることから、市職員削減の中で組織機構を見直しながら早急に職員の定数の適正化を図っていく必要があります。このため、去った4月1日付で組織改編のため、これまでの水産観光課を経済建設課に統合しまして、水産観光係として配置をいたしました。経済建設課の中で水産観光係として業務を行うわけでありますので、同じ庁舎内で職員の管理体制を強めながら横の連携をとり、住民サービスを行うことが行財政改革の一環にもつながるものと考えております。去った5月の22日、4団体の要請にもお答えしましたけれども、今後水産観光係が総合支所庁舎内に配置されてもこれまで同様漁民の皆様への行政サービスが低下しないように取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、佐良浜漁港周辺の利用計画の策定はなされているのかというご質問でありますけれども、伊良部大橋が供用開始されれば佐良浜漁港の利用形態が大きく変貌することが予想されます。したがって、漁協の背後地を深めた利用を今後どのようにしていくのか、検討する必要があります。ご承知のとおり佐良浜漁港は県管理の漁港であり、今後の利用計画については県との協議が必要となりますので、県と協議しながら利用計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

次に、海運2社との補償交渉の進捗状況はどうなっているかというご質問ですけれども、海運2社との補償交渉については平成12年2月に架橋建設に伴い参考資料として営業調査補償算定を行っております。平成12年度に旧伊良部町との間に伊良部架橋建設に伴う船舶等に関する覚書を交わしておりますが、まだ補償交渉は行っておりません。

続きまして、補償基金の現状はどうなっているかというご質問でありますけれども、補償基金の設置については財政を含めて検討し、対応してまいりたいと考えております。

補償額の算定額は行っているかというご質問ですけれども、補償額の算定については平成12年2月に伊良部架橋の参考資料として補償額の算定業務を行っておりますが、算定から7年が経過しておりますので、必要に応じて再度補償額の算定業務を委託しなければならないかと考えております。

旧伊良部町時代の補償交渉の経緯は現在も有効であるかというご質問ですけれども、旧伊良部町時代の補償交渉の経緯は現在も有効化については、平成12年2月の補償算定は伊良部架橋の参考資料としての算定額でありますので、新たに補償費の算定を行い、海運2社と交渉を行っていく考えであります。

◎建設部長（平良富男君）

根間地区の区画整理地域における集客交流施設の件ですけど、集客交流施設は平良市の中心市街地活性化基本計画の中にまず位置づけられているということです。現在根間地区の区画整理はまちづくり総合支

援事業の中の一事業として進め、事業計画上の集客交流拠点施設用地としての土地利用計画を納得した地権者が集まっていることから、次期事業であるまちづくり交付金事業で集客交流施設及び根間公園の整備を進めていきたいと考えております。

それから、佐良浜地区の再開発計画の部分ですが、まず都市計画の件だと思いますので、答弁します。伊良部島全域は現在都市計画区域外でありますので、伊良部島においては都市計画法の規制はありません。しかしながら、市町村合併において宮古島市としての行政区域でありますので、都市計画区域に編入する必要があるものと考えております。都市計画区域は、指定するかどうかは現在県が行っている都市計画に関する基礎調査の解析結果をもとに、伊良部地域の住民の意向を踏まえ、県と協議しながら慎重に検討していきたいと思っております。

◎福祉保健部長（上地廣敏君）

まず、認可保育所の保育料の滞納の状況でございます。法人の保育所9カ所ではありますが、798万7,540円、件数にしまして126件であります。

それから、滞納解消の方策でございますが、現在保育料の滞納者に対しましては督促文書や電話督促、戸別訪問により徴収強化を図っているところであります。未納解消策といたしましては、今年度より保育所入所申し込みの際に滞納分について納付確約を行っておりますし、保育所入所の際には誓約書の提出を義務づけております。

次に、環境行政で不法投棄問題、市民のモラル形成であります。ごみ有料化を実施している県内自治体の調査によると、以前から不法投棄の少ない自治体では実施後もほとんど変わらないというふうに回答をされております。逆に今でも不法投棄が多い自治体では、有料化により増える傾向にあると思っております。本市でも、現在不法投棄が後を絶ちません。今後実施に向けて広報、マスコミ等で不法投棄は犯罪であるということを強く訴え、市民のモラル向上を図っていきたく思っております。

次に、条例による罰則強化であります。不法投棄は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条で禁止されております。違反した場合には、同法で5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金刑が科せられることになっております。今後も不法投棄に関しましては看板等を設置して対応してまいりたいと思っておりますが、なお法によって罰則規定がございますので、今のところ条例による罰則は考えておりません。

次に、パトロールはどのように行うのかということでありますが、平成18年7月から宮古福祉保健所管内廃棄物不法処理防止ネットワーク会議が設置されております。メンバーは、宮古福祉保健所、宮古島市、宮古警察署、平良海上保安署等で構成されており、合同でパトロール等を実施しております。今後も不法投棄に関しましては、連携を図りながら徹底的に取り締まりを強化してまいりたいというふうに考えております。

◎経済部長（宮國泰男君）

まず最初に、強力なリーディング産業の育成が必要だと思いがというご質問でございます。リーディング産業の候補としましては、情報サービス産業であるとか、通信利用産業であるとか、医療とか、福祉とか、そういういろいろなものがございます。当宮古地区においてもですね、コールセンターの誘致が決定をしております。ですが、コールセンターの設置そのものがですね、すべての産業を引っ張っていくと、そのようなものではないというふうに理解はしております。やはり宮古地区においては、農業を中心と

して、そして観光産業とリンクしたですね、産業というものをもっと育成する必要があると、これが宮古のリーディング産業の柱になるもんだというふうに思っています。そういうことで、今農政課あるいは経済部でいろいろ取り組んでございますけども、国の一島一村物語を活用しまして既に四十数種類の加工品、そういうものを開発をしてございます。さらには、今後の体験型観光というものに対応するために旧城辺町におきましては農家民宿というようなものが実際に行われておりますし、植物園におきましては体験工芸村の計画をしているというようなことでございます。やはり宮古地区におきましては、観光産業、農林水産業、これをうまくリンクさせながらですね、推進していくということが一番重要なことでございまして、今言った三つのこともですね、やはり一つのアイテムとしてそういうものを展開していると、そういう状況にあらうというふうに思っています。

次に、活性化計画は策定しているのかということでございます。先程建設部長もお答えしましたけども、街なかの再生事業、これ名前が少し変わってございますけども、事業名が変わっておりますけども、そういうもので現在行ってございますけども、実は昭和12年にこういう旧平良市で平良市中心市街地活性化基本計画というのをつくってございます。これやはり中心市街地に居住人口が減少している、あるいは高齢化している、そして車社会の中です、商業環境がですね、相当変化して中心市街地の衰退が進行しているというようなこと等がありまして、中心市街地活性化法に基づきまして基本計画をつくりました。そういう中で現在の根間地区の区画整理事業が、拠点施設として事業が動いているというようなことでございます。確かに下里通り、西里通り、市場通りがですね、この中で少し商業のまちというよりも、少し夜のまちみたいな雰囲気があるのも事実でございます。やはり大型店舗が周囲に点在する中ではですね、中心市街地ではなかなか衣料品とか身の回り品がですね、なかなか伸びていかないというようなこと等もございまして。さらには、この中心市街地活性化法がですね、平成18年の6月に改正中心市街地活性化法というふうに名前を変えております。そういうことで、新たな計画もつくらなきゃいけないわけでありまして、かといって以前につくった中心市街地活性化基本計画がですね、だめであるというようなことではなくて、その基本計画に基づいて今後も策定されるということでもあります。そういうことで、新たな改正中心市街地活性化法に基づいてですね、計画書をつくれれば補助の対応ですか、制度が、活用がですね、より幅が出るということでございますので、今後こういうものも検討しながらいろんな施策を展開していきたいというふうに思っています。

◎環境施設整備局長（平良光善君）

4月の人事異動によりまして、環境施設整備局長を拝命いたしました。ごみ処理場建設と火葬場建設を業務といたしますけれども、いずれの事業も市にとりましては最も重要な事業だと思っております。議会の皆さんの理解と協力を得ながらこの事業が早期に実現できるように頑張りたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

新ごみ処理施設の計画の中で、焼却炉だけでなくこのストックヤード等の計画はどうなっているかということですが、新しいごみ処理施設建設計画の中ではごみ焼却施設とリサイクルプラザの建設、この二つの建物の建設を予定しております。粗大ごみや資源ごみの処理施設と、それからストックヤード、それからリサイクル品の展示、販売するコーナー等は、そのリサイクルセンターの中に整備をされます。

◎地域戦略局長（與那嶺 大君）

答弁の前に少しだけごあいさつさせていただきたいと思います。4月1日の人事異動によりまして、トウリバー地区の売却を初め下地島空港、それから残地の利活用、エコタウンの推進などを担当することになりました。職員一同課題の解決に向けて全力で取り組んでいく所存ですので、市民を初め議員の皆様方のご指導、ご鞭撻をお願いしたいと思います。

最初に、下地島の残地の利活用についてのご質問でございますが、下地島の残地の利活用につきましては今庁内で策定中の総合計画、あるいは国土利用計画、そしてマスタープラン、それらとの整合性を図りながら土地利用計画を定める必要がございます。そのことから、現在下地島空港等利活用検討委員会を設置しまして、今年度内の利活用計画策定をめどに作業を進めていきたいと思っております。進捗の度合いですが、6月4日に第1回目の検討委員会を開催し、委員の皆様への委嘱状の公布、それからこれまでの経緯等をご説明してございます。

続いて、パブリックゴルフ場の売却についてのご質問でございますが、パブリックゴルフ場の売却につきましては市行財政改革推進本部や市民検討委員会の中でも売却の検討の方針が示されてございます。現在庁内にパブリックゴルフ場売却等検討委員会を設置して検討しているところであります。

オファーにつきましては、複数の事業者から現在申し込み等がございます。

次に、用地の売却につきましては公募を行い、できましたら事業提案書、それから資金計画、こういったものを審査し、事業者を決定するという形になると思われまます。

価格設定につきましては、今後の議論の中で価格を設定していくという手順になります。

◎伊良部分室長（久高義次君）

まず、1点目の佐良浜スポーツセンターの運営を教育委員会伊良部分室の直営に変更した理由ということでございますが、お答えします。これまで宮古島市の公共施設管理公社に委託してかれこれ10年ばかり運営してまいりましたが、市の財政難と行財政改革に伴いまして直営に変更をいたしました。

2点目の職員の配置についてでございますが、職員の配置については伊良部総合支所から主幹を1人派遣していただきまして、運営に協力をしていただいております。また、土曜、日曜、祝祭日におきましては、特別に1人委託をして運営に当たっております。

3点目のプール開きが遅れた理由についてでございますが、今年は5月の2日にプール開きの予定を行いまして、作業を進めてまいりましたが、これまでの委託管理から直営に移行をされたことで引き継ぎが遅れたこと、今年は3年に1回のペンキの塗りかえ、それからポンプの整備、プールの清掃等に相当時間がかかりまして、間に合わなかった結果になったということでございます。また、昨年、埼玉県でありましたプール死亡事故を受けとめまして、念入りに作業を進めたために遅れた理由もその一つでございます。なお、運営につきましては、現在のところ順調に運営はされております。

◎佐久本洋介君

再質問したいと思います。

まず、現在の赤字の圧縮、これは市税等の徴収をきちんとするということや、それから人件費の削減等、そういうのを含めて検討していくということですけど、やはり何といたっても最も効果が上がるのはトウリバーの売却だと思うんですが、しかしそれはまだまだ未知数。となると、大きく効果が期待できるのは、やはり現在進行中の事業の見直し、これが必要だと思っております。例えばパイナガマ公園の整備、これについ

でも、新しいトイレやシャワー室が駐車場、はっきり言って駐車場半分ぐらいつぶしたんですかね。それで、完成して今月下旬ごろから供用開始ということですけど、この旧施設、これはもう新しく作りかえねばならないほど、もうそれほど使用状況が悪かったのかどうか。そして、この取り壊しとか、それからほかの整備等でまた約1億円の予算を予定しているということですけど、この事業の見直し、これを行っていかないとこの赤字の大幅な解消、削減は見込めないと思うんですね。これは、続けて事業年度を延ばすとかですね、そういう形で見直しした方がいいと思うんですけど、それについては検討しているのかどうか、伺います。

それから、職員の一連の不祥事の中で、裁判所からの物件移転補償の差し押さえを見逃し、結果として債権者から1,200万円の支払いを求める提訴が起こされています。そして、もしこれによって敗訴したら市の財政から持ち出す予定のようですが、これはもう使用者側としては当然の責任だと思います。しかし、その場合にですね、この今までの一連の不祥事でもそうですけど、担当職員に対してのこのペナルティーはあるのかどうか。市に対して実害が出る可能性があるわけですから、対応はこれはしっかり考えておかなきゃいけないと思います。この前はいろんな質疑の中で、裁判中ですので、裁判提訴されたばかりですので、訴状もまだ見ていないし、はっきりした回答はできないということだったんですけど、もしもの場合ということは、これはしっかり考えておかなきゃならないと思うんですね。ああなったらこうなるだろう、こうなったらああなるだろう、それはどうしても対応が必要です。もしもでは、仮定では答えられないとこの前はいうことだったんですけど、それは少しおかしいなと思います。そうなった場合はどういうふうにお考えなのか、もう一度答弁をお願いします。

それから、佐良浜スポーツセンターについて、確かに現在は運営状況はもうきちんと行われています。しかし、この今行われているのは、これいろんな問題が出てから後のことなんですね。それまでは右往左往して、どうしていいのか全く進まずに来て、ここに来てやっとゴールデンウィーク明けに解決したようなものなんです。例えば修繕が必要だとか言いますが、3年に1回のペンキ塗りかえが必要だと、これは前からわかっていることですよ。それから、主幹の配置とか、土日の職員の配置とかですね、これも前もってわかっていることなんです。それはそのままに来て、新聞等で書かれて初めて予算要求をして予算を認めてもらったわけですね。前もってわかっていることが何でこんなに遅れたのか、そういうのが非常に認識の甘さといいますかね、そういう面は指摘されてもこれ当然じゃないかなと思っています。

それから、この佐良浜スポーツセンターのプールについてはですね、これは地域の実情をもっとしっかり見てほしいと思います。例えばこのプールはですね、佐良浜漁港の整備による相次ぐ埋め立て、これで子供たちが泳げる場所がなくなってしまったんですね。そして、おまけに夏場は港内にサメも出没するんです。それで、安全で安心して子供たちが泳げる場所が必要だということで、そういう目的でつくられたものなんです。ゴールデンウィーク期間中にあけていなかったために、私は何名も港内で泳いでいる子供たちを見ているんですね。これは、もう非常に大きな問題だと思います。こういうものを財政難による行政改革の名のもとに、当初予算はゼロ査定、担当職員の配置もなし、これじゃもう閉鎖しろと言わんばかりのやり方だと思うんですね。こういう手法では旧郡区の公共施設の行く末が案じられます。どういう施設があって、どのように利用されているのか、利用度から考えて閉鎖すべき箇所なのかどうか、やはりしっかりしたプランを立てて年次計画で行ってほしいと思います。現状のやり方はもう非常に行き当た

りばったり、思いつきとしか言いようがないようなやり方です。今後公共施設の現状をしっかりとらえ、運営プランを作成して対応していくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

それから、下地島空港残地の利用計画については、これは市長の公約でもある平和利用計画、これを策定を急がなくてはならないと思います。この策定の進捗状況によって、これからも軍事利用の話、これが上がるのはもう避けられないと思います。このマスタープランはいつごろできるのか、答弁を願います。

パブリックゴルフ場については、地元としては残してほしいというのが本音です。しかし、現在の市の財政状況から考えてやむを得ないかなとも考えています。ただ、売却に際しては、全体的な開発計画の中で足元を見られないような適正価格を設定していただきたい。そして、今後の課題としては、このゴルフ場を単体としてとらえて単体として売却を考えているのか、あるいは下地島開発計画の中のトータルプランの中の一つとして考えているのかどうか、答弁していただきたいと思います。

それから、佐良浜地区の振興策についてですけど、佐良浜地区は皆さんご存じのように、傾斜地に家屋が密集しているために今までも開発が遅れてきたんです。特に消防等防災面の対策は、早目に急いで整備しなくてはならない課題だと思っています。しかし、それをやるためには、県道や市道の整備、これが必要だと思います。どのようにお考えでしょうか。

それから、佐良浜漁港周辺の利用計画、これは県の漁港とも関係するので、そこと協議を重ねながらやっていきたいということですけど、これは供用開始後ではもう非常に遅いですので、それまでには策定していただきたいと思いますが、その準備は大丈夫でしょうか。

それから、渡船補償については、さっきも申しましたようにちょうど1年前、去年の6月議会で市長に答弁していただいたんですけど、この基金もまだ何も動いていないというような状況です。この補償額は、これはもう簡単にできるような額ではないですので、海運2社と交渉を密にしつつ、補償算定業務、これも急がなくてはならないと思っています。どのように進めていくおつもりなのかどうか。

それから、商店街の活性化ですけど、これと関連しまして強力なリーディング産業が必要じゃないかということを行ったんですけど、私が言っているのは今部長がお答えしたものと少しニュアンスが違うと思うんですけどね、観光情報、これはもちろん目玉になるべき事業だと思うんですけど、やはり雇用の確保、そしてそれから賃金面を考えるとですね、2次産業、この育成は非常に大事だと思うんですね。この辺に力を入れてもらいたいということだったんです。

それから、商店街の活性化で下里通りとか市場通り、これにはもう多額の資金を投入して整備したと思うんですけど、立ち退き等によって現在目立つのは非常に駐車場が目立ちます。通りに面しているところはもう建物はなくて、駐車場が非常に多くなっている。こういう事業化の際、商店街との利用計画等の話し合いが十分行われたのかどうか、非常に疑問に思います。これは、もう典型的なミスマッチだと思いますね。こういう地域において、旧市街地において、今後定期的なイベント等の開催による活性化計画は話し合っているのかどうか。これは、まちなか活性化事業等、そういうことよりも、具体的にどういうものをやりたい、どういうものをみんなと話し合っていきたいということを示していただきたいと思います。

それから、ごみ処理施設についてですが、現在のクリーンセンターの状況、これを皆さんも見ていただければ周辺住民が反対するのも理解できます。しかし、これはまたつくらなくてははいけません。市はこの前の新聞発表で、もう論議は尽くしたと、こういう方針のようですが、あくまでも現在の予定地で住民と

の合意形成を進めていくのかどうか、答弁してください。

以上、再質問です。よろしくお願いします。

◎伊良部総合支所長（垣花 恵君）

佐良浜港周辺の利用計画の策定についてでありますけれども、伊良部大橋が完成すれば、これはちょっとその開発に力を入れていくのかということとはちょっと疑問でありますので、供用が開始される前にいかにすれば佐良浜漁港の周辺の活性化、これができるか、県とも十分に検討して早急に、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、海運2社との補償方法の検討でありますけれども、これにはいろいろ項目がありまして、営業廃止補償の意義とか、それから離島航路整備法の意義、補償方法の決定、資産、商品、仕掛品等の売却損等の補償、離職者の補償額等がありますので、委託発注をしましてこの件についても海運2社との交渉を進めてまいりたいと考えております。

◎建設部長（平良富男君）

根間地区のですね、今公園予定地があります。そこをですね、事業が始まるまで貸してほしいという形で会議所にNPOがあります。そこがちょっと青空市場ということですかね、いろんなイベントをしたいということで申請が出ております。

（「議長、休憩お願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後零時09分）

再開いたします。

（再開＝午後零時10分）

◎地域戦略局長（與那嶺 大君）

パブリックゴルフ場の売却につきましては、下地島の残地の利活用計画に合わせまして、整合性をとりながらですね、売却に向けての検討を議論していきたいと考えています。

（「議長、休憩お願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後零時11分）

再開いたします。

（再開＝午後零時11分）

◎市長（伊志嶺 亮君）

ごみ焼却炉の建設でございますけれども、現在位置に考えているかということでございますけれども、それを前提に住民説明会もやっておりますし、環境アセスも進めていきたいと考えております。

◎総務部長（宮川耕次君）

差し押さえ見逃しの件で市職員の実害についてご質問です。これからですね、法令、そういったものをきちっと踏まえまして対応していきたいということでございます。

◎伊良部分室長（久高義次君）

公共施設の運営の計画についてであります。やっぱり公共施設を利用するのは市民の皆さんでございますから、やっぱり市民の皆さんの立場に立ちまして年度初めに早速計画を実行しまして、運営に当たってまいりたいというふうに考えております。

（「議長、休憩」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩します。

（休憩＝午後零時14分）

再開いたします。

（再開＝午後零時15分）

◎経済部長（宮國泰男君）

3通り会でいろんなイベントについてですね、商工会議所と話し合っていないかと、そういうことでございますけども、年間を通してのイベント、継続性というものに関しましてはですね、今夏祭りというのをやってございますし、さらには一昨年ですか、商工会議所を中心にしてまちなかでのいろんな通りの歩道を利用してですね、毎月の日曜でしたかね、そのときにやったりとか、あるいは今度の土曜日ですか、西里通り会の中でロックフェスティバルの前夜祭をやるとかですね、こういうもろもろの事業に関しては絶えず商工会議所、観光協会、そして宮古島市一緒にですね、協議をしながらやっておりますんで、今後ともですね、できるだけそういうイベントに関しましては協力しながらやっていくということは変わりないというふうに思っています。ただ、まちなかでのやっぱりイベントはですね、確かに少のうございます。今後とも特に観光協会、商工会議所あたりと協議しながらやっていければというふうに思っています。ですが、何せ予算とかそういうものもかかることでございますから、いろんな民間団体の活用も含めてですね、今後いろんな話し合いをしていきたいと、そのように思っています。

◎佐久本洋介君

公共施設の件については、佐良浜スポーツセンターの件だけでなくですね、いろんな部署によって職員が足りないという話が出てくるんですね。職員数の削減を唱えながらこれは非常にミステリアスな出来事だと思うんですけどね、この配置がもう少し考えてもらった方がいいと思いますね。例えば佐良浜スポーツセンターにはっきり言って高給取りの主幹を回すとか、これはちょっと理解できないと思います。

宮古島市では、若者の雇用の場が少なく非常に心配していました。しかし、コールセンターの誘致が決まったとのことで喜んでおります。ただ、コールセンターはですね、ほかの地域ではそうですけど、転職率が非常に高いんですね。というのは、2次産業とかそういうものに比べて賃金が安いと。それが理由のようです。これからどの職種を入れて300から400人の雇用を確保するのか、しっかり選択していただきたいと思います。そして、できればこのコールセンターの概要についてですね、議会や市民へも早目に示していただくよう要望しまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（友利恵一君）

これで佐久本洋介君の一般質問は終了しました。

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は2時から再開いたします。

休憩いたします。

(休憩＝午後零時19分)

再開いたします。

(再開＝午後2時00分)

午前に引き続き一般質問を続行いたします。

順次質問の発言を許します。

◎砂川明寛君

お昼のひとときで眠たい時期でありますけども、少しお耳を拝借したいなと思っております。それでは、何点か通告をしてありますので、一般質問を行いたいと思います。

まず1点目に、保良市有地売却についてをお伺いします。皆さんも視察をしてみてどう思ったでしょうか。あれだけの景勝地、日本一の日本百景、そして宮古を代表する観光地、東平安名崎が一望できる場所を売買するわけです。それが1平米1,000円で売却することは、同じ地域に生まれ育った市民の一人として非常に納得する価格ではないと私は思います。それは、これからの子供たちや孫たちの時代までも大きな反響をもたらす大事な問題だと私は思います。そこで、私は二、三点非常に疑問な、疑問視せざるを得ない点がありますので、質問したいと思います。

まず、1点目に、価格の問題についてであります。これは先程も明議員よりもありましたが、鑑定評価に基づいた価格と言いますが、鑑定評価は一つの基準であり、しかもそれに基づいておらなければならぬという価格ではないと私は思います。それは、私たち市は売り手なんです。必ずしも売る必要はありません。今は、旧城辺町時代のまま賃貸契約でいいと私は思います。この辺について市長の見解を求めたいと思います。

次に、トゥリバー地区の売却についてであります。このトゥリバー売却については、今までも何度も失敗しているような地域であります。市長もよくわかっていると思います。このトゥリバーは宮古島の大きな財産であり、逆に言えば本市の財政を圧迫する要因のある財産でもあると思います。そこで、当局にお伺いをしますが、このトゥリバー地区の建設時に負った負債は幾らか。そして、その償還はいつから始まるのか。これは市民の皆さんにですね、何カ年計画で、そして年に幾らぐらいの償還をしていくのか、その計画をお聞かせ願いたいと思います。

次に、パブリックゴルフ場についてであります。このゴルフ場は、皆さんもご存じのように、本市が運営すればするほど赤字をこうむるようなゴルフ場であります。それを宮古島市が補助金という形で市民からの大きな税金を持ち出しているわけです。そこで、このゴルフ場についても、当初の市債残高、そして幾らぐらい借りたのか、そしてその返済額はどのぐらいずつ返済していくのか、その計画をお伺いしたいと思います。

次に、これは先程も何回も言っていることではありますが、行財政についてお伺いをします。市長は、財政危機が迫っているということで、去った5月29日、不退転の覚悟で財政再建をと各支所を回り、職員の意識改革を訴えました。そして、13億円の赤字圧縮を掲げ、各庁舎を回ったとマスコミに報道されました。しかし、職員の中では、幹部の中であらゆる手段を講じてコストを下げたのに、その具体的な計画さえ示さずにただ下げろと、ただコストを削減しなさいと言われたというような話が聞こえますが、各支所

の声はどのような声だったのか。そして、13億円を6月13日の報道ではまた2億円下げまして、11億円の赤字圧縮計画をしなさいと。これは、私は非常に計画性に問題があるんじゃないかと。計画性のない改革は、いつまで待っても改革はできないと思うんです。この辺について市長のご見解を求めたいと思います。

そして次に、職員の給与削減についてであります。今の本市の職員の数、他の同規模の市町村に比べると物すごく多いというのは、だれでもがわかっていることではないかと私は思います。本市もそれだけに多いということは人件費がかかるわけです。宮古島市の予算は330億9,900万円のうち、義務的経費が約130億円余り、そしてそのうち人件費は約76億円が職員給与になっております。私は、職員の数と同規模の自治体と同じようになるくらいになっただけでも職員の給与のカットはぜひとも必要だと思うんですが、市長のお考えをお聞かせ願います。

次に、農業振興についてであります。サトウキビのネズミの被害についてであります。まず、サトウキビは、宮古島の最重要な作物であると思います。我が宮古島市は、台風というだれにもどうしようもない自然災害が毎年毎年やってくる島です。このような自然災害にも強い作物であるのがサトウキビであり、いわばサトウキビはこの宮古島市の宝であると言われております。サトウキビがなければこの宮古島市の経済は成り立たないとまで言われております。そのサトウキビにここ二、三カ年野ネズミの被害がこういうふう to 増えているということで、いろんな方々から、工場関係や原料員の方々から耳にします。その被害について行政側は把握しているのか、そしてその対策についてはどのような考えをしておられるのか、お伺いをします。

次に、野鼠防除についてであります。この件については、去った3月定例会でも取り上げました。航空防除から地上防除にすると当局は言っておられましたが、最近その地上防除の実施会をしたと聞きました。実演会ですね。その実演会はどうだったのか。そして、その実演会の結果どういふふうな結果が得られたのか、それについてご答弁を願いたいと思います。

次に、葉タバコ産業振興についてであります。宮古の農業の中においては、サトウキビ、畜産、葉タバコ産業は反収が高い農業の一つであり、特に今の宮古の葉タバコ産業は、今年のタバコ産業は非常に天候にも恵まれて、大豊作と聞いております。非常に喜ばしいことだと私は思います。しかし、こうした中においても、近年は社会的にも禁煙化が進んでいることは否めない事実でもあります。しかし、これといった産業が乏しい本市の産業を考える場合においては、葉タバコ産業は若者たちが安心して定住できる魅力ある産業の一つでもあるわけです。私は、本市の経済的雇用面から考えても、タバコを吸われる方や吸われない方と協調ある共存社会の形成こそが私は必要だと思えます。したがって、本市において各庁舎内だけでも喫煙室の設置が必要かと思いますが、市長はどうお考えなのか、その辺についてご答弁を願います。

次に、文化行政についてであります。上比屋山一帯の道路整備についてであります。これは大規模なものではありませんけども、この上比屋山一帯は八つの御嶽、ムトゥですね。から成る遺跡群と言われております。そこには現在砂川部落に住んでいるおじいちゃんやおばあちゃんたちが、それぞれのムトゥを年に数回必ず行って清掃しているのが現状です。そのおばあちゃんやおじいちゃんたちが高齢者になり、現状の山道では歩くことが困難な状況になります。ちなみに、そのもとには年に何回かは泊まるときもあるし、有名な行事でナーパイという行事も行われているところでもあります。せめてその8カ所ある御嶽の道だけでも整備はできないか。ちなみに、砂川部落の神行事、要するにカンニゴウですね。年に部落の行

事として43回あります。そのうち半分くらいがこの上比屋山に関連するニガイだと言われております。ですから、この祭祀をなくさないためにも、大切な我々の祖先が残してくれた文化を継承していくためにも、上比屋山一帯の道路整備は進めてほしいと思うんですが、市長のお考えをお伺いしたいと思います。

次に、これは教育行政についてでありますけれども、その前に昨年度は砂川中学校を新築していただきまして、本当にありがとうございます。すばらしい、新しい建物をつくっていただきまして、地域の住民を代表する者として厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

さて、今度は砂川中学校運動場の改築工事が始まると聞いております。この運動場は、少しの雨でも水たまりがで、四、五日は使えないような運動場でありました。とりわけこの運動場の改築工事が始まるということで、その設計業務は始まっているのか、そしていつごろからこの工事が着工されるのか、その辺について、この工程についてですね、お伺いしたいと、説明をお願いしたいと思います。

答弁を聞きまして再質問をしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

◎市長（伊志嶺 亮君）

砂川明寛議員の質問にお答えしたいと思います。

再生団体の回避に向けて、緊急行動計画の具体的な項目については現在調整中です。その素案について申し上げますと、19年度におきましては歳入で、市税、国保税、市営団地使用料、農業関係負担金の徴収の取り組みの強化、あるいは市有地の処分などにより歳入の増加に努めてまいります。歳出では、物件費、人件費、各事業の見直し、補助金等の見直しによる削減を見込んでおりまして、19年度6億程度の削減を目指して、さらに20年度でも5億程度の削減をいたしたいと考えております。

この緊急行動計画について、各支所の声は聞いているかということですが、職員は一生懸命取り組んでおりまして、特に私の耳には強い不満は届いてはおりません。

13億を11億に下げたということは少し一貫性がないんじゃないかということですが、これは17年度決算の状況と18年度の見込みの差でありまして、連結決算赤字が少し好転しましたので、もうちょっと頑張ろうということですがさらに11億円下げたいと、そういう意向でございます。

他のことについては、担当の方で答弁いたさせます。

◎総務部長（宮川耕次君）

まず、保良地区の市有地の売却の件でございます。これにつきましては、安いのではないかとご指摘がございます。私たちは、土地の売買単価設定に当たりましては鑑定評価での単価設定を行いました。不動産取引価格はその後の鑑定評価に大きな影響を与えることになり、鑑定評価とかけ離れた取引がなされた場合、その地域の土地取引のバランスが失われるということも考えられます。したがって、市の財務規則におきましては、適正な時価によるものとするということと、適正な時価の根拠は鑑定評価が適正であるというふうなうたわれておりまして、そのように処理したわけでございます。

それから、賃貸がいいのではないかとご指摘でございます。これは、いろいろな経緯があります。去年からですね、こういった売買については市としては方針を出しておりましたし、その経緯の中で一応こういった売買という形をとったことをご理解いただきたいと思います。

それから、職員給与の件でございます。これは、現在市長からもありました行動計画の中で検討中ではありますが、議員ご指摘のように同規模の職員の方ですね、市町村の給与並みにカットする必要があるんじゃない

ないかというご指摘については、宮古島市の場合ですね、人口比の職員数が県内11市でも一番多いというのはご指摘のとおりです。それから、そういった歳出に占める職員数も11市で2位になっております。ただしですね、1人当たりで見ますと、給料で9位程度ですね。それから、それぞれの手当関係は下位にランクされております。ラスといたしますかね、国家公務員の比較では11位という状況で、そういったのを総合的に勘案しながらですね、行動計画の中で位置づけてまいりたいと、このように考えております。

◎経済部長（宮國泰男君）

サトウキビのネズミの被害状況ということでございます。

野鼠の被害につきましては、これはですね、城辺地区の加治道、比嘉集落ですね。あと、平良の久松、松原からですね、被害の報告がございました。そういうことで、被害状況を調査いたしましてですね、薬剤を配布して対応してございます。今後ともそういう単発的に被害の報告は入ってくるというふうに思いますが、これにつきましては薬剤の確保をしてございますので、その方で敏速に対応したいというふうに思っております。ちなみに、今年の19年度予算でありますけれども、2,400万円を確保してございまして、去年から被害が意外とあるということをお聞きしていたしましたので、約300万ほどそういう予算をですね、増やしております、対応したいというふうに思っております。

次に、野鼠航空防除でございます。地上防除について実演会があったのではないかとということで、その結果はということでございます。5月の十何日かだと思っておりますけれども、上野のですね、陸上競技場の方で実演してもらいました。そういう中で、風に乗せてやればですね、約30メートルか35メートルぐらい薬剤を飛ばすことはできます。逆風ですと、10メートルから15メートルです。風に乗せるときはですね、ホッパーを上上げてやると非常に乗りやすいということでありますし、逆風のときは逆に言うとその筒をですね、横に向けると飛びやすいと、そのような結果も出てございまして、この機械はですね、投入ホッパーに野鼠剤を入れまして、それをスクリーコンベアで運んでですね、それを送風機でもって飛ばしていくというそのような構造になってございまして、そのスクリーコンベアの回転数によってその飛ばす量をですね、調整できる、そのような構造にしてございます。実演会の後にですね、幾つか改良点が見つかりましたので、その改良を今行っているところでございます。

航空防除につきましてはですね、幾つかの欠点がございまして、確かに広範囲にまくことはできるんでございますけれども、牛小屋であるとか、水源域の周辺、この部分については相当避けてヘリコプターを飛ばすということもありましてですね、そこへの対応がなかなか難しいということでございます。じゃ、そのネズミが一番どこに多いかというと、やっぱり水のあるところ、あるいは畜舎の周辺ですね。それと、畑であればあぜの木の根っこ周辺とかですね、あるいはあぜの石垣の周辺に多く生息をしているということを実験場等の話から聞いてございまして、できるだけそれをですね、きめ細かにやるにはやっぱり地上防除が一番いいのかなというふうに思っておりますけれども、今後の対応につきましてはですね、試験場であるとか、あるいは宮古支庁であるとかですね、そういう方々と協議をしまして、全面的に地上防除に変えるのか、航空防除と地上防除を併用していくのか、この辺については協議をしまして対応をしていきたいというふうに思います。

◎建設部長（平良富男君）

トゥリバー地区の起債借入額、償還状況についてです。トゥリバー地区臨海土地造成事業の起債借り入

れ総額は17億4,700万円でございます。平成18年度末で元金償還額が8億7,059万4,000円、支払利息が5億9,138万9,000円。今後の償還状況であります。平成20年度に元金5億6,676万8,000円、平成21年度に3億968万8,000円を予定しております。平成21年度には償還完了の予定になっております。

◎伊良部総合支所長（垣花 恵君）

パブリックゴルフ場の企業債と元利償還計画であります。まず平成16年9月に5億6,220万円の借入れを行っております。償還額は利息込みで7億1,614万2,201円です。償還期間が平成41年3月までの25年間で現在の償還済額は4,108万7,377円です。よって、企業債償還残額は6億7,505万4,824円となっております。

◎生涯学習部長（二木 哲君）

ご指摘の道路は、昔より祭祀をつかさどる方々の往來の道路として使用されておりますし、また地域の歴史学習等も使用されている自然的な山道でございます。上比屋山遺跡及び上比屋ムトウの斎場は、先人からの貴重な文化遺産としてその自然状態も含め県の指定文化財に指定されております。したがって、構築物とは基本的には認められず、本道路の整備につきましては整備内容も含めまして県と調整の上、県文化財審議会で審議されます。当教育委員会といたしましては、予算上の問題もありますが、地域住民の声として県に対しまして対応してまいりたいと思っております。

◎教育施設課長（友利悦裕君）

砂川明寛議員の砂川中学校の運動場改築工事についてお答えいたします。

砂川中学校の屋外運動場改築工事につきましては、5月31日に実施設計委託業務を発注しております。委託業務期間は、7月31日までとなっております。工事期間は、8月ごろに着工し、平成20年2月の完成を予定しております。

◎財政課長（石原智男君）

砂川明寛議員の喫煙ルームの設置計画はないのかという質問でございますけれども、現段階での喫煙ルームの設置計画はございません。平成15年5月1日施行の健康増進法第25条において、施設を管理する者は受動喫煙防止を図るために必要な措置をとらなければならないとたわわております。それを踏まえて、学校を含む不特定の人が入り出す敷地内、あるいは施設内での喫煙の措置がとられていることもご理解いただき、ご協力をお願いしたいと思います。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩します。

（休憩＝午後2時29分）

再開します。

（再開＝午後2時30分）

◎砂川明寛君

それでは、再質問したいと思います。

私はね、このまず市有地売却についてでありますけれども、保良の。まずは、価格についてはですね、なぜ私たち市の財産ですから、私たちはあくまでも高い方に売るわけです。高くするように頑張るのが土地

を売買するのの意味なんです。ですから、単なる鑑定評価というのは、あくまでも鑑定評価に基づくのは基準なんです。単なる基準を、我々財産を簡単に売ってですね、しかもあの財産は今すぐという売り物ではありません。はっきり言ったら700万、年間に713万9,880円ですか、市に賃貸料が入る財産なんです。これをですね、今すぐ臨時議会を開いて、たったの3日でそれを売りさばく。しかも、地域の住民の皆さんのしっかりした合意形成も得られていないんです。市長にもう一度お伺いしますけども、住民の声というのは、あそこを開発する業者にはわからない、市民しかわからない、地域の住民しかわからないたくさんのいろんな例えばマイバーに行く道とかね、そして今まで海の生き物をとってはぐくんできた人たち、そして昨今の新聞でも載っていたとおり、ウミガメが年間に何回か来る産卵の地でもあるんです。ですから、簡単に開発業者に売ってしまえば非常にたくさんの問題を抱えて、地域の住民はそれを不満視しているわけです。

現に、去った17日に市の皆さんはあそこに説明会をしたかのように、私が行ったらさっさと帰りました。私が向こうで聞いたのは、地域の住民の声だったんです。これは開発とは違って、吉野のゴルフ場を開発したときにいろんな協定書を結んでやったそうです。それが何も履行されていないということでした。市長、この辺についてですね、なぜ地域の住民が得られたと、もう20年も前のことをですね、さきの本会議の中で市長は地域の住民の理解は得られているというふうな話をしました。これは、私は住民の理解が得られていないから、おととい17日には宮古島市の職員が何も関係ない吉野の総会に行って、吉野の区長からあなたたちは関係ありませんと言われたと思うんですけども、この点について市長の見解を求めていきたいなと思っております。

次に、トゥリバーの状況についてでありますけども、このトゥリバー、宮古島市にとっては売れるかなというのが非常に多い意見であります。市長も何回も売ろう、売ろうとしているのはわかります。しかしですね、この場合は持てば持つほど赤字なんです。我々の税金を払っていかなきゃなりません。そういうことで、今ね、現在オファーのことは来ているのか。そして、何社ぐらい来ているのか。そして、今一般財源で認められました4,000万円の報酬ですね、これについても専任媒介するのか。そして、多くのオファーの方々を呼んで入札という形にしていくのか、その辺についてもお伺いしたいと思います。

次に、パブリックゴルフ場についてでありますけども、このパブリックゴルフ場はですね、5億6,000万余り、これ恐らく平成16年に借りかえたと思うんですけども、たかが4,000円しか返していないんです。そのゴルフ場はですね、運営すれば運営するほど宮古島市では赤字なんです。なぜこの赤字であるならば、普通の民間会社であればですね、これは倒産ですね。そして、なぜこれをいつまでも続けなければならぬか。市長ね、毎年毎年赤字が出れば宮古島市はとんでもないことになります。例えば民間のゴルフ場経営者たちの考え方からするとですね、なぜ赤字なのに我々市がお金を出すんですかというのが本音なんです。私は、このパブリックゴルフ場、あと25年間も払わなきゃなりません。そして、今から償還も始まっておりまして、25年間。それを考えた場合においてはですね、早く閉めてしまった方がいいと。その方が宮古島市の市民のためにも非常にいいわけです。この辺についてね、市長にもう一度ご見解を求めたいと思います。

次に、行政改革についてでありますけども、行政改革の中では計画はいろいろ立てて普通やるのが行政改革の市長の見解だと私は思うんですね。何も計画も立てずにただ13億円を削減せい、削減せいと言われ

でも、今までじゃ職員はやっていないですかということがあるわけです。それが全く出ていないのはそうでしょう。13億円をすぐに11億円にした。これも非常に気がかりなんですね。計画性がない。そして、私は、市長は下地明議員の朝の質問の中で、この財政計画の中ではですね、税金の回収をやると。これは、当たり前なことなんですね。そして、市有地も売買していききたいという答弁をしたと思うんですが、これについて市有地も本当に売買していくのか、もっとね、保良と違った市有地をね。その辺についてもう一度ご見解を求めたいと思います。

次に、職員給与の削減計画についてでありますけども、これは類似市と確かにこの給料というのは低いと総務部長は言っておられました。しかし、低いからとってこの市がこのまま財政破綻してしまったらという思いがあるわけです。私たちは、1,000名もの人間の削減を類似として約600名から400名見直していくわけですから、もちろん住民、職員の給料を下げるというのはだれにとっても苦しいことではあると思います。住民サービスもそれなりに落ちていくでしょう。しかし、この本市の自治体運営を支えていくためには、ぜひとも市長覚悟を決めてですね、この職員の給料の削減に対してもしっかりと考えていかなければならないと私は思うんですが、市長はどうお考えなのか。そしてまた、先程朝の質問の中では、課長は今検討中であり、前向きに考えていききたいと言っておられたんですが、市長はその辺についてどう考えておられるのか、本当に前向きに検討していくのかどうか、その辺についてもご見解を求めたいと思います。

次に、サトウキビのネズミの被害については、薬剤は準備してあると、しっかりと取り組むということがありますので、その辺についてはいいと思います。しっかり頑張ってください。

次の野鼠航空防除についてであります。前にも私は言いましたけども、これ関係者、そこに参加した、実演会に参加した皆さんからの話なんです。この防除機では本当に駆除はできないのではないかという声なんです。そして、前にも言ったが、原料員や工場の方々からも、航空防除はどうしても必要だという要望が出ております。そして、航空防除をなくすと、これは原料員や工場の関係の人ですけども、野鼠の被害が大きくなるのは目に見えていると、そういう心配しているんですね。この大事な宮古島の産業であるサトウキビの産業は、どうしても宮古島の経済を非常に左右するわけです。ですから、もう一度ね、今度は農業振興会の会長としての市長の考えを求めたいと思います。

葉タバコ産業についてでありますけども、庁舎がみんな禁煙ということであつたら、庁舎ではじゃタバコを吸っている人はいませんか。何名もいるんです。これが、私はちょっと見たんですけども、ところどころでたむろして、要するに窓際族みたいにベランダで吸っている、行ってもそこに灰がある、そういう状態なんです。だったら全く吸うなと言えますか。その辺についてもう一度お伺いしたいと思います。

次に、文化行政についてであります。私は、上比屋山一帯のことは、旧城辺町時代からも何回も何回も言っただけです。しかし、県の指定を受けたということでなかなか重い腰を上げてくれませんでした。今あえて言うのは、なぜ県の指定であるのであれば、しっかりと計画をつくって、県にお願いの一言もしないのか。これは、どこにでもない宮古島の大事な大事な先人たちのね、残してきた財産なんです。文化なんです。これが今、要するに行くのがきつくなったおばあちゃんたちが、おじいちゃんたちが行かなくなった。だんだん、だんだん薄れてきている。ムトゥで行ってやっていたことをお家の隣でやって終わっているような感じがしてきています。そして、今大事にしていた部落の方々の、要するに行政連絡員

を通してやっているのが状況なんです。ですから、これは県に指定されたからということで黙っては何もできません。ですから、これについてもしっかりとした県に対して要望書を出して、しっかりとこの地域を守り、そして私たちの子供や孫たちの時代までも引き継いでいけるような教育行政、あるいは文化行政に生かしていければなと思って、これは要望としておきます。

教育行政についてはですね、これは今始まるということですので、しっかりと職員や地域のPTAの方々ともね、早目に打ち合わせをして、しっかりとした体系で臨んでほしいなど要望しておきます。

さらにもう一点は……

◎議長（友利恵一君）

時間でございます。

◎砂川明寛君

答え聞いてですね、私の一般質問は終わりたいと思います。

◎市長（伊志嶺 亮君）

砂川議員の質問にお答えします。

行財政改革についてでございますけども、職員の意識改革、あるいはおっしゃるように市有地の売却も含めてしっかり取り組んでいきたいと思っております。それから、内部管理費や事務事業経費の削減、義務的経費の削減も視野に入れながら検討してまいりたいと、そのように考えております。

保良の市有地の売却についてでございますけども、確かに市として住民への説明が十分ではなかったことは認めております。その意味でも、これからは開発に向けては住民あるいは企業と市と話し合いながら進めてまいりたいと思っております。17日に参りましたのも、住民に説明をしたいという気持ちがあったから副市長を含めて数人で参りました。

トゥリバーについては、オファーはかなりの社が参っております。専任売買を議会で認めていただいて、しっかり取り組んでまいりたいと思っております。

農業振興会の会長として、サトウキビの野鼠被害について頑張るよという激励がありました。野鼠の防除を含めてしっかりとサトウキビの増産に向けては頑張ったいと思っております。

◎財政課長（石原智男君）

この健康増進法というのは平成15年の5月ですから、合併前であります。合併前に一応平良市としては、こういった市が管理する公共施設における全館禁煙というふうな文書を出しております。市が管理する公共施設すべてを全館禁煙として、確認事項としては勤務時間内外にかかわらず全館禁煙です。これは、室内を指しております。それから、市民や来庁者についても、庁舎内では禁煙するということです。それから、公用車内も禁煙ということで、これは平成15年7月17日付で一応文書は流してあります。建物の中はとにかく禁煙だということですね。

（「ロビーも」の声あり）

◎財政課長（石原智男君）

ロビーも禁煙です。

(議員の声あり)

◎財政課長(石原智男君)

ですから、室内ということでご理解をいただきたいと。

(議員の声あり)

◎財政課長(石原智男君)

室外ですね、室外。

(議員の声あり)

◎財政課長(石原智男君)

ですから、庁舎内の、庁舎の室内ということでご理解いただきたいと。

(「議長、休憩お願いします」の声あり)

◎議長(友利恵一君)

休憩いたします。

(休憩＝午後2時50分)

再開いたします。

(再開＝午後2時53分)

これで砂川明寛君の質問は終了いたしました。

(「議長、休憩お願いします」の声あり)

◎議長(友利恵一君)

休憩いたします。

(休憩＝午後2時53分)

再開いたします。

(再開＝午後2時56分)

(議員の声あり)

◎議長(友利恵一君)

休憩します。

(休憩＝午後2時56分)

再開いたします。

(再開＝午後2時58分)

それでは、休憩を求めまして、池間雅昭議員からちょっと意見めいたのが出ましたが、議長において答弁の不一致あるいは答弁の違いがないように、執行部においてもしっかりと答弁の準備をして対応していただきたいと思っております。

(議員の声あり)

◎議長(友利恵一君)

いやいや、今後。

(議員の声あり)

◎議長(友利恵一君)

休憩いたします。

(休憩＝午後 2 時 59 分)

再開いたします。

(再開＝午後 3 時 00 分)

議事進行にご協力をお願いいたします。

◎嘉手納 学君

私からも、ちょっとやりづらいですけど、一般質問をやりたいなと思っています。通告書に従いながらですね、所見を交えながら質問をさせていただきたいなというふうに思っております。市長を初め答弁者の皆さんの誠意なるご答弁をよろしくお願ひしたいなというふうに思っております。

まず最初にですね、道路行政についてであります。通称伊良部橋市道 7 号線の工事の計画、そしてできれば予算も含めてですね、現在の進捗状況というんですか、現在どうなっているのか、担当者の説明を私ともども市民にもわかりやすくですね、説明を求めたいと思っております。

次に、行政改革について何か質問をしたいと思いますが、伊良部総合支所水産課の佐良浜地区から南区への移動について、統廃合のメリットまたはデメリットはどのようなことが考えられるのか。

それと、署名を添えて、午前中の佐久本洋介議員言われましたが、5月に佐良浜支所の存続の要請があったと聞いていますが、何名の署名があったのか、聞かせてください。

それと、マリナーミナルに支払っている借家料は港湾課だけなのかですね、そして別にも宮古島市が支払っている借家料があるのか、説明をお願ひしたいというふうに思っております。港湾課の支所については、今年はちょっと下がったということではありますが、幾らなのか説明をお願ひしたいと思っております。

次に、行政改革ということで、行政連絡員の報酬というんですか、が見直しがあったというふうに聞いているのですが、どのような見直しをされたのか。また、行政連絡員の地域に対する役割、地域独自の伝統行事へのかかわり等はどうなっているか、把握しているのか。そして、行政連絡員からの要望等は行政に反映されているのかですね、どう考えているのか、聞かせてほしいと思っております。

次に、図書館建設についてであります。どのような計画で検討委員会も含めてですね、進めているのか。そして、予算がどの程度の規模で建設を予定、また検討しているのかですね、その点も説明願ひたいと思っております。そして、現在の施設等がありますけど、そういう施設を利用するということは考えていないのかですね、それも含めてお願ひします。

これも、佐久本洋介議員と重なる点がありますが、伊良部地区の 2 カ所のプール、5月のゴールデンウィークに子供たちのサービス提供ができなかったということで佐久本議員も聞いていましたが、説明だとその理由を事務引き継ぎとかいろんなことを言っていたんですけどね、私から言わせてもらえればそれは行政の落ち度だというふうに私は思っております。やはり 5 月の連休というのは確実に来ますので、それを逆算して工事を始めればそういうことはなかつたらうというふうに思っておりますので、行政の工事の発注が遅れたのか、発注した工事がそれとも何らかの理由によって遅れたか、そこらの点をはっきりしてほしいというふうに思っております。

次に、伊良部勤労センター、通称 B G グラウンドの整備を求める声ですね、ありますが、行政には届

いているのかどうか。内野の整備が特に悪く、子供たちがけがしてから遅いという声が、向こうを利用する声があります。このBGセンターのグラウンドというのは、伊良部地区においてあらゆる野球の点ですべて向こうで行われているわけでありますが、約十何年かですね、もう整備がされていないと。13年ぐらいたかかなというふうにお聞きしておりますけど、石ころやいろんなのが下から出てきてけがする人が多いということで聞いておりますが、どうでしょうか。

それと、水産振興について、製氷機の予算はどうなっているのかということですが、実はこれは3月定例会において私が質問したときに、補正予算で組むというふうに約束したと思うんですよ。見てみると全く何もないんですけど、どういうことなのか、それを説明をお願いしたいと思います。

答弁を聞いて再質問に入りたいと思いますので、よろしく申し上げます。

◎市長（伊志嶺 亮君）

嘉手納議員の質問に答えたいと思います。

中央図書館建設については新市建設計画の前期事業に位置づけられておりまして、21年度の着手を目指して取り組んできました。しかしながら、総務省の新しい再生法案の基準が示されようとしている中、本市の厳しい財政状況での当初の計画どおりの建設は厳しいことから、24年度以降の建設を検討してまいりたいと思っております。

現在ある施設の有効利用は考えていないかということですが、市立図書館は平良館、城辺館の2カ所がありますが、平良図書館はかなり老朽化が進んでいますので、新図書館ができるまでの間の移転は必要かと考えております。現在複数の施設を検討しているところであります。

新図書館の予算規模等については、後ほど担当をもって答弁させます。

◎総務部長（宮川耕次君）

まず、事務連絡員の契約の件でございます。これにつきましては、これまでですね、合併前はそれぞれうまくいっていたんですが、合併後都市部や、あるいは農村部ですね、バランス、いろんな面でふぐあがあるんじゃないかということで見直しております。これが事務委託の方法がですね、旧平良時代のものによっていたということもありまして、これを見直す作業を進めました。均等割をちょっと下げまして、世帯割を100円から150円に上げた。それから、特別に農家割ということで1戸当たり30円という形でですね、委託をしてございます。全体的に行政改革のそういった効果も出ておりますが、一方では今議員ご指摘のように、地域の状況を十分これ反映しているのかどうかという議論もあります。私たちは、事務連絡員についてはですね、まずそういったこれまで契約してございますので、一応今年はこの形できつとやってですね、そういう課題などがありましたら今後また検討をしていきたいと、このように考えております。

◎建設部長（平良富男君）

港湾課の借家料ですけど、宮古島市がマリインターミナル株式会社に支払っている借家料はですね、事務所が年間で804万円です。月額67万円。待合室が1,071万6,000円、月額で89万3,000円で、合計で1,875万6,000円支払っております。前年との比較ですが、マリインターミナルと調整いたしまして、待合室の使用料を368万4,000円減額しております。

今後についてであります。港湾課の事務所は港の管理運営及び港を利用する港湾事務所等にとっても

港内に事務所がある方がベストだと考えております。また、港湾課の事務所の移転となりますとマリナーミナル株式会社の運営状況にも関係してきますので、借家料の減額等も含めマリナーミナルとも調整して検討していきたいと考えております。

◎伊良部総合支所長（垣花 恵君）

まず、市道7号線、これ伊良部集落と下地島を結ぶ海中道路と橋であります。これの総延長が205メートル、うち橋長が25メートル程度であります。道路幅員が8.75メートルの計画でありまして、全体事業費は国庫80、市20で3億1,000万円になります。

次に、工事工期であります。平成19年度に測量設計委託業務を実施します。平成20年度で工事を開始し、平成21年度で工事を完成いたします。

次に、伊良部支所の水産課の廃止、統廃合の意義または利便性についてでありますけれども、5月の22日、4団体の要請団が来まして、754名の署名を添えて要請をしております。この中ではですね、まず現在市が積極的に取り組んでいる行政改革を推し進める中で、定員の適正化計画は最重要事項であります。したがって、市職員削減の中で組織機構を見直しながら早急に職員の定数の適正化を図っていく必要があります。去った4月1日付で組織改編のため、これまでの水産観光課を経済建設課に統合して、水産観光係として配置をいたしました。やはり一つの経済建設課の中で水産観光係として業務を行うわけでありまして、同じ庁舎内で職員の管理体制を強めながら横の連携をとり、住民サービスを行うことが行政改革の一環にもつながるものと考えております。

メリットとデメリットでありますけれども、今後水産観光係が総合支所庁舎内に配置されることによって漁業者の皆様には多少不便な面もあり、事務処理はこれまでよりも迅速になるなど利便な面もありますので、これまで同様漁民の皆様への行政サービスが低下しないよう取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、勤労者体育施設、これ野球場のグラウンドの整備であります。伊良部地域の勤労者体育施設、野球場は、昭和59年度にグラウンド整備、昭和60年度にスタンドの整備を行い、地域の職域大会や宮古地域の少年野球交流試合などに利用されております。平成6年度には、利用者からの強い要望等もありまして内野の再整備を行っておりますが、整備後13年が経過しており、嘉手納議員ご指摘のとおり整備を行う必要があると考えておりますが、補助事業メニューの適用がないことから市単独での事業実施となりますが、実施に向けての対応を行ってまいります。

次に、製氷施設であります。製氷施設については平成18年度予算で既存施設の耐力度調査及び基本設計を完了しております。工事の実施に向けて検討してまいりましたけれども、市単独事業での予算確保が厳しい状況にあります。製氷施設については、県農林水産部の補助事業で既に整備済みであることから、施設の老朽化の理由では再整備を行うことができないとのことですので、今後も県のほかのメニューの活用が可能か、県、市と連携して実施に向けて検討してまいります。

◎伊良部分室長（久高義次君）

伊良部地区のプールが改修工事のため、ゴールデンウィークにサービス提供ができなかった大きな要因についてというご質問ですが、お答えいたします。午前中の佐久本議員への答弁と重複いたしますが、お許し願いたいと思います。

現在伊良部地区には、パブリックプールが2カ所あります。佐良浜スポーツセンターとB&G海洋センターであります。両プールともに例年5月の上旬にプール開きはしてきましたが、大がかりな改修工事というわけではありませんが、今年は3年に1回のペンキの塗りかえ、それからポンプの整備、プールの清掃等に相当時間がかかりまして、間に合わなかったのが大きな原因であります。また、昨年の埼玉県のプール死亡事故を受けとめまして、念入りに作業を進めたため遅れたのも理由の一つであります。今後は、ゴールデンウィークに間に合うようにちゃんと準備して、対処してまいりたいと思っております。

◎中央図書館建設準備室長（下地 実君）

図書館建設の総事業費は、約16億円を見込んでおります。

◎嘉手納 学君

再質問をさせていただきたいと思えます。

図書館建設において、21年度の着手、24年度のということで、今国の指摘もあるということで説明受けました。そして、今16億円の起債をするというのが、果たして今の宮古島市ですね、財政において市民にそれをつくり出すと言える状況なのか、私にはちょっと理解できないなというふうに思っております。私のこれあくまでも個人的な考えですけど、例えばですね、私は何も市内につくる必要ないと。かえってですね、下地庁舎の1階等をですね、利用したらどうかなという考え方もあります。静かですね、かえって車の通りもそんなに少ないし、見晴らしもいいし、そういう形ですね、行財政改革で今から人間が減っていくのは間違いのないわけです。人間が減るということは、当たり前入っているべき課の人間が、部屋数があいていくということになります。そうじゃないかなと私は理解しております。そういった部分で移動して、ああいったところで図書館をですね、考えたらどうかなというふうに私は思っております。16億円の起債を今市民にお願いできる立場にあるのか、これは市長も議会も僕はないというふうに思っております。その辺をですね、ぜひ検討する必要があるんじゃないかなというふうに思っておりますので、やはり苦しいときにはみんなで何らかの努力をしないといけないし、その起債が一番の僕は、やっぱり借金があって払えないのにまた大きいをつくるという考え方は普通ではあり得ないというふうに思っておりますので、再度市長、これですね、検討してもらって、市民に問いかけてもいいんじゃないかなというふうに思っております。この点については市長に見解を求めたいと思っておりますので、よろしく願います。

総務部長、合併前にですね、行政連絡員はうまくいっていたんですけど、合併後いろいろ問題出てきて見直しが来ているということ自体、行政がですね、しっかりと地域の声を聞いて行政連絡員に伝えていなかったということになるんですね。要するに今までの地域の声をしっかりとらえていなかったということじゃないですか。そうじゃなければ、合併前はうまくいっていたんですから、合併後におかしくなるというのは合併後のあり方がおかしいということでもありますよ。これ私から言わせれば、私は最初にも言ったんですけど、議員になって最初あたりの質問ですけど、特に行政連絡員というのはその地域、地域で違った形のとらえ方ができますよと。例えば平良市とですね、伊良部とは全然違うんですよ。伊良部では、その行政連絡員と区長というのが一つという形でやっていかないとまずいという形で、地域の伝統行事があったりですね、そしてその中で分会長というのがいて、その彼らが役目を果たしてきたわけであります。しかし、合併したと同時にこの区長、分会長ともども廃止という形で行政連絡員という形になってですね、その意思の統率ができないばかりか、今地域の活性化さえもなくなって、要するに地域、地域の連絡事

項もうまくいかない。地域の伝統行事においても支障を来し始めてきているんですよ、実際。それを今理解し合いながら何とかやっている段階ですけど、僕は伊良部地域においては確実にマイナス面、マイナスの方が大きいというふうな声を聞いております。その点を把握しているのかどうかですね。

総務部長、100円から150円、農家の30円と言うんですけど、僕にはちょっと余り意味が理解できなかったです。再度ですね、市民にわかりやすいようにこれを聞かせてほしいなというふうに思っております。特に私の地域というのは、そういった部分で何力年かして切りかえる場合に、こういうのも含めてですね、検討しながらやっていくわけですから、ぜひですね、もう一度再度、本当に僕だけではなくて、市民にわかりやすいようなゆっくりとした説明でですね、お聞かせていただければありがたいなというふうに思っておりますので、再度の質問を求めたいと思っております。

それと、地域の要望が本当に強ければですね、地域の声ののっとった形でできるのか。もちろん予算の面でのあれもあるんですけど、照らし合わせながらね、形式的なものを、もっと地域の声を反映させてほしいなというふうなことがありますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。それは、簡単に言えばですね、行政連絡員と区長が一緒という感覚でね、やってもらわないと、今後の私の地域ではいろんな行事において支障が出てくるというふうな懸念されている声が多々ありますので、よろしくお願ひします。

建設課長、事務所が804万、67万ということですね、トータル的に待合室も含めて368万の削減があったということでもありますけど、もちろんそのマリンターミナル自体の経営問題にもいろいろありますけどね、やっぱり改善すべき点は改善しなくちゃいけないと。じゃ、どこをどういうふうにやっていくのかというふうなのがありますけど、僕から言わせたらですね、例えば伊良部支所の水産課を経済部に持っていくという形で、じゃ向こうの電気、水道、ガス、諸費用、それを含めて幾らだったのかと言わせれば、この368万下げた分以下、ほんの10分の1ぐらいじゃないかなというふうに思っているんですよ。だから、じゃ伊良部地域では行革は早くやりなさいということやってですね、別のところできないものかと、逆に私から言わせたらそういうふう思っております。

それはまたですね、やっぱり行革と言うんですけど、僕はやっぱり何回も言ってきたんですけど、私たちの島の北区のその佐良浜地域の漁師というのは、漁獲高は沖縄県でナンバーワンを占めているほどの魚をとれているんですけど、じゃ生活自体がどうかということとそんなに、特に最近は燃油の、燃料の交渉等もありましてですね、非常に危機的な生活を行っているわけですね、漁というのも毎日行けるわけでもないし、台風が来たら行けないし、雨風が波の、今日2.5メートル、あした3メートルなのかということに気がしながら、あした漁に出るのか出ないかという形でやっていきます。冬になると本当に命がけで漁に出ている段階でですね、自分たちのそういった不安な声をですね、届けるところが、すぐ近くにあったやつが約5キロ近いところに離れていくということだけでもやっぱり不安というのは多少あると思うんですよ。そういった部分ですね、水産振興において非常に大事じゃないかなというふうに思っているんですけど、行革ということで行政改革していくというのであれば、今度はですね、それにかわるやはりメリットを伴わなくては行けないと。支所長の話では行政の対応ができるということではありますが、漁協と照らし合わせながら例えば月に1回の定例会とか、いろんな要請した団体等が支所長4団体ということではありますが、担当がそういう部分とですね、月に1回でも意見の交流というんですか、漁師の要望を聞く場を強

く持っていかなければいけないんじゃないかなというふうに思っておりますので、それは実現可能なのかどうかですね、聞かせてほしいなというふうに思っております。

市道7号線、通称伊良部橋のですね、約21年度の完成予定でありますけど、この工事の際にですね、近くにホテルもあるし、また観光、伊良部の渡口の浜でですね、観光業をしている方もいます。やはりそういう中でですね、やっぱり近くの、西側のホテルの方と東側のその観光業を営んでいる人の影響も多々あるんじゃないかなと。よく夏あたりによく見かけるんですけど、カヌーが行き来しております。そういった部分のですね、影響等もあるんじゃないかなと思いますので、この辺も地域住民、そしてそういう方たちともしっかりと相談してやっていただければありがたいなというふうに思っておりますので、ぜひお願いしたいなというふうに思っております。

ちょっと言い忘れですけど、支所長、ぜひですね、水産課の754名の署名があったということでもありますので、その部分生かして先程言った月に1回、1回と言わず何回もですね、もし話し合いの場とかですね、多分出てきて話をするという、近くにあると何げない、さりげないようなことで相談ができるんですけど、やっぱり離れてしまうと行く時間というのがあります。だから、そこでぜひですね、逆に今度行政が出向くという形をとって、月に1回でも2回でもできるような形をとっていただければありがたいなというふうに思っております。

それで、勤労者センターの整備でありますけど、本当に約13年間整備がされていない状況の中で、実際ひどい場合はですね、石ころが土から出ているときに、滑り込んだときにその石ころで足を折った人がいるんですよ、スパイクがひっかかってしまってますね。だから、もう伊良部地区においては唯一の正式な試合というんですか、各職域大会、子供たちの大会とか、そういうのが一番行われている場所でもありますので、市単独ということでもありますので、財政と相談をしながらですね、できるだけ早い時期にやってほしいなというふうに思っております。

製氷機についても、また同じように相談してですね、ぜひ実現してほしいなと。先程支所長が言ったようにですね、メニューの方を県ともしっかり相談されて、ぜひ一日でも早い実現に向けてやってほしいなというふうに思っております。

プールのですね、課長、丁寧にやったとかですね、3年に1回あったとか、3年に1回というのは事前にわかっていることなんですよ。そうですね。これは、要するに3年に1回ペンキ塗りをしなくちゃいけないということがわかっていて遅れたわけですよ。私が聞いているのは、発注が遅かったのか、請け負った業者が工期を遅れたのか、それを明確にしてほしいということを私言っているんですよ。要するにですね、どこが一番大きな原因か正確につかんでおかないと、次も同じ繰り返しをする可能性があるわけですよ。それをどこに大きな要因があってということで、3年に1回あったとか、長引いたとかではなくて、それは原因ではなくて、これは言いわけなんですよ。だから、そうではなくて、工事発注が遅れたのか、それとも工期内に終わることができなかったのか、それをはっきりしてほしいと思っております。

再度答弁を聞いて質問をしたいと思っております。

◎市長（伊志嶺 亮君）

市立の図書館についてご答弁いたします。

市民の情報化時代の市民生活の中心をなす図書館は建設の必要は大変ありまして、合併時のリーディン

グ事業の中でも3番目に位置づけられております。ただ、平良図書館はかなり老朽化が進んでおりまして、耐震性の問題、安全性の問題でも新図書館できるまでの間の移転は必要かと考えておりまして、これは下地庁舎を含めて移転先も検討してまいりたいと、そのように思っております。ご指摘のように16億円というのは今の宮古島市にとって大変大きな負担ですので、今すぐ、例えば24年からすぐとりかかれるかどうかについては、再検討したいと思っております。

◎総務部長（宮川耕次君）

行政連絡員の件でお答えします。

先程少し数字がはっきりしませんでしたので、再度。委託料につきましては、均等割がですね、5万円でしたのを2万2,000円、世帯割を150円から100円、それから新たにですね、農家戸数割を30円ということにいたしました。これは、これまでですね、いわゆる議員もおっしゃいましたように、区長が行政連絡員であるということと、それからそこに自治会などがいないところですね、同じように均等割が5万円ということでしたので、やはりそういったことではなくてですね、均等割よりも世帯割も考えたい。それから、農家については、そういう農家割を新たに導入しようという趣旨でございます。これがですね、地域にマッチしていないんじゃないかとかいう声などが指摘されているというご指摘ですので、引き続きですね、十分に地域の声をお聞きしましてですね、よりよい行政連絡員の形にですね、持っていきたいというふうに、さらに努力を重ねてまいりたいというふうに思います。よろしく。

◎伊良部総合支所長（垣花 恵君）

まず、5月22日の4団体の水産課継続の要請でありますけれども、754名の署名を添えて要請がされております。まず、そのときの要請内容としましては、水産課が廃止になりますから、我々はこういうぐあいに署名をもらってきまして。ただし、廃止になるんじゃなくして、水産課を経済建設課の中に統合しまして、水産観光係として業務を行いますよというぐあいに説明いたしました。まず、農業団体も各種ありまして、その農業団体の場合でもまずはこういった要望がありますというときには役場の担当が現場まで出向いて、指導、それから意見等を述べてきます。まず、水産観光係もそういった体制をとっていきまよというぐあいに要請団には説明いたしました。学議員から、月1回の漁民との集い、交流、要望等が担当としてできないかということでもありますけれども、必要に応じては月に2回でも3回でも対応していきたいと考えております。

次に、製氷施設ですけれども、何遍もお答えしますけれども、今のところはほかのメニューの掘り出し、これに鋭意努力していくということでもあります。

勤労者体育施設、野球場の整備についても、実施に向けて対応に鋭意努力していきますというぐあいにしか今のところは答えられないということです。

◎伊良部分室長（久高義次君）

プールの大がかりな工事というのは、工事請負契約はしてございません。職員でプールのペンキ塗り、清掃、それからポンプの手入れですね、それは行っております。ご存じのように、プールは5月にスタートして、10月にはもう閉めます。その後は水を抜いておくもんですから、4月にプール開きの準備をするわけですね。そのために職員で、予算の関係もありまして、職員で総出でですね、プールのペンキを塗ったり、清掃したり、そして水を入れて点検して、それからスタートするというふうな段取りになりますの

で、そういうふうなことで、請負契約ではなくて職員でやったのが遅れた要因にもなっているということ
であります。

(「休憩」の声あり)

◎議長(友利恵一君)

休憩いたします。

(休憩=午後3時37分)

再開いたします。

(再開=午後3時39分)

◎財政課長(石原智男君)

総合支所長の話をお聞きしますと、2億1,000万はすると、しかも単独でやるということからして、補助が
つかなければちょっと厳しいなというところであります。

◎嘉手納 学君

課長ね、ただいま言ったように、去年までは業者に委託されていて、それを職員でやっただと、財政の問
題だと、非常にいいことですよ。ただ、それをだから遅れたというふうにとらえられるとちょっとまずい
ですし、だからこそかえってしっかりとですね、4月から例年やっているのであれば、3年に1度に大き
な改修工事、それも職員でやるんだったら逆に2月からやってもいいですよ。ペンキを2月に塗って悪い
というんだったらそれはあれですけど、そういうことがなければですね、ちゃんと月に対応してやって
もらうというふうな形をとってもらえないかなというふうにも思っておりますので、そういうふうな形
でやはりかえって逆に業者に委託したのを職員が総出で掃除をするというのは、鋭意努力するというのは非
常に素晴らしいことじゃないですか。だから、それをかえってもっと生かすようにですね、遅れないよ
うに、せっきくの職員の努力が遅れてしまうとサービスが、結局逆にサービスできなかったことになる
とマイナス面にとらえられてしまうわけでありまして、職員の皆さんがそういうふうにも努力してい
れば余計間に合っていて、余計いいサービスしてもらって、市民に喜ばれるような施設の提供をお願い
したいなというふうにも思っております。

市長、図書館の建設、グラウンド、製氷機、財政がみんな厳しいので、何か質問してもちょっとあれで
すけど、ただすべてを含めてですね、やはり今の状況であれば、やっぱりそのメニュー等を、そこでそ
逆に担当課長、そして行政の皆さんの手腕の見せどころじゃないかなと私は思っております。ここでど
ういったメニューを探してくるのか、やっぱりここに今こそですね、やはり少ない費用でですね、最大の効
果を生むという言葉がありますけど、今それを実現して実際にやらないといけない時期じゃないかなとい
うふうにも思っておりますので、僕はもう本当にこの図書館の建設をやるべきじゃないと、本当に僕は真剣
に下地庁舎等をですね、1階を利用してやるべきだというふうにも思って、僕は最適じゃないかなと本当
に思っております。そういう観点もぜひですね、私は個人的に要望として伝えていきたいなと。

また、財政課長、支所長、2億以上のものをやりなさいと僕もちょっと言えませんが、要するにちよ
つとしたといいますか、ほんの石ころ取る程度ですね、整備でいいですから、全面芝生までとかではなく
てですね、もう……

(議員の声あり)

◎嘉手納 学君

いやいや、2億1,000万かかったらちょっと無理な話ですから、ぜひですね、本当に子供たちが野球をやっても、滑り込みとかしてもこの石ころがですね、出て支障がないような程度でですね、お願いできないものかなというふうに思っておりますので、行政と皆さんのですね、本当に何回も言うんですけど、もちろん議会もそうではありますが、行政が今小さい費用で最大の効果を生むような努力を皆さんともどもですね、やっぱり議員は地域の声を届けるのが最大の仕事かもしれませんが、その届けた声を今まで培ってきた行政の能力でですね、市を本当に助けていくのは私は市長を初め行政の皆さんの知恵袋じゃないかなというふうに思っております。ぜひそれ生かしてですね、宮古島市の再生のためにも頑張りていきたいなと思っておりますので、以上で私の一般質問終わります。ありがとうございました。

◎議長（友利恵一君）

これで嘉手納学君の質問は終了いたしました。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

暫時休憩し、それでは4時から再開いたします。

(休憩＝午後3時44分)

再開いたします。

(再開＝午後4時01分)

休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

◎新城啓世君

昨日ハーリーも終わりました、雨も上がって、いよいよ夏本番となるのでしょうか。今日旧暦5月5日は、また新城部落で有名な5月5日祭が行われております。大盛會を祈念したいと思います。さて、それでは通告に従いまして一般質問をさせていただきたいと思っております。

まず、市長の政治姿勢について6点ばかりお伺いいたしますが、先程から出ております財政問題についてのこの緊急声明、緊急メッセージについて。先月28日に市長がこの緊急メッセージを発表されましたが、その意図について再度お伺いしたいと思います。そして、職員の受けとめ方についても再度お答えいただきたいと思っております。

それから、具体的なこの返済計画、2億円減って今11億円になっていますけれども、これを2年間でどのように返済するのか。先程答弁聞いておりますけれども、市税等の徴収で、あるいは市有地の売買でやっっていけるのかどうか甚だ疑問であります、もう一度これもお答えいただきたいと思っております。

それから、この厳しい財政状況の中では、聖域と言われる職員給与のカットもタブーではなくなりつつある中で、先程市長答弁の中に人件費のカットという言葉が出てまいりました。そこで、70億円を超える給与を10%2カ年間カットするという時限条例を定めれば十四、五億の借金はすぐ返せるはずなんですけれども、この人件費カット、職員給与のカットについての市長の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

それから、緊急声明に基づいて事業の中止もしくは休止あるいは縮小計画、パイナガマ以外にですね、あるのかどうか、これもお聞かせいただきたいと思っております。

それから、行政改革推進委員会の勧告、提言を受けて実施した事業もしくは実施できなかったこと、その理由についてもご説明をいただきたいと思っております。

そして、とうとう万策尽きて宮古島市が倒産したとき、市民に対する責任の所在はどうなるのかもお聞かせ願いたいと思います。

次に、今や宮古島市の社会問題と申しますか、大きな問題となっております東平安名崎市有地売買問題について伺いたします。この売買につきましては、伊志嶺市長のよく言われる優柔不断、信念のよろさを如実に示した出来事として多くの市民の反発、反発というよりも市長に対するあきらめとも言うべき虚脱感、無力感を市民に与えておりますが、宮古島市はもとより、沖縄県、日本の財産である東平安名崎、緑地、砂浜、海を伊良部の漁民の製氷機代にもならない価格で売り渡した市長として歴史に名をとどめることになった伊志嶺市長に伺います。13日の質疑の中にも出ておりましたが、総務財政委員会でも追及されたりして重複する部分もあります。あえて伺います。なぜ2週間後には6月定例議会を控えておりながら、臨時議会を招集、しかも会期を1日として開催しようとしたのか。

次に、市長は旧平良市長選挙を初めすべての選挙でも公約として海や森林、自然環境の保全を掲げ、当選されております。この土地売買と公約との整合性についてご説明いただきたいと思います。

また、地元保良部落会からの要請書は、無情にも単なる資料扱いで議員に配付されました。当日の採決事案ですから、審議に間に合わないのは当然ですが、これこそ賛成決議を画策した当局の意図的な民意を踏みしめる行為だと思います。緊急集会を開催、反対要請を携え、早朝から集まった保良部落民に対し、釈明していただきたいと思います。

それから、城辺地域審議会の会長が今回の事件を新聞等を通して問題視しております。また、地域審議会に諮るべき事件ではないかとの砂川明寛議員の質疑に対し総務部長は、議会最終日のために地域審議会の提言は反映できなかったという意味のことを述べ、この件に関しては今後住民の声を生かす機会はありますからと明言されました。売買反対という地域住民の声をどのようにこれから生かすおつもりなのか、お聞かせをいただきたいと思います。

市民の声は反対が多いわけですし、これから建設反対運動が起きたとき、市長はどのような立場で動かれるのか。

また、開発事業が現実化してくると、風光明媚なあの東平安名崎に真っ赤な字で大きく書かれた建設反対看板が続々立つ見込みですが、市長はどのように対処されるおつもりなのか。

また、けさ、新聞にも出ておりましたけれども、今回の売買行為を市民の財産を安価で売り渡したとして損害賠償請求訴訟の動きがあります。これについての市長の見解をお聞かせください。

次に、下崎土地売買問題について伺います。調査特別委員会まで設置した重大事件であります。まず契約は無効になったとはいえ、当局の行った行政手続の中で変更契約書の存在は公印不正使用、公文書偽造に当たるとは思いますが、市長のご見解をお聞かせいただきたいと思います。

そして、同地区の土地売買交渉と並行して売買予定地内に道路が新設されておりますが、行政上必要な手続を踏まえて行われたのか。買い手への便宜供与を図ったのではないかという指摘もございまして、市長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

トゥリバーとその下崎地区の土地売買契約に関する一連の事務手続における不手際について、責任のとり方として減給15%、3カ月の申し出をしておりますが、その根拠についてのご説明をお願いします。

事務手続の不手際、これはそもそも担当職員の起案から始まって押印したことによるはずですが、副市

長は職員の事務作業に問題はないと内部調査報告を出しました。職員の事務作業に問題点がなければ一連の事務手続の最終決裁者である市長にも問題はなかったことになるはずですが、その整合性についてのご説明も求めます。

土地問題でこれだけつまずきが起こると、この問題で質問することもつかえてまいります、トゥリバー問題でございます。専任媒介委託料を臨時議会で承認させたのにもかかわらず、その予算の返上。自力での売買を試みて失敗したことから、また億面もなく専任媒介委託料の再提案をしております。専任媒介をするのであれば、担当部局を縮小もしくは廃止して財政課に委任すべきとの提案を無視。逆に担当局を強化。行革委員会から辞職を求められた昇任人事で部長を配置しました。その上での専任媒介委託料の要求ですから、宮古島市政には失政に対する反省、委員会報告でありました自浄作用が全くないと言わなくてはなりません。行政行為を職員も、市長が言われたという政治は道楽、ゲーム感覚でとらえている節が見受けられますが、いかがお考えか。

この際、トゥリバー売買は、失敗ばかりで成果が出ない土地対策局の名前を変えた地域戦略局ではなく、財政課で担当、一般媒介で窓口を広げたらいかがでしょうか。平安名崎のマイバー問題で懲りたはずの財政課ですから、縛りのある政策的なトゥリバーだけは大丈夫だと考えます。市長のご見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

次に、NPO法人農都共生全国協議会に関して通告書に基づいて質問をいたしますので、お答えいただきたいと思ひます。旧平良市及び宮古島市の発注事業、発注方法、発注年月日、契約書、進捗状況、施工形態、今後の対応について、資料を示してご説明願ひます。

同協議会が宮古島市の業務を受注参加できる法的根拠を示してください。

この協議会には市長が理事になっておられるわけですが、地方自治法142条には触れないのか、市長の見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

それから、宮古島市農業農村環境整備実施調査計画策定協議会について、その事業内容、事業発注から協議会設置に至るまでの経緯についての、それから進捗についてのご説明をお願いします。

次に、保育所の滞納問題が先程質問に出ていましたけれども、この保育所問題について二、三伺ひますが、市立保育所の現状と平成20年度での統廃合についての進捗状況についてのご説明をお願いいたします。

それから、市立保育所の完全民営化についての市長のご見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

私の資料によりますと、いわゆる市立保育所の数は、県内類似市と比較して宮古島市が突出。また、園児数は、昨年度に限って言えば宮古島市だけが定員割れしています。これについてのお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

次に、ごみ処理問題。現在西側での建設を建設検討委員会は議論は尽くした、周辺住民への説明責任も果たしたとして近く市長に答申するというが、唯一無二の場所として明言した市長は反対住民との合意形成を図ることはできるのか。また、今後のスケジュールはどうなっているのか。

それから、現在の施設が故障等により休止に追い込まれた場合の対策はできているのか。

それから、廃棄物炭化処理装置のリース事業導入について話が進められていると聞かすが、どのように対応されているのか、その施設の概要とリース方式について市の見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

葬祭場問題では、建設予定地は絞り込まれたと聞いておりますが、いかがなっているのでしょうか。

また、現在の施設周辺での建設の要望論もありますけれども、なぜ向こうでは建設できないのか。

そして、ごみ処理場と同じですけれども、葬祭場、現施設が使用できなくなった場合、その対策はできているのか。

それから、給食センター。行革委員会の中では、平成20年度に民間委託にする予定と聞いておりますが、この問題についてのご見解、進捗状況などをお聞かせいただきたいと思います。

それと、建設行政の中から、以前にも指摘がありました、いわゆる地元以外の業者が時々指名を受けます。特殊な事業の場合はともかくといたしまして、例えば道路設計業務などは地元業者でも十分対応できるはずですが、なぜ代表者が宮古関係者というだけで市外の業者が参入できるのか。そして、このおかげで、結局島外の業者が入るわけですから、該当しながら、資格を持ちながら地元業者が参入できない、つまり外されたという業者もいるようですけれども、それは何社か。

皆愛地区で整備事業の済んだ1等農地と言われる畑をえぐり取るような形で住宅用地にした、団地用地にした理由は何でしょうか。

そのときのこの団地建設用地、農地転用に係る不手際で着工延期を強いられた団地建設の受注業者への対応はどうなっているのか。

次に、欠損道路の補修について。いわゆるおっぱい山から、城辺のですね、新城、おっぱい山から保良へ抜ける新城公民館の南側の通称アオバリですけれども、そこにかかわる道路の欠損状況をお話ししました。その後どのように改善されたのか。

それと、北小学校東側の石堀際の歩道側溝ふたが欠損していました。今カラーコーンが立っていますけれども、これはいつ補修されるのか、お聞かせいただきたいと思います。

答弁を聞いて再質問いたします。よろしく申し上げます。

◎市長（伊志嶺 亮君）

新城啓世議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、財政再建問題でございませうけれども、緊急声明の意図です。今国会に提出されている地方公共団体の財政の健全化に関する法律において、連結実質赤字比率という指標が再生団体になるかどうかの判断に用いられております。この指標を本市の平成17年度の決算で試算したところ、一部のマスコミでもご承知のとおり全国でワーストテンに入るほど悪い数値が出まして、再生団体に陥る可能性が極めて高いと指摘を受けました。再生団体というのは現在でいう再建団体のことで、現在では北海道夕張市が再生団体となっていますが、その現状は市民の大幅な負担増と住民サービスの低下、市職員も半減するなど非常に厳しい自治体運営となっております。そこで、再生団体になってはいけない、職員一丸となってこの財政危機を乗り越えようと思ったのが緊急市長メッセージであり、再生団体回避のための緊急行動計画の作成ということになります。職員も、危機感を持って受けとめております。

13億円の具体的な返済計画でございませうけれども、再生団体回避に向けては作成中の緊急行動計画の具体的な項目については現在調整中ではありますが、その素案について説明しますと、先程も申し上げましたように、19年度におきましては市税、国保税、市営団地使用料、農業関係負担金の徴収の取り組み強化、市有地の計画的な処分などにより歳入増に努めてまいります。歳出では、物件費の執行見直しや人件費、各事業の見直し、補助金等の見直しによる削減を見込んでおりまして、平成19年で6億円程度の赤字解消を

図りたいと考えております。今後さらに具体的に調整を行い、その内容について公表したいと考えております。

市長以下全職員の給与カットの考えはないかというご質問でございました。職員の給与の見直しにつきましても、緊急行動計画の中で検討しているところであります。

次に、東平安名崎の市有地売買でありますけれども、なぜ臨時議会なのかというご質問でございます。平成18年1月に当該土地の購入申し出があつて以来、1年以上の協議を重ねてまいりました。先方からは、リゾート開発の計画上早期の売買を成立させ、ホテル建設に着手したいとの要望があり、売買契約に至る関係書類等の準備ができ次第議会に提案することで作業を進めてまいりました。そして、ある程度めどが立ち、3月議会に提案することで準備をしましたが、間に合わず3月議会を断念し、これまで実施したことのない異例の議案提案前の議員説明会を5月17日に済ませ、関係書類のすべてが準備できたので、5月31日の臨時議会に提案をいたしました次第でございます。

下崎地区の土地売買について、一連の行政事務の不手際についての私の給与カットの正当性でございませうけれども、今議会に提案いたしました私の給与は15%、3カ月減額する条例案の正当性ということですが、これは議会へ付すべき事件を看過したということでの減額でありますので、それに類似した自治体の長の給与減額を参考に私本人が決定しました。正当かどうかということであれば、この範囲が適当だと考えております。

関係職員の懲戒処分の問題ですけれども、職員の懲戒処分を行わなかった理由ですが、第1に本市の懲戒処分にかかわる指針に照らし合わせて該当しないとの審査委員会からの答申があつたことであります。二つ目に、当該職員は財政難を幾らかでも改善できればとの思いから一生懸命職務に当たりながら、その経過の中での瑕疵であつたと判断して、文書訓告、口頭嚴重注意処分といたしました。

トウリバー問題でございませうけれども、土地対策局を地域戦略局として強化した理由でございませうけれども、これまでの土地対策局は土地対策室及び下地島空港等利活用推進室をプロジェクトチームとして設置し、埋め立て事業により取得した土地の処分や総合保養地整備に関する業務、企業誘致等の推進、下地島空港及び周辺未利用土地の活用の推進を行ってきたところであります。去つた4月からエコアイランド宮古島へ向けた取り組みを加えて、名称も地域戦略局に改めたところであります。

NPO法人の全国協議会でございませうけれども、私が理事になっているが、地方自治法第142条に抵触しないかというご質問でありますけれども、これは最高裁の判例でも抵触しないという見解を持っております。

宮古島市農業農村環境整備実施調査計画策定協議会の事業内容ですけれども、本事業は宮古地区における環境に配慮した農業農村整備事業実施の基本構想である農村環境計画の策定を行い、農業農村整備事業の効率的かつ円滑な推進に資するものであります。事業内容としては、現況編と計画編の2部構成になっております。現況編では宮古島の自然環境や社会環境についての調査内容、計画編では環境評価に関する事項、環境保全の基本方針、地域の整備計画、環境への対応方策、農業農村整備事業における整備計画などが策定されております。

次に、発注から契約、協議会設置に至る経緯でございませうけれども、本事業は平成18年6月21日付で沖縄県知事より指令により補助金交付が決定されました。同年11月20日付で3社に見積もり依頼をしてあります。3社については、旧市町村時に環境計画策定及び類似事業に携わつた業者を選定して行つております。

その中で業者間での金額の開きがありましたので、見積もり金額の低い業者と随意契約を行いました。協議会の設置については、農村環境整備計画策定要領により地域住民の意向に配慮するとともに、学識経験者と専門知識を有する者から意見を聞き、計画に反映させるものとしてあります。このことから課内では地域の学識経験者、各種団体、地域の住民を選定いたしまして、平成18年8月4日付で策定協議推進委員の承諾文書を発送し、承諾していただいております。その進捗状況でございますけれども、平成19年3月26日付で事業完了しており、報告書50部を納品してあります。

他のことは、担当をもって答弁いたさせます。

◎総務部長（宮川耕次君）

まず、財政再建問題についてです。中止もしくは縮小、休止予定の事業はというご質問であります。現在普通建設事業につきましては、平成20年度、つまり国にもう交渉は既に始まっておりますが、その前にヒアリングを持ちまして、一応方針を立てております。例えばですね、普通建設事業にかかわる起債額を20億円を上回らない、あるいはまた新規事業については原則認めないが、緊急性、必要性の高い事業について優先して実施する、あるいは継続事業につきましては事業計画の見直しを行いまして、総事業費の縮小、計画期間の見直し等を行うという方針を立てて、財政課を中心にですね、現在その作業をまとめに入っております。例えば学校件数につきましても、年に1校とか、そういった原則を出しまして、そして優先度をつけてやっていく。保育所についても、例えば先送りにするかどうか、そういったことなどをですね、現在討議中でございます。それと、補助率の低い事業につきましては、やはり事業の延伸ですとか縮小、そういったものを検討中でございます。

次に、財政再建問題万策尽きたときの責任にはということでございます。これにつきましては、もう何が何でもそういうことがないように、全力を挙げてやるということではしかお答えはできないかと思っております。

次に、東平安名崎市有地売買問題につきましては、公約である自然環境の保全との整合性ということでございますが、この……

（「議長、休憩お願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後4時30分）

再開いたします。

（再開＝午後4時30分）

◎総務部長（宮川耕次君）

それではですね、その保良部落会長からの要請書に対する見解ということでございます。保良地区からのですね、要請書はですね、まず説明がよくなされていない。したがって、反対であると。例えば将来展望に係る不透明感がある。それから、御獄、海浜に至る道路、施設等の取り扱いに対する懸念、海や海浜の地域住民の利用や取り扱いに対する懸念、それからなれ親しんだ景観の保全可能かどうか、そういったですね、唯一の県内屈指の景勝地としてのそういった保全、保護等のですね、観点からの要請書がございました。これにつきましては、開発計画の協定書からずっと一貫した旧城辺町でそのリゾート計画あるいは観光開発ですか、そういった観点からの経緯を見ればこれの整合性は十分とられているかというふうに

認識しております。例えば文化財についても、きちっと保全についてはうたわれておりますし、また景観につきましてもは県の景観条例、そういったものの中です、詰めていけるものだというふうに考えております。

次に、地域審議会についてですが、地域審議会の件につきましては確かに地域審議会の声を事前に聞いておくべきだというふうに反省はいたしておりますが、そういった最終本会議の日に一応見解が出てまいりまして、そういった売買ではなくて賃貸であるべきという見解でございました。これにつきましては、私どももですね、これまでその協定書の中には賃貸あるいは売買という形でそのように合意されているものというふうな位置づけです、進めてきた経緯がございまして、そういった十分な対応ができませんでした。

続きまして、反対運動が予定されているが、どのような対応をするか、あるいは反対の看板が立ったときどう対処するか、損害賠償、住民訴訟への対応ということでございます。新聞等でも確かにありましたように、そういったことにつきましては契約も済んでおりましてですね、今後は私たちが会話が足りなかった部分で一生懸命住民との対話を行っていくしかございません。その中で懸案、心配されている、いろんな反対されている部分をですね、一つでも解決していくというふうな面です、全力をかけていきたいと思っております。公開質問などの報道もありました。これについても、もしそういうことがありましたら誠意を持って対応したいというふうに考えております。

次に、下崎地区の土地売買問題で変更契約の公印不正使用の件についての見解をただされております。これにつきましては、確かに事務処理的には大変な事務ミスで、これは通常ですと無効という形になることは事実でございます。ただ、法令上ですね、最初の契約が96条1項8号に違反しているということで、議会の同意を得なかった、そして当局としてはそれを再認を求めて謝罪をし、再認すればこれが有効になるという点です、お願いしてきた経緯もありましたが、残念ながら理解が得られず、無効となっております。したがって、法的にはそういった変更契約も無効となっている状態だというふうに認識しております。

◎福祉保健部長（上地廣敏君）

まず、市立保育所の現状と統廃合についての見解でございますが、現在宮古島市立保育所は、平良地区に4カ所、城辺地区に4カ所、上野地区、下地地区それぞれ1カ所あり、伊良部地区で2カ所、合計12カ所の保育所があります。そのほとんどで現在定員割れとなっております。今年度中はですね、状況の分析をいたしまして、20年度以降に統廃合の実施を検討してまいりたいというふうに思っております。

それから、市立保育所の完全民営化についての見解でございますが、市立保育所の民営化につきましては、民間に委託する手法もなるほど一つの方法ではございますが、しかし現時点での完全民営化にはクリアすべき課題が大変多くあります。現在のところ時期尚早と思われま。したがって、当面は統廃合を優先して検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、県内類似市との比較の見解であります。まず類似市といたしまして、名護市であります。公立5カ所、市立19カ所あります。それから、糸満市、公立が8カ所、市立が10カ所、お隣の石垣市は公立が5カ所、市立が7カ所と、いずれも公立保育所より市立保育所の設置が多くなっております。ご案内のように、宮古島市の場合は公立が12カ所あります。認可保育所、いわゆる市立が9カ所あります。公

立の比率が非常に高くなっておりまして、このことから県内他市に比較をしましてですね、財政上の負担も非常に大きなウエートを占めているというのが現状であります。

それから、ごみ処理問題で現施設が休止に追い込まれたときの対応策はできているのかということですが、現在のクリーンセンターは築29年が経過をして、いつ休止してもおかしくない状況にあります。老朽化が進んでおり、施設が使用不能に陥った場合には島内での処理はできませんので、当然沖縄本島に輸送しなければならないというふうなことになります。したがって、そのためにも新処理施設の建設を早急に進める必要があります。市といたしましては、このような事態にならないように搬入されるごみの量を減らし、運転時間を短縮して焼却炉に負担がかからないように対策を講じていかなければなりません。そのためにも可燃ごみの4割を占めると言われております生ごみの資源化について、年次計画を立てて進めてまいりたいというふうに考えております。

◎市長（伊志嶺 亮君）

東平安名崎の市有地売買問題について、公約との整合性でございますけれども、私の選挙公約の一つに、地下水を守り、海や森林など自然環境の保全、活用を掲げております。現在その実現に向けて、地下水法と環境保全条例の整備、あるいは全島グリーンベルトの実現、美ぎ島宮古グリーンネットの拡充等の施策を展開しております。ほとんどのコンドミニアム等のリゾート地には、花や緑、保安林等が整備されているのはご承知のとおりだと思います。当該地においても、リゾート開発されることによって景観上もよくなると期待しております。開発されても、全市民の命の水である地下水を保全するための法的整備、あるいは花と緑に包まれた美ぎ島宮古づくりを進めるためのグリーンネットの拡充を図る観点からも、このリゾート地に地下水の保全、花と緑、保安林等の整備はもとより、南岸の砂浜も現状は岩や石がごろごろしており、リゾートの砂浜としての観光客に喜ばれるためにはかなりの量の砂の投入整備が必要であると考えております。このことから公約の海や森林、自然環境の保全とは、整合性はとれていると考えております。

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後4時41分）

再開いたします。

（再開＝午後4時43分）

◎経済部長（宮國泰男君）

まず最初に、下崎地区の土地売買問題に係りまして、同地区での道路建設は合法かと、さらには便宜供用にならないかということですが、ご指摘の道路はですね、地域からの要望を受けてつくりました。これにつきましては、当然に国、県の補助事業としてやってございますので、申請を行いまして、それでヒアリングを行った上でつくられているということですが、さらには、これらの本事業につきましては平成16年度で完了してございまして、今回の下崎土地の契約に係る部分については18年の8月でございますから、私どもが計画しているときはですね、土地をだれが買うのかもわからない、そういうような状況の中で計画したわけでございます。その当時は行きどまりの土地でございまして、これを集会できるような道路につくりかえたということですね、地域住民の利便性が高くなるということで、便宜

供用ということではなくて、地域の住民のためにつくった道路であるというふうにご理解をいただきたいというふうに思います。

次に、新城啓世議員の要求されました資料について、結構長くなりますんで、かいつまんで簡単に説明をしたいというふうに思います。これは、農都共生全国協議会の方に発注した事業のですね、契約の仕方、契約金額、事業名、履行期限、それが随意契約なのか、あるいは指名競争入札なのか、そういうものを一覧表にしてまとめてございます。そういうことで、質問の中でご提示いただいたものが、施工形態とか今後の対応、進捗状況ということでございます。事業内容については読んでいただくことにいたしまして、今の進捗状況という部分でご説明をしたいとします。3枚目に書いてございますので、3枚目をよろしく申し上げます。

まず最初に、宮古地域観光交流空間モデル事業でございます。この事業につきましては法改正によりまして、観光地域づくり実践プランとして平成17年の11月14日に国土交通省の事務次官より選定をされてございます。ソフト、ハード事業いろいろありますけども、どちらかといえばソフト事業が中心の実践プランということで、商工会議所であるとか、あるいは市とか観光協会がですね、ガイド養成であるとか体験滞在型のそういうものに関してですね、いろんな形で取り組んでいくという事業でございます。現在そのことにつきましては、農家民宿であるとか、体験ツアーであるとかですね、あるいは植物園における体験工芸村の設置であるとか、そういう中でエコであるとか体験ツアーを行うためのアイテムとして位置づけながらこれから整備を進めていくという状況でございます。

次に、健康ふれあいランドプログラム等の策定業務でございます。この計画に沿って狩俣地区において長期滞在型観光、健康をとらえた西会津町との交流、研修会等を実践してまいりまして、健康ふれあいランド構想の実現に向けて今準備を進めていると、そういう状況で、来る7月には花まる学習会という方々がですね、約30名ばかり来られまして、3泊4日の予定で狩俣地区と交流を進めるということ等もでございます。

次に、大野地区の農業農村環境整備事業の策定業務でございます。業務内容にもあるとおりですね、歴史的な価値のある大野トンネルをですね、保存、活用するための調査業務であるということでございます。ただいま平成21年度を目指してですね、採択目指して県と調整中でございます。その関連した事業として、高野集落の南側の圃場地区においてですね、ちょうどこれは博物館の裏側になります。そこの地区の排水路事業を行っていくということで、平成18年度から22年度国、県の95.5%の補助金でもって事業を進めておりまして、完了が22年を予定してございますので、今大野トンネルにつきましては21年度の採択を目指しているということでございます。

次に、健康ふれあいランドの公園基本計画委託業務でございます。この基本計画をもとにですね、年次ごとに、例えば遊歩道の実施設計を出しまして遊歩道をつくる、あるいは農村研修センター等の改築等ですね、この事業の中で進めていくということで、平成14年度から平成20年度予定でただいま進めてございます。

次に、宮古地区の農村総合整備実施計画の策定業務であります。これは、農業農村振興地域においてですね、総合的な整備を行うということで、この計画に沿ってですね、県に申請をしながら計画をし、実施をしていくという指標になる一つの計画書でございます。ですから、今後はこの計画に基づいて順次整備を進めていくということになります。

次に、農業農村環境整備実施調査計画策定業務でございますけれども、これは農村振興地域、上段の宮古地区委託業務、計画と密接に関係するんでございますけれども、この農村振興総合整備事業をやる場合にですね、各地域の環境をどうするのか、これの指標となるのがこの農業農村環境整備実施調査計画書でございます。ですから、この二つがきっちりと組み合わさる形で環境を大事にしながら整備を行っていくという一つの指標になろうかと思っております。

今後の対応でございます。各種計画書による事業についてということで、これまで策定した各種計画書の内容をですね、十分踏まえた上で今後の農業農村整備事業の事業計画実施に生かされるようにすることだと思っております。

次に、発注の方法でございます。これまで随意契約であるとか、あるいは指名でやる方法であるとか、そういうものでやってございまして、今後につきましてはその透明性を高めるためにですね、できる限り指名競争入札であるとかプロポーザル式の入札、これは事業提案型ということで、通常は大体大きな事業費を要する委託事業あたりでやっているようなものでございますけれども、そういうものを活用するとか、あるいは地元事業者を育てるためにですね、JV方式を取り入れた発注を検討する、そのようなことで対応をしてみたいというふうに思っております。

◎建設部長（平良富男君）

地元業者以外を指名する理由ということですが、業者の指名については平成19年、20年度の宮古島市建設業者登録名簿により、土木、建築、電気、管、内装、造園、コンサルタントの登録業者の中から指名をしております。ご質問の道路測量設計委託については、基本的に島内に事業所を有する業者及び営業所の登録している業者を指名しております。

なお、指名選定に当たって、これまでの事業実績や技術者等、それから現場の評価等を把握し、行っております。島外業者は、4社指名しております。島内業者17社登録しております。島内業者17社、全員指名されております。

それから、皆愛地区団地建設用地の選定理由でございます。皆愛地区の団地建設は、地域の活性化を図ることを目的に地元から建設要請がございました。要請に基づき需要実態調査を行い、平成18年度に事業採択を受け、実施しております。建設用地の選定につきましては、地元から5カ所の候補地の推薦を受け、それぞれの用地について、土地の形状、造成費用、土地の価格、学校からの距離等について総合的に評価した用地選定基準表を策定し、その内容等について地元説明を行い、条件のよい現在の用地に決定しております。

着工延期を強いられた団地建設の受注業者の対応。着工延期に伴う建設受注業者への対応でございますが、本工事は平成19年2月26日に建築、電気、機械設備工事の契約を完了しております。その後建設用地について農業委員会から、農地転用許可が必要であり、転用許可があるまでは工事着工できないと指摘があり、工事の一時中止となりました。その間現場においては、工事着工の準備に取りかかっておりましたが、農業委員会から現場の現況復元が必要であるとの指導を受け、受注業者の協力のもとに現況に復元いたしました。一連の行為は法令に基づく関係機関との協議を行ったことが主な原因であり、工事を請け負った各業者の皆様には多大な迷惑をかけましたことを改めておわび申し上げます。なお、本工事の建設用地は、5月24日に県知事の許可を受け、6月1日から工事に着工しております。

次に、欠損道路の補修要請に対する対応についてです。道路の欠損箇所の補修要請に対する要請があった場合は現場の調査、確認を行いまして、早急に対応するようにしております。ご指摘の城辺5号線の陥没箇所につきましては、予算も伴いますので、現在見積もりを依頼しているところでございます。また、北小の東側の側溝のふたについては、早急に対応したいと思います。

◎環境施設整備局長（平良光善君）

ごみ処理問題についてお答えをいたします。

まず最初に、建設場所問題の進捗状況についてでございます。現平良工場西隣を候補地としまして、これまで保里2区の周辺地域住民及び添道地域住民を対象にして、説明会及び先進地の視察を行ってまいりました。添道自治会につきましては、3月の28日の臨時総会で、条件つきで賛成をいただきました。保里2区につきましては、3回の説明会を行いました。さらに戸別訪問をいたしまして、説明と協力をお願いをしてまいりました。反対する方もおられましたけれども、新しい施設の必要性につきましては理解をされたものだと思っております。今後は内部検討委員会の協議を行いまして、早急に用地の決定に持っていきたいと考えております。

次に、廃棄物単価処理装置のリース事業についてでございますけれども、地元の清掃業界団体がその廃棄物単価処理装置を導入をして市にリースしたいとの新聞報道がありました。5月の中旬ごろメーカーの方から検討委員会が説明を受けました。この装置は、国内での販売実績がゼロ、また現在国からの補助金もつかないとのことでした。また、そのリース料も高額なことから、リース料としては受け入れることは困難だと考えます。

次に、葬祭場の建設問題の進捗状況でございますけれども、葬祭場の建設につきましては内部検討委員会で候補地の絞り込みを行っており、現在周辺住民の合意形成に向けた話し合いを今行っております。早急に住民説明会ができるように取り組んでまいりたいと思っております。

次に、現施設周辺で建設ができない理由についてなんですけれども、現施設の周辺は新しい島づくり計画の中で広域公園の整備計画があります。

次に、現施設が休止に追い込まれたときの対応策ですけれども、万が一民営の葬祭場が休止の場合は市の葬祭場、つまり伊良部の白鳥苑で対応を検討したいと思っております。

◎教育部長（長濱光雄君）

新城啓世議員の給食センターの民営化の進捗状況についてご説明をいたします。

現在集中改革プランの中で、共同調理場等の業務の民間委託を平成20年度を目標として検討をしているところであります。現在県内の民間委託状況について情報収集を行っているところであります。県内におきましては、共同調理場の民間委託を行っているところはございません。単独の学校の調理場を那覇市で3カ所民間委託を行っているという調査をしております。委託状況が非常に少ないということで、今後慎重に調査、検討をしながら宮古島の学校給食調理場の民間委託について検討をしてまいりたいと思っております。

◎総務課長（伊良部平師君）

行革推進委員会の勧告とその実施状況というご質問でございますが、まず「行革推進委員会」の名称を去った5月の行革本部会議の方で「行財政改革市民委員会」というふうに改めております。ご理解をお願いいたします。

いしたいと思います。その市民委員会の皆さんがかかわった集中改革プラン、昨年10月に策定を、取りまとめを行いまして、公表をしております。その中で、たくさんの意見を、提言をいただいてプランの作成に当たっておりますけど、まずそのプランをまとめるに当たってですね、行革の幹事会等で議論をした事項を市民委員会の方に審議をしていただいて、その意見、提言を踏まえて行革本部会議の方で取り組みを決定しているというふうな作業の体制、スケジュールになっております。現在ですね、その改革項目は110項目になっております。それぞれ1件ごとに工程表を作成しまして、その進捗状況を管理するようになっておりますけど、現在3月末の段階で工程表が95件策定されております。それから、取り組みを始めているのが88件、目標達成件数が8件、変更等で今作業をしているのが19件というふうな進捗状況になっております。

(「休憩お願いします」の声あり)

◎議長(友利恵一君)

休憩いたします。

(休憩＝午後5時03分)

再開いたします。

(再開＝午後5時04分)

◎経済部長(宮國泰男君)

大変実務的なことでございますので、私の方でご答弁させていただきます。

NPO法人が受注参加できる法的根拠ということでございます。今回の一連の委託事業はですね、土木建築というんですか、建設コンサルタント業務等請負業者選定事務要領というのがございまして、これは国交省関係のものでございます。こういうものの中ではですね、市の入札参加のコンサルタント業務というのは、測量業務であるとか建築関係のコンサルタント業務、土地関係コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務というふうな五つですね、部分が土木関係のコンサルタントとしてですね、市の中に登録をして、それに基づいて私どもは指名をし、発注しているという状況でございます。ただ、今回のこのふれあい関係の部分に関してはですね、そういう土木的な積算を要するもの、あるいは技術的なもの、こういうものは含まれないということで、その経験のある業者、あるいはその情報量を持っている業者に指名をし、あるいは見積もりをとり、あるいは随意契約をするというような形でやっているわけでございます。例えば先程お配りいたしました資料の中にですね、宮古地区農村振興総合整備実施計画書というのがございます。これにつきましてはですね、このような調査部分が1部、2部で資料編と計画書という形でありますけども、その中の業務の中にですね、各道路の構造の調査であるとか、あるいはそれをどういうふうにやっていくのかというような土木的な要素が入ってございますので、これにつきましては地元の土木コンサルタント業者、それとこれまで実績のある方々、これをですね、指名をいたしまして、JVを組んでいただいてその業務に当たっていただくというようなことでやってございます。ですから、土木的なものが入ってくればですね、当然に我々としてもこのようなJVの組み方でもってですね、発注をかけていくということでございまして、重ねて申しますけども、今回のそれ以外のものに関してはですね、土木的要素というよりも総合的な計画というんですかね、ソフト面も含めた計画ということに理解をしております。

◎新城啓世君

1時間経過しておりまして、大変恐縮ですけれども、もう少しおつき合いいただきたいと思います。再質問いたします。

このマイバー、保良の土地の件ですけれども、臨時議会というのは当然急施事件をもって開催されるはずですけれども、この売買代金の20億円は今度の補正の方で基金積立金として計上されているわけですね。

(「2億だよ」の声あり)

◎新城啓世君

2億ですね、2億ね。ごめんなさい。2億円だ。20億ということは、2億ですね。基金積立金として計上されているということは、まだまだ余裕があると、今日あす必要を迫られた状況でなかったというふうに解釈しますけれども、なぜそんなに急いだのか。この急いだ理由をですね、2週間後には定例議会あるわけですから、なぜそんなに急ぐのか、これをお聞かせいただきたいと思います。

もう一つは、実はこれはですね、小林さんという方が保良のマイバーで撮影した写真を地元紙が掲載したもんでございます。実はこの種の質問は、本来上里樹議員とか亀濱玲子議員さんの方の範疇でございましてけれども、行きがかり上私が質問いたしますが、市長、これ見てください。これ必死にね、産卵するカメの姿を見て、これがマイバーの、産卵地域なんですね、マイバーがね。こういったのをごらんになってですね、先程自然ではこの公約に反しないとおっしゃいましたけれども、これを見たらいかがお考えですか。それでもやっぱり向こうは売買してよかったと断言できますか。これをもう一度お聞かせいただきたいと思います。

それから、城辺町時代の合意形成がもとになっているわけですが、その存在、住民合意の存在を見てですね、部落住民に対しての説明必要はないと言われましたけれども、先程ちょっと答弁が変わってまいりました。結果を受けてから説明したってしょうがないわけですよ。そういった意味では、なぜ今ごろというような声を聞きますけれども、それでは今もしですね、これから説明といたしますか、部落民との会合におきまして、部落の人たちがだめだと、反対だと言われたら考える余地はありますか、これをお聞かせいただきたいと思います。

今重複しますが、実は下崎地区で燃料備蓄タンク建設の際ですね、この受注サイドが変わりましたけれども、これを地元住民の反対を受けて市長は見事撤去させたわけです。その例からしますと、もし保良部落住民、吉野住民がですね、絶対だめだというふうな反対運動を展開した場合、市長はどう対処いたしますか、市長のご答弁をお聞かせいただきたいと思います。

それから、総務財政委員会での例の市長の責任のとり方、15%3カ月、これにつきましては生ぬるいと、責任のとり方が生ぬるいと、本来は辞職に値するもんだというふうな声も強くですね、それでしたら50%減給を2カ年というふうな声もあります。そういった中で、市長の15%2カ月、3カ月というようなことは余りにも低いという評価。このままだと百条委員会の設置も辞さないというふうな議員も大勢おりますけれども、それについてもう一度果たして妥当な処分なのか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、この処分の問題につきましては、市長が行政事務行為によって自分を処分する場合は、そのもとには職員の処分が大体あるわけですね。職員の懲戒処分があって初めて市長に及ぶわけですから、今回は職員は全くおとがめなしというふうなことで、ご自分だけ処分するというようなことはいかがなもん

かと思えますけれども、そういうふうな姿勢が、職員に対する職責を問わない姿勢がああいった不祥事をぼんぼん生んでいるような気がしますけれども、果たしてそれでいいのか。全く職員には責任はないのか。そもそも起案書をつくった職員、これがあって初めて市長に及んだわけですから、その辺から考えた場合は市長がご自分を処分する場合、当然これは職員に及ばなくちゃいけないと思うんですけれども、そこについてはもう一度お考えをお聞かせいただきたいと思います。

それから、このNPO法人は先程答えていただきましたけれども、このNPO法人は入札参加資格審査も受けてないと聞きましたけれども、そういった手続はちゃんとされているのかどうか。コンサルタント業者としての資格もあるのかどうか。それと、技術者とかですね、これについて確証があって発注をしているのか、これをもう一度お聞かせいただきたいと思います。何を基準に入札に参加するのかですね。

それから、例の地方自治法142条、これについては休憩中にも議員から質疑ありましたけれども、これについては総務財政委員会でも問題にしまして、選管の方に問い合わせをしております。ですから、これについては多分県選管から市の選管の方に入っているはずですから、回答がですね、入っているはずですから、ぜひ選管の方どうなっているか、経過報告をしていただきたいと思います。

それと、農都共生、この随意契約で3社参加しまして、見積もり合わせでこの農都共生が落札して事業は終わっておりますけれども、今年は3月26日にですね、終わっていますけれども、このときにですね、この見積もり合わせに参加した、出席した農都共生の代表者はだれか。もし委任状があればその代表がいるはずですから、それがだれかですね、これを説明といいますか、報告していただきたいと思います。だれが参加したとかですね。

それから、建設部長に伺いますが、先程の件でB-60号線的设计業務に宮古島市に納税義務のない地元外の業者を指名しています。B-60号線设计業務4社入っているようですけれども、納税義務のない業者を指名するメリットは何かですね、宮古島市にとってメリットはあるのかどうか、これについてもお聞かせいただきたいと思います。

そろそろ終わりたいと思いますが、まだまだですね。福岡県宗像市ですね、幹部が率先週二、三回始業前と終業後に清掃に汗を流し、約400万の削減効果を生んでいるそうです。類似市の2倍の職員を抱える宮古島市が、幾つかの委託業務を自前で行えば大変削減効果が出るかと思うんですね。そういった意味で、そのような検討をされたことはあるのか。

それから、市民があきれほどの不祥事続きの伊志嶺市政に対しては、市長を支持した市民を含めてこれほどになるとは思いもしなかったと言う人もおれば、任期まで任しては大変だという方もおります。このような市民の声は、市長の耳に入っているでしょうか。今しかるべき調査機関が世論調査した場合、市民の3分の2以上は市長不信任になるという声も聞かれます。市長はこのような状況をどのように受けとめられるか、お聞かせいただきたいと思います。

それでは、答弁を聞いて再々質問しますので、よろしく願います。

◎市長（伊志嶺 亮君）

新城啓世議員の再質問にお答えしたいと思います。

なぜ臨時議会を急いだのかということをございますけれども、それは昨年1月から当該企業から買いたいという話がありまして、そして急いで事業に取り組みたいという申し出がありましたので、臨時議会に

かけた次第でございます。

砂浜の保全、カメの産卵等の保護については、開発する業者としっかり話し合っ、砂浜の保全、保護についても取り組むようにしていきたいと考えております。

地域住民の声を聞かなかったじゃなくて……何か答弁の不一致じゃないかという話がありましたけども、地域住民の声は開発についての意見等についてしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

もし反対の声がある場合にどうするかということでございますけども、しっかり住民と話し合っしていきたいと考えております。

下崎土地の売買について、15%、2カ月は、これは少し低いんじゃないかというご指摘でございますけども、私たちもこれは他の市町村における似たような事例を参考にしております。似たような事例では、10%の2カ月というのがありましたので、私はこれで、私どものこの決定も他の市町村のこれからの事例の参考になることなので、突出したことはやっちゃいけないということで、15%の3カ月ということでございます。

職員の処分はなかったということでございますけども、職員についてはしっかりと文書あるいは口頭で嚴重注意をいたしております。

市長不信任の声は私に届いていないかということでございますけども、私の行政手法に対する賛否両論はいつでも市民の中にあることはよく承知しております。ただ、市長不信任の声は私には届いておりません。

◎建設部長（平良富男君）

コンサルタントの業者登録の件ですけど、営業所のあるところはですね、法人市民税を納付しております。

◎経済部長（宮國泰男君）

まず、入札参加の資格を受けたのかという件でございますけども、先程の説明の中でも申しました。土木的コンサルタントではないですよということで、こちらの参加資格の登録の中には、土木コンサルタント、あるいは建築コンサルタント、総称して建設コンサルタントというふうに言いますけども、それが登録の義務ということになってございますんで、農都共生さんにつきましてはそういうことはされておられません。

次に、資格者はどのようになっているのかということですが、農都共生……

（議員の声あり）

◎経済部長（宮國泰男君）

はい。ですから、そういうことでございまして、トータル的なシンクタンクとして使っているということでございます。

次に、3社業者見積もりに参加したのはだれかということでございますが、沖縄県内に支店のある者と本土の業者さんでございますから、見積もりを仕様書をつけて郵送して依頼をし、見積もりを郵送で返してもらったということでもありますから、コンサル業者につきましては参加はしてございません。

（「議長、お願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

(休憩＝午後 5 時23分)

再開します。

(再開＝午後 5 時27分)

◎選挙管理委員会事務局長（垣花 直君）

経過報告ということなのですが、回答文書についての報告ということですか。

(「はい」の声あり)

◎選挙管理委員会事務局長（垣花 直君）

これについては、委員長がちょっと今不在でございますので、委員長と調整してからですね、あした午前中に……

(「資料ないんですか」の声あり)

◎選挙管理委員会事務局長（垣花 直君）

あります。

(「じゃ、それでいい」の声あり)

◎選挙管理委員会事務局長（垣花 直君）

これ出す権限というのが……

(「ないですか」の声あり)

◎選挙管理委員会事務局長（垣花 直君）

委員会でちょっと諮らないといけないものですから。

(議員の声あり)

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

(休憩＝午後 5 時27分)

再開いたします。

(再開＝午後 5 時28分)

◎選挙管理委員会事務局長（垣花 直君）

じゃですね、文書についてはコピーして報告したいと思います。

(「今ね」の声あり)

◎選挙管理委員会事務局長（垣花 直君）

今ですか。

(議員の声あり)

◎選挙管理委員会事務局長（垣花 直君）

わかりました。

(「読み上げてください」の声あり)

◎選挙管理委員会事務局長（垣花 直君）

読み上げるんですか。はい、わかりました。

それではですね、この文書なんです、これは……去った4月25日にですね、宮古島市市議会議員連盟で文書が届きました。それに基づいてですね、委員会といたしましては、5月10日に話し合いを持ってあります。そして、その文書がですね、ちょっと読み上げます。

地方自治法第142条の長の兼業禁止については、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体に対し請け負いをする者及びその支配人または主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役もしくは監査役もしくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができないとされています。地方自治法第142条の趣旨は、地方公共団体の長の職務執行の公正、適正を確保するため、長を関係私企業等から隔離するということであり、主として同一の行為を行う法人についての法の解釈は、過去における最高裁判例、これは昭和62年10月20日です。等を参考にすると。主としてとは、当該請け負いが当該法人の主要部分を占め、当該請け負いの重要度が長の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度に至っている場合を意味すると解釈しております。具体的にはですね、この規定の意義に照らすと、当該普通地方公共団体に対する請負量が当該法人の全体の業務量の半分を超える場合を目安としています。そして、業務量が半分を超えない場合であっても、当該請け負いが当該法人の業務の主要な部分を占め、その重要度が長の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度に至っているような事情がある場合としています。

さらに、東京高裁平成15年12月25日判決では、法の性格や請負契約の内容を総合的に判断して決めるべきものともしており、このことを参考にしますと平成15年度から平成17年度における当該特定非営利活動法人の事業会計収支計算書による事業件数は12件であり、うち宮古島市役所関係は5件となっています。経常収入における請負金額の比率は3年平均で31%となっているが、平成17年度の単年度だけ見ると請負金額比率が57%と経常収入の半分を超えており、単年度の請負金額だけで判断すると法で禁止している主として同一の行為をする法人に抵触する可能性は否定できない。ただ、一方で地方自治法第142条における長の兼業禁止という継続的な身分的制約を課していることからすれば、それは少なくとも業務としてなされる一定の時間的継続性または反復性を有する取引契約であることを要するとあり、これ逐条地方自治法に書いてあります。

ここで、照会にある市長が理事になっている特定非営利活動法人農都共生全国協議会と宮古島市が事業請負受託している行為が法に抵触しないかとのことですが、疑義照会のあった時点では宮古島市長は特定非営利活動法人農都共生全国協議会の理事を辞職しています。2、請負金額については、当該請負額が3年間平均で31%である。1と2の事実を踏まえた上で、当該請け負いが特定非営利活動法人農地共生全国協議会の業務の主要部分を占め、継続的に続く業務とは考えにくく、さらに3月議会答弁で見られるように、法の趣旨、長たる地位を自己の営利の利益のために利用するおそれを未然に防ぐことを踏まえ、市民に誤解を与えるような行為は慎むべきであるとして、速やかに特定非営利活動法人農都共生全国協議会の理事の職を辞しており、当該請け負いが当該法人の業務の主要な部分を占め、その重要度が職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度にまで至っているとは判断しがたいというふうに報告してあります。

◎議長（友利恵一君）

理解しにくいかもわかりませんが、以上のとおりであります。啓世君、終わりました。

(議員の声あり)

◎議長(友利恵一君)

休憩いたします。

(休憩=午後5時36分)

再開いたします。

(再開=午後5時36分)

◎建設部長(平良富男君)

B-60号線というのは、花園幼稚園の方でしょうか。

(「それはわかりません」の声あり)

◎建設部長(平良富男君)

いや、リストを持っていないんですよ。だから、基本的には出張所、営業所があるところは法人市民税を納付していますので、このコンサル関係部分についてはそういう形で指名をしておくということです。

◎議長(友利恵一君)

あと1回残っておりますが。

(「それじゃ、やりますけども、休憩お願いします」の
声あり)

◎議長(友利恵一君)

休憩します。

(休憩=午後5時37分)

再開します。

(再開=午後5時37分)

◎建設部長(平良富男君)

この業者が営業所があると判断して指名をしていますので、今後そういう営業所のないものについては調査していきたいと思っています。

◎新城啓世君

それではですね、再々質問をします。

保育所の件ですけども、この定員割れが生じた場合は交付金が減額されるんですね。その辺について、ここ二、三年の減額についての説明をして、今年度も当然、昨年度も定員割れが出ているようですけども、定員割れによる交付金の減額どうなっているか、これも説明をお願いします。

それから、例の公文書、当初契約が無効だから変更契約無効というふうな理論はこれ成り立たないわけですし、無効契約書がそこにあるわけですから、無効契約書の存在についての説明を私は求めているので、これがこの文書偽造に当たらないのかというふうな質問です。これはもし偽造でなければですね、これは何なのか。つまり相手方のS社と宮古島市長との契約印が、変更契約の印があるわけですよね。これはいつだれがつくったか、これをでは説明していただきたいと思います。だれが何のために作成したのか、これを説明してください。

その3点お聞きしますけども、それからそれで終わりにですね、最後に伺いますが、今伊志嶺市長が、

伊志嶺亮氏がですね、市長であることは、市民生活の安定のため、宮古島子々孫々のためになるとお考えか、ぜひ市長お聞かせいただきたいと思います。もしそういうふうにお考えでしたら、簡潔な言葉で市民に納得できるようにお話しいただきたいと思います。

それから、先程の保良の件ですけれども、やはりこの保良、吉野の住民特に不平不満を持っているわけですよ。ですから、今度の売買行為に対しましてもう一度テレビの向こうにいらっしゃる保良、吉野の市民に対してですね、またそれなりに納得できるお話をさせていただければと思います。

そして、現在多くの市民の意向を尊重をされるのであればですね、市民の声はもういいんじゃないかというふうな声があるわけです。ですから、そういった意味ではもう市長をおやめになるかもしくは信頼回復と不退転の意思を市民にあらわすためにですね、一つの手段としてぜひ市長、市長の退職金廃止条例の制定を提案する考えはないかと、これをお聞きしまして私の一般質問を終わります。

◎議長（友利恵一君）

啓世議員、市長の決意のほどを表明して、あとは要望ですか。

（議員の声あり）

◎議長（友利恵一君）

いやいやいや、市民に。

（議員の声あり）

◎議長（友利恵一君）

質問、質問。

（議員の声あり）

◎市長（伊志嶺 亮君）

私は、市民の過半数の支持を得て市長をやっております。一生懸命私の職務を務めていくことが私に課せられたことだと思っておりますので、これからも任期満了まで一生懸命頑張っております。

それから、保良の住民の声はですね、その地域の開発に向けて企業と市と、あるいは住民と一緒に話し合っ、住民が納得するような形での開発にしていきたいと、そのように思っております。

◎福祉保健部長（上地廣敏君）

定員割れを生じているのは市立保育所、いわゆる公立の部分でありまして、18年度認可保育所については定員割れはございません。

◎総務部長（宮川耕次君）

下崎関連の変更契約の公文書はどういう状態なのかというご質問ですが、先程も申し上げましたように、自治法96条1項8号に違反した最初の契約が無効であると。議会の議決を後で得ればこれは有効になったわけですが、それができなくて無効という状況です。したがって、変更契約も無効であるということでございます。

（「そしたら休憩お願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後5時44分）

再開します。

(再開＝午後5時45分)

◎総務部長（宮川耕次君）

この10月31日の件はですね、市長が海外に行っていて、本来ならばこの契約書は市長職務執行者の印で契約されるべきところを、事務の勘違いといいますか、誤りでこういう形になって、結果的にこの事務もですね、そういう事務ミスが生じたということで、この件についてはこれまでも一貫して謝罪してきたところでございます。

(「ちょっと待ってください。休憩お願いします」の声あり)

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

(休憩＝午後5時46分)

再開いたします。

(再開＝午後5時47分)

◎総務部長（宮川耕次君）

これは、公文書偽造ではなくて、あくまでも事務の勘違いによるミスということですので、そのようにご理解いただきたいと思います。

(「だれが最終的に押したと聞いているでしょう」の声あり)

◎議長（友利恵一君）

いや、冷静にやってくださいよ。

(議員の声あり)

◎議長（友利恵一君）

休憩します。

(休憩＝午後5時48分)

再開いたします。

(再開＝午後5時50分)

◎総務部長（宮川耕次君）

先程私が言ったことはですね、議会の議決は得たという発言は、私たちはそれをお願いしたということでございます。その結果、議会の理解が得られなくて、これはいわゆる無効になったということでございます。これにつきましては、もう再三謝罪をしております。したがって、瑕疵ある議決をですね、求めたというわけではなくて、あくまでもこれは謝罪した上での話であります。したがって、この10月31日の事務の件はですね、いわゆる事務的には大変間違ったことで、これは勘違いによる事務ミスというふうに考えております。

(「議長、休憩お願いします」の声あり)

◎議長（友利恵一君）

休憩します。

(休憩＝午後 5 時52分)

再開いたします。

(再開＝午後 5 時56分)

◎市長（伊志嶺 亮君）

委員会でもいろんなご指摘を受けてまいりました。我々の事務ミスは、もう明らかでございます。ですから、一連の事務ミスについて私が責任をとって、私の報酬減額、そういうことで決着をつけていただくということでございますので、よろしくお願いします。

◎議長（友利恵一君）

そのとおりであります。

(議員の声あり)

◎議長（友利恵一君）

冷静にしてくださいよ。

(議員の声あり)

◎議長（友利恵一君）

持ち時間が新城啓世君ですから、冷静に。

(議員の声あり)

◎議長（友利恵一君）

いや、持ち時間が新城啓世君ですよ。激励するのはいいけど。

(議員の声あり)

◎議長（友利恵一君）

いやいや、総務部長が答弁すれば終わるでしょう。

(「休憩して議事の整理……」の声あり)

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

(休憩＝午後 5 時57分)

再開いたします。

(再開＝午後 6 時10分)

◎総務部長（宮川耕次君）

この変更契約の件について再度ご説明いたします。

このことにつきましては、これ職員が起案して、市長はこのいわゆる事務の流れだけから説明しますと、後ほど後戻りしたという形になっております。ただ、そのときに職員は、31日までは市長執行者がちゃんと市長、いわゆるこういった市を代表する役割であるということをやっと勘違いしまして、市長の普通やるような形で市長の印を使ってやっただけと。結果的にこれがこういった変則的なですね、文書が残ったということでございます。これにつきましては、改めて大変申しわけなく、そして深くおわびしたいと思います。

◎市長（伊志嶺 亮君）

職員の一連の事務的な不手際について、職員には懲戒委員会の答申を得て嚴重注意をしております。また、私の勘違いによる後関の押印についても責任がありますので、私自身も責任をとって一部から報酬のカットのお願いをしているところでございます。

（「議長、休憩お願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩します。

（休憩＝午後6時12分）

再開いたします。

（再開＝午後6時14分）

◎総務部長（宮川耕次君）

最初に申し上げましたとおり、この契約自体が96条1項8号に違反して無効であるということで、この変更契約も無効であるというような見解を持っております。事務ミスについては、先程申し上げたとおりでございます。

（「議長、休憩お願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後6時15分）

再開いたします。

（再開＝午後6時16分）

◎総務部長（宮川耕次君）

先程申し上げたとおりでございます。最初の契約が無効であるわけですから、変更契約も当然無効だというふうに考えております。

（「議長、休憩お願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩します。

（休憩＝午後6時16分）

再開いたします。

（再開＝午後6時19分）

◎総務部長（宮川耕次君）

この件については、この解釈につきましては、最初の契約がですね、議会の議決を得なかったということで無効になったわけですので、その議決が得られない時点で無効ということになったわけですから、これが何らかの形で有効に仮になったとすれば話は別ですが、一応そういうことですね、この文書というのはもちろんその時点では有効のつもりでつくって、そして勘違いを起こしてこの文書が残ったわけですが、こういうことはですね、一応法的には無効にならざるを得ないというふうに考えます。

（「休憩」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩します。

（休憩＝午後6時20分）

再開いたします。

（再開＝午後6時24分）

◎総務部長（宮川耕次君）

先程も申し上げましたように、職員が起案をして、市長は後ですね、国内に戻られてから本人が後閲されたということで、本人の印鑑であります。もちろんその時点では、職員はこれは本物といいますか、当然そのつもりで作業をしたんですが、結果的に市長職務執行者の印鑑を当然使うべきところを勘違い、誤りまして、市長のですね、名で変更契約をしたという点で大変なミスであったというふうに考えております。

（「議長、休憩お願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

いや、啓世君が言うんですよ。

（議員の声あり）

◎議長（友利恵一君）

いや、私は啓世君の持ち時間と思っているものですから。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩します。

（休憩＝午後6時25分）

再開いたします。

（再開＝午後6時51分）

◎財政課長（石原智男君）

総務財政委員会でも答弁してきたとおり、平成18年10月31日の変更契約書の起案は、係長が起案を起こし、その決裁印についてはすべて決裁欄の本人が押印はしてあります。この変更契約書は有効であると、有効として事務を進めてきました。しかし、10月31日は、市長は海外から帰任しておりますけれども、起案書への押印は翌日後閲ということでもあります。変更契約書の中身の公印、宮古島市長印については、その名称をですね、市長職務執行者宮古島市助役というふうになるべきものが、宮古島市長となっていたのは事務の誤りであるということです。

（議員の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩します。

（休憩＝午後6時53分）

再開いたします。

（再開＝午後6時54分）

◎財政課長（石原智男君）

総務財政委員会と申しましたが、特別委員会の中でのことでもあります。

（議員の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩します。

（休憩＝午後6時54分）

再開いたします。

（再開＝午後6時57分）

◎総務部長（宮川耕次君）

10月31日の起案ですが、一応係長が起案をしまして、主幹、それから課長、部長、当時の助役、市長というふうに押印されております。

（議員の声あり）

◎総務部長（宮川耕次君）

はい。残りについては、先程財政課長からあったとおり、調査特別委員会で報告したとおりでございます。

（議員の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後6時58分）

再開いたします。

（再開＝午後7時00分）

◎財政課長（石原智男君）

その決裁の起案については、係長がやっております。文書の作成については、職員がやっております。これは、特別委員会でも答弁したとおりであります。

それから、押印については、すべてその押印、押すべき欄には本人が押してあります、起案文書ですね。ですから、人の印鑑を借りて押すということはありません。自分の欄には、その本人が押してあります。

（「市長の印鑑は」の声あり）

◎財政課長（石原智男君）

市長の印鑑は、市長が押してあります。

（「いないのにね」の声あり）

◎財政課長（石原智男君）

いやいやいや、後関です。

（「議長、休憩お願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩します。

（休憩＝午後7時01分）

再開します。

(再開＝午後 9 時50分)

◎財政課長（石原智男君）

変更契約書はだれがつくったか、それから主事にだれが指示したのかということですが、対策局長の助言を受けて主事が変更契約書は作成しております。

変更契約書の公印はだれが押印したのかということですが、総務課の公印担当に確認してから財政課の管財係長が押印はしております。

◎市長（伊志嶺 亮君）

この変更契約は、本来あり得ない形の文書のつくり方であったと史料をいたしております。

(「休憩お願いします」の声あり)

◎議長（友利恵一君）

休憩します。

(休憩＝午後 9 時51分)

再開いたします。

(再開＝午後10時03分)

◎市長（伊志嶺 亮君）

変更契約書の文書について、これには公文書偽造の疑いもあるというご指摘もありますけれども、公務員として公文書偽造というのは大変重大問題ですので、これについてはなお話し合いを深める必要があると、そのように史料します。

◎議長（友利恵一君）

啓世議員、市長の見解ですが。

(議員の声あり)

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

(休憩＝午後10時05分)

再開いたします。

(再開＝午後11時45分)

◎議長（友利恵一君）

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会いたします。

(延会＝午後11時45分)

平成 19 年

第 5 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

6 月 20 日 (水) 4 日目

(一 般 質 問)

平成19年第5回宮古島市議会定例会（6月）議事日程第4号

平成19年6月20日（水）午前10時開議

日程第1 一般質問

◎会議に付した事件

日程第1 一般質問

追加日程 下崎地区土地売買の調査に関する動議

平成19年第5回宮古島市議会定例会（6月）会議録

平成19年6月20日

（開議＝午前10時21分）

◎出席議員（26名）

（延会＝午後6時00分）

議長（1番）	友利 惠一 君	議員（14番）	眞榮城 徳彦 君
副議長（2番）	下地 智 君	（15番）	嘉手納 学 君
議員（3番）	仲間 明典 君	（16番）	新城 啓世 君
（4番）	池間 健榮 君	（17番）	上地 博通 君
（5番）	新里 聰 君	（18番）	平良 隆 君
（6番）	佐久本 洋介 君	（19番）	亀濱 玲子 君
（7番）	砂川 明寛 君	（20番）	上里 樹 君
（8番）	棚原 芳樹 君	（21番）	與那覇 夕ズ子 君
（9番）	（空欄）	（22番）	豊見山 恵栄 君
（10番）	與那嶺 誓雄 君	（23番）	富永 元順 君
（11番）	山里 雅彦 君	（24番）	富浜 浩 君
（12番）	池間 豊 君	（25番）	下地 秀一 君
（13番）	宮城 英文 君	（26番）	下地 明 君
		（27番）	池間 雅昭 君
		（28番）	

◎欠席議員（1名）

議員（9番） 前川 尚誼 君

◎説明員

市長	伊志嶺 亮 君	水道局次長	砂川 定之 君
会計管理者	譜久村 基嗣 君	教育長	久貝 勝盛 君
総務部長	宮川 耕次 君	教育部長	長濱 光雄 君
企画政策部長	久貝 智子 君	生涯学習部長	二木 哲 君
福祉保健部長	上地 廣敏 君	総務課長	伊良部 平師 君
経済部長	宮國 泰男 君	財政課長	石原 智男 君
建設部長	平良 富男 君	企画調整課長	下地 信男 君
伊良部総合支所長	垣花 恵 君	地域戦略局長	與那嶺 大 君
平良支所長	狩俣 照雄 君	環境施設整備局長	平良 光善 君
城辺支所長	饒平 名建次 君	地域振興課長	長濱 博文 君
下地支所長	平良 哲則 君	情報政策課長	喜屋武 重三 君
上野支所長	砂川 正吉 君	都市計画課長	長崎 富夫 君
消防長	伊舎堂 勇 君		

◎議会事務局職員出席者

事務局 長	下地 嘉春 君	議事 係	仲間 清人 君
次 長	荷川取 辰美 君	庶務 係 長	友利 毅彦 君
補佐兼議事係長	砂川 芳徳 君		

◎議長（友利恵一君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時21分）

本日の出席議員は、26名で定足数に達しております。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第4号のとおりであります。

昨日延会となりました新城啓世君に対する答弁から始めていきたいと思っております。

◎市長（伊志嶺 亮君）

新城啓世議員の質問にお答えしたいと思います。

下崎土地売買に関する契約書の変更に関する文書にこれは公文書偽造じゃないかというご指摘もありますが、公文書偽造ということは公務員にとって重大なことです。さらに話し合いを深めていく必要があらうかと考えます。

（「議長、休憩お願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午前10時22分）

再開いたします。

（再開＝午前10時23分）

これで新城啓世君の一般質問は終了いたしました。

（議員の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午前10時23分）

再開いたします。

（再開＝午前10時59分）

休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

◎平良 隆君

市長初め当局の皆様方におかれましては、きのうから夜遅くまで議会に臨んでいただきまして、大変ご苦労さまでございます。おかげさまでお互い睡眠不足で今日の議会にも臨んでおられると思っておりますけども、どうぞまた今日1日頑張ってください。

それでは、質問に入っていきたいなと思っております。最初に、財政健全化について質問をしていきたいと思っております。財政問題については、たくさんの議員が今回集中して質問をされております。我が宮古島市ですね、財政状況というのは合併後、今日まで大変厳しい状況が続いておりますけれども、いまだにその改善策がですね、見出せないのが現状ではないかなと思っております。このようなやはり財政状況が続いていけばですね、今国会に提案されている地方財政再建法案がですね、通ればもう宮古島市のこの財政破綻するんじゃないかというようなうわさまで飛び交っております。本当にもう多くですね、市民の皆様方も大変心配をなされているところだと思います。

皆様方もご承知のとおり去った4月の中旬ごろ関西学院大学のですね、教授でいらっしゃいます小西先生が我が宮古島市の職員を対象にして財政についての講演を行っています。私もたまたまこの講演に参加をいたしましてですね、先生の講演を聞いたわけでございますけども、非常にこの先生もですね、我が宮古島市の財政状況を大変心配をしておりました。今の状況でいけば確実にもうこれは再生団体になるのは確実だと。今のうち何とかしないとこれは大変だということをですね、言っておられました。この財政を立て直すためには市長初めですね、職員の皆様方がこれはもう一丸となってやはり取り組まなければこの財政の再建はできないのではないかと。職員のですね、これまでの仕事に対するやはり緊張感、危機意識、その意識改革をやらなければだめだというようなことをおっしゃっておりました。やはり財政に専門の先生もですね、このように我が宮古島市のですね、財政状況に対しては厳しく指摘をしております。

そもそもこの我が宮古島市のですね、財政状況を厳しく追い込んだのは、当然伊志嶺市長に大きなこれは責任があるわけでございます。当然旧平良市のですね、伊志嶺市政の姿勢によってこれはもたらした大きなツケでございますので、これは当然市長の責任を持ってですね、これはもう取り組まなければならないわけでございます。市長にお聞きしたいんですけども、この問題に対してですね、本当にもう不転の決意のもと頑張ってもらわなきゃならないと思いますが、このように財政破綻回避のためですね、どのような施策をとっていかれるのか市長にお伺いをしたいと思います。

また、集中改革プランの進捗についてお聞きをしたいと思います、この集中改革プランというのは去年のですね、10月ごろに公表なされております。そのプランに基づいて今行財政改革がですね、推進されているわけでございますけども、これは恐らく来年の3月の末ごろには8割程度ですね、改革を目標にですね、今このプランが進められていると思いますが、今のこの集中改革プランの進捗状況についてもお聞きをしたいなと思っております。

続きまして、市有地の売却についてお聞きをしたいと思います。これは、多くの議員の方々もきのうから質問もなされております。これは、私これから質問するところは保良のリゾート地でございます。この市有地については、去ったさきの臨時議会におきましてですね、与党議員の賛成多数によってこれは可決をされて売却が決定しているわけでありまして。しかし、この土地の売却については本当にもう城辺地域におきましてはですね、大きな波紋が広がっているのも現状ではないかなと思っております。私もこの売却については本当に大きな疑問を感じている一人でございます。なぜかと申しますと、これだけのですね、18万平米の土地を売却するためには、やはりこれは住民に説明する責任があるわけでございます。それもやっております。また、なぜこの売却がですね、急施事件なのか。臨時議会までですね、招集して、なぜこれを審議しなきゃならないのか。こういう大きな土地を売却するためには、定例会も目に見えていますし、その中でですね、やはり慎重にですね、時間かけて審議して、それから結論も出した方が僕はよかつたんじゃないかなと思うけども、そういった疑問が残るわけでございます。

特に今この売却については、当然保良部落によってもやはりこの反対決議もなされております。それと同時に、また地域審議会という大事な機関があるわけでございますけども、そこにも何も諮問していない。本来だったらやはり地域のですね、事業、いろいろ計画に対して私は地域審議会という大事な機関があるわけございまして、そこに諮問なされてですね、その審議会の意見を参考にするとかというようなことでやらなきゃならないと私は思っておりますけども、市長、この反対決議が当然、保良自治会からも市長

に届けていらっしゃるし、また審議会からもですね、そういう反対の決議といいますか、それが市長の方ですね、届けられていると思いますが、その点についてですね、市長はどのような考えを持っておられるのかですね、お聞きをしたいなと思っています。

それと、その市有地ですね、単価といいますか、非常に安いということですね。本当にもうこれは城辺地域の市民の方々からだけでなく、多くの市民の方々からもそういうご批判がこれはあります。当然今現在そういうリゾート地におきましてですね、現在の取引価格がですね、坪3万で取引されている現状の中でですね、何でたったその10分の1でですね、それを売却しなければならぬかというようなご批判がございます。本当にこれ二束三文じゃないかというようなですね、大変厳しい批判をなされている方々もたくさんいらっしゃいます。そういう中でですね、やはり不動産の鑑定だけでですね、それを基準にして売却したところにも大きな問題があったんじゃないかと思います。本来だったら、やはりこれだけのですね、リゾート地を売却するのは大体公募というのものもあるわけがございます。また、その周辺の取引状況というのも考慮に入れてですね、やはり取引には応じなければならなかったかなと思っています。

それと同時に、私が一番疑問に思うのは、この市有地がですね、ほとんど原野なんですね。全部原野でございます。なぜゴルフ場内が原野なのかですね、その点が私にはちょっと理解ができておりません。それだったらそれ売却してですね、そのじゃ今売ったゴルフ場地にあるところも原野としてこれから固定資産の評価としてこれの固定資産課税するのですね、それらも疑問に思うんですよね。やはり原野とこのゴルフ場用地のですね、固定資産の評価というのは大変違うんですよ。だから、それも考えてこのような売却に踏み切ったのかどうかですね、その点についてもお聞きをしたいなと思っています。

次に、たび重なるこれは職員の事務の不祥事、不手際についてお聞きをしたいと思います。伊志嶺市長が宮古島市のですね、市長にご就任をされてからもう1年と7カ月がたっております。その間に本当にもう多くの市民のあきれ返るほどいろんな職員ですね、不祥事、不手際が起こっております。恐らく多くの市民の皆様方もですね、伊志嶺市政に対しては大変な不信感を私は抱いているんじゃないかなと思います。こういう不祥事が次から次へ起こるといえるのはですね、やはり職員の皆様方がですね、仕事に対する緊張感が欠けているんじゃないかなと思っています。ある新聞投稿にもありましたけれども、業務というのは文書に始まって文書に終わるというぐらいやはり文書というのは行政の最重要なことだと思っています。今回また物件補償の問題で、これも職員の事務不手際によって大変なこれは市民に損害を与えることになろうかと思っておりますけども、そういう不手際を起こしております。日ごろからこの文書に対しての認識の甘さ、やはり今回のこの物件補償の不手際に対しても特別送達でこれはもう来ているわけなんですよ。それに対しての認識の甘さがですね、私はこのようなですね、不祥事、事務不手際を起こしたんじゃないかなと思っています。市長は、こういう職員の不祥事、不手際については謝罪したり、いろいろ責任もとったりしているんですけど、またこの問題に対してもこれから責任をとらなきゃならないということになっているわけがございますけども、市長はですね、この問題についてもどのような責任のとり方をなされるのか、その点についてもお聞きをしたいなと思っています。

次に、道路行政についてお聞きをしたいと思います。私は、2点ほど通告してありますけれども、添道線、この添道線と言えばもう我が同僚の秀一議員の担当だと思うんですけども、あえて今日私が質問するんですけども、道路にはやはり階級があるそうでございます。1級と2級、その他の道路とこの階級があ

るそうございまして、1級道路とは大変交通量の多い使用価値の高い道路のことをいっているそうございまして。何せこの私が今指摘している添道線というのは、これは1級道路ということで認定をされている道路と言われております。しかし、この道路、本当にもうこれは市営球場へのアクセス道路としても利用されているし、また通学路としてもですね、使用されております。また、多くの方が車で使用されている道路でございます。その現状は、恐らく担当部長も見たことだと思いますけれども、非常にもうでこぼ道ですね、非常にもう地域住民からは宮古一悪い道路じゃないか、と言われるぐらい指摘を受けています。特にもうこれはオリックスがよく宮古島市民球場ですね、キャンプをなされるわけでございますけれども、やはりこのオリックスの選手の方々もね、大分利用されていると。それで、非常に悪い道路だということを指摘をなされているようございまして。やはりこのようにですね、こういう市民球場へのアクセス道路、これ非常にもうみんながよく利用している道路でございますけれども、その道路のですね、改修といいますかな、それできないのか。

それとですね、僕は向こうは歩道も何か両わきにあると言っておりますけれども、非常に1メートルぐらいで小さな歩道なんですよ。しかし、あれは歩道寄りに全部電柱が立っているわけなんですよ。歩道としてのやっぱり機能を私は果たしていないのではないかなというような気をしております。一部では草ぼうぼう生えてですね、人間が通れないぐらいな歩道にもなっておりますけれども、そういった状況を見てですね、部長、今後この添道線のですね、改良工事か、また応急処置といいますか、このパスポートのやりかえ工事は計画なされていないかどうかですね、その点についてもお聞きをしたいなと思っております。

次に、これは宮国16号線ございまして、これは上野字宮国とですね、下地の入江部落を結ぶ路線になっている一部の道路を指摘するんですけども、この道路の一部がですね、非常に水はけが悪くて、年がら年じゅうこれはもう水がたまっていてですね、大変交通の支障を来しているし、非常に衛生上でもですね、悪い状況にこれはなっております。私は、この件については何回か建設部の道路建設課に行っただけで、いろいろとお願いもしてきているわけでございますけれども、この道路を一日も早くですね、やはり直してほしいというような地域住民のご要望でございますので、その計画はないのかどうかですね、お聞きをしたいなと思っております。

次に、これは浸透池の維持管理についてでございます。私は、この件については恐らく1年前のですね、6月定例会にもこの浸透池のですね、管理について質問した経緯がございます。そのときに当時の部長は新規事業、資源保全事業といいますかね、あのころはね。その新しい事業がありますから、それで対応していきたいということをご答弁をなされております。しかし、もう1年たっているんですけども、いま一つともその浸透池がですね、これは沈砂池ともいうんですけども、管理されていないのが状況でございます。ああいうやはり農業用施設といいますか、浸透池そのものの状況をですね、荒れ放題にしていきますとですね、この施設の機能が果たせなくなるのではないかなと思っております。当然これは農業排水といいますか、あれを浸透させる池でございまして、そしてその管理を不十分にしていくとですね、やはり機能を果たさなければですね、そこの周囲はですね、豪雨が集中的にあふれて非常に混乱があるのではないかなと思っております。この管理については、合併前は我が上野村地域でも130ぐらいのこの浸透池があるわけでございますけれども、合併前は1年に1回ぐらいですね、部長、聞いています。管理されていたんです、立派に。だけど、合併と同時にもう2年もあるというのに一回もされていない。どうも私はこういう問題

に対して軽く考えているのかなと思っているんですけども、部長、今後こういう計画はなされていないかどうかですね、もう一度お聞きをしたいなと思っております。

次に、ごみの有料化についてお聞きをしたいと思いますが、このごみの有料化条例については去った3月定例議会で当局から提案をなされております。しかし、住民に対する説明不足、また議員における余り審議がされていないということで継続審議という形でいたんですけども、今回のですね、定例議会の初日において全会一致のもとでですね、この条例案が可決なされて、来年の4月1日からこの有料化が実施されると聞いております。しかし、この有料化の最大の目的というのは、有料化をすることによってやはりごみの減量を図っていきたい。それと同時に、今老朽化している施設の延命化を図りたいということをおっしゃってございますけども、しかし市民の中にはやはりひそかな疑問、なぜ有料化することによってごみが減量化できるのかというひそかな疑問をこれは持っております。私もその一人でございますけども、やはり皆様方ですね、説明聞いて私は今回は賛成に回ったわけでございますけども、やはりなぜ今のこの経済状況においてですね、ごみというのは私は増えるまでも減らないと思うんですけども、どのような形ですね、有料化によってこのごみを減量をさせていくのか。また、年間ですね、どれぐらいの減量を見込んでの有料化なのかですね、お聞きをしたいなと思っております。

次に、またこの有料化によって恐らく不法投棄が増えるんじゃないかというような多くの市民の心配もでございます。きのうの議員の質問において福祉保健部長はいろいろと対策も講じているという話もしておりました。しかし、こういういろんな施策も講じているんですけども、今でもやはり不法投棄というのがあります。そういうことですね、今後有料化にしたら本当に人間は、それは当然住民のモラルの問題にもなってくるわけでございますけども、しかし人間は欲がありますから、有料化になったらやはり不法投棄をする可能性も十分あると思います。有料化する前にですね、やはりこの不法投棄対策をですね、私は十分考えていかなければならないと思っておりますが、そういうこの対策はなされておられるのかどうかですね、お聞きをしたいと思えます。

また、有料化によってですね、当然財源が見込まれるわけでございます。何か新聞紙上によると、年間5,000万から6,000万ぐらいの財源が見込まれると聞いております。恐らくこの財源は条例にあったとおり環境行政全般にですね、これは予算化されて使用されるというようなことをおっしゃっておりますけども、どういふですね、予算に使われていかれるのかですね、その点についてもお聞きをしたいと思っております。

答弁を聞いてから再質問していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

◎市長（伊志嶺 亮君）

平良隆議員の質問にお答えします。

保良の市有地の売却で保良自治会及び地域審議会の反対に対する私の見解でございますけども、当市有地は旧城辺町時代、行政、近隣自治会及び開発業者と共同で数年協議を進めた結果、開発行為の許可を受けることができた場所だと理解しております。今回当市有地の売却に関し、自治会や地域審議会の反対決議を受けた件については非常に残念に感じております。今後の対応策としては、地元の協力なしではよりよい計画推進はできないと考えておりますので、自治会や地域審議会と話し合いを持ち、地元の意向を反映できるような計画推進に取り組んでまいります。

職員のたび重なる不祥事に対する管理体制に対する私の見解でございますけども、この一連の事務手続

の不手際については市政を預かるものとして大変遺憾に思っております。これまで発生した事務手続の不手際は、管理の問題面も含め個々の職員が担当業務にかかわる法令、条例等熟知していなかったことに起因していると考えております。今後このようなことが起こらないよう職場研修を通して改善してまいりたいと考えております。職員に対してはしっかりと意識改革をして責任感を持って仕事を進めるよう指導してまいります。

◎総務部長（宮川耕次君）

まず、財政健全化についてでございます。現在再生団体の回避に向けて作業、緊急行動計画取り組んでおりますが、これは6月中をめどに一応まとめている最中でございます。歳入におきましては、市税や交付税を初め市営団地使用料ですとか、農業関係負担金の徴収の組織の強化ですとか、市有地の計画的な処分などにより歳入増に努めてまいります。また、自主財源としまして、そういった法定外目的税等の導入等も検討しております。歳出におきましては、物件費の執行見直しですとか、人件費、各事業の見直し、補助金等の見直しによる削減を見込んでおりまして、大体19年度で6億から7億程度の赤字解消を目指しております。20年度につきましては、19年度の状況を踏まえて現在のところ5億円程度の赤字解消を考えているところでございます。

次に、市有地売却についてでございます。その売却単価が非常に安いという批判が高まっているというご指摘でございます。このことにつきましては、私たちが行政としてこれまで基本的な考えを申し上げてまいりましたが、不動産鑑定評価に基づいて行っております。行政は、適正な時価に基づく取引をしなければならないということで、一応そういったことで不動産の取引価格というのはその後の鑑定評価に大きな影響も与えるということになりまして、鑑定とかけ離れた取引がなされた場合、その地域の使用、土地取引のバランスを失うことにもなりかねないということであります。したがって、鑑定評価による価格の設定は適正であると考えております。

また、そういったリゾート地としての鑑定に生かされなかったかどうかという件についてですが、不動産鑑定評価基準に基づきまして、これは正常価格という種類でやっております。これは、専門分野のことですので、私たちが軽率には申し上げられませんが、金融、経済ですとか、地価変動ですとか、賃貸市場、交通アクセス等々、それと土地の特性を総合的に勘案した結果だというふうに認識しております。

◎福祉保健部長（上地廣敏君）

まず、有料化によってどれぐらいのごみが減量できるかということでございますが、既に有料化を実施している県内の市を対象に調査した結果では、ほとんどがごみの減量化が図られているというふうに回答いたしております。まず、有料化によって初年度では約10%から20%の減量化が図られているようであります。本市におきましても同程度の減量化が図られるというふうに今見込んでおります。平成18年度における本市の家庭ごみの搬入量は、およそ1万5,000トンであります。したがって、1,500トンから3,000トンの減量が図られるというふうに見込まれております。しかし、2年目以降は少しずつ減量効果が薄れていくリバウンド現象が起こるケースがあります。指定袋の導入は、減量化の一つの手段として有効ではありますが、その他のさまざまな減量、リサイクルのための施策を組み合わせることが最も減量に対する効果的であるというふうに考えております。今後は、燃やせるごみのおよそ4割を占めていると言われております生ごみについて、その資源化に向けた事業を実施してまいりたいと考えております。

次に、有料化によってごみの不法投棄が懸念されるわけですが、その対応策はあるのかということですが、有料化を実施している自治体では実施後の不法投棄の若干の増加が見られるケースがあるというふうな報告があります。実施以前から不法投棄が多い市町村ほどその傾向が強く見られます。現在でも不法投棄が後を絶たない本市におきましては、実施後の不法投棄対策が大変重要な課題であると考えております。現在宮古管内においては不法投棄防止ネットワーク会議を立ち上げておりまして、宮古警察署、宮古福祉保健所、平良海上保安所などそれぞれの機関と連携を密にするとともに、不法投棄監視員を設置するなど取り組みを強化しているところであります。不法投棄者には厳しく対処してまいりたいと考えております。

次に、ごみの有料化によってどれだけの財源が見込みがあるのかということでございますが、まず初年度における指定袋、ステッカーによる歳入は約8,000万円前後を見込んでおります。そのうち約3,000万円前後が袋の製造等の費用にかかると予想され、おおよそ5,000万円前後の収入を見込んでおります。その収入の用途でございますけれども、その予算の用途につきましては条例にも明記されておりますように不法投棄対策、海岸等の清掃、あるいは生ごみ等の資源化に要する費用として活用してまいりたいというふうに考えております。

◎**経済部長（宮國泰男君）**

昨年の6月定例会で新たな事業で対応していきたいというお答えをいたしました。今年度から新たな事業としまして農地・水・環境保全向上対策支援事業という事業が始まりました。これは、土地改良事業で整備した農道であるとか、排水路、防風林帯、あるいはその浸透池等々ですね、維持管理活動を各地域で農業者の皆さんで、あるいは地域の住民で活動組織を立ち上げて活動するというところでございます。そういうことで去った4月18日にですね、市と各地域の活動組織が調印を行いまして、既に組織化が進んでおります。そういうことで5月の下旬に各組織のですね、代表者の皆さんを集めまして会議を行っております。そういうことで今回7月の中旬にですね、初回の活動をしようということで調整を行ってございます。ちなみに、事業費はですね、五つの活動組織の合計で5,376万円という事業費を確保してございまして、国が50%、市が25%、県が25%ということで事業をつくってございまして、ちなみに、上野地区におきましては今年度事業費が1,232万円ということでございまして、今後ともその事業をですね、活用して地域の環境保全をですね、図っていきたいというふうに思っております。

◎**建設部長（平良富男君）**

平良隆議員の添道線についてお答えいたします。

この路線は、添道自治会からも舗装の要請が来ております。路面の凹凸が数百メートルにわたって見受けられますので、本市といたしましては路面の改修が必要と思っております。今後は、補助事業のメニューを模索しながら、また路面のですね、舗装だけでもできないかどうか検討しております。

宮国16号線について……

（議員の声あり）

◎**建設部長（平良富男君）**

だから、全面改修の補助メニューを探しながら、それが当分厳しければせめて路面のね、舗装だけでもという形で今検討しております。

宮国16号線ですけど、この路線につきましては平成18年度に応急処置として簡易な浸透升を設置しまして、雨水等を浸透させるようにしてあります。しかし、近隣の圃場からの雨水や土砂等の流出が大量にありますので、なるべく被害が最小限にとどまるような規模に応じた浸透升か浸透池かの設置をですね、検討していきたいと思っております。

◎総務課長（伊良部平師君）

集中改革プランの進捗状況ということでございます。集中改革プラン、昨年の10月に公表しておりますが、改革項目も多岐にわたっております、今市のホームページで公開しております。今年の3月末の進捗状況ですが、改革項目数が107件、工程表の提出済み件数が95件、そのうち取り組み開始件数が88件、目標達成が8件となっております。作業の進捗状況につきましては、それぞれ項目ごとに工程表をつくって進捗状況をチェックしておりますけど、それについても進捗状況につきましては行財政改革市民委員会あるいは本部会議に報告をして公表していくということにしております。

◎平良 隆君

市長がこのたび重なる職員の不祥事についてご答弁なされておりますけども、二度とこのようなことがないようにこれから指導していきますと。市長は、もうこういうたびに二度とこういうことしないというご答弁をなされております。私はですね、この職員の不祥事というのは、これはですね、伊志嶺市長の指揮監督の甘さ、特に副市長のですね、やはり職員の管理体制にもですね、非常に私は問題があるんじゃないかなと思っております。そういうことでやはり市長がもっと厳しく指揮監督していく。また、職員の管理に対しては副市長がですね、徹底したやはり管理体制をですね、持っていないとなかなか職員のですね、意識改革は私はできないんじゃないかなと思っております。これは、この状況をなくすためには特に職員の皆様方が仕事に対する緊張感、そして危機意識、それを持つことによってやはり私はこの不祥事は、不手際はなくなっていくことだと思います。そのためには市長とですね、副市長がやはりこの職員ของですね、管理体制見直してですね、これから十分管理していかなければならないと思いますが、市長、今後どのような管理体制のもとですね、この不祥事をなくしていけるのか。市長は、本当に質問するたびに二度とこのことがないようにということをご答弁をなされておりますので、今後はこういう答弁がないようにですね、ぜひ指導していただきたいなと思っております。

先程もあつた総務部長から土地の売却に対して答弁がございましたけれども、部長の話では当然不動産鑑定を基準に持ってこれは取引をしているという話もしておりました。しかしまた、地域戦略局の與那嶺局長はですね、これからの取引に対しては公募をしながら、またその地域のですね、取引状況を見ながら検討していきたいと担当局長は言っておりますので、なぜそういう意見が食い違うのかですね、その辺をやはり統一していただきたいと思っております。こういう今の部長のこの答弁だったら本当にもうこれは不動産鑑定、普通だったら不動産鑑定士もですね、大体これぐらいの鑑定してほしいなというご要望もあるようでございまいから、そういうのも努力もしないでですね、ただ不動産が鑑定したから、それを尊重して取引するというを非常に私はですね、この取引段階においては甘い考え方ではないかなと思っておりますけれども、再度ですね、その点についてもお聞きをしたいと思っております。

次に、集中改革プランのですね、進捗率についてもご答弁がありましたけれども、この集中改革プランというのは当然107項目の項目がございまして、恐らくもうこれは去年の10月公表なされてから今月まで約

7カ月ぐらいなるわけでございますけども、新聞紙上ではこれは2割しか達成はしていないと。それも全部で8項目しか達成できない。7カ月です、2割しか達成できないのに、なぜ来年の3月まで8割がですね、達成できるのか大変疑問なところもあるわけでございますけども、それはそうと進めていかないと、せっかく立てたプランですから、このプランの進捗によって行財政改革がですね、推進されていくんだから、その点はですね、十分やはり考えてやってもらわなきゃならないかなと思っています。その改革プランをですね、推進していくためにも、やはりこれはもう市長初め職員の皆様方がですね、一丸となって頑張ってもらわなきゃですね、なかなかそういう改革が進んでいかんではないかなと思っております。

財政の問題について先程また部長もですね、ご答弁をなされております。これは、もう今回の議会におきまして財政問題に対してはですね、集中的に質問があります。やはり歳入と。歳入の面でもやはり市税の徴収強化を図っていききたいと。また、市営団地ですね、やはり賃貸料の徴収強化をしていききたいと。それと、やはり各事業ですね、見直しをやっていききたい。歳出の方では、物件費を削減していききたいと。特に市有地の売却もやっていききたいというふうなたくさんの項目を掲げているわけでございますけども、なかなかこれは漠然としたご答弁でございます。例えば歳入面で事業の見直しをしていききたいというふうなことだったら、だからどういう事業をどのようにして見直していったらですね、歳入を確保していききたいのか。特にまた市有地に対してもやはり私先程指摘したんですけども、高い値段で売る努力をしていききたいというご答弁だったらいんですけども、市有地の売却もこの歳出の項目に掲げてはいるんですけども、この市有地の売却についてはやはりもっとですね、考えを新たにやっていただきたいということでございます。

特に今回はですね、正規である職員の給料削減についても触れておりますけども、この職員の給料の削減というのは、減額といたしますか、どのような形でやっていかれるのかですね、その点についてもお聞きをしたいなと思っております。

当然今の状況です、この財政状況が続けば、これは当然もう我が宮古島市もですね、第2の夕張市になるのではないかとということで心配をされておりますけども、この前のこの新聞紙上で、いわゆる連結決算比率が25%まで圧縮されたというようなこともございます。これは、当然特別交付税が見込みより多くなったからという理由もあるようでございますけども、しかし実際にですね、努力してやはり歳入、また各種歳出ですね、抑制といたしますか、そうやっていくことによって恒久的なですね、やはり財政の健全化が図られるのではないかなという思いをしておりますので、ぜひ頑張ってくださいなと思っております。

次に、道路行政についてでございますけども、ぜひ私がお指摘した道路についてはですね、特に添道線、1級道路ですから、早目にですね、計画を立ててやっていただきたいと思っております。

この浸透池の管理についてはですね、部長、1年前も新しい事業で対応していききたいと。また今回も新しい事業で対応していききたいと。何が新しい事業かよくわからないんですけども、当然、農業・水・環境保全事業というのが、新しい事業が入ったと私もこれ聞いております。しかし、6月の定例議会においては資源保全事業だということを部長は述べていらっしゃる。ぜひこのですね、事業、上野も全体で5,300万ぐらいのですね、予算がつけられているというようなことで私も期待はするわけでございますけども、特に上野地域、南岸一帯、向こうの浸透池がですね、五、六カ所ぐらいあるんですけども、荒れ放

題で非常に観光客にですね、悪いイメージを与えているのではないかなと思っておりますので、優先順でいけばですね、向こうから優先していただきたいなと思っておりますけども、その点についてどのようなお考えを持っておられるのかですね、お聞きをいたしまして、答弁聞いてですね、もう一度思ったら質問させていただきたいと思います。

◎市長（伊志嶺 亮君）

ご答弁いたします。

市職員のたび重なる不祥事、不手際は、職員の管理体制に問題があるのではないかとのご指摘でございます。確かに私、副市長とも事あるごとに各庁舎等回って法令、条例の遵守を呼びかけております。これからも公僕意識をしっかりと持って市民のためにしっかりと働くように管理を強めてまいりたいと考えております。

◎総務部長（宮川耕次君）

土地の単価が低いというご指摘につきましてはですね、これまで賃貸が、契約がですね、平成4年から20年までということもあって公募するというような状況でありませんでしたので、一応そういった公募等については次回からの課題としてとらえていきたいと、考えていきたいと、このように考えております。

それから、具体的に事業の見直しとか、どういうものがあるかという点でございます。普通建設事業などについてはですね、今のところ具体的にこの事業をこうという段階ではありません。ただ、方針としましては普通建設事業は20年度以降の例えば起債額をですね、30億、うち普通建設事業分は20億以内を目指す、あるいは新規事業については原則認めないけれども、緊急必要性の高い事業については優先度を定めてですね、実施していく。あるいはまた今のそれ以外の新規事業については22年度までに先送りする。あるいは継続事業については総事業費の縮小、計画期間の見直し等を行う、こういった考え方で今見直し作業を進めております。

また、市有地の売却についてもさらに組織を充実させまして、今後さらに売却についても積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

人件費といいますか、給与の見直しの件でございます。これにつきましても現在行動計画のまとめ作業の中で議論を尽くしているところでございます。今結論的なことが言えないのが残念なんですけど、一応これまで各種手当等削減もやってまいりましたが、そういった動向も踏まえて現在検討しているところでございます。

◎経済部長（宮國泰男君）

観光客がよく通られる南岸一帯をですね、優先してもらいたいということでございますので、上野地区のその活動組織と色々な形で調整をしましてですね、時期的なもの、あるいはその場所についてもですね、調整を行いたいというふうに思います。

◎総務課長（伊良部平師君）

集中改革プランの進捗状況が遅いのではないかとのご指摘でございます。確かに昨年10月から取り組んでおりまして、3月末現在それぞれ工程表が単年度で終わるもの、あるいは複数年度にまたがるもの、いろいろございます。それを点検していくと現3月時点で大体2割程度の進捗状況と。ほとんどが改革に取り組んで間もないというような状況がございます。そういった進捗状況もチェックしながらですね、各

課連携して作業を進めていきたいと考えておりますが、来年、20年度の3月末8割程度はどうしても作業アップしていきたいというふうに考えております。

◎平良 隆君

財政問題については、本当にもう多くの市民の皆様方が大変ご心配をされております。そういうやはりことを考えて今市長もですね、緊急メッセージを職員の皆様方にですね、対して今相当取り組んでいるとおっしゃっておりますので、ぜひですね、市長、これはもう本当に不転の決意のもとですね、ぜひこの財政の再建をですね、やっていただきたいなと思っております。

それと、当然財政の問題については先程部長の方からもおっしゃっておりますけども、ぜひこれは職員を挙げてですね、精進してまた頑張りたいなと思っております。

ぜひまた経済部長、一つは約束したんだから、去年も約束してですね、1年間守っていただけなかったから、今度はぜひね、約束守っていただきますようお願いいたしますので、私の一般質問終わります。

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午前11時52分）

再開いたします。

（再開＝午前11時52分）

平良隆君の質問は終了いたしました。

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は2時から再開いたします。

休憩いたします。

（休憩＝午前11時52分）

再開いたします。

（再開＝午後2時52分）

ただいま新城啓世君外10名から下崎地区土地売買の調査に関する動議が文書により提出され、動議は成立いたしております。

（「議長、休憩をお願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後2時53分）

再開いたします。

（再開＝午後3時03分）

お諮りいたします。

本動議を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（友利恵一君）

挙手多数であります。

よって、本動議を日程に追加し、議題とすることは可決されました。

本動議を議題といたします。

この際、動議提出者から説明を求めます。

◎新城啓世君

下崎地区土地売買の調査に関する動議を提出いたします。

1、調査事項。本議会は、地方自治法第100条の規定により、次の事項について調査するものとする。
平良字荷川取（下崎）地区土地売買に関する調査。

2、特別委員会の設置。本調査は、地方自治法第110条及び委員会条例第6条の規定により、委員10人から成る下崎地区土地売買に関する調査特別委員会を設置して、これを付託する。

3、調査権限。本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項の権限及びこれに伴う必要な権限を上記特別委員会に付託するものとする。

4、調査期限。上記特別委員会は、1に掲げる調査について次期9月定例会までとし、閉会中もなお調査を行うことができる。

5、調査経費。本調査に要する経費は30万円以内とする。

平成19年6月20日、宮古島市議会議長、友利恵一殿。

よろしく申し上げます。

◎議長（友利恵一君）

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、ただいま新城啓世君から説明のあったとおり10人をもって構成する下崎土地売買の調査に関する調査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とし、調査期限を次期9月定例会まで、調査経費を30万円以内とし、さらに地方自治法第100条の調査権を委任したいと思っております。これに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（友利恵一君）

挙手多数であります。

よって、下崎土地売買の調査について調査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とし、調査期限を次期9月定例会まで、調査経費を30万円以内とし、さらに地方自治法第100条の調査権を

委任することに決しました。

ただいま設置されました委員会委員の割り振り調整のため休憩いたします。

(休憩＝午後3時08分)

再開いたします。

(再開＝午後3時31分)

ただいま設置されました委員会の指名について、ちょっと時間を要するというところでございますので、後日報告いたします。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

一般質問を続行いたします。

順次質問の発言を許します。

◎上地博通君

お疲れでしょうけれども、またしばらくおつき合いをお願いしたいと思います。

通告に従いまして質問を行いたいと思いますので、市長初め当局の皆さんの誠意あるご答弁をよろしくお願いします。

その前にですね、さきの対オーストラリアとのEPA交渉における主要農産物の例外措置を求める宮古郡民大会の開催につきましては、市長以下担当職員、そしてJA、農家の皆様のご努力もありまして、盛会裏に終了することができました。郡民大会を提案した者として厚く御礼を申し上げます。衆議院農林水産委員長の西川公也先生も会場まで駆けつけてくださり、委員以下10名でですね、宮古島の農家の熱意も感じ取っていただけたものだと思っております。宮古島の農業が生き残れるかどうかの瀬戸際ですので、今後とも特に市長におかれましては声を大にしてこの問題に取り組んでいただきたいと要望したいと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。最初に、市長の政治姿勢についてお伺いします。市長は、これまで役所内で何か不祥事や問題が発覚するたびに責任をとりますといとも簡単に申し上げておりますけれども、政治家の責任を余りにも簡単に考えているんじゃないかと思えてなりません。選挙で選ばれた者が責任をとるといときは、職を辞するというくらいの覚悟を持ってもらいたい。市民は、宮古島の運営を4年間伊志嶺市長に託したわけでありますから、その覚悟を持って市政の運営に当たってもらいたいと思います。職員にもその旨を伝えて一丸となって宮古島発展のために全力を尽くす、これが組織のトップに立つ者の務めだと思っておりますが、市長はどのようにお考えでしょうか、見解をお聞かせ願いたいと思います。

そして、政治家と職員とは責任の重大さ、仕事の内容等全く別物だと考えております。職員は、公僕として市民の福祉や生活向上のために与えられた仕事を全力で遂行する。政治家は、特に市長は全市民の代表として対外的な交渉や契約、職員や市民が安心して仕事や生活のできる環境を整えることが責務ではないでしょうか。したがって、責任のとり方も当然違ってくるものだと思います。不祥事を働いた職員に対しましては、法律や条例に照らして任命権者が分限委員会等で罰を与えたりして責任をとらせる。しかし、政治家は自分で判断して責任をとる、これが本来の姿だと思いますが、なぜ市長は、今回もそうですけれども、土地問題で自分みずから分限委員会に諮って責任をとりたいというような発言をされているのか、

その真義をお聞かせ願いたいと思います。

次に、職員の責任問題についてであります。これまで宮古島市では問題が起こるたびに前任者のミスであっても現在の担当課長が説明したり、わびたりしております。職務上仕方のないことかもしれませんが、何かしっくりしませんし、納得がいきません。職員が異動になったら、もうそこにいた前任者というのは責任はとらなくていいのか。また、その仕事にかかわった者だけが責任をとらされるのか。例えば例として申し上げますけれども、Aランクの業者でなければできないような仕事があったとします。この工事を指名委員会を開いてランクの低い業者または資格の疑わしい業者も入札に参加させるといたします。こういうことがあったと仮定してください。そして、この工事をランクの低い業者が落札をし、請負契約を結びます。指名されているわけですから、自分が入札で当たればそれに契約をするのは当然でありますから、そういう契約を結びます。しかし、この業者は明らかに能力不足で、納期までに工事を終わらせることができなかつたとします。工事の納期が年度末で、もし繰り越しの手續等もされずに納品もされなかつた場合、この責任はだれがどのようにとるのか。納品しなかつた業者だけが悪いのか。指導を怠った職員が悪いのか、または管理を怠った上司に責任はないのか。仕事も納品できなかつた業者を指名した指名委員会に責任はないのか。年度末で担当者または上司の課長、部長が異動なつた場合、だれの責任になるのか。現在いる人の責任なのか、新任者なのか。この問題は、仮定の話として申し上げておりますけれども、十分に起き得る話でありますから、法律または条例案に照らしてだれがどのような違反を犯していたらどのような手續で責任をとらされるということをまず申し上げていただきたいと思います。宮古島市にはそういうことはないと思うんですが、もしありましたらこういうのがあったということをもみんなにも報告をしていただきたいと思います。職員には全く責任はないのか、あるのか、どういうふうにしてとるのかということも含めてですね。また、市長は最高責任者としてこの場合どんな責任のとり方が妥当だと思いますか、これをお聞かせ願いたいと思います。

次に、行政の継続ということについてお聞きをします。市長は、さきの保良の土地売買に関しまして21年も前の株式会社高松開発との協定書を根拠に住民説明会もする必要はないと言いました。しかし、この協定書は現在の会社とは何の関係もない会社と取り交わされたものであります。変更契約が締結されているとおっしゃっておりますけれども、変更契約をしてからもう2年もなろうとしております。財務規則243条の3によりますと、開発の目的で賃貸してから2年間で開発行為を起こさなければならぬと定めております。すぐにも開発行為を起こさなければ契約解除になるかもしれないこのときにですね、これまで15年間も開発をしてこなかつた業者に土地を売るということが本当に市民の利益になるのでしょうか。しかも、当城辺地区の市民からも、城辺の地域審議会からも売買は中止してほしいという要請書まで出されております。行政は継続というならば旧城辺町の方策を聞きですね、元城辺町が売買しなかつた理由を尊重して売買をせずに賃貸を継続すべきだつたと思いますけれども、市長はどのようなお考えでしょうか。

また、これが合併によって旧城辺町のやつたことが全部無効だということになるのか。合併をしたら対外的な契約や取り決めだけは継承されるけれども、理由のいかんを問わず内部の決定事項等は見直しへの対象になるのか。その判断はだれがどのようにして決めるのかということもあわせて答弁していただきたいと思います。

次に、地域審議会についてお聞きをします。合併時の協定事項であります地域審議会の意義についての市長の見解をお聞きしたいと思います。地域審議会とは今回の合併が将来にわたりよりよい地域づくりとなるよう地域の皆様の意見を伺いながら、またそれぞれの地域が持つ歴史、文化、産業、観光面などの特性や資源を最大限に活用しつつ、均衡ある発展と一体性の確立につなげられることを目的として設置されたものでありますというふうに入っております。しかし、このように地域審議会に何も諮らずに決定したということは、この地域審議会とはじゃどのような権限を持っているのか。地域審議会に権限はあるのかないのかですね。もし権限があるとすれば、地域審議会で結論を出せばそれが宮古島のその地域の決定事項になるのか。ならないとしたら、なぜならないのか。じゃ、審議会は何のためにあるのかということも説明をしてもらいたいと思います。

そして、さきの保良の土地売買に関しましては地域審議会の意見を聞くこともしないで早急に、しかも安価で売却してありますけれども、財務規則第251条の指定期日及び指定期間はどうか。これは、売るにしても指定期日を設けていつまでの間に開発をしなければいけないというような規定が設けられるようになっております。市有地を買って受けたものはその義務があるように書いてありますが、これはなされているのかどうかお聞きしたいと思います。

地域のことは地域の方々が一番知っているわけですし、なぜそうなっているのかといういきさつも知っているわけですから、地域の方の意見を聞くのは最低条件だと思いますが、市長はどうお考えしているのでしょうか、これをお聞かせ願いたいと思います。

続きまして、農業問題についてお聞きします。サトウキビ代金の支払い方法についてでありますけれども、サトウキビ代金は代金そのものが製糖工場から払われるし、あとは補助金という形で国の方から支払われることになっております。製糖工場からの代金は、おおむね1週間から10日前後で入ることになっておりますが、国からの補助金は早いときで15日間、遅いときで25日後だというふうに説明されてきております。これは、もう決定事項なのか。仮払い制度を求めていたんですけども、これが採用されなかったのかどうか説明を求めたいと思います。

また、市長はこの問題に対しましてどのようなこれまで要請行動等を行ったのか。これは、島のサトウキビ生産農家の大事なことでありますから、どうしても行ってほしかったんであります。行ったのであれば何月何日ごろにだれに対してどのような要請を行ったのかははっきりとこれを示していただきたいと思います。

そして、その感触とかは、結果はどうであったのか。よかったのか悪かったのか、それも説明をしていただきたいと思います。

組合への加入状況ということについて質問出しておりますけれども、下地明議員の質問で100%加入というふうな説明がありましたので、これは割愛いたします。

次は、園芸ハウスの補助についてお聞きをします。これまでの導入状況及びその効果について、大型の国、県の補助事業で導入したハウス、それから市単独のパイプハウスでつくられた作物をですね、作物別に面積、収穫量、売上高を示していただきたい。できましたら1人当たりの売上高も示していただけましたら幸いに思います。

そして、このハウスの導入等について今後の課題と、それから宮古島にどれぐらいのハウスが必要なの

か。必要という農家の要望があれば、これからもずっと補助を導入してつくり続けていくのかどうなのか。限界があるのかどうなのか、その辺もお聞きをしたいと思います。

そしてですね、それに新規参入者への栽培作物生産指導や助言、それからハウスを導入して認定農業者として認定を受けるようにの申請等をどのような方法で行っていくのか、これに対して説明を求めたいと思います。

次に、土地の区画整理事業及びかん排事業についてお聞きをします。平成18年度の進捗率は、両事業ともにどのような達成率になっているのか。逆に未整備面積はどれだけあるのか。かん排事業がされていない面積はどれだけあるのかも結構ですので、できましたら終わった面積で答えていただきたいと、説明していただきたいと思います。

それから、これがこれまでどおり順調に工事を進めていけばあと何年で宮古全体に水が行き渡るようなことになるのか。

それから、現在は1年間に何ヘクタールぐらいずつ整備をしているのかですね、旧町村別に今後の計画もありましたら聞かせていただきたいと思います。特に伊良部島においては予算を多くつけてでも早急にこれを終わらせて伊良部大橋の開通と同時に水が出るような、供用開始ができるような体制をとった方がいいと私も思っておりますし、国の第2期工事で地下ダムもそのような計画のもとにつくっておりますので、この体制が伊良部だけでできるものなのか。もし伊良部の支所だけでできなかつたらその応援の体制はどうやってやるのかということもあわせて聞かせていただきたいと思います。

次は、財政問題についてお聞きをします。平成18年度は黒字の発表でありましたけれども、臨時議会が行われる前、つまり5月の末ごろには非常事態宣言を出して宮古島市の財政は危機的状況で今にも再建団体にも入りそうだということで土地の売却を議会に諮り、議会で承認されると今度は手のひらを返したように11億円の黒字が出たというふうな説明されております。大きな要因として地方交付税の伸びが大きな要因だったというふうに発表しておりますけれども、これについて考えてみますと、土地を売るために財政危機宣言をしていたんじゃないかなというふうに考えられてなりません。どうも市民も議会も詐偽に遭ったような気分であります。しかも、きのうの砂川明寛議員への説明では、交付税というのは7月にはある程度の額が決定しているという答弁でしたけれども、ならば年度末の段階で今年度の決算はどうなるかというのは市長は全部わかっていたはずであります。それを市民に隠して財政が苦しいから急いで土地を処分するということが本当に許されるのか。市民の福祉の向上につながるのか。これは、断じて許されるものではないと思っております。市長は、本当に18年度の決算が黒字になるということをいつ知ったのか、それをお聞きしたいと思います。

そして、今年度の交付税額は去年と比較してどうなのかはちょっとわかりません。まだ6月ですから、わからないんですけども、もしわかりましたらですね、去年と比較してどのような状況になりそうだということをお知らせしていただきたいと思います。

答弁を聞いて再質問を行いたいと思います。よろしく申し上げます。

◎市長（伊志嶺 亮君）

上地博通議員の質問にお答えします。

責任のとり方ということでございますけれども、責任をとることを簡単に考えていないかとのことです

が、私は行政の長として責任のとり方については常に重く受けとめております。

次に、特別職と職員の責任のとり方は違うとの見解ですが、当然職員は非違行為があった場合は懲戒による免職、停職、減給、戒告あるいは降格などの責任のとり方があり、特別職には特別職の責任のとり方があると思っております。

職員の責任問題ですけれども、職員の責任については当然地方自治法や地方公務員法に照らし合わせて懲戒等の事項に該当すれば問題を起こした職員がとるべきだと思いますし、職務上のミスはその職務に関与した職員が責任の度合いによってとるべきものだと考えております。

キビ代の支払い方法ですが、早期支払い法につきましては機会あるごとに口頭で従来どおりの支払い方法を要望してまいりました。文書での要望はしておりません。JA、宮古地区農業振興会、口頭での要望であります。中央会でも要請をいたしております。従来どおりの早期の支払いができるようにこれからもしっかり頑張ってもらいたいと思っております。

◎企画政策部長（久貝智子君）

地域審議会についてのお尋ねでございますが、まず地域審議会は市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づき昨年の5月に旧5市町村に設置された市長の附属機関です。合併協議会における協議の中で地域審議会の設置に関する事項が制定されております。その中で第3条において所掌事務について規定がなされております。第1項において市長の諮問事項、諮問事項一つには新市建設計画の変更に関する事とすとか、総合計画の基本構想に関する事とすとか、新市建設計画の執行状況です、それに関する事とすとか、そのような諮問事項がうたわれております。第2項におきましては、地域審議会は必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることでございまして、したがって、地域審議会が長の附属機関である以上、地域審議会の決定に拘束力はないものの、長の意思決定に当たっては尊重されるべきものと思慮いたします。

◎総務部長（宮川耕次君）

まず、行政の継続についてということでございます。行政の継続というのは、行政を運営する上で選挙等によって為政者がかわろうともその時々課題等について一貫性を持って対処していくということだと認識しております。当然合併した場合におきましてもこれは言い寄ることとして、例えば合併協議事項というのがございます。こういったのを中心に、これは約束事項ですが、一応合併は図られてきたわけですが、一方それぞれの旧市町村の決定事項もそのまま事務は承継されていくわけですから、大切にされるのが原則だと思います。また、そういった決定事項の取り扱い、内部のですね。これもきちっと引き継いで新市に継がれていくというふうを考えております。

それから、今企画政策部長からありました地域審議会の意義なんですけれども、ごめんなさい。諮らなかつた理由なんです、今の説明にもありましたようにこの地域審議会の第3条第2項はですね、それぞれの地域の課題を審議会が市長に意見を述べることでございまして、もちろん市から諮問するやり方もできないわけじゃありませんが、一応第一義的には審議会が主体になって意見を述べるということになるかと思っております。ただ、その期日がですね、最終本会議になったということで十分な反映、対応ができなかつたということでございます。

それから、指定期日がなされているかという保良の、指定期日でしたよね。これは、平成19年6月18日

に一応代金が完納しております、それから2年間、つまり21年6月17日までということになろうかと思
います。

◎経済部長（宮國泰男君）

まず、農業問題に係ることについてでございますけども、サトウキビ代金の支払いということござい
ます。支払いの仕方はどうなっているかということでございますけども、例で申しますと、例えば1月11日
に搬入したものは10日後の22日に申請をしまして、2月4日に振り込みをします。この場合、国の支援金
の80%、これを概算払いで支払いするという事になってございます。残りの20%につきましては、製糖
工場内からのすべての売り渡しが完了したことを確認した後に売り渡し報告及び精算払いの請求が行われ
てから2カ月後に精算するというようなことになってございます。工場が支払いでございまして、ま
だきちっとした決定はなされておられません、従来どおり支払うか、またはその経営安定支援金と一緒に
支払うか、ただいま検討しているということ聞いてございます。

仮払い制度は設けられているかということですが、今のところ設けられておりません。

次に、園芸ハウスの補助についてでございますけども、補助事業によるこれまでの導入の状況はと、そ
して効果はということでございます。平成14年度に野菜温室が3件、15年度で野菜温室が2件、平成16年
度で2件、平成17年度で4件ということございまして、これらの生産額をですね、いいますと、例えば
平成14年度ゴーヤとピーマンで導入いたしましたけども、生産額が1,765万8,000円ということございま
す。15年度でも2件でございますが、1,896万、16年度でも2件、6,611万2,000円、そのような形に
なっています。ただ、マンゴーにつきましてはですね、やはり植えてから大体早くても2年後、3年
後という形で生産が上がってきますので、まだきちっとした生産額はですね、統計として上がってき
てございませぬ。

次に、園芸ハウスの単独補助事業を今後も続けていくのかということでございますけども、これは平成
17年ですかね、そのあたりのものだと思うんですが、83戸の方がハウスを導入してまして、全部で395ヘ
クタールでございます。生産量が88トンばかりありまして、3,749万5,000円の成果が上がってございま
す。1戸当たり45万円程度の生産があるものというふうにしてございます。マンゴーにつきましては、導入
したばかりでございますので、あと1年ないし2年後に実績があらわれてくるというふうに思いますが
も、こういうものが加味されると相当程度の所得が向上が図れるというふうにしてございます。

園芸ハウスの補助について、これからも導入していくのかということでございますが、今のところ21年
までの計画ができ上がってございまして、毎年度7ないし8カ所程度ですね、マンゴー、野菜を含めて
施設の整備が予定されてございます。問題は、その22年後以降どうするかということですが、まだ国、県
からきちっとした指針が示されておられません。ただ、21年度までは大体そういうペースで導入を図って
いくということでございます。それともう一つ、単独につきましてもですね、即効果があらわれるとい
う意味では非常にハウスの施設ですね、補助事業というのは非常に有効であるというふうに思いますが、
これからはですね、担い手をどうつくっていくかという部分におきましてはやはり少し補助率を上げなが
ら、選択をきちっとしながらですね、補助のあり方というのを考えていかなければいけないのかなとい
うふうで考えてございます。

次に、新規参入者への指導はどうしているのかということでございますが、当然新規参入者、特に補助

事業に係る分につきましては営農計画ということにつきましてですね、県、市、JAさんも含めて一致協力して行うということになっていきますし、これからやりたいというものに関しましては私どものところと調整をしながらその計画づくりから支援をしているところでございます。

次に、土地改良事業の中の区画整理事業ということでございますけれども、これは土地改良全般の圃場整備ということでお答えをしたいというふうに思います。18年度末の進捗状況がですね、40.7%、圃場整備です。次に、畑かんがい事業が54.8%となっております。今後の計画としましては、平成21年度の国営宮古伊良部地区土地改良推進事業に向けて宮古島の整備率を上げるように国、県からも指導がございまして、そういうことで平成20年度の新規事業としまして県営圃場整備が3地区で273ヘクタール、団体の圃場整備が2地区で41ヘクタール、畑かん事業で約23ヘクタール、平成21年度の新規事業として県営圃場整備が3地区で143ヘクタール、畑かん事業が4地区で330ヘクタール、団体営の圃場整備が2地区で36ヘクタール、畑かん事業が5地区で約124ヘクタール、そういうことを整備したいということでございます。平成22年度以降につきましてもですね、やはり国営の宮古伊良部地区のですね、土地改良事業の推進ということできちっとした計画をつくりながらやっていかなければいけないというふうに思っております。

次に、整備率は、整備済みの面積はということでございます。宮古島市、これ伊良部も含めてでございますけれども、要整備が1万1,212ヘクタールでございます。そのうち8,964ヘクタールというふうになります。次に、かんがい施設が1万1,212ヘクタール、整備済みが6,149ヘクタールでございます。済みません。最初のやつは水源整備です。今は、かんがい施設の整備です。圃場整備が1万463ヘクタールの要整備量がありまして、補助整備済みが4,262ヘクタールというふうになってございます。水源の整備率に関しましては、今のところ80%でございます。かんがい施設に関しましては54.8、圃場整備については40.7というふうになってございます。

旧市町村の取り組みはということでございますが、各市町村によって取り組みがみんなばらばらでございまして、上野地区においては90%の整備率がありますけれども、平良、城辺地域においては40%を切るような状況であるということで、城辺地区あるいは平良地区、そういうところをですね、重点的に整備しないとどんどんその整備率を上げるのは非常に難しいのかなと。特に城辺地区に関しましては相当力入れてやらないとかなないのかなというふうに思っております。

あとは、伊良部地区の件で応援体制はどうするのかというご質問がございました。ただいまのところ、きちっとした伊良部地区からのお話はないんでありますけれども、やはり国営土地改良事業ですね、これをきちっと仕上げていくためには宮古島市の関係する職員がですね、一丸となってやらなければいけないことでございますから、それにつきましては対応できるようにですね、体制は整えておきたいというふうに思っております。

◎財政課長（石原智男君）

上地博通議員の財政問題についてお答えいたします。

まず、平成18年度の決算は大幅な黒字だと発表されましたが、その要因は何かという質問でございます。まず、宮古島市の一般会計、平成18年度の実質収支は7億4,421万4,000円を見込んでおります。現段階での要因の主なものを歳入から申し上げます。まず、1款の市税が予算額よりも4,800万円増となっております。2款の地方譲与税は5,100万円の減となっております。9款の地方交付税は、予算よりも2億3,127万

8,000円の増であります。それで、歳入は合計で予算よりも1億7,347万円の増を見込んでおります。次に、歳出における剰余金の主なものを申し上げます。2款の総務費は、全体で1億1,500万円の剰余金がありますけれども、二つほど大きいものがありまして、専任媒介手数料の未執行4,000万円がありました。それから、総合事務組合負担金が勸奨退職者の数が見込みよりも3名ほど少なかったということで1,800万円の予算残があります。次に、3款の民生費は1億円余の剰余金がございますが、生活保護扶助費、それから身体障害者福祉扶助費、それから介護特会への繰り出し等の予算残によるものが主であります。次に、4款の衛生費が9,362万円の剰余金があります。その中の特に主なものでは、老人保健特別会計への繰出金が3,454万円縮減されたということが要因であります。歳出予算における剰余金の合計が5億7,000万出ております。ですから、歳入の1億7,347万円と加えまして約7億4,000万の剰余金がございます。以上、大まかに申し上げましたけれども、詳細については今月から決算統計作業を行っております。まとめり次第公表していきたいと思っております。

それから、平成19年度の交付税はどうなるのかという質問でございますけれども、平成19年度の交付税はまだ、例年7月に決定はされますので、一応当初予算は18年度の決算額の4.4%マイナスを計上してあります。これは、国の地財計画で交付税の額は前年よりも4.4%削減されるという計画がありますので、宮古島市としても前年の決算から4.4%、約5億800万円を少なくして110億3,000万円を計上してあります。正確に言いますと110億3,144万5,000円の計上であります。

(議員の声あり)

◎議長（友利恵一君）

指摘してください。

休憩します。

(休憩＝午後4時13分)

再開いたします。

(再開＝午後4時16分)

◎総務部長（宮川耕次君）

職員の責任の問題と関連して、ある業者が契約して納品しなかったときにどういう責任のということなんですが、これにつきましては私たちが総論として具体的にどうであるということがちょっと申し上げられません。それぞれ具体的事例に基づいてきちっとこういうのは、責任の所在については言及させていただきたいと思えます。

◎上地博通君

再質問を行いたいと思えます。

まず、順を追っていきますけれども、市長は自分の処分を分限委員会に諮問したいというようなことを前の議会でも答弁されておりますが、これのどういう真義だったのかということは答弁されていないと思えますので、これをもう一度求めたいと思えます。

それからですね、今部長が話をされました職員の問題に関しまして、ある程度私は仮定の話として申し上げましたけれども、ちょっと聞いたところによりますと、宮古島にややこれに似たような事例があるというような話を聞かされております。そうすると、これは仮定の話ではなくなっていくと思えます。だか

ら、こういう事例がまずあったのかなかったのか。あったとしたらどういう事例だったのか、じゃここで説明をしていただきたいと思います。

それから、地域審議会のことについてお伺いをしますけれども、市長は、企画部長ですか、は一応はどのような権限もないというような感じで、地域の審議会の方々から上がってきたときに、要するに諮問しないでもそういう意見として上がってくることはあって、それを尊重するということを話しておりましたので、じゃあえてお聞きします。もしですね、今城辺の地域審議会の方々からこの保良の土地問題に関しまして反対の要請がされておりますけれども、市民や地域審議会がね、違約金を払ってでも契約を解除してほしいという申し出があった場合、もちろん違約金を市で負担することはできないとして、違約金もすべて市民が負担するというような話があった場合にね、これはこの審議会の意見を尊重して市長はこの審議会の話を採用するというのか、行うのか。要するにそれにこたえるのか。これは、可能なのかどうなのかですね。だから、これがもし地域審議会の方々、これは市民も含めてだと思んですが、どうしても今のやり方では納得ができないという市民がもし仮に2,000名、3,000名の人間がいて、1人1万円ずつを出しましょうということで2,000万のお金を工面してくれば、これを違約金として相手に払っても契約の解除を求めることができることになるわけですよ。こうなった場合に市長はこれはできるのかできないのか。契約上というか、これの今交わしてある契約上これができるのかですね、これをはっきりさせていただきたいと思います。

次にですね、サトウキビの代金のことについてお聞きをしますけれども、市長は現行のまま交渉して続けるように工場の代金の場合にはしていきたいということをお話されましたけれども、今部長の説明ではどうもそうじゃないと。まだ決まっていないということでもあります。これは、どっちが正しいのか。要するにただ市長の望みだけなのか、希望だけなのかですね。

私が聞きたいのはですね、この国の補助金制度というのは、これはもう決定事項なのかどうなのかということ。決定事項とするならば、これは我々が求めていたような仮払い制度を設けてほしいというような話というのは一切なくなるのか。もう国に押し切られて、じゃ我々農家、市民も含めて何もしないでこのまんまいくのかどうなのか、これに対して市はどのような対応をしていきたいのか、この辺をお聞きをしたいと思います。

それから、ハウスの問題につきましてはいろいろと細かい資料等出して説明しておりますので、あとはもう申し上げませんが、ただ農業は国の宝でありますし、我々も一生懸命農業で島を興そうということで頑張っている方々がいっぱいおります。ですから、この方々が安心して施設が導入でき、農業ができるような体制をとっていくのは行政の務めだと思っておりますので、例えば希望があったけれども、施設が導入できなかったとか、そういうことのないようにですね、この辺はしっかりと対応していただき、それから新しい施設を導入した方々が本当に安心してというか、作物をつくっても安心して売ることができるような体制をとっていただきたいと、このように思っております。

それから、かん排事業につきましてはもうこれまでもいろいろと工事も行われてきておりますし、第2期の国営土地改良事業も入って伊良部、それからダムもできるわけですから、本島内にすぐ水が送れるような状況になってきます。ですから、これはもう喫緊の課題として取り組んでいかなければいけない問題だと思っておりますので、ぜひですね、予算がないからできなかったとか、長引いて水は来たけれども、

畑にスプリンクラーが設置されていなくて水が使えなかったとかということがないようにですね、責任を持ってこの問題には取り組んでいただきたいと思います。ですから、私がそれ心配しているのはですね、伊良部島の伊良部支所だけで果たして向こうのあれだけの面積を賄うことが、要するに作業を賄うことができるのかどうなのかちょっと心配な面もありますので、これについて、伊良部の方々いらっしゃいますけれども、あえてその土地改良の役員もしている立場からですね、この問題がスムーズに水が畑にかかるような体制をとっていただきたいということで質問しておりますので、ぜひ重点的にでもですね、伊良部に投資をしていただいて早目にそれができるような対策をとっていただきたいと思っております。

財政問題については、いろいろな方々がございますし、私が質問してもこれまでと同じような返答しか多分もう返ってこないでしょうから、これについてはやりませんので、今の質問に対する答弁を聞いてですね、再質問したいと思います。よろしくお願いします。

◎市長（伊志嶺 亮君）

分限委員会について申し上げたいと思います。私が舌足らずで、分限委員会を構成する部長たちと諮って決めたいということで諮りました。

◎総務部長（宮川耕次君）

違約金を払ってでもそういう声があった場合どうするかというご質問です。これは、正当な手続、議会の議決を得てこの契約が成立しております。したがって、違約金、いわゆるその代金のきちっともう既に完納しておりますので、そういったことはたとえ地域審議会等からあってもできないというふうに解釈しております。

◎経済部長（宮國泰男君）

サトウキビの支払いについてでございます。再質問にお答えをいたします。

工場につきましては、従来どおり支払うか経営安定対策支援金と一緒に支払うかということに関してはですね、まだ決定しているというふうには聞いておりませんで、検討中でございます。ただ、国からの経営安定対策支援金につきましてはですね、ほぼこのようなスケジュールでやるというふうなことを聞いてございます。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後4時29分）

再開します。

（再開＝午後4時29分）

◎総務部長（宮川耕次君）

先程の仮定としてのご質問がありました。これにつきましては十分な調査をしておりませんので、調査してからお答えしたいと思います。今は資料を持っておりません。

◎上地博通君

再質問を行いたいと思います。

私はですね、市長が11億円の黒字が出たということはこの段階、18年度の決算でですね、出たというの

をいつ知ったのかということは最初に質問してあると思うんですが、この答えはまだ出ていませんよね。これは、非常に大事なことだと思っております。というのは知っていて本当に住民に向かって財政危機宣言をし、土地を安く売ったのかという問題を考えた場合には、これは重大な問題になると思いますので、その発言をしっかりとさせていただきたいと思います。

それからですね、今総務部長が話をされました何も調べていないので、わからないというような答弁がありましたけれども、じゃこの問題はいつまでに調べて答えを出すのか。これはもう、私はあと4分しか時間がないので、その4分間に多分調べてくることは無理だろうと思いますし、今日できないとするならばですね、これはいつまでにどのような形で私どもに知らせてもらえるのかですね、これを聞いておきたいと思います。

それから、今まで宮古島は合併していろんな問題が出ております。職員の不幸事もそうですけれども、本当によかれと合併したはずなのに今の状態を見てみますと、いいことは一つもないと。悪いことばかりが起こっているというのが現状であります。こんなはずではなかったという住民がほとんどだと思います。ただ、こうならないようにしてほしいということを私ども最初から申し上げておりましたけれども、残念ながらならないようにしてほしいのがすべて裏目に出てなってしまうというのが現状でありますから、市長、あと2年以上任期も残っております。本当に市民のため選ばれたという認識があるのであれば、あと2年間を本当きのうの質問でも出ておりましたようにもう報酬も要らない、手当も要らないと、退職金も要らないというぐらいのつもりでですね、ぜひ頑張ってください宮古島のために尽くしていただきたい。これまで本当に私も伊志嶺市長、十何年間平良市の市長から続けてやっておりますが、こういう状態にしたのは、一番の責任は伊志嶺市長にあると思っております。こういうのを自分の責任を感じて宮古島を少しでもよくしていこうというふうにしてやってもらえれば我々も少しは浮かばれるのかなと思っておりますので、ぜひ頑張ってくださいということをお願いしまして、私の質問を終わりたいと思います。

◎市長（伊志嶺 亮君）

財政課から18年度の決算見込みを知らされたのは6月11日月曜日です。

◎総務部長（宮川耕次君）

議会終了まで一応調べて報告したいと思います。よろしく。

◎議長（友利恵一君）

これで上地博通君の質問は終了いたしました。

本日は、あと3名を一般質問者で予定しておりましたが、時間の都合、離島の対策、対応等考慮して2人ととどめたいと思いますので、よろしく願いをいたします。3名を2人に。

◎仲間明典君

通告に従って質問をします。

質問は4点です。一つは行財政改革について、それから2点目は産業の振興について、3点目は文化振興について、4点目はコールセンター等の明るい話題と、新規事業についてと、この4点であります。

質問する前に、文化振興の国指定文化財の看板設置は割愛をします。

質問に入る前に少しばかりしゃべらせていただきます。先程百条委員会というのが設置をされました。この百条委員会の設置というのは何を意味をするのかと。これは、市長も職員も真摯に受けとめる必要が

あると思います。それから、議会も議員さんもその責任、それを自覚をする必要があると思います。これが議会と、それから行政のあり方の一番の落としどころというか、厳しいものであるということをお互い理解をしないといけないと思います。

それでは、質問に入ります。まず、行財政改革ですが、今非常に財政が厳しいと。それから、行政機構も厳しいというふうに言われています。行財政ですから、まず行政と財政とに分けて所見を少し述べてから質問に入ります。まず、行政の場合は行政機構の問題、分庁方式も含めてですね。それから、行政組織の問題。今いろいろと問題になっている不祥事、これも機構が生んだものなのか、あるいは個人の資質の問題なのか、あるいは職員間の縦割りとか、あるいは横の連携がないからなのか、そういったものも含めて市長は行政組織の管理はしっかりとしてもらわないと困ると、そういうふうに思います。特に行政の場合、どのようなところを、これ財政とも絡みますけど、人事管理、あるいは職員の削減も含めて、あるいは組織のスリム化も含めてなんですが、行政の中のむだ、どこにあるのかと。これは、役人みんな一人一人自覚をして削っていく必要があると。電気を1個消すとか、あるいは物件費で言えば利用率の悪い施設は二、三年閉鎖をするとか、売ってしまうとか、いろいろ方法はあると思います。また、扶助費にしても外郭団体、シルバーとか、あるいは公社とか、たくさんありますけど、そこが補助金をもらって、あるいはいろんなものをもらってどういうふうに執行しているのかと、これも事細かくチェックをする必要がある。適正な賃金で働いているのか、余分な金は使っていないのかと。これは、実績報告の段階ではなかなかチェックしにくい。それは、監査も含めてきちんと入ってここがむだですと、それを適正に指摘をしてお金の流れが見えるようにやる必要があるんじゃないかと思います。

それから、財政ですけれども、歳入歳出は先程からいろいろ先輩の議員方が言っているの、割愛をしますが、まず一番今問題になっているのは特別会計の赤字であると。一般財源の黒字がどうこうとか、切り詰めがどうこうという問題よりも特別会計がなぜ赤字なのかと、その辺を踏み込んでチェックをする必要があると、私はそういうふうに思います。合併というのは一つの革命であるし、江戸時代にも天保の改革とか、享保の改革とか、もとは全部財政困難です。だから、その財政困難をもとにして我が国は合併というのを大きく出してきて地方をひどい目に遭わせていると、そういうふうに認識をしておるんですが、そういった中で宮古島市どういうふうにして今の困難をね、乗り越えるのか、それを簡潔に述べてください。要は紙に書いたやつはペーパーでしかないんでね、それはきちんと実行して初めて計画であると私は理解をしております。これが行財政改革であります。特に6月上旬の日本経済新聞の中で全国ワーストテンの中で宮古島市はその9番であります。日本で9番になるのはうれしいことではあるんだけど、こういうので9番になるのは余り好ましくないというか、恥ずかしい限りでありますんで、これ以上宮古島市を悲しませないようお願いをしたいと思います。

2点目の産業の振興についてであります。予算の歳入にも影響すると思うんですが、宮古島にはこれといった大きい企業はホテルしかないです、リゾートホテルしか。それ以外の産業というと大きいのがない。公共工事に頼ってきた体質のせいかもしれませんが、それを脱却をするには、やはり自立経済をつくるには、先程の佐久本議員も言っていたんですが、加工産業をしっかりとつくる必要があると。その加工産業でももちろん農畜産もありますし、海もあります。ただ、今宮古の中で加工産業で一生懸命やっているというか、将来的にこれは有望であるというのは先月、5月の13日に高野の海ぶどう養殖をしている人たち

と酒を飲んだんですが、そのときに彼らの一生懸命さとかですね、それから苦労している、そういった話を聞きました。やはり浦添とか宜野湾とかは公共で施設をつくってあげている。高野のぶどうは、1日に最高15キロしかつけれないそうです。15キロでは、これは商いにはならないわけですね。だから、大型施設をつくってあげて、集配をして、集約をして流通に乗せると。極端な話を言えば買うところまで行政が探してきてね、面倒を見るぐらいの余裕がなきゃいかんと私は思いました。だから、当面一生懸命やっている高野なんでね、高野からスタートをして整備をしていけばいいと思うんですが、伊良部島とか、池間島とか、いろんなところでもそういう加工施設は必要です。これを海のもので、段階的に整備をして、集約化をして出すと、これが一つの加工産業の方法論だろうと私は思います。そういった意味で当面海ぶどうの養殖施設の建設について計画はあるのかなのか、それについてお伺いをします。

次、文化財の指定であります。文化財というのは、私たちの精神文化のよりどころであるし、あるいはその歴史、伝統の文化として大事なものであります。これは、宮古島にしかない、あるいは伊良部島にしかない、来間島にしかない独特の財産であります。特にこの前すごい化石を見つけました。これは、教育委員会の先生方と一緒に行って確認をしたんですが、そういうすごい埋蔵文化財が宮古島にはたくさんあります。特に前日も言ったんですが、考古学センターがつかれるぐらいのすごい埋蔵の文化財があると。これを活用すれば観光にもつなげるし、教育につなげるし、あるいは地域で生きている子供たちの誇りとかね、アイデンティティーとか、そういうものにもつなげることができると。そういった意味で文化財の整備は必要であります。金はなくても指定すればいいわけだから、そういった意味で今伊良部にはウズの主という宮古の歴史、あるいは伊良部の歴史に名を残したすごい人の墓があります。そういったものも含めてぜひ調査をしていただきたいと。これが3点目です。

4点目は、コールセンターの誘致ですが、これは今まで暗いニュースのある中で一番明るいニュースだろうと私は思います。そのコールセンターについては、よくやったとか、そういう思いがあります。そのコールセンターの概要ですね、運営とか、概要とか、それと波及効果についてコンパクトに答えていただきたいと思います。

聞いてからまた質問をしますので、よろしくお願ひします。

◎市長（伊志嶺 亮君）

仲間明典議員の質問にお答えします。

コールセンターの規模、雇用、波及効果でございますけども、まず規模についてですが、城辺庁舎の2階部分を使用する予定でございます。規模としては約1,750平方メートルです。コールセンターとしての席は、一応100席ほどを予定しております。雇用は、3交代として300名程度、事務方を合わせると400名程度になるものと考えられます。地域への波及効果としては、オペレーターや事務職員の採用などが地域からの雇用が図られるようになり、地域での購買力が増すこととなります。また、市においては市民税や法人税などの増収があります。金銭的な効果については、仮定ではありますが、1日の賃金を6,000円、1日8時間、月22日勤務したとして最大400名の雇用があるとして計算しますと約6億7,000万円になろうかと思ひます。

◎総務部長（宮川耕次君）

行財政の改革についてということで、どのように困難を乗り越えていくかというご質問です。この再建

団体回避方針としましては四つほど掲げております。一つは職員の意識改革、それから歳入歳出それぞれの立場からの健全化、それから組織のスリム化、市民との協働による活動ということで4点上げておりますが、特にですね、今こそ市長がですね、ずっと掲げております選択と集中というテーマに沿ってですね、職員と市民が丸となって協働によってこの危機を乗り越えたいと。そして、その実行力を増すためにこれまで以上にトップダウン方式、そういったのも今内々で検討中です。

◎経済部長（宮國泰男君）

産業の振興の中の水産業の振興ということで、海ぶどうの養殖施設の建設はということでございます。浦添とか宜野湾、そのものにつきましては補助事業でやってございます。これは、島田懇^{しまだこん}事業あたりを使ってございまして、やってございますけども、我々が持っている水産関係の事業の中ではですね、海ぶどう養殖場の補助メニューがございません。ただ、共同利用施設という形ですね、ろ過をする装置であるとか、殺菌をする装置であるとか、それを集荷して包装する装置であるとかですね、このものについては補助事業として認められる可能性がある事業でございまして、ただ、平成20年から新しい交付金事業がありまして、その中におきましては事業費の3%でしたかね、その分に関しては計画が合致すれば使えるというものがございまして、この事業は、漁村再生交付金事業ということでございまして、平成20年度から24年度までの長期の計画ということで現在国庫補助事業の中で採択に向けてですね、今県と調整しているところでございます。この事業は、漁港の整備であるとか、養殖場の低質改善であるとか、あるいは今言ったような海ぶどうの養殖施設の設置であるとかですね、この辺も同時に盛り込んだ形でトータル的な事業としてですね、行われる事業でございまして、ただいまその計画については行っている段階で県との調整中ですということでございます。

◎生涯学習部長（二木 哲君）

伊良部地区を含む宮古圏域内において、まだまだ指定以外ですね、貴重な文化財が存在していることは承知しております。当教育委員会といたしましては、市町村合併後の文化財指定整理に合わせ新たな文化財指定につきましても宮古島市文化財保護審議会において審議してまいりたいと思っております。近いうちに文化財保護審議会でもって伊良部地区の文化財を視察したいと思っております。

◎仲間明典君

行政改革については、もう努力と実行しかないというのは先程も言ったんですが、身の丈に合った財政運営、それから自分の機能的というかね、組織がより機能的に動ける最小限の数できちっとやっていくと、これが答えだろうと思っておりますので、鋭意努力をすることをお願いしたいと思います。

それから、海ぶどう、水産業の振興なんですが、これはその3漁協とですね、よく話し合って、きちんと海ぶどうに関してもそういう専門家の指導者を呼んで指導するとか、あるいは生産者と事細かく何に困っているというものと詰めてですね、確実に実行してほしいと思います。漁師というのは貧しいものでございましてですね、私も佐良浜だからよくわかるんですが、本当に板子1枚で生きておるんで、特にこれからの水産業というのは海をどれだけ管理をするか、資源の管理ですね。それを3漁協と話し合って、それと養殖ですね、それでしか生きていけないだろうというふうに思います。世界的に魚が大変不足する時代なんで、それも見据えてきちんと宮古島市の漁業の将来をセッティングをしてほしいと思います。

それから、文化財ですが、文化財保護法では項目がたくさんありますね。有形、無形、それから史跡名勝等々たくさんありますが、そういったものをきちんと宮古圏域の中でどれぐらいまでのものはどういうふう指定できると。これは、リストアップをしてですね、きちんと専門家と照らし合わせながらきれいに整理をしていく必要があると思います。結論的に言えば頑張ってくださいということでもありますので、これで私の質問終わります。

◎議長（友利恵一君）

これで仲間明典君の質問は終了いたしました。

15分ほど休憩して再開いたします。

（休憩＝午後4時54分）

再開いたします。

（再開＝午後5時09分）

休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

◎與那嶺誓雄君

やっぱり1人削減してあるわけですから、通告に時間をいっぱい使ってくれということですから、ご了承承りたいと思います。

こんにちは。久しぶりに今日の最後の質問をさせていただきます。通告に従いまして一般質問を行いたいと思いますので、当局の誠意あるご答弁をよろしくお願いいたします。

一般質問に入る前に私見を少しばかり申し上げたいと思っております。去る14日の地元紙に2006年度の決算見込みの単年度の収支で赤字を約10億7,000万円も圧縮されたことが報じられております。先程も話しされておりますが、それに対して私は宮古島市としての財政破綻が心配されている中では大変財政が少しでも好転することは喜ばしいことではないかと思っております。そういった中でありましても一般会計が約7億円、国民健康保険特別会計で約1億9,000万円などを含めてですね、約10億7,000万が圧縮されているということですが、私が心配するのはですね、今のように金利上昇時代で金利負担が大きくなっていく中でですね、予算不足を補うための3月議会での約2億4,000万円もの市債を発行しておきながらですね、この10億円余りの見込みの違いはですね、大変理解に苦しみます。また、同じように3月議会で3億1,959万円もの補正をしながらですね、また約2億円の国民健康保険特別会計の見込み違いがあることも、これもまた問題であります。私は、前回の質問でもですね、こういった財政が厳しい中での予算規模をどんどん拡大していくこの政治手法を心配をしましたが、今回の予算の見込み違いはですね、やはりこれまでの予算編成のあり方が大いに問われているかなと思っておりますので、執行部としてしっかり監督していくようお願いをします。

それでは、一般質問に入らせていただきます。まず初めに、財政問題についてお伺いをいたします。今、国会で新しい地方公共団体の再生法制について議論がされ、最近法制化されたばかりだと思っておりますが、先程来何名かの議員がですね、質問されているように再生団体回避のための伊志嶺市長も緊急メッセージを発表しております。連結実質赤字を10%台へ取り組むという強い考え方を持っているようでございます。私もこれまでの一般質問では、財政健全化のためには今の集中改革プランでは財政改善は厳しく、もっとスピードアップをしなければ財政改革はできないという質問をしてきましたが、これまでなかなか具体的

な回答がなされておりません。私は、行政の責任として先程来答弁されたようにたとえ人件費を大幅に削減しても私は市民に大きな負担を求める再生団体にはどうしてもさせてはいけないと思っていますし、市長のきのうの答弁でも一步踏み込んだ答弁をされております。市としては再生団体転落の危険性がある自治体を全国の自治体の10%に当たる18自治体で連結実質赤字比率を30%台だという見方をしておるようですが、私も市長が話されているようにたとえ今回の財政好転があったとしても全国ワーストテン、10位です。では決して安心してはいけないと思っております。ましてや今年度から国が地方分権推進を目的とした自治体への税源移譲を実施することにより個人住民税の徴収率が心配されている中で今年度で6億円、来年度で5億円という歳出を削減しなければいけない、そういった財政改革をしなければいけない大変きつい状態ではないかなと思っております。それで、次の4点についてお伺いいたします。

1点目に、今回の財政好転による新しい地方公共団体の再生法制による新年度の四つの財政健全化比率はどうなっているのかお伺いいたします。

2点目の市が話されている10%台に向けた赤字団体回避のための具体策については午前中の平良隆議員の質問でいろいろ答弁されておまして、答弁は求めませんが、意見としてですね、緊急行動計画も6月中にまとめたいという答弁をされておまして、その内容としても歳入の市税や団地の家賃の徴収強化、交付税の増加、あるいは負担金の削減、市有地の売買、法定外目的税の導入など、またある意味では歳出ではですね、物件費、人件費の削減、各事業の見直し、補助金のカットなどと答弁をされておまして、私が言いたいのはですね、6月いっぱいその計画をつくるんだあればですね、私はどうしてもその具体的な数字を入れた目標をつくらないと6月いっぱい果たしてできるかなという思いがありますので、どうしても数字的に目標の設定が一つずつの項目で大事になるかなと。しかも、政策的に優先順位を決め、取り組まなければいけないと思うし、一般的に言ってこういった状況で削減しやすいものからやっていくという心配もあるわけでございます。私は、個人的な意見としては、できるだけ歳入は別にしても歳出の方で1番目に物件費の削減、各事業の見直し、人件費の削減、補助金のカット、このような順序で私は希望したいなと思っております。

3点目にですね、それからたとえ赤字団体が回避されてもですね、今の財政も2種類に分かれておまして、健全化団体は免れないと思っていますので、どうしても新しい健全化計画は必要だと思いますので、早目の対応をする必要がありますので、それについてお伺いします。

4点目に、私はどういった形であれ、財政健全化計画は議会の議決が必要なことを考えると議員も含めた新しい新たな協議機関の設置はどうしても必要だと思いますが、市の考えをお伺いします。

次に、さきの臨時会で議決されました城辺保良にある市有地の売却問題についてお伺いいたします。私は、保良住民の反対や一部団体が納得できないなどと言っているこの問題の対応は行政としても大変大事なことだと思います。たとえ法的に問題がないことであっても行政のあり方として地域住民には地域審議会の説明責任は必要だと思いますので、次の4点についてお伺いいたします。

1点目に、市長はこれまでも一貫して地下水の保全あるいは自然保護を訴えてきました。しかしながら、今回の市有地売却も含め今現在計画されている上野南岸における県内最大のリゾート宿泊施設の建設予定や先程来質問もあります長間のクマザ海岸における開発問題など宮古島の東海岸一帯の開発計画などを考えると、市長が公約にしているグリーンベルト構想の実現を心配するものであります。きのうの新城啓

世議員の質問に対しリゾート開発によって防風林や防潮林、花園整備により緑が見守られ、グリーンベルト構想の公約とは違反しないという答弁をされておりますが、私はやっぱり違う意見を持っております。多くのリゾート地は、砂浜の、あるいは海域の利用が当然目的でありまして、施設そのものができるだけ海に近い場所で作られ、駐車場が陸側になりますので、どうしても防風林など、あるいは防潮林などを自然な形で植栽することはまずないと思います。そこで、改めてこの一連の開発行為とグリーンベルト構想との整合性についてもお伺いいたします。

2点目に、その開発に当たって地域住民や地域審議会の声をどのような形で担保するのか。しっかりと守るのかということですね。

それから、3点目に日本百景にも入っているこの東平安名崎一帯の景観保全と保護の問題を市としてどのように考えているのかお伺いいたします。

また、市長が話されている15年前に住民は合意している計画だから法的にもクリアしていると言われておりますが、その根拠についてもお伺いいたします。

続きまして、城辺庁舎を改築して来年度4月より供用開始が予定されているコールセンター事業についてお伺いします。私は、沖縄本島や周辺に設置されているこの事業については一定の雇用創出効果があり、地域活性化にも期待をしたいと思っておりますが、これまでのデータを見ると定着率が悪く、見えない相手との電話のやりとりで働く者に大変ストレスを与える業種が大体ほとんど入ってくると報じられております。ですから、次の5点についてお伺いします。

1点目に、県内に設置されている他の4施設における入居企業の雇用状況と経営状況はどうなっているかお伺いいたします。

2点目に、設置場所について現在城辺庁舎2階部分が先程も答弁にありましており予定されているということですが、そこにある福祉保健部や複数の課などの今後の分庁舎方式をとっていく中でどこでどういうふうに移動するのか。やはり計画性持ってやらんといかんと思いますので、お伺いします。

3点目に、電話対応センターとしてのどんな規模、どれだけの雇用ができるのかについては先程答弁がありましたので、割愛するとして、今後のスケジュールはどうなっているのかお伺いします。

4点目に、合併特例債を活用して総事業費が約3億7,000万円も受けて行うこの事業は完成と同時に入居企業が決まっていないとリスクが大変大きいものがあると思いますが、入居企業のめどづけはあるのかお伺いします。

また、その入居企業の選定の条件に先程話をしたように働く側に立った労働条件を市として入居企業に求めることも必要じゃないかと思いますが、市としての考えをお伺いいたします。

次に、下地島空港周辺残地利用についてお伺いいたします。私は、普天間飛行場の早期移転を求める県政の動きの中で下地島空港の軍事的暫定使用を大変心配するものであります。ですから、これまでも市長が掲げている平和利用のためには今年度じゅうとは言わず、一刻も早く黙認耕作地の問題の解決も含め下地島空港の周辺の土地利用基本計画の策定はどうしても必要だと思っておりますが、次の2点についてお伺いいたします。

1点目に、せんだって開かれた県との第1回連絡会議の意見交換の内容についてもお伺いいたします。

2点目に、発足された市の利活用委員会の今後の取り組みについてもお尋ねをいたします。

続きまして、質問します。私は、合併した5市町村の不平等感あるいは格差感をやはりどうしても和らげるためには主要施設を経由するこれまでもコミュニティーバスの運行は大変重要なことだと何度も説明もしてきました。前回の答弁では、当初は決済文書あるいは収受文書の配布を軸に午前、午後の1回ずつを運行しながら市民の利用も考えていきたいという答弁でした。私はですね、この市民が利用されていない試験運行は余り意味がないという思いがしておりますので、新年度の試験運行のこれまでつくられた実績とですね、今後の運行計画についてもお伺いいたします。

また、同じように伊良部一平良間における船便の時間の試験的運航問題についても前回答弁をいただいておりますが、その後伊良部の皆さんや船会社との協議はどうなっているのか。恐らくですね、予算的に難しいことですが、私はですね、こういったものの試験的運航はですね、利用状況や、むしろ市が幾ら負担を持ち出すかという、そういった負担額のデータをとるためにも例えばの話1カ月間だけでも限定した形でも早急に実施してみるということが大事なことかなと思いますので、答弁をお願いいたします。

続きまして、航空貨物便の臨時便の必要性についてお伺いいたします。私は、大型スーパーの進出やコンビニなどの数が増えていく中でも貨物の移動手段は船便から航空便に移っていると私は思っております。そういった中で宮古島市が主催するイベントやマンゴーなどの農水産物の出荷時期によっては一般の航空貨物輸送に大きく影響を与えるということでもあります。ですから、私としては行政としてですね、この年間を通した貨物輸送の量の把握とそういった時期に合わせた貨物の量に凶られるようにしてですね、こういった面での臨時便を市として航空会社に要請していくことは大事なかなと思っておりますので、当局の考えをお伺いします。

続きまして、環境行政についてお伺いします。私は、これまでも新しい時代の政治課題はごみ、環境問題だと言いつけてきました。また、伊志嶺市長も宮古島市の地下水を守るために市長になってこられたという思いをしております。ですから、命の水であるこの地下水塩化物イオン濃度上昇問題と新ごみ処理施設の早期建設に向けてはほかの政治的問題よりも優先してしっかりと対応していかなければならないと思います。ですから、次の2点についてお伺いします。

まず、白川田水源流域における塩化物イオン濃度の上昇問題についてお伺いします。せんだってですね、温泉病院の近くの井戸から検出された高濃度の塩素イオンを分析した結果、白川田水源や他流域水源などとイオンが異なり、温泉原水に近いという検討委員による市長への中間報告がされているようですが、次の2点についてお伺いいたします。

1点目に、今回の報告に向けどのような調査を行い、どのような内容になっているのか今回の中間報告の内容について簡単でいいですからお伺いをします。

2点目に、現在調査もしていないのになぜ温泉源泉水に近いという報告がされているのかよくわかりませんが、現在の調査状況と課題とされている温泉原水あるいは排水資料入手なども含めた今後の課題についてもお伺いいたします。

2点目に、新焼却施設問題についてお伺いいたします。現施設への西側の建設に反対されている住民がいる中で、去った17日の地元紙で建設検討委員会で建設地を現在の市有地の施設の西隣に決定したということが報じられております。その理由について市長みずから戸別訪問をし、お願いしてきた経緯もあり、議論は尽くされたという市長への答申が出されたと報じられております。私は、この問題の対応について

はやはり市として反対住民とどれだけ向き合ったかが大事なことだと思っております。ですから、市長が答申どおりに判断をするのか、あるいはもう少し粘り強く住民を説得するのか、伊志嶺市長の政治手法が問われていると思いますので、次の2点についてお伺いをします。

1点目に、現地建設に反対する住民に対し市として合意形成のために、あるいは市長として合意形成のためにどういった説得活動をされてこられたのか。

2点目に、今後のこの問題に対する取り組みをお伺いします。

以上、答弁を聞いてから質問を続けたいと思います。

◎市長（伊志嶺 亮君）

與那嶺誓雄議員の質問にお答えします。

保良の市有地売却問題ですけども、グリーンベルト構想との整合性でございまして。当該地は、宮古地域のグリーンベルト整備計画との直接の関連性はありません。リゾート開発に伴い緑地が整備され、景観の美化、地下水の保全、暴風雨といったグリーンベルト構想にかなった効果を期待したいと考えております。そのために開発に当たっては市民や地域あるいは企業と話し合いながら花と緑にあふれたリゾート地形成に向けて頑張っていきたいと思っております。

また、地域住民の皆さんとリゾート開発者、行政により十分協議を重ね、できる限り景観を損ねることのないように努めるとともに、景観環境の向上を図っていきたくと考えております。

白川田水源流域における塩化物イオンの上昇問題でございまして、宮古島市地下水保全対策学術委員会の中間報告では1番目に地下水位観測によると更竹地区の地下水は東添道流域との境界に沿って水源地向かっているということでございまして。2番目に、更竹地区の水質組成は他の水源地等と比べて明らかに異質であり、微量成分に着目すると温泉原水に近い組成と考えられること。3番目に、畜産、し尿、農業肥料、家庭排水、降雨に由来する塩化物イオンの量は白川田流域の地下水1リットル当たり26.8ミリグラムと推定され、通常観測される濃度30ミリグラムに近似し、これは恒常的に付加されていると考えていることなどが上げられております。調査は、現在地下水流動方向を把握するための地下水位観測、水質組成から原因を検討するための地下水イオン分析を昨年度より継続しております。さらに、今年度では風送塩の実測調査、温泉水の精密な分析を行う予定です。また、温泉水の入手に向けて委員会中間報告と関連資料を提示し、理解を求めていきたくと考えております。

◎総務部長（宮川耕次君）

財政健全化判断比率ということでございまして。これは、ご承知のように4点ほどございまして、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債比率、将来負担比率ということでございまして。このうち早期健全化団体は、この四つのすべてがいずれかひっかかればそういう団体に指定されると。それから、この四つのうち1から3、つまり将来負担比率を除いたものがいずれかひっかかれば再生団体ということですが、その比率については実質赤字比率が、これは現在も、夕張市の例ですが、適用されているものでして、これが20%を超えると再生団体となります。連結実質赤字比率は、これは今後ですね、6月15日に一応法律が成立しまして、これから9月ごろまでに政令でその数値目標が出されるということですが、一応の目安としましては連結決算につきましては市としてはですね、財政健全化団体を10%未満、それから財政早期健全化団体を10%から25%未満、財政再生団体を25%以上というふうやや厳しく見積もりをしております。

もちろんこれは私たちの位置づけということですが、最終的には9月ごろまでに定められるということでございます。それから、実質公債費比率は18%を超えるとちょっと黄色信号と言われておりまして、それから25%やると起債制限とか、そういったものにかかわってくると。将来負担比率については、よく聞いておりません。ただ、小西先生の指摘では宮古島市はそれほど悪くないという評価もいただいております。

それから次に、健全化計画の必要性ということでございます。今の法律の関係では、早期健全化団体、再生団体に指定されますと必然的に議会の議決を得て財政健全化計画等を策定しなければなりません。そして、市民に公表することが義務づけられます。ただ、議員のおっしゃいますように2年間だけのそういった短期的なですね、もののほかに長期的なそういう健全化計画が必要だということは私たちもそのように認識しております。

それから、議会との協議機関の設置につきましては前回の議会でも答弁しましたが、予算審議等においてかなり厳しいチェック体制も果たされているのは事実でございます。その上、どのような協議の機関のあり方がいいのかももう少し相談させていただきたいと。それから検討の上、設置に向けて検討していきたいと、このように考えております。

◎経済部長（宮國泰男君）

年間通した航空貨物用の把握とイベントやマンゴーなど農水産物の出荷時期に応じた臨時の航空便の必要性ということでのご質問でございます。平成18年度における農畜産物の貨物重量の実績はですね、380トンでございます。平成17年と比較をしますと約73トンばかり増加をしております。ハウスなどもですね、今後増設されてまいりますので、そのことによって農産物の輸送は増加すると、そのように考えられております。ただ、今現在ですね、今年の今農水産物の、これは主にマンゴーであるとか、ドラゴンフルーツであるとか、一部につきましてはゴーヤ等もありますけども、出荷時期にですね、積み残したということはないということで確認をしております。ですが、今後農産物の航空輸送の増加が見込まれますので、これにつきましては臨時貨物便の要請、そういうものをですね、適時考えていきたいということでございますので、よりよく調整をいたしまして積み残しがしないような、そういう対策をですね、事前に講じていきたいと、そのように思います。

◎環境施設整備局長（平良光善君）

新焼却路建設問題についてお答えをいたします。

反対する住民に対して市としての合意形成のためにどのような説得活動をされているかということですが、これまで保里2区あるいは添道地区に対しまして先進地視察あるいは説明会等を通して協力依頼をお願いしてまいりました。添道地区につきましては、3月28日の臨時総会で条件つきで賛成をいただきまして、保里地区につきましては3回の説明会を持ち、さらに戸別訪問をして説明と協力をお願いをしてまいりました。訪問の際、世帯を訪問する前にですね、対象となっている全世帯に前もって資料を配布をいたしまして、読んでもらった後に訪問をして建設計画の概要と、それから特に住民の方々々が心配している生活環境については東京都などの住宅密集地の中に建設されているごみ処理場の写真なども示しながら、建設するごみ処理場の施設の安全性について説明をいたしました。中には反対する方もおりましたけれども、新しい施設の必要性につきましては理解をされたものだと私たちは思っております。

それから、先日建設用地が決定したとの新聞報道がありましたが、その検討委員会ではこれまで取り組

んできた住民説明会と戸別訪問等のこれまでの経過報告と、それを検証して市長への答申も含めて今後の事務の進め方について協議をいたしました。ですから、検討委員会ではまだ市長に対して用地決定の答申等はしてございません。

◎地域戦略局長（與那嶺 大君）

下地島空港周辺残地の利用についてお答え申し上げます。

最初に、県との第1回連絡会議の意見交換内容についてのご質問でございます。下地島空港残地有効利用連絡会議につきましては、県の地域離島課、それから空港課、そして宮古支庁総務・観光振興課、本市の下地島空港等利活用推進室のメンバーで構成されてございます。議題によりまして県と宮古島市の関係課が加わって随時開催されてございます。今年度の第1回会議は6月4日に開催されまして、残地開発における諸手続の協議、それから都市計画の現況、それから耕作地の現状と未登記の問題、農地法の取り扱いなどについて意見交換を行ってございます。

次に、下地島空港等利活用検討委員会の今後の取り組みについてのご質問でございます。今後の取り組みといたしましては、基本計画の調査項目、そして委託事業者の公募方法、こういったものの協議を重ねまして残地利用と空港の利活用の調査、検討を行いながら下地島空港等利活用基本計画を今年度中に策定できるように取り組んでいきたいと考えてございます。

◎地域振興課長（長濱博文君）

與那嶺誓雄議員の伊良部一平良間における船便の時間外試験運航についてお答えをいたします。

船便の増便については、伊良部地区、平良地区から時間外運航が望まれているところであります。船会社と協議したところ、たとえ試験的に一月間運航するにしても総合事務局の認可が必要であります。そして、時間外になると労基法との関連で2交代制となりますので、人件費がかさみます。以上のことから船便増便につきましては、定期的に運航することは現在の利用客は固定しており、増加が多く望めないため燃料費、人件費を考慮すると定期的な運航は困難であるとのことであります。

ご提案の試験的な運航につきましては、行政からの助成なくしては運航は不可能であると考えられますので、現在の市の財政状況からは可及的に速やかにできるものではございません。

◎情報政策課長（喜屋武重三君）

コールセンターのことについてご答弁申し上げます。

この事業は、正式にはIT新事業創出体制強化事業といいまして、これは内閣府の事業であります。補助率は80%でございます。先行した県内の4地区における入居企業の雇用状況と経営状況ということですが、まず最初にこの事業を実施しました沖縄市さん、1企業400名程度の雇用を行っております。それから、沖縄市さんは別にコールセンターを2カ所持っております、その合計が3企業でおよそ850名です。したがって、合計で1,250名程度の雇用が図られているものと思います。それから、沖縄市には民間企業が3企業ありまして、640名の雇用が図られているということでもあります。それから、石川市、現在はうるま市となっておりますが、1企業600名が入居されております。それから、豊見城市、ここは2企業が入居されておまして、1企業は35名の入居。もう一つの企業は、現在34名、それから7月に30名の予定、また年内に30名、合計で94名の雇用が図られるということを知っております。それから、石垣市さんですが、これ1企業で30名の雇用が図られているということを知っております。

それから、経営状況ですが、経営状況については残念ながら情報を得ることができませんでした。

今後のスケジュールでございますが、今後のスケジュールについては早急に予算の確保を行い、できれば庁舎の改修を9月か10月ごろ実施、新年度の4月には企業が入居できるような形に持っていきたいと考えております。

それから、入居企業のめどづけはあるかということでございますが、現在入居企業は複数の企業から問い合わせなどを受けております。

入居企業の選定条件の中で労働条件などを考える必要があるということでございますが、この労働条件については入居する企業側と働く労働者、雇用者の中で解決が図られるだろうと思いますが、基本的には労働基準法などの法令に基づいて決められていくものと考えております。私どもとしては、1日8時間の勤務、1週間当たり40時間の労働が基本になるものと考えております。

◎総務課長（伊良部平師君）

コールセンター誘致に関連しまして、城辺庁舎の2階にある、複数の課があるんですが、その移動はどうかというご質問でございます。城辺庁舎2階には現在障害福祉課、それから児童家庭課、教育委員会の分室、それから土地改良区の合同事務所などが配置をされております。課の移動につきましては、現在福祉部とも調整をしておりますが、基本的には福祉部の機能が分散しないように城辺庁舎1階部分あるいは周辺施設、これは改善センター、保健センター等がありますけど、そういった施設の活用を今検討をしております。

◎都市計画課長（長崎富夫君）

與那嶺議員の巡回型コミュニティーバス関連のご質問にお答えいたします。

巡回型コミュニティーバスの運行につきましては、NEDO、これは独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構と申しまして、そのNEDOが公募する実証モデル事業に新しい事業といたしましてエコアイランド宮古島における循環型地域社会へ向けた省エネルギー交通システムの整備事業といたしまして申請を行い、総合事務局とのヒアリング等重ね、今年度国土交通省からNEDOへの申請が決定されております。来月、7月下旬にNEDOの理事会で採択の可否が行われます。この事業内容は、市が所有するマイクロバス及びワゴン車を活用いたしまして、一つ目には市役所昼勤者の輸送、いわゆる市職員の通勤手段といたしまして自家用車からバスへの転換。二つ目には庁舎間移動の輸送、これ事務決済や各部署間のお知らせにおけるバス利用であります。三つ目に主要交通拠点間の輸送、いわゆる市民の庁舎間移送及び例えば平良港、中心市街地、空港などの主要交通拠点を結ぶなど新たな公共交通システムを構築することでエネルギー使用量、いわゆるCO₂削減を図りまして、さらには宮古島産のバイオ燃料を使用した地産地消による循環型地域社会の形成を目指すモデル事業であります。

今後の取り組みといたしまして、本事業は環境負荷の少ない交通システムを構築するための実証実験を行うものであります。採択されれば8月から来年2月まで事業を行いまして、その実証実験結果を踏まえまして関係各課及び関係機関への波及に取り組み、巡回型コミュニティーバスの運行によりまして市民の利便性の向上に努めていきたいと考えております。

◎與那嶺誓雄君

続きまして、再質問したいと思います。

私はですね、今の宮古島市、一番大事なのはやはり財政の健全化であります。先程数値判断が示されたんですが、それもですね、今の判断でありまして、9月になってみないとそういった基準値がはっきりしないところがありますので、そういった意味ではですね、今の数値に安心しないでですね、やはりもっと積極的に財政健全化に向けては努力されることが必要じゃないかと思っております。

それからですね、コールセンターの問題ですが、やはりいろんな情報を得ると、確かに雇用の面ですごく効果がある。しかしながら、この職員のケアですね、そういった部分も意外と取りざたされている部分もありますので、そういった意味ではですね、市が企業を指名していくわけですから、そういった意味ではですね、その企業の実績や今のある施設などもですね、しっかりと調べた上での決定をしてもらいたいなと思っております。

あとはですね、年間通した航空貨物の把握とイベントのときの臨時貨物便の必要性にということですが、私はですね、そういったマンゴーとか農産物に関しては時期的なものがあって、これは積み残しはないと思うんですね、やっぱりね。しかしながら、そういったものに対して一般貨物が影響を受けているということもありますので、その量を合わせないと、農産物、水産物が今積み残しがないと言えたとしてもですね、これが一般航空貨物に受けている影響も多少あるわけでございますので、例えばトライアスロン、皆自転車を手荷物で入ると当然貨物量が少なくなりますし、そういった意味ではですね、そういった貨物量の把握と同時に一般航空貨物の流れですね、そういったものもやはりどこかでだれかが把握していないとどういった状況になったときに航空貨物便の臨時便が必要になるかと、あるいはそういったもののやっぱり把握も必要じゃないかと思っておりますので、そういったものについてもですね、ぜひ努力をしていただきたいと思っております。

そういうことで以上で私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

◎議長（友利恵一君）

これで與那嶺誓雄君の質問は終了いたしました。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会いたします。

（延会＝午後6時00分）

平成 19 年

第 5 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

6 月 21 日 (木) 5 日目

(一 般 質 問)

平成19年第5回宮古島市議会定例会（6月）議事日程第5号

平成19年6月21日（木）午前10時開議

日程第1 一般質問

◎会議に付した事件

議事日程と同じ

平成19年第5回宮古島市議会定例会（6月）会議録

平成19年6月21日

（開議＝午前10時03分）

◎出席議員（26名）

（延会＝午後6時10分）

議長（1番）	友利 惠一 君	議員（14番）	眞榮城 徳彦 君
副議長（22"）	下地 智" "	"（15"）	嘉手納 学" "
議員（2"）	仲間 明典" "	"（16"）	新城 啓世" "
"（3"）	池間 健榮" "	"（17"）	上地 博通" "
"（4"）	新里 聰" "	"（18"）	平良 隆" "
"（6"）	佐久本 洋介" "	"（19"）	亀濱 玲子" "
"（7"）	砂川 明寛" "	"（20"）	上里 樹" "
"（8"）	棚原 芳樹" "	"（21"）	與那覇 夕ズ子" "
"（9"）	前川 尚誼" "	"（22"）	豊見山 恵栄" "
"（10"）	與那嶺 誓雄" "	"（23"）	富永 元順" "
"（11"）	山里 雅彦" "	"（24"）	富浜 浩" "
"（12"）	池間 豊" "	"（25"）	下地 秀一" "
		"（26"）	下地 明" "
		"（27"）	池間 雅昭" "
		"（28"）	

◎欠席議員（1名）

議員（13番） 宮城 英文 君

◎説明員

市長	伊志嶺 亮 君	水道局次長	砂川 定之 君
副市長	下地 学" "	教育部長	久貝 勝盛" "
会計管理者	譜久村 基嗣" "	教育部長	長濱 光雄" "
総務部長	宮川 耕次" "	生涯学習部長	二木 哲" "
企画政策部長	久貝 智子" "	総務課長	伊良部 平師" "
福祉保健部長	上地 廣敏" "	財政課長	石原 智男" "
経済部長	宮國 泰男" "	企画調整課長	下地 信男" "
建設部長	平良 富男" "	選挙管理委員会 事務局長	垣花 直" "
伊良部総合支所長	垣花 恵" "	地域戦略局長	與那嶺 大" "
平良支所長	狩俣 照雄" "	情報政策課長	喜屋武 重三" "
城辺支所長	饒平名 建次" "	納税課長	友利 克" "
下地支所長	平良 哲則" "	地域振興課長	長濱 博文" "
上野支所長	砂川 正吉" "	道路建設課長	前里 重信" "
消防長	伊舎堂 勇" "	都市計画課長	長崎 富夫" "

◎議会事務局職員出席者

事務局 長	下地 嘉春 君	議事 係長	仲間 清人 君
次 長	荷川取 辰美" "	庶務 係長	友利 毅彦" "
補佐兼議事係長	砂川 芳徳" "		

◎議長（友利恵一君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時03分）

本日の出席議員は、26名で定足数に達しております。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第5号のとおりであります。

この際、日程第1、一般質問について昨日に引き続き質問を続行いたします。

本日は、池間健榮君からであります。

これより順次質問の発言を許します。

◎池間健榮君

ご声援ありがとうございます。おはようございます。質問をさせていただきます。

百条委員会設置が議決をされました。その大きな要因は、一部の職員による市長を無視した権力が原因であることを市民の皆様にご理解を賜りたいと思っております。すなわち、違法な職務命令に服従する職員の義務の有無であります。地方公務員法32条は、職員の職務遂行に当たり法令、条例、地方公共団体の規則に従い、かつ上司の職務上の命令に忠実に従うことを定めてあります。法律上のその他重大かつ明確な瑕疵ある内容の職務命令、しかも権限のない上司から発せられた命令には服従する必要がないだけでなく、服従してはなりません。従った場合には刑事責任、民事責任が問われるおそれがあるからであります。これは、東京高裁の判例でもうたわれております。これが百条委員会設置の要因であると私は理解しております。また、これだけ重大な事件があるからして空転の原因にもなることを市民の皆様はひとつご理解を賜りたいものであります。

また、合併した団体にとってそのメリットは特例期間内の財政的メリットもさることながら、体制整備ができたことによって役所組織が強化され、政策推進能力が向上したということであれば市町村合併の本旨が達成されたとは言えないのであります。研修をしていただいた関西学院大学教授の小西砂千夫先生の言葉であります。私もそのとおりだと思います。本市の場合は、全くその逆を現在いっております。たび重なる職員による事務の不祥事、トゥリバーを含む土地売買の不手際、失敗、公金支出の違法支出、切りがないのであります。私どもそうぞう会派は、助役、副市長2人制にこだわった理由もこのような問題が起こることが想定されたからであります。すなわち、旧平良市の市長、助役2人でこの増大した職員の指揮監督も含め私は無理だろうと。だから、限定つきでしっかりとした組織体制が整うまでは助役2人制、副市長2人制にこだわったのであります。これは、結果論でありますから、現在はその信念もまだ私は生きているものと思います。どんなにすばらしい優秀な公務員であっても、公務員であるからこそ職務には制限があります。その部分を補ってしっかりやっていくのが政治家の務めであるということもまた市民の皆様にはご理解を賜りたい。この宮古島市を再生するためには、あの88名の議員が我々28名の政治家としての、議員としての責務は重大であり、いわゆる再建団体に陥ったときの責任は市長よりも議会にあることは言うまでもありません。

また、今、国会においても参議院選挙を控え年金、そしていわゆる政治と金、いろんな問題があり、与野党激しい攻防を繰り広げ、いわゆる投票日もまだ国会延長のため定かではありません。そして、同じ都会の一角で温泉施設においてガス爆発が発生し、さらに議会も含め行政の監視が重要になっているものと

改めて認識をしているところであります。なぜか。この小さな宮古島においても2件目の温泉掘削が成功されたからであります。さらに、行政の監視、議会の監視がこの宮古島においても必要になってくると思います。他方、本市においては一般質問冒頭から先程申し上げたように答弁不能に陥り、空転、そして特別委員会の設置、市民の批判を受けて大変な思いであります。しかし、本市の最重要課題は合併時の財政計画を見直し、県の指導にもあるように可及速やかにこれを実行に移し、財政再建団体を回避することです。そのためには市長の政治姿勢、そしてリーダーシップが大事になるものだと思っているところであります。

そこで、市長にお尋ねをいたします。執行機関、いわゆる市長の本会議における発言、答弁、委員会も含めてであります。その発言に対する責任のとり方について見解をお伺いをいたします。

次に、健康ふれあいランド公園についてもお尋ねをいたします。プレック研究所の策定した基本計画、実施計画に基づき国、県とヒアリングを重ねて総事業費20億円で採択され、事業執行中であります。ふれあいランド公園では、事業採択に基づき公園測量設計委託業務714万、遊歩道等含めた調査実施測量設計委託業務1,659万で落札され、さらにはその測量業務によって公園測量実施設計業務、幹線道路、支線道路の測量設計業務も発注され、落札されているところであります。合計で落札時の設計業務における約5,800万円に近い数値であります。すなわち、採択時の測量試験費であります。そこで、通告してあるのは答弁されていますから、角度を変えて4点ほどお尋ねをいたします。

1点目に、この714万円の測量設計委託業務は事業採択時の実施計画に基づいた委託業務であると認識をしておりますけれども、説明を求めます。

2点目に、この714万円の測量設計委託業務と農都さんに発注した基本設計の504万円の違いについても説明を求めます。

3点目に、採択された測量試験費は資格のない入札参加願を出していない法人に発注できる、建設コンサル業資格のない法人に発注できる法的根拠も示していただきたいと思っております。

4点目に、市長は兼業禁止、辞任したからもう当然問えないわけでございますけれども、本市との業務委託契約金と特定非営利団体活動法人農都全国協議会の事業会計収支決算書の金額が受注金額より少なく決算書に計上されているのであります。この点についてもお尋ねをさせていただきます。

次に、道路拡張工事にかかわる物件補償費の支出についてもお尋ねをいたします。地方公共団体の支出は、債権者のために行うことを要する、いわゆる自治法232条の5項であると認識をしております。差し押さえ債権譲渡等によって抵当権者以外のものに支払う必要があるときは、法律関係を整理する中で裁判所からの送達文書の確認、場合によっては抵当権者本人に確認する等慎重な調整を行うなど、これは基本的なことであります。事務ミスで済まされる問題ではありません。既に契約時において物件補償契約者、そして請求者は抵当権者から委任を受けているのでありますから、そしてまたその先に宮古支庁からも送達文書が本市には届いて受理されているわけでありますから、謝って済むものではないと繰り返します。そして、過って支出した支出負担行為を行った場合の事後処理も現在されていない状態であります。いわゆる第3債務者が過って振り込んだ場合に、その債務者は過って振り込まれた預金を払い戻した場合、本来は他人のお金であるわけですから、払い戻し請求権はないのであります。したがって、債権返還請求書の内容証明書を送付して、それに応じない場合において、さらに銀行から払い戻ししてあることが証明さ

れば当然市の対応はやらなければいけないことがあると思っております。

そこで、お尋ねをしますけれども、1点目に裁判所よりの市長あての文書取り扱いが条例上どのようになっているのか。また、条例どおりに処理されたのかもお尋ねをいたします。

次は、今財政が厳しい、厳しい、各種団体に補助金が削減されております。地域もそれなりに頑張ろうとしても、いわゆる補助がない、予算がないということで厳しい地域づくりに励んでいるところでありますけれども、さきの下地地区の地域づくり推進協議会から要請があったと思います。その要請について可能かどうかお尋ねをいたします。

最後に、行政改革についてお尋ねをいたします。たくさんの同僚議員からあるように今に始まったわけではなく、私も当時の6市町村の新市建設計画にかかわる小委員会のメンバーでありました。うちの政調会長である新里議員、そして與那嶺誓雄議員、佐久本洋介議員もそのメンバーでありました。下地明議員もそのとおりであります。その当時、我々下地、上野が破綻、いわゆる合併から離脱した理由は、まさに今問題になっていることが予想されたからであります。余りにも旧平良市の特別会計の赤字が大き過ぎる。このことをやはり市民に公開をして、合併しても非常に厳しいですということを情報公開しながら、速やかに合併の成否は職員の削減にしかかかわらない。それが合併算定以外による交付税支出でありますから。しかし、職員でも、また臨時職員でもやめさせた場合の職場がまだこの宮古島には確保されていない。これだけの合併は厳しい議論があったことも認識をしていただきたいと思っております。そして、合併後2年がたとうとしているのにまだ同じことの繰り返しを議論をしている。その当時の合併時の会長は市長であり、幹事会の会長も当初は副市長でありました。当時の総務課長の皆さんは、幹事会のメンバーでありました。そうであればこそ今やるべきことは検討委員会の設置ではないんです。その当時の議論を実行に移すことが今我々に与えられた責務だと私は認識しておりますから、そのためにはやはり市長、副市長、強力なリーダーシップをとって、言葉が適切ではないかもしれませんが、切るのは切る、とめるのはとめる、それぐらいのリーダーシップをとらない限りは検討している間にひっくり返します。そして、検討している間にみんな定年退職になったり、我々も次の議会に当選できなったり、そういうことが起こるわけありますから、破綻法制が今、国会で成立をし、09年のあと2年後の施行が控えているわけです。私は、そういう意味ではこの行財政改革には決意だけをお願いをします。

答弁を聞いてまた再質問をさせていただきます。

◎市長（伊志嶺 亮君）

池間健榮議員の質問にお答えします。

執行機関、市長の本会議における答弁に対する責任について市長の見解でございます。議員の皆様方のご質問に対しては、執行部の答弁者は議員の皆様方を初め市民の皆様方にもご理解できるように誠意を持って明確に答弁をしているつもりであります。もし議員の皆様方に誤解を与えるような発言、あるいは不十分な説明がありましたら発言にはこれからしっかりと注意をしていきたいと思っております。

◎総務部長（宮川耕次君）

まず、下地地区の公園管理業務の委託に関する要望について可能かどうかというご質問です。5月30日に地域づくり協議会長より委託に関しての要望がありました。その後、慎重にいろいろな国の動き、あるいは県なども調整をしまして、一応可能であるという通知を6月13日付で行いました。これは、内容に

つきましては任意団体か法人かということでもいろいろ議論がありましたけども、国においてもそういった緩和的な動きがあるということで可能というふうに判断し、通知した次第でございます。

次に、行革についてですが、議員のおっしゃいますように実行の段階であるということでもあります。そのとおりだと私たちも認識しております。私たちもこの連結実質赤字比率が非常事態の状況であるということですね、今日目標数値を改めまして、そしてその回避に向けまして全力で取り組んでいるところです。合併がですね、効果ある形になるように全力で取り組んでまいりたいと、このように考えております。

◎総務課長（伊良部平師君）

特殊文書の処理等について条例どおり行っているのかというご質問でございます。これは、条例どおりやっております。条例のですね、文書事務取扱規程第13条、これは文書の受領及び配付という項目なんですけど、この法では親展文書や書留などの特殊文書については特殊文書処理簿に記載し、当該特殊文書を添付して主管課長または収入役に交付すると規定をされております。

今回問題になっております文書の差し押さえの件ですが、若干ご説明をいたしたいと思います。まず、総務課で特別送達等の特殊文書が来たときにはですね、まず基本的には文書というのは担当主管課を割り出して主管課に配付をするということになります。この主管課が判明しない文書等については開封をして内容を確認した上で主管課を割り出して交付すると、主管課に届けるというような作業をしております。今回の文書処理ではですね、特殊文書、特別送達文書が届きましたけど、あて先、主管課がはっきりしないということでその文書を開封をしております。ただ、その開封した文書の内容でも課が特定できないということで若干事務処理が遅れたという経緯がございます。

◎経済部長（宮國泰男君）

まず最初に、714万円のふれあいランドの公園測量実施設計業務と基本計画との違いはということでございます。まず最初に、プレック研究所が平成14年ですか、作成をいたしました。そのときにある程度の中身の施設の配置であるとか、道路の整備をどこがやるとか、そういうのは一応でき上がってございました。それを受けまして平成15年度にですね、ふれあいランド公園測量設計業務ということで、これはちょうどそのふれあいランドの予定地ですね、進入道路、メインの道路がありますけども、そこの両側にグラウンドゴルフ場を計画しているということで、そことですね、もう一つはその北側ですか、そこにゲートボール場をつくるということが計画されておりましたんで、そこの実施測量設計業務でございます。19年度に整備の予定をしております。そういうことが基本計画の中に入っておりましたんで、その実施設計を先に出したということでございます。平成17年度のふれあいランド公園基本設計委託業務につきましては、主としてソフトの部分ですね、これを行った委託事業でありまして、14年度につくった基本実施計画のふれあいランドの部分に関してより内容を高めるための基本計画としてやっております。

次に、入札参加願のない農都共生さんに発注できる法的根拠はということでございます。この委託事業は、どちらかといえば都市と地方のですね、交流を深めるという部分の中での委託業務でありまして、主としてソフト事業的な、ソフトの計画というんですか、そういうものをやっております。そういうことで市のその入札参加コンサルタントの業務というのは測量業務であるとか、建築関係のコンサルタント業務、土木関係コンサルタント業務、地質業務、補償関係のコンサルタント業務がですね、市の方に登録されて、それでもって発注をしているという状況でございます。今回の農都共生さんへの委託に関しまし

てはそういう業務ではないということでの発注でございます。

(議員の声あり)

◎経済部長(宮國泰男君)

建設コンサルタント業務請負業者選定事務処理要領というのがありまして、昭和45年の12月10日、建設省厚第50号のものであってこれは通知されていまして、市の登録業務というのは、その市の入札参加コンサルタント業務というのは今さっき言いました五つの業務について登録をし、それに基づいて土木的要素のコンサルにつきましては土木コンサルタントに発注をしているということでございます。

次に、本市の発注事業費と農都共生さんの決算書に少ない額が計上されているのではということでございますけれども、これについてはいましばらくお待ちいただきたいというふうをお願いいたします。

◎議長(友利恵一君)

休憩いたします。

(休憩=午前10時31分)

再開いたします。

(再開=午前10時31分)

(議員の声あり)

◎議長(友利恵一君)

休憩します。

(休憩=午前10時32分)

再開いたします。

(再開=午前10時34分)

(議員の声あり)

◎議長(友利恵一君)

休憩いたします。

(休憩=午前10時34分)

再開いたします。

(再開=午前10時36分)

◎経済部長(宮國泰男君)

補助金を使う場合につきましては、その都度年度ごとにですね、県の方に補助金申請を、こういうものをやりますというふうに補助金を申請をしてから使用しているわけでございます。そういうことで全体的には5,900万の農村交流施設整備事業として委託費がございます。その中で年度ごとにですね、国の方に補助金申請をしまして、その承認を受けて使用しているわけでございます。

農都共生に発注できるかというものにつきましては、先程申しましたようにこのそのものがソフト的な事業であると、委託事業であるということでも私どもの建設コンサルタントとしてですね、登録している業務から外れる業務であるので、できるというふうに解釈をさせていただきます。

それと、農都さんに発注している金額がですね、504万円の、平成17年度でございますけれども、この部分につきましては農都共生さんは一つのグループとしてやっている事業でございまして、その中で処理さ

れているものというふうを考えております。

(議員の声あり)

◎池間健榮君

再質問をさせていただきます。

博通議員も質問あったように政治家は、すなわち本会議における発言、委員会における発言等については国会でもよくあるようにいろんな失言をしたり、また一貫性のない部分を発言しますと、政治家というのは謝って済む問題でもない。また、注意をしていく問題でもない。発言した以上は、政治家は政治的道義的責任をとって、ある場合は今回提案されているように減給、それを超えるとみずから不信任案を出さなくても自分で責任をとって職を辞する、これが政治家の責任のとり方であると私は思っております。議員といえども税金が払えなければ我々も自分で自分の職は辞します。これが政治家の責任であります。人生いろいろでありますから、金のない場合もある。失敗もする。成功もする。その場合においては、政治的道義的責任をとって政治家はみずから辞職をします。そのことを市長にはしっかりとお願いをしておきたいと思えます。

繰り返しますけれども、行財政改革についてはもう今は数値目標を設定するとか、これから検討委員会をつくるとかじゃないんです。もう実行するのみであります。市長が実行する、思っていることを、公約に掲げたことをずばり実行すること、それによって議会の賛同を得てですね、やること、それだけです。下地庁舎を図書館に使う、すぐやる、城辺庁舎をコールセンターにやる、すぐやる、これが今市長に求められているリーダーシップであります。そのことも市長にお願いをしたいと思えます。

そして、農都さんの部分については、部長はいらっしゃいませんけれども、補助金には補助金適正化法があります。当然補助条件もあります。それは、補助金というのはいわゆる税金、その他重要な財源で賄われているものですから、簡単に使ってはいけな、これは補助事業者に与えられた、市に与えられた条件であり、責務であります。免許のない事業者に対してそんな補助金をですね、基本計画、実施計画、既にそのもとにおいて事業は採択されているわけですよ。繰り返しになりますけれども、私が聞いているのはこの測量試験費が果たして発注できるのか、補助金適正化法、補助条件に基づいてしっかりと説明を求めるわけであります。

そして、物件補償の件でありますけれども、全く説明になっておりません。規則では主管課長、収入役に送付する。今回の場合は、第3債務者は市長なんです。宮古島市長、伊志嶺亮に特別送達がされました。それを開いてみれば、行き先は第3債務者である市長なんです。主管課も何もないんです。第3債務者は市長なんですから、これ速やかに市長、当時収入役を兼掌していた助役にいくべきなんです。それでは、総務課のその受領した担当課長、それには全く受領した職員は見せなかったのか。勝手に自分で封切って中身読んでほっぽらしたのか。この流れについて再度伺います。

再質問は、答弁聞いて行きます。

(「議長、休憩お願いします」の声あり)

◎議長(友利恵一君)

持ち時間、池間健榮君ですから。

(「担当部長が出てこず」の声あり)

◎議長（友利恵一君）

質問中だから、3回までやっちゃってもいいんじゃないですか。後でまた。

◎総務課長（伊良部平師君）

文書取り扱いについてお答えをいたします。

先程申し上げましたように文書は基本的にそれぞれの主管課に届けるというのが文書処理の基本です。先程申し上げました文書取扱規程の中で、これは特殊文書に限っての項目なのですが、親展文書や書留、特殊文書等については特殊文書処理簿に記載して主管課長または収入役に交付するという項目がございます。その収入役に交付するという内容なのですが、これはいろいろな文書が来ますけど、収入役に交付される特殊文書というものは郵便振りかえ受け払い通知書、これは郵便局を通じていろんな納付をする、例えば市税あるいは国保税、住宅使用料、それから介護保険料、そういったものが郵便局で支払われたその明細の通知書が会計管理者、当時の収入役という表現になっていきますけど、こういう文書が届きます。それについては、会計管理者あてに送付をするというのが基本でございます。そういう取り扱いでやっていきますけど、総務課の事務取扱について、今回の特別送達された文書関係について先程少しお話ししたんですが、日を追って説明をしておきたいと思えます。

まず、総務課で裁判所から特別送達の封筒を受領したのが2月の23日、これは金曜日です。金曜日の午前11時半ごろその文書を受け取っております。書留、配達証明とか内容証明、特別送達などの文書につきましては特殊文書の取り扱いで原則開封しないで主管課に届けるということが原則です。ただ、今回の特別送達文書についてはですね、開封しなければ中身が、あて先がわからないような封筒でございましたので、開封をしております。これは、あくまでも主管課を特定するための開封ということでございます。開封した文書の内容等から建設関係という判断はできたんですが、なおこの主管課が特定できなかったということから、その日は一たん総務課で保管をしております。金曜日の午後になります。週明けの26日午前9時前に建設部の筆頭課であります、都市計画課になりますが、職員に電話連絡をしまして、9時半ごろに職員が文書を総務課に来てもらってですね、確認をしたところ、これは都計課ではなく、道路建設課の文書のようなということで、下地庁舎でもありますし、隣の課でもありますので、道路建設課に届けてくれるということで文書の配付をお願いしたということでございます。そういうような流れで、基本的にはやっぱり主管課を割り出して届けるというのが総務課の文書事務取扱ということでございます。

（議長、休憩お願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午前10時49分）

再開いたします。

（再開＝午前10時52分）

◎経済部長（宮國泰男君）

契約額と決算額の金額が違うのではというものでございます。平成16年度の部分が違ってございます。健康ふれあいランドプログラム策定業務で200万市から発注してございますけども、収入の欄に190万入ってございます。そして、もう一つは大野地区の農業農村環境整備実施計画の策定の中で299万2,500円の発

注金額ですが、284万2,875円が入っております。これは、消費税額をですね、その部分に計上しないで別のところで計上したということで違っているとございまして、17年度につきましては、健康ふれあいランド公園基本設計委託料がありますけれども、これは504万円でございますが、その部分については消費税込みの数字をですね、計上してございまして、その下の宮古地区農村振興総合整備実施計画策定業務でございますけれども、これは2,289万円の発注金額でございます、これは宮古の業者のJVでつくった計画書でございます、農都さんの場合が30%ということで766万5,000円、消費税込みの金額が入っております。補助金適化法の中でということでございまして、私どもは絶えず申請する場合につきましてはこの委託事業をやりまよということで申請をしまして、補助金交付決定を受けて事業を執行してございまして、補助金適化法にはですね、かなっているもんだというふうに理解をしております。

(「議長、休憩願います」の声あり)

◎議長(友利恵一君)

休憩いたします。

(休憩＝午前10時54分)

再開いたします。

(再開＝午前10時55分)

◎経済部長(宮國泰男君)

農都さんにお聞きしたところではですね、16年度はそうように計上してしまったということで、税務署の指導を受けまして平成17年度から消費税込みの業務費をですね、計上したということでございまして、

(「休憩願います」の声あり)

◎議長(友利恵一君)

休憩いたします。

(休憩＝午前10時55分)

再開いたします。

(再開＝午前11時00分)

◎総務課長(伊良部平師君)

担当は、課長等に相談したかというご質問でございまして。係長と課長等には直接相談はしていないということですが、担当職員としてはやはり主管課を割り出してこれを早く届けるという作業を一生懸命したということなんです、これがなかなか担当課が割り出せなかったということでございまして、

(議員の声あり)

◎議長(友利恵一君)

休憩いたします。

(休憩＝午前11時02分)

再開いたします。

(再開＝午前11時04分)

◎経済部長(宮國泰男君)

なぜ16年度が消費税抜きになって、さらに17年度でそういうふういきちとされているのかということ

でございます。あくまでもこれは他意はなくてですね、事務上の計上の仕方を間違っただけというのか、そういうことだということでございます。ですから、そういうふうに計上して、別でその部分についてはきちっと整理がされているということは聞いていますけども、私が持っている資料でその部分がございます。そういうことで17年度につきましては消費税込みの受託費をですね、きちっと計上してあるというふうに聞いてございます。

それと、申請の件でございますけども、毎年度その事業費の計画がございまして、その中で申請をしていくという形になります。そういうことで申請書を提出して、さらに実績報告も出されておまして、その中でやってございますんで、適正であるというふうに思っております。ただ、なぜその計画そのものがですね、土木コンサルタントではないものに指名して補助金の適法化にひっかからないのかということでございますけども、これそのものは土木的コンサルではなくて、総合計画的な、シンクタンク的な計画のもので、それを申請をして処理してございますんで、それは適法であるというふうに私どもとしては判断しております。

◎総務課長（伊良部平師君）

特別送達の内容文書について読んだかということですが、本人は読んだ上でやはり主管課を特定するのが先だということで主管課を割り出す作業をしたようでございます。

◎池間健榮君

まず、そのふれあいランドの件なんですけれども、議論がかみ合わないわけですね。それでは、先程申し上げたように補助金適正化法、それに補助条件があります。その補助条件はどのように付されているのか。要するに補助事業等に要する経費の配分とかね、補助事業等行うための締結する契約とかですね、補助事業等の内容を変更する場合とか、そういったことについてなぜこの測量試験費が使えるのかということとを再度答弁をしていただきたい。補助金適正化法、そして補助条件、どの部分でクリアできているのか、これをお尋ねをいたします。

特別送達については、まずお読みください。突然ですが、非常に厳しい話ですが、恥ずかしい話、人間は成功もするし、失敗もするし、失敗したら当然そういう事態に陥る。それは、私も経験あります。しかし、こういうですね、大事なこと、私はこのお読みくださいを見ればですね、公務員である以上は、宮古島市の。わかりますよ、これは。それでは、陳述書が提出されております。それと、陳述書には不実の陳述を行った場合には損害を負わなければならないということで今宮古島市は提訴されております。当然裁判所に提出するものについては、私はそれなりの条例に基づいた手続があると思います。その点について最後に答弁をお願いします。

今非常に市民の皆様が議会運営のあり方も含めて厳しい指摘を受けているところは承知をしております。しかし、今この合併してよかったと言えるような状態がもう2年を迎えようとしているのにないわけでありまして、そのために今議会はしっかりといいのはいい、悪いのは悪い、要するに宮古島市を合併してよかったと言えるような、そういう宮古島市にしたいからこそ今の議会のあり方、議会の運営があると私は思っております。むやみやたら空転をしているわけではありません。子や孫にすばらしい宮古島を残すために一生懸命頑張っていることもぜひとも市民の皆さんにはご理解を賜りたいと思う。これは、想定問答集をつくって、テレビ映りがよくて、一般質問は何もなかったような感じを市民が受けているわけ

でありますから、しかし再質問、再々質問になると今の状況のような答弁不能に陥るわけであります。プロである以上は、再質問であろうが再々質問であろうがしっかりとした対応をとることがプロである行政マンだと私は思います。そのこともまた市民の皆様はご理解をいただきたい。議員も悪いときは反省をします。しかし、反省を何回していたら反省にならない、そのことを申し上げておきたいと思えます。市長も初代宮古島市長として、政治家として、あるときは政治的道義的責任をとって職を辞する。謝る、謝る、謝る、謝ってばかりいると議長を支えている我々としても寂しいでありますから、これ以上は申し上げません。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎建設部長（平良富男君）

物件移転補償の陳述書の件についてお答えいたします。

陳述書は、3月1日に記載して既に支払ったという形で提出してあります。というのは27日には既にお金が支払われていましたので、3月1日現時点での実施されているという形で記載しております。

◎経済部長（宮國泰男君）

補助金適正化法の条件はどのように付されているかということでございますけども、これは国から県の方に補助金が流れまして、県の方でその補助金を宮古島市に交付しているということでございます。そういうことでこの申請を最初いたしますけども、その中には工事費であるとか、準工事費、測量試験費がどれだけかかりますよ、用地費がどれだけです、雑費がどれだけですという形で記載された補助金交付申請をいたします。その後、補助金交付の申請をした後にですね、沖縄県知事から指令が参ります。これは、例えば、これは別の例ですけども、沖縄県指令の第何号というような形で参ります。その中にはですね、申請のあったものについては次の条件を付して幾らのお金を交付しますというような条文になります。その中で補助事業費及び補助金の額は幾らですよという金額が記載されます。そして、補助事業の完了する年度がいつまでに完了しなさいという条件が付されております。補助事業者は、沖縄県補助金交付に関する規則に定めることに従わなければならないというような形で参ります。それから、あとは補助金の額の確定であるとか、補助金の概算払い、補助事業者は補助事業に取得した財産については事業完了後においても善良な感じでもって管理することにしなさいというものであるとか、譲渡したり、交換したりとか、そういうのはしてはならないですよということで入ってございます。この部分の中で補助事業の中止とか廃止、それについてもうたわれてございます。あと、補助金に係る帳簿、証拠書類の保管の期間はその事業終了の年度から5カ年間保管しなければならないとかですね、そういうのがあってございまして、一番最後にですね、この補助金は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に規定する間接補助金に該当するので、同法の適用を受けるということ等が県からの指令ではありますんで、私どもとしては補助金の内示を受けまして補助金申請をし、さらに発注をした後に検査をし、市の検査をして補助金の実績報告をしまして、それでもって県の検査を受けていると、そういうような形でやってございます。そういうことで一つのルールにのっとって我々は仕事をしているわけで、その発注したときにですね、当然実績報告を受けた後に検査の中ではどういう事業者が受注をしたというのもすべて検査の中で確認されておりますので、そのような形で合法であるというふうに私どもは考えてございます。

（議長、ごめんなさい。休憩願います）の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩します。

（休憩＝午前11時17分）

再開いたします。

（再開＝午前11時20分）

池間健榮君の一般質問は終了いたしました。

（議員の声あり）

◎新里 聰君

元気のいい池間健榮議員の後で気おくれしないように頑張りたいと思いますので、よろしくお願ひします。

一般質問をする前に私見をちょっと申し述べたいというふうに思います。私は、当市の顧問弁護士の地方自治に対する見解には、大変失礼ですが、大きな不信感を持っております。その理由を述べます。まず、調査特別委員会報告書に対する見解の不信感。市長をトップとした組織ぐるみの違法な行政行為がなされたとの報告書に対し客観性がないのではないかとこのことに対し、この違法な契約書、変更契約書、起案決裁文書はいずれも他の部局の部長の指示、命令によって担当主査が作成したものであって、それを係長、主管、課長、部長、助役、市長が押印決裁したものであります。したがって、主査、係長にあっては命令を拒むことはできず、主管、課長、部長にあっては公務員として長年培った行政のプロとして、あるいは管理監督の任にありながら複数のものがその違法性に気づけなかったということ自体、社会通念常識では考えられないことである。押印決裁をしたというそのものは客観的事実であるということでございます。

もう一点、平成18年1月25日、宮古島市長、伊志嶺亮から株式会社砂山リゾート更生管財人あて上申書が提出されました。その内容を要約すると、会社更生手続において事業スポンサーを選定している段階において自治の本旨に基づき公正、中立でなければならない自治体の長が民間対民間の係争事件に対し意見を陳述し、片方の企業が有利になるような推薦、上申することを認める弁護士を不信感を持たずにはいられない。会社更生手続という司法の場になぜ行政が口出しをするのか。行政は、民間企業の問題に対しては中立であるべきではないかというふうに思います。推薦をするということは責任も生じます。万一市が推薦した企業が開発事業に失敗したときは政治責任は免れない。市長は、責任をどうとるのか。こういった問題が私のような素人にも予見できることございまして、これを弁護士が認知するという点については全くもって不信感を持たずにはおられないということを申し述べて一般質問をやりたいと思います。

まず、市長の政治姿勢について、調査特別委員会審査報告結果についてお伺ひします。調査特別審査委員会の設置は、平成18年12月定例会総務財政委員会一般会計補正予算審議の中で土地売買に関する行政手続に違法性があるとの委員全員の認識のもと本会議において動議が提案され、賛成多数で設置されました。その間、市長は1月の臨時会において行政手続に瑕疵があった。結果的に地方自治法に触れる瑕疵ある行為をしたことに原因がある。調査特別委員会の調査結果を踏まえ厳正に判断すると議会に行政報告をなされました。

さて、調査特別委員会は延べ10回程度にわたり審査を重ね、調査した結果、地方自治法第96条第1項第8号に違反すること。そして、その前段、いわゆる議会の議決に付すことなく処理した契約行為、その後

の契約の履行事項が遵守されないで変更契約書を締結するまでの事務処理行為が地方公務員法、当市の服務規程、文書取扱規程等に違反していると報告しております。そして、この違法行為を見抜けなかった市長、副市長の政治的道義的責任を言及しているのであります。このことについては、市長は顧問弁護士の意見を踏襲し、土地売買による法令違反は地方自治法第96条違反だけであるとしております。そして、この事務にかかわった職員については懲戒処分に関する指針に該当しないことを理由に懲戒処分は不相当と判断を下しております。

そこで、お伺いしますが、市長が行政報告で認め、謝罪したその瑕疵ある行為とはどういうことか。行政報告の質疑にもありましたが、明確なる答弁はなされておられません。広辞苑で調べてみました。次のようになっております。法律または当事者の予期するような状態や性質の欠けていること。例えば他人の詐欺または脅迫によって行われた意思表示を瑕疵ある意思表示というというふうに広辞苑ではいっております。そうしますと、法律または当事者の予期するような状態や性質、つまり議会の議決に付さなければならぬということの状態や性質を知っていながら、それに欠けているということ。また、他人の詐欺または脅迫によって行われた意思表示を瑕疵ある意思表示というと定義されていますから、知っていながら他人の詐欺または脅迫によって議会に付さないような処理をしたのか。市長のいう瑕疵ある行為とはどういうことかをもう一度市民にわかりやすいように説明をしていただきたいと思います。

次に、調査報告書は地方公務員法第29条第1項第8号及び30条の規定に違反していることを指摘しております。地方公務員法第29条第1項では職員の懲戒について明記しておりますが、その第1項第1号ではご存じのように地方公共団体の規則もしくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合を指し、同30条では全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならないとうたっております。そこで、お伺いいたしますが、今回の土地の売買に係る一連の行為は宮古島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に明らかに違反していると思うが、懲戒の処分の対象とはならないのか説明を求めます。

次に、懲戒処分に関する指針に該当する項目がないとの理由で懲戒処分は不相当とされたこと、そういうふうには報道されておりますので、このことについてお伺いします。この指針は、任命権者が地方公務員法第29条に規定する懲戒処分に付すべきものと判断した事案について代表的な事例を選び、職員の懲戒処分を厳正かつ公正に行うため標準的な処分量定に関する基準を定めております。趣旨でそういうふうになっております。つまりその趣旨にあるように指針では代表的な事例が列挙されているだけで、すべてではないということです。私は、そう解釈いたしますが、指針がすべてなのかどうかお答えください。

それから、この指針では大きく分けて六つに分類しておりますが、まず服務関係、公金取り扱い関係、公務外非公関係、交通機関関係、ネットワーク利用関係、管理監督関係というふうに六つに分けておりますが、それ以外の地方自治法に違反したとか、あるいは地方公務員法に違反したとかの項目がございません。そうしますと、宮古島市の職員はいわゆる地公法30条から38条までの条項に違反しても処分されないのかどうか、このことについてもお答えをいただきたいと思います。

次に、調査特別委員会報告書では職員の違法行為を見抜けずに違法な契約行為及び変更契約書に決裁した市長、副市長の責任についても言及しておりますが、市長はみずからの責任として給与の15%カット3カ月を提案しております。その理由として下崎地区の土地売買契約に関する一連の事務手続における不

手際とトゥリバー地区の専任媒介契約をせず、売買交渉が破談になったことを上げております。市長、この報告書の職員の違法行為を見抜けずに違法な契約及び変更契約書に決裁をした、この違法な契約の言葉の持つ意味をどう理解しておられるのかお答えを求めます。

そして、多くの議員はもとより、市民からも不可解だと疑問視されている市長の給与カットの条例や職員は処分に値しないと言いながら市長は何の責任をとって給与のカットをするのかと、私も全く整合性に欠けるというふうに思っておりますが、これについてもお答えをいただきたいと思っております。

次は、財政問題についてお伺いします。質問の3日目ですから、重複するところがいろいろあるかと思いますが、よろしくお願ひします。市長は、去った5月29日、財政破綻回避緊急メッセージを発表いたしました。職員に危機意識を持たすためには有効な手段だったかもしれませんが、ただ、行財政改革の各項目にわたる数値目標が依然として示されていないことは一般市民がやゆするように中身の無いパフォーマンスと言われても仕方がないような気がいたします。6月3日付の日本経済新聞で公表された数値を見ますと、当市は平成17年度決算ベースで連結実質収支の赤字比率は32.1%で、全国自治体の中でワースト9位というふうに報道されております。そうした中、市は平成18年度決算見込みを発表し、累積赤字53億9,000万円から43億7,000万円、10億円余の圧縮ができると発表しております。そこで、お伺いいたしますが、これについては前にも質問あったんですが、このその緊急メッセージを発表したと思えばまた10億円黒字となっているという、そういった会見をする意図、これをもう一度説明をいただきたいと思っております。

次に、決算が黒字となった要因について歳出削減でどのようなものがあり、歳入増加でどのようなものがあったか。今までの説明では、市税において約4,800万、あるいは交付税等の伸びが歳入であったということ、財産売却収入とか。歳入においては、職員の勧奨退職が予想より少なかった、あるいはトゥリバーの予算がカットされた、あとは、そういうような形で歳出の予算の見込み違いと申しますか、そういう形での予算計上の不用額が出ての、これをトータルしての10億だというふうに思っておりますが、ここで尋ねをしたいのはですね、市税においては市長の政策、納税課を設置するという、あるいは職員の努力等によって4,800万円という相当の額を徴収して、非常にこれについては高く評価したいと、ご苦労さんと言いたいと思っておりますが、それ以外にですね、政策的にこういったものを歳出カットの中でやってきたのかという、そういった視点でのお答えを求めたいと思っております。

次に、専任媒介契約についてお伺いします。トゥリバー地区の専任媒介契約についての4,000万円が今度の補正予算で計上されております。総務財政委員会でもこの土地の売買によって市の財政を健全化させたいとの思いは全委員一緒ですから、どの方法が一番安全に、有利に売却できるかと真剣に議論をいたしました。その中で1社に絞って専任媒介契約を結ぶよりは数社と契約し、業者に競わせ、成功報酬としてやるべきではないかと、そういった意見が大半でございました。

さて、私が質問したいのはですね、媒介業者を通してオファーがあらわれ、その企業が外資系の場合、市はどのように対応を考えているのかということでございます。合併前に市は外資系の企業と売買契約書を締結したにもかかわらず、結果的に破談した経緯があります。これは、完全に市が企業の選定に失敗した事例です。他方、当市は合併後において砂山リゾートで失敗とは言いませんが、大きな過ちを犯したというふうに私は思っております。民間の企業が会社更生法に先程言ったように基づき係争している事件に当該行政庁でもない当市が積極的にかかわり、しかも議会では2人の議員しか質問もしていないにもか

ならず、あたかも多くの議員が賛同しているような形で裁判所に上申書を提出するような軽率な行為、しかも市長みずから県庁まで出向いて要請をする、これはおかしなことだというふうに思っておりますが、その理由は何か。そのとき言っているのは、表向きは外資系はトゥリバーで失敗したからできないということでございました。ですから、今回質問するのは今回のオファーにですね、外資系企業がいた場合、行政には継続性というものがありますから、砂山リゾートの整合性を保つためにその外資系のオファーが出た場合、それはお断りをするんですかということを確認をしておきたいというふうに思います。

次に、農業振興についてお伺いします。畜産振興についてでございますが、宮古島の平成18年度の肉用牛の生産高は販売頭数で5,404頭、販売額で24億4,600万円となっております。多良間村を含めると29億4,200万円余となっております。宮古島においてはサトウキビ、葉たばこに並び、肉用牛は宮古の農業生産物では重要な産業となっております。先月若干えさ代の値上がりにより購買者の肥育にコストがかかるとして値下がりがあったものの、今月は、一昨日ですか、7,000円ほどの値を戻し、秋口に向かって上昇することとありますから、畜産農家にあっても一安心かと思えます。関係者の話では、いい牛なら高く売れるということでございますから、頑張ってくださいたいというふうに思いますが、家畜保健所の資料によりますとですね、宮古地区の平成18年末の肉用牛の飼養戸数は1,248戸で、飼養頭数が1万6,938頭となっております。また、平成18年度における子牛の販売頭数は6,422頭で、販売金額にして28億6,249万円となっております。しかしながら、全国的なランクで見た場合、全国116カ所に家畜競り市場があるようでございますが、宮古の市場は81位でランクされております。1位の鹿児島県中央市場と比較しますと、鹿児島が子牛1頭当たり平均価格で54万3,000円に対し宮古は44万7,000円と9万6,000円の開きがあります。このため宮古家畜懇話会並びに家畜技術者委員会ですか、ではこの宮古の和牛の飼育技術の指導、畜産農家の底上げに懸命に努力しているということとあります。ちなみに、宮古のその販売頭数で全国1位の価格との差を計算しますと6億1,651万2,000円、これだけの差額があるということでございます。言いかえれば、まだまだ宮古の和牛は改良の余地があるというふうに言えます。そこで、その課題を尋ねました。そうしますと、まず1点目に計画交配を適宜するというございます。優良牛を生産するためには、どの牛にはどの牛の系統を種つけすることが肉質のよい牛が生産されると研究が進んでいるようであります。これを計画交配というようであります。残念ながら宮古の場合、全体の20%程度がその他の種牛、つまり優良牛として登録されていない牛の交配があるようです。そこで、お伺いしますが、このような状況を行政としてどのように改善すべきと考えるのかお伺いいたします。

次に、2点目、優良繁殖雌牛自家保留の奨励について。当市では畜産振興のため優良子牛生産育成奨励補助金として子牛生産1頭につき5,000円の補助を出しております。また、自家保留牛1頭に対し3万円の助成をしております。補助金の目的は、優良繁殖雌牛を保留することにより宮古の産地形成をすることにあると思っておりますが、残念ながら現在の助成の仕方は自家保留する全頭に補助されており、関係者の間では宮古の和牛の改良がなかなか進まない原因というふうに言っております。そこで、補助金の出し方を計画交配した牛を保留する場合とその他の牛を保留する場合の格差を幾らか格差を設けることにより和牛の改良が進み、結果として宮古牛のブランド化ができるのではないかと、そういった意見がありますが、行政としてこのことについて改善していく考えはないのかお伺いします。

2点目の死亡牛保管処理事業については次の機会にしたいと思っておりますので、割愛したいと思います。

次は、道路行政についてお伺いいたします。通告では西原一下崎線となっているのかな、正確には下崎一西原線というようございませうが、この道路についてはさきの定例会で下地秀一議員が質問をしておりますが、私も2点ほどお伺いします。この道路の沿線の方から苦情が届いております。この道路の建設に当たっては、地元自治会からの強い要請によって採択され、事業が始まったようであります。ところが、最初の自治会への説明したときの法線とその後の部落総会で説明したときの法線が違っているようで、多くの方が不満を申し出ても聞き入れられなかったということをお話しております。現場を確認いたしましたら、かなり進捗しておりますから、今さら法線を変えるとは言えないというふうに思いますが、質問をしたいのはですね、道路を建設するに對しての当局の基本的なスタンスについてお伺いいたします。

もう一点、この道路の現場を調査しているとおかしいものが発見されました。それは、どう見ても道路の法線をはみ出た築二、三年の新しい家が建設されております。そこで、宮古支庁に出向き、調査したところ、建築確認申請のときは道路計画地の外で許可したよということでもあります。ただ、完了届が出ていないので、何とも言えないということではありますが、しかし私が確認したらどう見ても法線の内側にはみ出ております。現行の建築基準法では撤去命令は出せないということをお話しておりますが、これについては当局も現場も確認しているというふうに思っておりますが、こういった対応を考えているのかお伺いしたいと思います。

説明を聞いて再質問をしたいと思っております。

◎市長（伊志嶺 亮君）

新里議員の質問にお答えします。

調査特別委員会報告書についてございませうけれども、ちょうど昨日委員会からの報告書につきましては真摯に受けとめております。その指摘された内容について地方自治法、地方公務員法、民法等専門的な解釈が必要との判断から顧問弁護士に依頼した次第でございませう。

私と副市長の減給については、地方自治法第96条1項8号による議会に付すべき事件を看過した責任をとるということで提案をいたしております。

また、職員に非がなければとのことですが、一連の事務に当たった職員に対しては瑕疵があったということで懲戒分限審査委員会の答申を踏まえ文章を訓告、口頭嚴重注意の処分をいたしました。私たちの瑕疵の内容は、96条の1項と考えております。

◎総務部長（宮川耕次君）

まず、財政問題についてですが、5月29日の市長緊急メッセージからほどなくして変更したその原因、意図についてということございませう。まず、これにつきましては18年度決算が数字が固まったのがやはり6月10日以降ということがありまして、その時点で市長、副市長にも報告したいきさつがございませう。ただ、これまでこういったいわゆる連結赤字比率がですね、32%台から25%台へというのはやっぱり一定の軌道修正をしないことには職員もまず戸惑うのではないかとということと、ただ引き続き気を緩めることなく厳しい危機的状況にあることは否めないということで、そういったものを総合的に勘案しましてこれを見直したと、軌道修正したということございませう。これは、あくまでも職員に対する市長のメッセージということございませう。そして、きちっと行動計画の数値等がですね、定まり次第、今度はまた市民の皆様に向けても協力をお願いしながらですね、そういった次の段階があるかと思っております。

それから、18年度決算において政策的にどのようなものがその増に寄与したかというご質問でございます。これにつきましては、新里議員からもありましたように市税の増ですね、市税徴収の増がございます。何よりもですね、合併効果といたしましうか、そういうのを感じます。合併算定外、つまり国が例えば何%ぐらいでこれを地方交付税を組んでほしいという指示があるんですが、そういったものに対して大体それよりも上回る形ですね、交付税がされている。ですから、地方交付税の算定外といたしますか、こういったものも大きく寄与しているものだと思います。政策的なものについては、そのほかに管理職手当ですとか、あるいはまたいろんな手当関係、あるいは補助金、負担金に対する1割カット、こういったものを原則やってきております。その他の政策的なものについては、今後効果が出てくるものだと思います。

◎経済部長（宮國泰男君）

家畜の振興についてということでございまして、雌牛の自家保留ということに関して新たな施策はないのかという件でございます。ただいま宮古島市としましては優良子牛の生産育成補助金、これを1頭当たり5,000円出しております。

（議員の声あり）

◎経済部長（宮國泰男君）

子牛の奨励。実績として3,951頭で1,900万余りの補助金を使ってございます。次に、優良繁殖雌牛の自家保留奨励事業補助金ということで実績で188頭、564万円で1頭当たり3万円の補助金を出してございます。そういうことで子牛の奨励とか、あるいは優良雌牛のですね、自家保留を今まで奨励してきたのでありますけども、宮古の生産牛30億円をなかなか超えられない。そして、なおかつ1戸1頭運動がですね、なかなか実を結んでいないというようなことがございます。そういうことで今回ですね、畜産技術者委員会の方にですね、自家保留する母牛に対してどういう条件にあれば補助金を出すのかということをごすね、今お願いをしまして、その要綱づくりというんですか、そういうのをやってございます。例えば一つには計画交配をして、それが本当にいい牛であればそれを母牛登録としてやってもらったものに関しては助成金をですね、もっと上げて出すべきだろうと。さらには、子牛共進会で、これは一類、二類が雌ですから、その部分で優秀な成績をおさめたものに関してはさらに上乘せして自家保留をせしめらう、そういうような部分もですね、含めながら検討した方がよいのではないかと。今その財源をどうするかという部分でございますけども、子牛の生産育成奨励補助金をですね、すべて母牛の自家保留の方に回して補助金をもっと拡大してですね、やった方が宮古の畜産のためにはいいのではないかとというようなこと等もございます。ちなみに、子牛の生産奨励補助金ですね、今平均で43万ぐらい多分していると思うんですけども、それに占める5,000円の割合というのは本当に1.16%と非常に低い補助金でございます。そういうのが果たしてじゃ必要なのかという部分もですね、検討しなきゃいけないということでありまして、今後どっかの時点ですね、やはり子牛の奨励補助金というのは打ち切った上で優良母牛のですね、奨励補助金に振り向けて増頭を図るべきではないのかということを経済部の中でも思っておりまして、その対応をするために今畜産技術者委員会でもどのような条件で出せばいいのかということをごすね、検討をさせているところでございます。

（議員の声あり）

◎経済部長（宮國泰男君）

計画交配に関してもですね、20%をちょっと超えるぐらいのものが全く宮古で言えばされていないというのがありまして、これもですね、どうも個人の部分が非常にまずい部分があるということで、できるだけ農協を通したですね、そういう種を使えばもっとよくできるんだらうというようなこともありまして、母牛のだから補助金を出す場合に関してもですね、その辺も考慮に入れながらやっていきたいということでございます。その指導につきましては、畜産技術者委員会の方ですね、積極的に指導していくということをお願いしております。

◎建設部長（平良富男君）

道路行政についてですが、下崎一西原線については平成14年度から事業に着手しております。ご質問の建物については、平成17年8月ごろに建設されており、事業計画後に建設された経緯があります。本路線の計画については、地元説明会も開催され、また本路線計画に伴い道路法第18条第1項の規定によって道路区域の変更の告示がされております。当該区域での一定の行為の制限がされておりますので、この建物についての移転補償については予定されておられません。今後は、撤去に向けて所有者と協議してまいりたいと思います。

それから、道路整備における基本的な件ですが、道路構造令に基づき設計されます。これにより道路の規格や基準等が決まります。これに加えて技術的なことや経済比較等が検討され、最少の経費で事業の目的が達成されるように進めております。

◎地域戦略局長（與那嶺 大君）

専任媒介についてのご質問でございました。専任媒介につきましては、今度の補正で4,000万円をお願いしております。去った15日の総務財政委員会の中で専任媒介ではなく、一般媒介の方が望ましいとの多くの意見がございましたので、予算の執行に当たりましては一般媒介の方向で執行していきたいと思っております。

それから、トゥリバー地区の売却に伴います媒介業者あるいは開発業者につきましては国内企業、外資系企業問わずですね、株式の売買状況、あるいは当該企業の経営状況、そして国内における実績等を総合的に精査しながら進めていきたいと考えてございます。

（議員の声あり）

◎市長（伊志嶺 亮君）

懲戒処分の方針は、国の懲戒処分の方針に準じて行っております。

（議員の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩します。

（休憩＝午前11時58分）

再開します。

（再開＝午後零時02分）

◎総務部長（宮川耕次君）

議員ご指摘の29条の1項関連ですね、あるいはまた30条から38条、各種義務違反とかですね、法令、規則等の遵守等がうたわれております。それからまた、もちろん全体の奉仕者というものが30条で、政治的

行為とかですね、いろいろございます。ただ、このですね、懲戒基準というのはですね、先程も申し上げましたとおり国に準じているということでもあります。そして、この件につきましてはもちろん法的に明らかに違反しておれば、これは懲戒の対象になります。ただ、義務的なそういった事務的なですね、義務違反とか、そういったものがこの基準にですね、該当しないという意味でございます。

それとですね、そういった義務違反的なものについては該当しないというのはですね、そういう懲戒に値する事例が少ないというふうに考えております。

◎新里 聰君

再質問を行います。

まず、道路についてですが、いや、もうあの法線を見て、あの建物を見てその計画が告示された後に建てられているということで、当局としてもその補償については考えていないということではありますが、僕もこれは当然のことというふうに思っております。ただ、この下崎―西原線は砂山の方から西原、狩俣に向かっての観光道路としてのそういったアクセス、重要な位置づけがされていると思うんですが、補償しない、撤去しないということは、じゃそこまで道路が来たらもうそこはそのままストップしているということでもありまして、非常にまた厄介な問題だというふうに思っております。ぜひ誠意を持ってこれの解決には万全を尽くしていただきたいというふうに要望をしておきたいと思えます。

それから、道路建設に当たってのスタンスについてお伺いしたいんですが、その構造令に基づいてやっているということではありますが、それは技術的に道路設計をしていくためには、それは当然のことではありますが、私がここで伺っているのは地元の住民に不満がないように計画の段階から地元とそれこそ市長がおっしゃる市民との協働ですよ。要するに地元で不満が出ないような形で何回も何回も説明をしながら地元の方に納得できるような形での道路をつくっていかないと今のような不満が出てくるというふうに思っておりますので、ぜひ今後の計画にそういう不満が出ないようにお願いしておきたいと思えます。

畜産関係については、子牛生産奨励補助金を自家保留牛に回すようなことも検討されているということではありますが、これについては多くの生産農家が子牛生産奨励金もまた受けておりますので、じっくりとですね、農家の意見も聞きながら対応していただきたいと。そして、その自家保留牛を計画交配したやっばり優良な牛にどんどん改良していくような、そういった手だて。自家保留牛の、部長も説明しておりますが、いわゆる計画交配をした牛とそうでないその他の牛との格差をですね、市の行政として助成事業の中で格差をつけていけば計画交配、要するに指導しているような和牛に改良されていくのではないのかなというふうに思いますが、ぜひこちら辺も検討していただきたいというふうに思えます。

時間が余らないので、その指針について申し上げたいと思えますが、いわゆる地公法の29条というのは職員がどういったことをしたら罰則、懲戒処分になりますよということがうたわれているというふうに思っております。これは、すべてこの法律、これが基準であって、この法律またはということは、この法律に違反したらいわゆる30条から38条までのものはすべて懲戒処分の対象になりますよということをやっているというふうに思えます。その法律だけでできないものを条例でやったり、規則でフォローしたりやっていくわけで、最終的にはそういった細かいことになってくると指針というものをつくってやっていると。それは、あくまでもこの法律を補完するためのものだというふうに私は認識しておりますが、もう一度国にその指針が準じているという、その先に法律を守るという、そういったことの解釈、考え方、ど

う考えてもおかしな解釈のように思いますので、その辺をもう一度お聞きしたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

◎総務部長（宮川耕次君）

指針についてお答えいたします。

指針につきましてはですね、新里議員がさきにおっしゃいましたとおり代表的な例を並べて、そしてそれに基づいてやっております。地公法29条にですね、懲戒、これは法令とか規則、そういったものを守らない場合は懲戒の分野にいわゆる属するということではありますが、その懲戒というのはいろいろあります。懲戒には減給ですとか、いわゆる停職ですとかね、そういったものがございます。それから、降格とか、免職とか、戒告、それ以外の指導的、教育的、懲戒の一種ではありますが、訓告とか、あるいは口頭注意とか、そういうものがございます。ですから、トータルにそういうことで、戒告以上はいわゆる狭い意味でいいますと懲戒に当たらないかもしらんけれども、そういった訓告とか注意処分も全部広い意味では懲戒の一つでございますので、そのように狭い意味で今は使っていますので、慎重なる審議の結果、こういう指針に基づいてやった結果、こういう形になりましたという意味でございます。

◎新里 聰君

なかなか議論のかみ合わない部分もありますが、嚴重注意も、それは訓告もそのとおりだというふうに思います。ただ、今回の事象じゃそれに該当しないと、29条には該当しないというふうな理解をしているのか。これまでじゃ当局が指針にないからやらなかったというような説明はどういうまた整合性があるのか。どうも議論がかみ合いませんけども、余り職員に不祥事を起こさせないようにみんなで島づくりに頑張るという意味でやっぱり市長の強いリーダーシップをお願いして私の一般質問を終わりたいと思います。

◎議長（友利恵一君）

これで新里聰君の一般質問は終了いたしました。

午前の会議はこれで休憩し、午後の会議は2時から再開いたします。

休憩いたします。

（休憩＝午後零時13分）

再開いたします。

（再開＝午後2時00分）

午前に引き続き一般質問を続行いたします。

順次質問の発言を許します。

◎眞榮城徳彦君

それでは、通告に従いまして一般質問を行ってまいります。

まず初めに、財政についてでありますけれども、この件に関しましてはもう初日から議員の皆さん方がやっておりますので、ただやっぱり財政についてはですね、どうしてもわかりにくい部分があるものから、私ももう一度重複する部分をご容赦願って質問をしていきたいと思っております。いよいよ今月の国会で地方財政健全化法案が通過をいたしました。いよいよ待ったなしの自治体にとっては財政の健全化計画をしっかりとしたものにして足腰の強い自治体をつくっていかねばならないと考えております。

この問題になっております健全化判断比率についてでありますけれども、地方公共団体の財政の健全化に関する法律案、この概要について質問をいたします。この健全化判断比率は、四つの項目から分けられておりまして、実質赤字比率、それから連結実質赤字比率、実質公債費比率、それから将来負担比率、これは皆さんもよくご存じですけども、もう一回これがどういうものなのかを解説を加えながら担当課に説明をしていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

まず、実質赤字比率、これは普通会計の実質赤字等の標準財政規模に対する比率であります。連結実質赤字比率、全会計の実質赤字等の標準財政規模に対する比率、3番目の実質公債比率は地方債の元利償還金等の標準財政規模に対する比率、第4の将来負担比率は公営企業、出資法人等含めた普通会計の実質的負債の標準財政規模に対する比率となっております。やっぱりここで宮古島市にとって問題になりますのはこの連結実質赤字比率、これが32.7%から市長の発表によれば25%ぐらいに削減をされるということなんですけども、これらのですね、指標と申しますか、数値と申しますか、一体これが赤字の比率の度合いがですね、どのぐらいの指標、あるいはどのぐらいの数値を示せば財政健全化団体、そしてどれ以上になれば再生団体、こういうふうになっていくのか。私たちも市民も非常にわかりにくい部分がありますので、このことをまず丁寧にわかりやすく説明をしていただきたいと思っております。

これらの健全化判断比率が政令で定めるところの早期健全化基準以上の場合には財政健全化計画を策定しなければならないというふうになっております。そのもとになる判断比率の数値をですね、さきに上げた三つでいいんですけども、これがもし数値で示せるのであればこれを示していただきたいと思っております。

次に、平成18年度決算ベース、これはまだ正式な数値は出ていないんですけども、見込みでいいですから、この宮古島市の健全化判断比率、これを18年度決算ベースで発表できればお願いしたいと思っております。

次に、公社についてお伺いいたします。宮古島市には土地開発公社と伊良部地区における公共施設管理公社、この二つがあります。合併に伴いましてこの公社は合併協定によりましてですね、新市に引き継ぐということになっておりますけれども、さきの3月議会で新市長の答弁の中で土地開発公社に関してはほとんど用済みであると。やることがないと。この組織の解体、解散を含めましてですね、検討中であると。平成18年度は検討していくというふうに答えられております。そして、伊良部地区における公共施設管理公社、これはサシバリンクスを中心としまして、後の公共施設ですね。これに振り分けられているわけなんですけども、11人の職員がいらっしゃいます。公社の職員の身分の話なんですけども、合併協定書には公社そのものは新市に引き継ぐとあるんですけども、職員の身分がどうなるかというのははっきり記されていない。つまり公社の職員は公務員であるのか、あるいは宮古島市の職員として準ずるのか、あるいは職員として考えていいのか、その辺のところをはっきりしていただかないと公社が解散、あるいはなくなった場合にですね、職員の身分が宙に浮いてしまうのではないかと。これは、確かに職員削減化計画が存在するわけですから、できるだけ職員を減らす方向に行政側も考えていると思うんですけども、それとこれとは私は次元が違う話だと思っているんです。新市で引き継ぐものは、合併協定書にうたわれることに関してはしっかりと受け継いでいく。その後でまた別の次元で考えを持っていくと。ですから、今中途半端など申しますか、宮古島市の土地開発公社の職員もそうなんですけども、この伊良部地区の特に11人の公社の職員の身分、これをこの議会の場で市長あるいは理事長である副市長にですね、はっきりと答弁を

していただきたいと思っております。

次に、選挙について伺います。さきの参議院議員補欠選挙施行されまして、残念ながら宮古地区は非常に今までに例を見ない低い投票率となりました。なぜこのようなことが起こったのか。いろいろ原因はあると思うんですけども、原因はさておくとしまして、まず数字の方から皆さんに見ていただきたいと思えます。宮古地区における参議院議員補欠選挙の全体の投票率が46.94%、要するに50%を切って全国的に見ても、あるいは沖縄県内で見ても非常に低い数値となっております。地区別に見ますと、旧平良市が48.17%、旧伊良部町が47.71%、旧城辺町が47.10%、旧下地町が34.40%、旧上野村が43.94%、いずれも軒並み50%を切って非常にこれまでにないような低い投票率となっております。議会制民主主義を基盤とするこの状況においては、この選挙の重要性改めて問い直さなければならない。政治問題であると同時に、これは大きな社会問題でもあると私は認識をしておりますので、あえて取り上げさせてもらいましたが、前々から特に砂川明寛議員、ほかの皆さんから期日前投票所の設置についてですね、これまでどおり今まで合併前と同じように城辺地区、上野地区、下地地区で期日前投票所の設置をお願いしたいという意見がございました。市長は、それに対して前向きに検討すると答弁をしておりますけれども、これがまだはっきりとどうなるというふうな答えをいただいております。

それで、期日前投票のことにちょっと触れますけども、期日前投票の全体に対する投票率がですね、13.29%です。旧平良市が14.89%、旧伊良部町が8.46%、旧城辺町が8.79%、旧下地町が6.49%、旧上野村が13.71%。今まで非常に投票率の高かった特に郡区が軒並みこのような低投票率を示しているのはどこに原因があるのか。選挙に対する関心がなくなってしまったのか、それとも期日前投票所の設置場所が当該地域にないので、そういうふうになってしまったのか、あるいは投票当日に行われましたトライアスロンというような影響を分析する人もいますけども、私は全体的にむしろそうであれば、トライアスロンの当日であれば関心をお持ちの有権者は必ず期日前投票に行っていたと、私はそう思うのが自然じゃないかと思うんですね。ですから、期日前投票所の設置がなぜできないのか。これは、恐らく財政的な面が大きいと思うんですけども、国政選挙において旧城辺、上野、下地地区に期日前投票所を設置するとすればこの予算措置はどのくらいかかるのか。当然国政選挙ですから国からの補助金あるいは負担金などが出ると思うんですけども、それを除いて我が宮古島市が負担をしなければならない費用は幾らか、その辺をお聞きしたいと思います。

これがどうしても、例えば今度の参議院選挙を例にとりますと、5日に告示をして22日に投票ということになって十五、六日間の間があるわけなんですけども、それは長過ぎると。職員の配置、あるいはいろんな経費がかかる。だとすると、それを経費面から考慮しまして期日前投票期間を短縮することはできないのか。例えば1週間、旧上野、城辺、下地地区においては1週間にすることはできないのか、そういうことは法令上可能かどうか、それをお聞きしたいと思います。

そして、この低い投票率、これを選挙管理委員会、それから市長はどのように分析をして考え、そしてこれからどのような対応をしていくおつもりなのか、その辺をお聞きしたいと思います。

続きまして、事業の見直しと今後の見直しについてであります。健康ふれあいランド事業を最初に持ってきましたのは、わけがありまして、旧平良市時代からの継続事業でありますけれども、これまでの特にハード面で使われたお金、総事業費が20億を超えております。行ってみればわかるんですけども、ほとん

ど公園事業です。最初のむらづくり課を中心とした健康ふれあいランドのコンセプトはですね、体験滞在型交流施設を中心としまして、西会津町を初めとしたそういった本土の農村あるいは地域の方々と交流を持ちながら安い費用で宮古島に来てもらおうと。年金の範囲内で旅行ができる、そういったものをうたい文句にしてこの計画を立てたと。しかし、それでは何十億もかけた事業にしてはですね、余りにもスケールが小さ過ぎる。スケールメリットがないということで旧平良市時代からこのことに関してはですね、何回か質問させていただきました。そして、私が一番強くお願いをしてきましたのは採算事業であると、これは。観光面での採算事業であると。当然狩俣の住民の皆様方と一緒にこの地域がこの施設によって大きく伸びていく、あるいは地域の形を変えていく、それはグリーンツーリズムあるいはブルーツーリズムでもいいんですけども、エコツーリズムを中心にした考え方をその地域に定着をさせて、そして大きな観光施設、交流施設としてやっていくと。絶対にこれは、そのコンセプトは私は譲れない、今でも。そう思っております。ですから、あえてお聞きするんですけども、この事業が今とんざしようとしております。ハード面が終わればソフト面は全く何も具体的なものは見えてこない。狩俣の皆さんからも今要望書が出ておりますけども、今議会にですね。この事業を継続をして狩俣の自治会とともに一緒にいい事業にしていきたいと考えているので、事業の確実な継続をお願いしますという要望書です。当然です。今まで何回、何十回当局は狩俣の住民の皆さんと話し合いを持ってこられましたし、そしてエコツーリズム、ブルーツーリズム、グリーンツーリズム、このモニターを要請もしてきて一体となって事業に取り組んできたはずであります。午前中の池間健榮議員の鋭い指摘によって私もこの事業は本当に宮古のために、そして旧平良市の、そしてこれからは宮古島市のためにアグリ産業として、本当にアグリビジネスとしてですね、やっていける事業かどうか私も疑いました。NPO法人の利益供与のためにもしこれがなされた事業だとすれば、そう考えたくはないんですけども、私は本当に許しがたいと、そういう気持ちでいっぱいあります。ですから、担当部、担当課にはですね、この事業が絶対にとんざをしないように、途中でただの公園事業であったと言わせないためにも我々市民が、そして議会がこの事業に関しては監視をしていく必要がこれからもあるというふうに認識をしておりますので、これからの特にソフト面での事業展開、それから事業メニューなどをですね、ぜひ教えていただきたいと思います。

今後の事業計画もしあるとするならばですね、この予算措置は幾らぐらいを考えているのか。もちろん内容、事業メニューですね、そして運営、維持管理などはどのように考えているのか、これも説明していただきたいと思います。

それから、仮にこの事業がストップをして、ハードの事業の面だけでストップをして今の状態で続くとしますと単なる公園にしかありませんので、当然公園としての維持管理費はまた別途捻出しなければならぬ。今の規模で維持管理費をとするならば幾らぐらいのお金が必要となってくるのか、その辺も説明をしていただきたいと思います。

次に、区画整理事業、まず根間地区なんですけども、これも残念ながら街なか再生事業として始めたこの事業がですね、進めば進むほど一体何のための事業だったのか、市民にとって何の利益があったのか、ましてや街なか商店街にとってこの事業がどういう意味を持つのか全くわかりません。関係課の皆さんにお聞きしますと、これから2年後に、平成20年ですか、からまたスタートして、新たにスタート、物件補償終わっていますから、大体。平成20年度から始まるわけなんですけども、問題はですね、平成22年度に

今まで五、六千万だった事業費が3億7,900万に増えます。この中身は何かといいますと、集客交流施設をつくると、箱物をつくると、3億6,000万かけてつくるといふことらしいんですけども、じゃあえてお聞きしますけども、この公園の中に集客交流施設をつくる、だれのために、そしてだれと一緒につくくるのか、この中身は何なのか、このことが事業計画として全く示されていないんです。これの補助率がですね、10分の4です、国が。国庫補助10分の4の事業です。平成23年度以降も続くとして平成23年度までに5億円余りこの事業に投入する。そのうちの3億円以上は宮古島市が支出をするわけです。こんな事業に、今この財政逼迫、そして再生団体云々としている時期にですね、このような意味もない事業を展開してもいいのでありましようか。ぜひこのことに対してのご説明をお願いします。

次に、竹原地区、これも区画整理事業なんですけども、三つ事業名がありまして、同じ竹原地区の事業のメニューの中にですね、土地区画整理事業補助、これが国庫補助が10分の9なんです。なぜそういうことになるかという、これは荷川取線道路改築工事がほとんどなんです。これはこれでいいんです。平成23年まで続いて総事業費合計が10億1,000万円。ところが、その次に来る都市再生区画整理事業費、これがですね、補助率3分の1なんです。3分の1の補助率で23年までの事業費が24億3,000万円。16億余りの支出です、宮古島市。次に、特定地方道路Bというのがありまして、その他の財源で4億6,700万ありますけども、これは国からの借入金による事業です。この事業のですね、内容をもう少し詳しく担当者に説明をお願いしたいと思います。

それから、新ごみ処理場の建設問題なんですけども、これに関しましては議会も、そして当局も市民もかたずをのんで見守るといふか、非常に心配をしている事業であります。このごみ処理場の建設、新聞報道などでも皆さんもご存じのように決定をしたと、決めたといふようなことが載っております。しかし、私が心配なのは地域住民の皆様、当然反対している皆さんもいるわけですから、その方々とどのようにして合意形成を図った上で事業として着工していくのか、この辺がまだ不透明な部分が多々残っております。我々市民として一番このごみ問題、特に焼却炉問題は老朽化著しいものですから、これがもしパンクした場合、どなたか議員がこの前聞いておりましたけれども、いつパンクしてもおかしくない状態だと。そうなったときに一体我々宮古島市のごみはどこに持っていけばいいのか、どういふふう処理すればいいのか、このことが非常に懸念されるわけです。今住民の皆さんと合意形成ができてめでたく着工したとしてもあと五、六年かかります。そして、52億といふお金をささなくちゃいけない。当然それは合併特例債を活用してやるわけですから、負担比率は3割ぐらいかもしれないですけども、このお金のことも考えながら事業を進めないといけない。この今の答申をしました検討委員会ですが、どの程度手ごたえと申しますか、住民の皆さんとの合意形成を図れると今の時点でそう思っているかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

葬祭場に関しては、今までの質問の答弁を聞いてから後で再質問をしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

◎市長（伊志嶺 亮君）

眞榮城議員にお答えします。

新ごみ処理の建設でございます。これまでの建設候補地については、周辺住民への説明会や先進地の視察等で協力依頼をしてまいりました。そして、添道自治会からは3月28日の臨時総会で条件つきで賛成い

いただきました。保里地区については、3回の説明会と周辺世帯を戸別訪問して協力依頼してまいりました。最近荷川取自治会の総会でも賛同の意向が伝えられました。もし現ごみ処理施設が稼働しなくなった場合には、議員ご指摘のように各家庭でごみを保管するか、ごみ焼却場に野積みしておくかであります。莫大な費用を負担して島外に運搬して処理するか、そして不法投棄の増加なども考えられます。そういう事態にならないためにも早急に新しい施設を建設しなければならないと考えております。ごみ処理施設は、全市民が利用する施設であり、私たちの生活になくてはならない施設であります。この施設が使用不能になれば市民生活にパニックが起きるということは議員もおっしゃっております。何としてもこのような状態を避けていかなければなりません。ですから、反対住民に対しては今後も説明と協力依頼を続けながら早期建設に向けた準備を進めるべきだと私は考えております。今後は、検討委員会で早急に用地の決定をいたしまして、環境影響調査を発注できるように準備を進めたいと思いますので、議会の皆様方のご協力もよろしくお願い申し上げます。

◎副市長（下地 学君）

土地開発公社と公共施設管理公社についてのご質問なのですが、まず土地開発公社について開発公社が所有している土地の買い取り時期といつかという質問なのですが、土地開発公社の方から5年間の償還計画案が提出されておりますので、この償還計画をもとにしてより具体的に調整し、財政の状況等も勘案しながら早急に買い取りできるように努力してまいりたいと考えております。ちなみに、5年間の償還案だと元利合計で年間8,864万3,383円の償還が必要になります。

それから、解散時期についてなのですが、現在開発公社が抱えている債務を償還しないことには解散はできませんので、市と公社の間で十分に協議をし、債務償還が終わり次第解散したいと考えております。

次は、職員の引き取り時期はということなのですが、土地開発公社の職員を宮古島市に引き取り、採用する時期はいつですかということですが、公社の方から平成19年に市の職員として引き取り、採用するよう6月11日付で市長に要請書を提出しております。市といたしましては、定員適正計画を踏まえ検討してまいりたいと考えております。

次は、宮古島市公共施設管理公社の今後の方向性と職員の身分についてということなのですが、公共施設管理公社の問題については行政改革推進委員会でも将来解散する方向で話が進められておりますので、さらには市民委員会の意見等も踏まえて検討してまいりたいと考えております。

職員の身分については、管理公社の今後のあり方について、いわゆる存続か解散か、これも含めて市の責任において同時に検討してまいりたいと考えております。

◎総務部長（宮川耕次君）

眞榮城議員の財政の健全化判断比率についてのご質問にお答えいたします。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率、それから実質公債比率ということで議員みずからの説明がありました。ここではですね、ちょっとその実情といいたしめようか、そういったのに触れながら説明したいと思います。実質赤字比率といえますのは従来もあった再建団体のことで、普通会計における赤字比率が20%を超えるとこれは再建団体ということでございます。これは、新しい法律になっても生きるということですので。次に、連結実質赤字比率の件ですが、これは全会計の実質赤字等が標準財政規模に対する比率が問題となっております。これは、今再生団体の基準が幾らか、9月ごろまでに政令で決めるということであり

ます。ただ、見込みとしましては25%あたりが想定できるのではないかと見ております。それから、早期健全化団体はじゃ何%ぐらいかといいますと、やはり厳しく見積りまして10%内外を想定をしております。それから、実質公債費比率なんです、これは起債に関する制限に関する比率でございます。これは、実際現在でもこの比率は公表されているところですが、これも法律の重要な比率になっております。

そして、18年度宮古島市の指数といたしましうか、見込み指数についてですが、実質赤字比率につきましては黒字予定ですので、該当いたしません。連結実質赤字比率につきましては、マイナス25.4%見込んでおります。それから、実質公債比率につきましては14.3で、これにつきましては一応18%を超えると早期健全化団体、25%を超えると再生団体になるものと見込まれております。

◎経済部長（宮國泰男君）

眞榮城議員の健康ふれあいランドのご質問にお答えをいたします。

まず、健康ふれあいランドの設置の目的というのは過疎化が進む農村地域に活力を与えて産業の活性化を図るといふことの目的でやっております。これまでハード事業として公園整備を進めていまして、平成20年度でハード事業については完了をする予定というふうになってございます。そういう中でその中で計画の中ではアグリ事業としては農業体験であるとか、ハウスの導入して、そこで生産をしていただくとか、そういう幾つかの事業も組まれてございます。その中で一番の問題は、その宿泊施設をどうするのだということになろうかと思ひます。現在狩俣の出身者の皆さんで狩俣リゾート株式会社というのが立ち上がりまして、地域の方々といろんなお話し合いがなされておひまして、その中でホテルをつくったりとかですね、そういうのが計画されておひます。ですが、この計画書によればですね、室単価が非常に高い、1万円を超える室単価というふうな形になってございまして、やはり交流先の皆さんが安い、低額な料金でもって泊まれるような施設の部分が計画されてございませぬ。そういうことで狩俣リゾートさんの方にも何とかその低額の部分もつくってくれないかという要望をただいま申し上げているところでございませぬ。私どもとしましてはいろいろな今事業を探してございませぬけども、当初の事業導入は沖縄体験滞在交流促進事業というものを使うということをやったございませぬけども、なかなか採択されていぬという状況にございませぬ。そういうことで私どもとしましてはですね、姉妹都市が多く抱えてございませぬので、そういうところに全体でもってですね、宮古でそういう交流施設をつくっていけないか、その辺の事業提案をですね、したいというふうにならうかというところでございませぬ。事業は、当然そういう目的でつくられたわけですから、この事業を今後とも推進していくということには変わりはございませぬ。

ちなみに、維持管理は幾らぐらいになるかということにございませぬけども、以前にも1度ご答弁したようなことがございませぬけども、約600万というふうにならうかと思ひます。これは、月10回程度6名の方で清掃すると、そういう人件費的な費用が430万強ということにならうかと思ひます。あとは電気料であるとか水道料、こういうものあたりになります。この公園の周辺にですね、民間のあるいは施設が張りつく、市の施設が張りつくようなことがあればですね、そういうふうにならうかと思ひます。その中には管理費の一部をやはりそういう方々にも負担していただくということは必要だらうというふうに思ひます。そういうことで今後ともですね、ただいま狩俣リゾート株式会社さんが非常に熱意を持って準備をしている状況にございませぬので、その方とお話し合いをしながらこのふれあいランドが生かせるようにですね、頑張っていきたいと、そのように思ひます。

◎建設部長（平良富男君）

根間地区整理事業の件ですけど、まず根間の区画間整理事業で集客交流拠点としての土地の利用が了解されて計画が進められております。平良市時代の中心市街地活性化基本計画に基づき区画整理事業が進められてきて、基本計画の一番の目玉である集客交流拠点ですので、すぐにやめるとということが困難でございます。今はですね、施設整備後の維持管理費が今後の財政負担にならないようにですね、今検討をしているところでございます。

集客交流拠点がどういう施設であるかということですけど、平成16年の12月から、それから17年までの2回ですね、ワークショップを行っております。そのメンバーですけど、西里通り会、市場通り会、下里通り会、下里東通り会、根間地区まちづくり協議会、それから下里、西里地区在住者、沖縄宮古会議所、建築士会、総務部企画室、財政課、経済部観光商工課、経済部むらづくり課、3班に分けてですね、ワークショップをつくって、どういう施設内容がいいかということで案を出してあります。一つはですね、1階にまず障害者施設を入れる。それから、観光案内所、それから多目的広場、研修室、公衆トイレ、管理事務所となっています。そして、2階が多目的ホール、会議室というふうになっています。今この障害者施設の具体化が探せませんので、その検討をしているところでございます。

◎選挙管理委員会事務局長（垣花 直君）

まず、期日前投票所の期間の短縮、変更は可能かどうかということでございます。これにつきましてはですね、公職選挙法第39条及び40条により可能でございます。ただし、これは二つ目の期日前投票所についてのみでございます。

それから、議員ご提案のようにですね、例えば期日前投票所を後半の1週間設置いたしますと、3カ所でそのシステム費用も含めてですね、284万円の経費がかかります。国政選挙の場合ですとね、交付金が約100万円ありますので、宮古島市の負担は184万円となります。

それから、投票率の低下、済みません。この184万円とですね、これまで2カ所で行っていた経費151万円を合計いたしますと335万円ということで、ちょっとこの数字はですね、今の宮古島市の財政状況からは厳しいんじゃないかと思えます。

それから、投票率の低下についてでございますが、去った参議院補欠選挙では若い世代の投票率の低下が目立っていました。選挙は、市民に与えられた数少ない意思表示のチャンスと言われております。そういうこともありましてですね、昨年5月に結成された宮古島市明るい選挙推進協議会の充実を図り、さらなる投票率のアップを目指してこれまで以上に啓蒙活動に力を入れていきたいと思っております。

◎都市計画課長（長崎富夫君）

眞栄城議員の竹原地区区画整理事業関連についてお答えいたします。

竹原地区内の荷川取線は、幹線道路通常費の9割補助適用を事業といたしまして整備いたします。この道路は、将来的に荷川取の港湾道路につなぐ予定でありまして、幹線道路としての整備効果が市内一円に及ぶために早期の整備が必要と考えております。

そのほかの財源につきましてご説明申し上げます。まず、都市再生区画整理事業補助、これは3分の1補助であります。これは、平成11年に創設されました比較的新しい補助制度であります。この補助は、一般地区と重点地区に分かれまして、竹原地区は一般地区となります。採択要件がD I D内、またはそれに

隣接する既成市街地である必要があります。

次に、地方特定道路事業Bにつきましてご説明いたします。これは、国の補助ではなくて、国の地方支援措置ということでもあります。国土交通省と総務省の協調によりまして、補助事業と単独事業を組み合わせ実施します。これは、地方財政支援措置がありまして、起債及び交付措置がなされるということでもあります。起債は90%まで可能でありまして、後年度に30%の交付税措置がなされるという事業であります。

その他の収入といたしましては、基本事業費補助、それから都市再生補助、特定Bのほかに保留地処分金、公共施設管理者負担金、市単独費、その他利子をもってその財源を確保しまして整備する事業であります。申しましたように区画整理事業は幹線道路だけを整備する事業ではなく、区画地区内の道路等整備することによりまして良好な住環境を有する健全な市街地を形成することが目的であります。確かに本市の逼迫する財政事情の中で補助率の低い事業もありますが、私ども都市計画課といたしましては高率の補助で整備できる可能性のある地区に関しましては今関係機関と協議中であります。まちづくりに当たってはその地区計画を作成いたしまして、地権者及び区画整理審議委員会に諮りまして、事業の執行をしていきたいと考えております。もちろん事業の執行に当たっては財政課及び議会の皆さんともよくご相談し、進めていきたいと思っております。

◎眞榮城徳彦君

再質問をいたします。

通告してありますので、インターハイに触れたいんですけども、3月議会でも私は聞いたんですけども、平成22年度にインターハイが沖縄県全域で行われて、バレーボール男子が宮古地区で行われることになっております。全国大会ですから非常に全国的な注目度も高くですね、絶対に自治体の威信にかけても失敗するわけにはいかない非常に重要なイベントであります。私がこれを楽しみにしておりますのは、幸いなことに我が宮古地区は佐良浜中学あるいは伊良部高校という非常に県内でも素晴らしい学校がありまして、特に伊良部高校がこのインターハイに地元の沖縄県代表として出場権を得ることができたら、これは大きな宮古島全部の喜びであると言っても過言ではないと思っております。ですから、このインターハイをきっかけにしまして、昔からバレーボール熱が盛んなこの宮古島でですね、ぜひとも伊良部高校あるいは宮古高校、どこでもいいんですけども、地元の高校が沖縄県代表として出場してもらいたい、それを目標にですね、ぜひ今の子供たち、特に中学生には頑張っていたきたいと思っております。

それで、新聞報道で知りましたが、準備室ができたということでもありますけれども、この準備室設置のですね、規模はどの程度で、今どういうことを目標にやろうとしているのか、その中身をちょっとお聞かせください。スタッフは何名でやっているのかも聞かせてください。

それから、この準備室なんですけども、せっかくなんですから、非常に機能的なといいますか、機動力のあるすぐれた人材を、スタッフを集めた対策室でなければ意味がない。ですから、各課横断的に宮古島市あるいは民間の協力も得ましてですね、強力なスタッフでぜひ素晴らしい対策室をつくってもらいたい。そのための人材をいろんなところから参加してもらって、参集してもらってですね、しっかりとした体制でこれに取り組んでいただきたいと思っておりますので、その辺の展望などもお聞かせください。

それから、先程触れましたけども、例えば佐良浜中学校、あるいはほかの中学校でもいいんですけども、もう中学時代から、中学校から指定強化校はできないのか。つまり3年後ですから、今の中学生がちょう

どそのインターハイの時期の選手として参加するわけですから、今の中学生の強化に取り組むことは市としてはできないのか。体育協会、バレーボール協会と連携をとってもいいんですけども、そういうことができないのかお聞かせください。

それから、公社についてなんですけども、土地開発公社、今宮古島市土地開発公社が持っている土地が2カ所ありますね。塩漬けになっている例の体育館の隣の駐車場に使われている土地と、それから下崎埋立地の土地、この2カ所があると思うんですけども、これのですね、早期売却を私は望んでいるんですけど、この見通しはどうかお聞かせください。たしか総額で、購入金額が載っていますけども、これでいいんですかね。例えば体育館そばの土地は2億8,455万4,000円、それから下崎の埋立地が1億1,189万6,400円、合計で3億9,645万になっております。この土地の処分が早急にできるのかどうか。そして、この塩漬け土地は特に利子の補給を、補てんを、利子の補償をですね、宮古島市がずっとやっているわけですから、総額もう利子の補償してから大変な金額になると思うんですよ。ですから、その辺のところなんかも含めてお聞かせをください。

葬祭場の件なんですけども、ごみ処理場建設がこれだけ非常に難儀をしている状況においてはですね、葬祭場建設もこれに輪をかけてますます建設が困難だろうと。事業費だけでなくですね、どこに行っても迷惑施設と言われてですね、葬祭場建設がなかなか思うようにはかどらない。旧広域圏事務組合の時代から議会でも何度も取り上げられて用地決定をしたんですけども、住民反対に遭ってこれがとんざしました。こういう堂々めぐりがですね、いつまでも続く可能性がある。じゃ、今のもうあすにでもパンクするかもしれないという老朽化したこの民間施設、火葬場ですね、これがパンクしたらどうするかということになりますと、当然これは今稼働している伊良部の方の火葬場に持って行って処理してもらわなければならない。フェリーで往復するということになると思うんですね。それは、私はもう仕方がないことだと思っております。ですから、とりあえずごみ焼却施設を何とか早目に日の目を見させていただいて、そしてその後でまたみんなで知恵を出し合って葬祭場のことは考えればいいと、このような当局の体制ではですね、一度にこういった大きな事業が二つも同時にできるわけがありませんので、一つ一つ丁寧にしっかりと地に足をつけて事業展開をしていった方が私はいいかなと思っております。

以上、私の一般質問は終わります。

◎生涯学習部長（二木 哲君）

インターハイにかかわる部分で二つ、三つほどのご質問がございました。まず、組織ですけども、この4月1日にですね、全国高校総体推進室という部署が設けてあります。職員は、19年度は2人でございます。2人体制で今準備業務に取り組んでおります。19年度の主な業務内容といたしまして、中学生を対象にしたバレーボール教室の開催、審判講習会の開催、高校総体に向けての4者、この4者というのは高体連、中体連、バレーボール協会、それと高校総体推進室、この4者でございます。の連絡会議の開催、それと競技会場、練習会場の視察受け入れ、そして7月に予定されています佐賀県での高校総体の視察です。それらを今準備しているところでございます。

それと、横断的な人材活用によるプロジェクトチームの結成についてでありますけども、平成20年度において高校総体に向けた実行委員会が設立されます。県高校総体バレーボール競技大会等がまたこの20年度に宮古島市で開催されますので、高校総体推進室の職員を増員しながらですね、受け入れ態勢を強化し

てまいりたいと思っております。

それと、強化指定校の件でございますけども、3月の議会でもちょっと申したかと思うんですが、今年の11月の県高体連新人バレーボール大会の成績によりまして、県バレーボール協会と県高体連バレーボール専門部で協議してその指定校を推薦し、県の教育委員会が決定するという段取りになっているというところでございます。ただし、強化校に指定されましても平成22年度のインターハイの県予選でですね、そこで準優勝以上の成績をおさめないと本大会には参加できないということになっております。

◎副市長（下地 学君）

まず、土地開発公社が所有している用地は2カ所あります。一つは陸上競技場西側の駐車場と、あと1件は下崎埋立地内の環境整備用地施設なんです。議員ご指摘のとおり、まず駐車場は平成3年7月に2億8,455万4,000円で購入しております。さらに、下崎埋立地については平成7年、1億1,889万6,400円で購入しております。これらの債務を抱えているけど、1年間に約700万の利息を今支払っているところであります。そういう状況の中です、早目にこれを市が買い取らなきゃならないという状況なんです、財政状況が大変厳しい状況になってですね、どうしても財政状況の好転を見てしか買い取りの時期は判断できないと思います。

（「議長、休憩をお願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後2時57分）

再開いたします。

（再開＝午後2時57分）

◎副市長（下地 学君）

土地開発公社の職員については、平成19年度をめぐりに市の職員として採用するというふうな要請書が出ていますので、それを踏まえて平成19年、20年度をめぐりにして職員を引き取りたいと考えております。

それから、公社そのものの存続については先程申し上げたとおり債務がありますので、その償還をしないといけないので、公社は土地開発公社そのまま存続して、業務は市の職員で兼務させる予定であります。

（「済みません。もう一度休憩をお願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後2時59分）

再開いたします。

（再開＝午後2時59分）

◎副市長（下地 学君）

公共施設管理公社の件については、まだ庁舎内でもですね、解散の時期とか、そういうのは将来は解散する方向に持っていかなきゃならないんじゃないかというふうに市民委員会からも意見等が出ております。この問題についてはですね、今庁内でもこの公社を存続させた場合には宮古島市全域をやはり業務として分担させるべきか、それとも市そのものが直営させるかというふうな議論等もありますので、その辺

が今後存続か解散か含めて検討してまいりたいと考えております。

◎議長（友利恵一君）

眞榮城徳彦君の一般質問は、これで終了いたしました。

◎富永元順君

それでは、通告に従いまして6月定例会における一般質問を行ってまいりますので、市長並びに当局の誠意あるご答弁をよろしくお願いいたします。

まず、市長の政治姿勢について何点かお聞きしたいと思います。1点目に、市有地の処分のあり方と地域審議会の役割についてお伺いしたいと思います。現在どこに行っても話題となっております保良地域の市有地の売却についてでありますけれども、これまで当局は市有地の売買価格については不動産鑑定の評価に基づいて売却したことの一点張りで説明してきておりますけれども、今後のスムーズな開発を進めていくためにも売買契約を見直して地域審議会や地元住民との十分な意見の交換をした上で開発に関する協定書を作成して事業の遂行を検討すべきであると思っておりますけれども、市長の見解をお伺いしたいと思います。

また、私個人の意見としてもこの景勝地はですね、売却しないで賃貸の方法で開発をすべきだと思えます。それが地域審議会の意見にも沿った考え方であると思えます。そして、そこで地域審議会の意見も反映されないようであればせっかくつくった地域審議会の役割は何なのか、このことについてもご説明を願いたいと思えます。

2点目に、トゥリバー地区の売却についてお伺いしたいと思います。ホテル用地として3万坪、コンドミニアム用地として1万坪、合わせて4万坪を約40億円の売却に取り組んできておりますけれども、今日の地域戦略局の局長の答弁では媒介手数料4,000万円を計上しておりますけれども、この媒介方法をこれまでの専任媒介でやってきたこれを一般媒介としてその売却に当たっていききたいということでもありますけれども、確かに何名かの地元の業者からの要望もありますけれども、もし地元の業者もそういった媒介業務に参入した場合にこれに対して当局はどのような対応していくのか、何らかの条件があるのか、それについての説明を願いたいと思えます。

3点目に、土地開発公社の運営についてでありますけれども、これは先程眞榮城徳彦議員がいろいろ聞いておりますので、割愛させていただきたいと思えます。

4点目に、県立宮古病院の新築移転と脳外科医の配置についてお伺いしたいと思います。新聞報道によりますと、県立宮古病院の新築移転に向けた宮古病院整備基本構想検討委員会が先月の31日県庁内に設置されて、委員会は9人で構成され、宮古島市からは宮古病院の安谷屋正明院長や下地学副市長の2人が選任され、新たな病院運営の基本方針や役割、機能、運営体制、立地条件整備などの基本構想を宮古地区医師会など地元関係者から意見聴取を踏まえて今年の9月中旬までに策定していくということでもありますけれども、肝心の用地の確保のめどはどうなっているのか。また、現在不在となっております県立病院の脳外科医の確保はどうなっているのか市長にお伺いしたいと思います。

5点目に、コールセンターの誘致計画についてお伺いしたいと思います。これも先日の仲間明典議員や與那嶺誓雄議員が質問しておりますけれども、合併後初めての合併特例債を活用する事業で、総事業費が3億7,600万円、その内訳として国の補助が3億円、残りの7,600万円は市の負担、実際の市の負担という

のは利息を含めて8,300万円で、合併特例債活用で約5,800万円が交付税措置となり、残り2,500万円が一般財源からの持ち出しとなると試算されております。そして、300名から400名の雇用が見込まれておりますけれども、それが実現すれば6億7,000万円の経済効果が見込まれるこの事業は宮古島市にとっては本当に大いに歓迎すべきだと思っております。しかし、與那嶺誓雄議員の指摘というんですかね、意見にもありますようにこういったオペレーターの仕事の定着率や賃金などの労働条件の整備に対して懸念の声がありますけれども、当局はそれについてはどのような対応というか、支援策を考えているのかお聞きしたいと思えます。

6点目に、下地島空港及び残地の利活用についてお伺いしたいと思います。今月8日、下地学副市長を会長として下地島空港等利活用検討委員会が発足して、民間企業の企画も取り入れながら宮古島市として計画策定に向けて多くの学識経験者を交えて宮古島の一大プロジェクトがスタートすることですけれども、ぜひともこのプロジェクトを成功させていただきたいと思っております。そこで、特に下地島空港の平和利用についてはこれまで私も一般質問で取り上げてきておりますけれども、特に下地島地域に国連及び国際機関の誘致及び観光地としても、そしてまたスポーツ、特にモータースポーツの拠点としてF1サーキット場の建設を提案してきておりますけれども、当局のやはり具体的な計画をぜひ早目にですね、示していただきたいと思えます。どのような計画案を持っているのかお聞きしたいと思えます。

7点目に、新ごみ処理施設についてお伺いしたいと思います。これについてもたくさんの議員が質問しておりますけれども、市長はこれまで答弁で建設としては現在の施設の西側の土地に建設していくことをたびたび明言しております。そのことについて市長の決意は変わりはないのかどうか。また、答弁の中で添道地区の住民からは条件付きの同意も出ていると。また、先程荷川取自治会からの同意も得ているということでもありますけれども、添道地区の住民からのどのような条件が提示されているのか、もしあれば説明をお願いしたいと思います。

そして、やはり待ったなしのごみ処理施設でありますけれども、早急に用地の選定を決めていただいでやってもらいたいと思えますけれども、この用地選定、やはりある程度期限をつけていかなければこの事業の推進ができないと思えますので、今後どのようなスケジュールで進めていくのかについてもご説明をお願いしたいと思います。

9点目に、健康ふれあいランド構想についてであります。これについても先程眞榮城徳彦議員がただの公園事業になってもらいたくないということでもありますけれども、先程経済部長の答弁の中で狩俣リゾート株式会社が宿泊施設を検討しているということでもありますけれども、初めてその狩俣リゾート株式会社の名前を聞くんですけれども、この会社は地域の皆さんとのそういったちゃんとした話し合いの上でその地域での開発を進めていこうとしているのか、そのことについてもお聞きしたいと思います。

そして、以前にも私もこの健康ふれあいランド構想の中でソフト事業としてできれば宮古島の薬草、特にウコンを中心とした薬草工場の建設をぜひ誘致をとということで取り上げてまいりましたけれども、その点についても当局はどのように考えているのかご説明をお願いしたいと思います。

次に、保育行政についてお伺いしたいと思います。1点目に、市立保育所運営の実情及び統廃合と民営化についてであります。旧平良市時代においても財政再建健全化計画の中で市立保育所の民営化を進めていくと示しておきながら、旧平良市時代を含めて合併後これまで何の民営化に向けての具体的な取り組み

が全く見られないのはなぜなのか。そして、何が原因となってそうなっているのかも含めて現在12カ所ある市立保育所の運営状況と統廃合の計画と民営化の計画を示していただきたいと思います。

2点目に、認可保育園の運営状況と課題についてでありますけれども、先日法人保育園の数名の園長さんの話を聞く機会がありました。その中で保育事業にもっと民間活力を活用していけば大いに市の財政負担軽減にも力になれることを力説しておりました。それとあわせて、行政当局に幾つかの要望も話しておりました。その中で法人保育所は国、県も含めて市からの措置費で運営のすべてをやっけていかなければならないので、まずはその法人保育所をですね、優先的にこの定員を満たすことをやってもらいたいということでありました。なおかつ、国の少子化対策の一環として国が助成しております次世代育成事業、これは定員の弾力化を図ることによって法人保育所の経営の安定、そして安心、安全で子供が夢が持てる保育事業ができるので、当局としても積極的な支援をお願いしたいということでありました。この点についてのご説明もお願いしたいと思います。

それから、いつからそうなったのかわからないとのことでありましたけれども、現在は保育所、保育園に入園する場合ですね、月の途中からの入園ができないそうであります。月半ばの15日までの入園申請は翌月の1日から、そして16日を過ぎる申請は翌々月の入園となっていて、求職活動中の母親が仕事が決まっても、いざ仕事につこうと思っても一月待ち、場合によっては二月待ちで困っている親がいるとのことでありまして、法人保育園は保育を必要としている子供を入園させたいと思っても当局が規則のためこういった入園の状況になっているということでありまして。どこにそのような規則がね、あるのかについて示していただきたいと思います。

ちなみに、宮古島市の例規集を調べてみましたけれども、途中入所の規定についての条文は全く見当たりません。何をもちて当局はですね、入所をこのように途中入所というか、入園をしてきていないのか、それについての説明をお願いしたいと思います。

3点目に、無認可保育園の運営状況と課題についてお伺いしたいと思います。これまで宮古島市は園児の健康診断料やおやつ代の支給等助成事業を行ってきておりますけれども、ほかにもあると思いますけれども、今年度の無認可保育園への助成事業はどうなっているのか説明をお願いしたいと思います。

6年前に公立保育所の民営化を決断して実行しました那覇市においては、民営化の導入によって経費の節減、それによって生じた財源でもって認可外保育園に入所している全児童に対して健康診断、尿寄生虫検査、賠償責任保険料の負担を補助しており、平成14年度からは歯科検診への助成を実行しておると聞いております。宮古島市においてもですね、これまでの助成事業に加えて子供たちの歯科検診への助成ができないかどうかお伺いしたいと思います。

次に、福祉行政についてお伺いしたいと思います。1点目に、インフルエンザ予防接種についてであります。今年は、全国的にはしかが流行しております、学校閉鎖まで至った小学校というか、中学校だけじゃなくて、大学も幾つか出るなど、そしてまた今なお新聞紙上では流行していると。そして、ワクチン製造も間に合わない状況にあるというのが報道されております。しかし、当地宮古島はそのはしかの予防接種率が全国を上回っているおかげで現在のところ先月23日に1人確認されたのみで、それも回復に向かっており、感染拡大も見られないとのことでありまして、予断を許さないことから今月5日には宮古島市予防接種率向上対策会議が関係機関の協力のもと発足して初会合が持たれております。

ここでインフルエンザの予防接種のことに戻りますけれども、先日の新聞報道で宮古医師会、中村貢会長からこのインフルエンザ予防接種の公費負担をすべきであるとの要請がですね、宮古島市へされております。私もこれには大変賛成でありますし、宮古島の小中学校の生徒数が現在小学生が3,729人、中学生が2,058人で合計5,787人となっております。そこで、幼稚園児も含めて小中学生全員に予防接種した場合ですね、小学生のワクチン料金が800円、中学生のワクチン料金が1,150円で、小学生の場合、ワクチン接種効果の面から、市長も医者ですから、わかると思いますけれども、4週間あけて2回打つということが効果的だそうで、そうした場合ですね、これを換算しますと約840万かかるということでありまして、これを薬代を含めた診察費、インフルエンザにかかった場合、病院に行って診られる診察費が保険負担が4,500円、約ですね。自己負担が約2,000円、6,500円として、それを840万円を1人当たりで割るとですね、1,300人の受診者に相当して、宮古島の人口からしますと小中学生の6歳から15歳のワクチン接種によって子供たちの罹患者の減とほかの年齢への波及効果による罹患者の減によって宮古島の年間罹患者約4,000人のそのうちの約1割、400人に当たる260万円の費用対効果が見込まれると同時に、重症インフルエンザ合併症と言われる肺炎や脳炎、また脳症の減少が期待され、そして学級閉鎖も防げて、また大人の休職減による生産減も避けられ、そして新型インフルエンザへの迅速な対応ができるという予想を立てております。このような宮古地区医師会の指摘もありますけれども、ぜひ宮古島市としてもですね、この医療費削減にもつながる幼稚園も含めた小中学生全員へのインフルエンザの予防接種を公費助成事業として実施していくべきだと思いますけれども、市長の見解をお伺いしたいと思います。

次に、2点目の市の健康増進計画と福祉施設での健康器具の設置状況についても現在の計画と設置状況についてお伺いしたいと思います。

3点目に、公園内の運動施設建設計画についてお伺いしたいと思います。旧町村においては、運動公園や協議場に隣接してゲートボール場やグラウンドゴルフ場がたくさん見受けられますけれども、市内の公園にはちゃんとしたゲートボール場、またグラウンドゴルフ場もありません。やはりできればこの市内のお年寄りのですね、健康増進のためにもぜひゲートボール場の建設をこの市内にある数力所ですね、公園内にそのゲートボール場、グラウンドゴルフ場の建設ができないのかどうか、これについてお聞きしたいと思います。

答弁を聞いて再質問したいと思います。

◎市長（伊志嶺 亮君）

富永元順議員の宮古病院の質問にお答えします。

県立宮古病院の早期新築移転につきましては、5月31日に第1回の宮古病院整備基本構想検討委員会を開催しまして、本市からも副市長、また宮古から宮古病院長も参加しております。新たな病院の運営の基本方針や役割、機能運営体制、立地条件など基本構想を今年の9月ごろまでに策定することになっております。素案における新宮古病院の役割として、診療科目は21科目、病床数については急性期医療を中心に担い、一般病床の平均在院日数を踏まえ現在の309床から実際の稼働状況80%などを考慮して274床程度にすることが審議が進められております。脳神経外科医師の配置につきましては、現在県立中部病院及び南部医療センター・こども医療センターからの応援で週1回の外来診療を行っている状況であります。県においては、県外の大学及び民間病院複数の機関との調整や医師の卒後臨床研修事業などの拡充等これまで

の取り組みを継続し、医師確保に努めているところであります。本市としましても安定した医療確保が行えるよう県と調整を図りつつ強く要請を続けてまいります。用地については、今年9月ごろまでに策定される基本構想を踏まえて立地条件などの基本構想がまとまりましたらその時点で宮古島市としても真剣にかかわっていきたいと考えております。

◎副市長（下地 学君）

新ごみ処理施設についてということなのですが、新ごみ処理施設の用地については現平良工場西隣を候補地としてこれまで保里2区、それから周辺住民及び添道地区住民を対象に説明会や先進地視察を行ってまいっております。添道地域においては、3月28日の臨時総会で条件づきで賛成という合意を得ております。保里2区につきましては、3回の説明会を行い、さらに説明会に出席できなかった方々には資料を戸別訪問して配布するなり、そして市長じきじきに戸別訪問をしてその協力と理解を求めて努力してまいりました。反対の方もおりますが、このことについては今後ですね、合意が得られるように今後も努力してまいりたいと思います。この施設の必要性、そして現在の工場の西隣に設置することについては多くの周辺住民の理解と合意が得られたものと判断しておりますので、今後内部検討委員会としてはこれまでの調査検討の結果をまとめて早急に市長に答申する予定をしております。

◎総務部長（宮川耕次君）

市有地処分の件についてでございます。この処分見直すことはできないかというご質問ですが、これは大変厳しい状況だと思います。

地域審議会の声が生かされない審議会とは一体どういうものなのかというご質問です。この議会最終本会議でそういった意見書がありましたけれども、厳しい状況でした。ただ、賃貸についてはなかなかそれには対処できませんが、その他の部分につきましては今後ですね、誠意を持って一生懸命話し合いを持って、また地域審議会及び保良住民ともですね、誠意を持って話し合いをして可能な限り住民の声を生かされるよう努力していきたいと、このように考えております。

◎福祉保健部長（上地廣敏君）

まず、保育行政の中で市立保育所の運営の実情、統廃合と民営化についてでございますけれども、現在12カ所の公立保育所がございますが、通常保育以外に一部の保育所で子育て支援センター、これ3カ所、それから延長保育、これも3カ所であります。地域活動事業、これは10カ所、障害児保育3カ所、一時保育1カ所等を実施いたしております。通常保育の入所率は6月時点で約80%となっており、そのほとんどの保育所で今定員割れの状況であります。そのため今年度は公立保育所の統廃合についても検討をしていきたいと考えております。民間に委託する手法も一つの方法ではございますけれども、民営化ありきではなく、まず公立保育所の統廃合を先に実施していきたいというふうに考えております。

それから、認可保育所の運営状況と課題であります。9カ所の認可保育所があります。昨年度は、通常保育以外に一部の保育所で子育て支援センター、延長保育事業、地域活動事業、障害児保育を実施いたしております。通常保育の入所率は、ほぼ一部の保育園で定員を下回っている状況であります。6月時点ではほぼ100%の入所率となっております。それから、課題といたしましては建物、いわゆる保育所の建物の老朽化、新たな保育ニーズ、病後児保育等に対応するための保育施設などの設置と保育士等の不足などが今課題として上がっております。

それから、月の途中入所についてなぜできないのかというご質問でございますけれども、現在各支所、それから本庁でも入所受け付け、それから保育所自体でも入所の申し込みなどを受け付けておりますが、それらの入所申し込みの状況の集計などに時間が少々かかっております。それから、どうしても議員ご指摘のように15日までの申し込みについては翌月の1日から、あるいは15日以降については翌々月になると、ずれ込むというふうな状況が今続いておりますけれども、緊急を要するというふうな特殊な事情の場合はその月の途中でも入所を認めているというふうなことになっております。それから、申し遅れましたけれども、申し込みがあった時点、それを受け付けをしましてですね、実態調査などにも時間を要するというふうなことでございます。法的に月の途中で入所できないというふうな根拠はございません。

それから、無認可保育園の運営実情と課題でございますが、認可外保育施設は平良地区に13カ所、下地地区に1カ所、上野地区に1カ所、計15カ所があります。助成事業といたしまして園児の健康診断費、損害保険料、ミルク代を含むおやつ代と、それから教材費、調理員の検便費、職員の健康診断費等に係る経費を現在助成をいたしております。課題といたしましては、今園の運営が非常に厳しい状況にあります。そういったことで島外における研修費などへの参加機会が少ないということで研修費等の助成の要望がございますが、本市といたしましても今非常に財政面で厳しい状況にありますので、それらを含めた増額助成については今後財政状況を見ながら検討していきたいというふうに考えております。

それから、歯科検診についての助成であります。これはすべての保育園を対象に虫歯予防対策事業といたしまして弗素の洗口事業を実施する予定で、既に保護者の説明会などは終えているというところでございます。

それから、インフルエンザの予防接種でございますが、インフルエンザの予防接種につきましては現在65歳以上の高齢者を対象にいたしまして予防接種の助成を行っております。平成18年度は6,019名の方が接種され、発病予防に努めております。幼稚園児から中高生に至るまでの接種についてであります。予防接種は各種の感染症に対する免疫を持たない対象に対して感染予防、発病の防止、症状の軽減、あるいは病気の蔓延防止等を目的に免疫を付与することで予防効果をもたらすものであります。今年は、中学、高校等において学校内集団感染が広がり、議員ご指摘のように学級閉鎖等もありました。去った6月5日に関係機関が集まりまして宮古島市予防接種率向上対策会議、いわゆる5者会議とっておりますけれども、それを立ち上げたところであります。また、宮古地区医師会からも幼稚園、小中高のすべての児童生徒に対し予防接種ができないものか強い要望がございます。福祉保健部といたしましては、発病を予防する、あるいは医療費の抑制等の観点からもぜひ今後予算補正についてですね、財政担当課などと協議を行い、その実施に向けて前向きに取り組んでいきたいというふうに考えているところであります。

それから、市の健康増進計画と福祉施設での健康器具の設置状況でございますが、まず健康増進計画であります。合併後の市の健康増進計画につきましては、現在その策定に向けて策定委員、検討委員の選定作業を進めているところでございます。計画策定は、平成12年に健康日本21が策定され、旧平良市、旧城辺町、旧伊良部町で策定されております。その計画に基づいて新しく宮古島市の健康増進計画を策定する予定となっております。計画は、従来にも増して健康を増進し、発病を予防する1次予防に重点を置いた対策を進め、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸等を目指すものであります。これについて今策定委員会を7月中には立ち上げて今年度策定をいたしまして、3月中には策定委員会の承認を得ていきたいという

ふうを考えているところであります。

それから、福祉施設での健康器具の設置状況であります。現在城辺の社会福祉センターにマッサージ機が2台、上野の方に2台、伊良部で1台が設置され、利用されております。平良、下地の老人福祉センターに設置されておりましたものは耐用年数が過ぎまして、現在使用できない状況となっております。また、電位治療器については上野の方に6台設置されております。今後の設置については、高齢者保健福祉計画策定委員会等で検討してまいりたいというふうを考えております。

◎**経済部長（宮國泰男君）**

今健康ふれあいランドに関するご質問でございます。狩俣リゾート株式会社とはどういうもんかということでございます。お答えをいたします。

狩俣リゾート株式会社はですね、平成18年の4月7日に沖縄本島の方の浦添市の方で設立されてございまして、このメンバーは全員狩俣の郷有会のメンバーの皆さんでございまして、職業的には不動産会社であるとかリフォーム会社、建築設計あるいは建設会社をですね、経営している方々が中心となって設立してございます。

次に、狩俣で薬草関係の事業が立ち上がっているのではないかとということでございますけれども、現在宮古島ウコン生産組合というものをですね、生産法人を立ち上げてございます。人数は14名でございまして、植えつけは既に終わっておりますので、今年の12月から3月にかけて収穫をするということでございます。非常に今のところ生育は良好だというふうに聞いておまして、10アール当たり一応2トンですね、生産を目標にしまして、植えつけしてあるのが3ヘクタールでございますから、60トン程度を予定しているということでございます。沖縄にある長生薬草さんと契約をしてやっているということでございます。また一方、1島1物語ということで内閣府の予算を使いましてですね、宮古島市の方で現在取り組んでいますけれども、ハーブと薬草をですね、試験栽培をしたいとか、製品の開発をしたいとか、そういうことをしてございますので、狩俣地区でもハーブとか薬草を栽培したいという方がおられますので、そのあたりでも対応できるのではないかとこのように思っております。

◎**議長（友利恵一君）**

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

◎**地域戦略局長（與那嶺 大君）**

最初に、トゥリバーの売却についてのご質問でございます。トゥリバー地区の売却につきましては、今回の議会におきまして4,000万円の補正予算を提案してございます。議会での議決の後、媒介事業者の公募要項を策定し、一般公募に向けての取り組みを始めていきたいと考えています。

地元の業者の参入についてのご質問でございますが、公募要項の規定に該当する地元の業者であれば媒介事業者として応募は可能であると思っております。

次に、下地島空港及び残地の利活用についてのご質問でございます。現在宮古島市におきましては下地島空港等利活用検討委員会を設置し、調査、検討を開始しながら利活用計画の策定に向けた取り組みを始めてございます。策定に当たりましては、議員のご提案を初め民間企業からの構想あるいは提案、さらにはですね、ワークショップを開催しながら地元の方々の意見も取り入れながら調査を行い、検討を行いながら利活用計画に反映させていきたいと考えてございます。

◎情報政策課長（喜屋武重三君）

コールセンターの誘致に伴ってオペレーターの支援をどうするかということでございますが、これについてはコールセンターの整備と並行しながら人材育成の一環として県の協力も得ながらオペレーターの養成講座やパソコンの講習などを行っていきたいと考えております。

◎富永元順君

再質問をさせていただきたいと思っております。

福祉保健部長がインフルエンザの予防接種については前向きに検討していくということでありましてけれども、9月補正にですね、合わせて、というのは予防接種の期間というのはやはり11月、12月でありますので、9月補正に合わせてですね、ぜひそれが実施ができるようによろしくお願ひしたいと思っております。

それと、保育行政でありますけれども、特に法人保育所、現在市内に9カ所ありますけれども、今先程答弁にもありましたようにほとんど、中には定員割れをしているところもあります。できれば何か聞くところによりますとですね、公立保育所と法人保育所ですね、この措置費、これが格差があると。法人保育所ですね、そういう運営費の約1.8倍が公立保育所に使われているということもありますので、ぜひもし法人保育所の定員割れをまずなくしてですね、さらに公立保育所に充てていくと。そうすることによって経費の節減にもつながってくると思っておりますので、その点についての再度の答弁をお願いしたいと思います。

それと、予防接種についてはですね、学級閉鎖の観点からもこれを防ぐためにもぜひ教育委員会でもですね、強く当局には要望させていただきたいと思っておりますので、教育委員会のまた考え方もよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、道路行政についてお伺ひしたいと思います。1点目に、大原線の進捗状況についてであります。この道路は、サンエーカママヒルズ北側から農林高校の北側を通り、ホテルアトールエメラルド前の国道に通じる大変重要な道路であります。しかし、途中で墓地がたくさんところどころにあってですね、固まっているところもありますけれども、移転交渉にこれまで時間がかかっていると思っておりますけれども、現在の進捗状況及び全面開通の時期についてお伺ひしたいと思います。

そして、少しばかりの工事を残してですね、とまっているところがありますけれども、現在の状況がどうなっているのかについてもあわせてお願ひしたいと思います。

2点目に、東環状線、これは北中前道路でありますけど、これはもう何回もですね、議会で取り上げてきておりますけれども、なかなかこの進展が見られない。特に北中の正門ですかね、の前の道路が整備がされていない。どういった理由でそこが整備されないのか、これについての説明もお願ひしたいと思います。

3点目に、県道78号線、出口通りの拡幅整備計画についてお伺ひしたいと思います。これまで通り会として県に2回、また市長にも1回ですね、この拡幅整備については要請してきておりますけれども、市としてはこれまで西里通りのコミュニティ道路に合わせてこの通りもコミュニティ道路としての検討をしているようにも聞きますけれども、ここは西里通りとのつながりではなくてですね、やはりマクラム通りとの拡張も含めてですね、これに合わせてぜひ通学路としての整備も必要でありますので、ぜひ拡幅整備をよろしくお願ひしたいと思います。

マクラム通りの整備についても現在の進捗状況をお伺いしたいと思います。

次に、水産振興についてお伺いしたいと思います。海業センターの活用についてでありますけれども、先月うるま市の特別自由貿易地域にある健康食品製造、販売の株式会社ニライカナイ沖縄を訪問する機会がありました。この会社は、平成18年の3月、沖縄モズク以来のフコダインの抽出、製造、販売を目的に設立された会社で、琉大農学部のは田幸正邦教授ですか、農学博士が世界で初めて発明した製法特許技術を活用して沖縄モズクの持つパワーを最大限に引き出した機能性、健康、素材、アセチルフコダインを商品化。この抽出されたアセチルフコダインを豊富に含むフコダイン製品を本土の健康食品メーカーなどに卸販売する。初年度は、約500トンのモズクを仕入れて約300キロリットルのアセチルフコダインを抽出して20億円の売り上げを見込んでいるとのこととあります。今月4日、宮古島市漁協を訪ねて儀保組合長やモズク生産者との話し合いをしましたが、その中で現在宮古島では年間約2,000トンのモズクの生産があるようであります。しかし、生産技術、そのノウハウや品質管理の技術、それから収穫したモズクの貯蔵施設の整備が遅れているために生産者のそういう所得向上余り思わしくないと。ですから、ぜひ市のいろんな施設への助成も含めてですね、漁協やその生産者と協力してこの旧栽培センター、今の海業センターをですね、の内にこの宮古でのフコダイン生産工場をニライカナイ社としても宮古に1カ所、石垣に1カ所、そういった工場をつくりたいという意向もありますので、ぜひその点を検討していただきたいと思います。それについての見解をお伺いしたいと思います。

最後に、資源リサイクルセンターについてお伺いしたいと思います。この施設は、指定管理者制度のもと運営する予定であったにもかかわらず現在直営で運営しているということで、牛ふんやバカスをまぜ合わせてそれを発酵して有機肥料を生産して農家への搬入を始めているということが新聞でも報道されておりますけれども、何か聞くところによりますと直営といいますから職員でやるべきですけれども、何かまた民間業者に委託しているようなことも聞いておりますけれども、その実情はどうなっているのかについてお聞きしたいと思います。

答弁を聞いて再質問したいと思います。よろしくお願いします。

◎経済部長（宮國泰男君）

まず最初に、海業センターの活用についてでございます。沖縄にある会社が栽培センターにおいて工場をつくりたいと、あるいは活用させてほしいということでございます。栽培センター、ただいまですね、今年をめぐりにどのようにするのか検討を命じられておまして、その部分をどう活用するかということもその中の一つでございます。そういうことでフコダインの生産をしたいということでございますけれども、大変いいお話であるということは思います。まだ、業者さんがですね、宮古のその栽培センター等視察とか、そういうものでどの程度の規模なのかということはまだ聞いておりませんので、そのことが現実化すればですね、ぜひとも案内をし、どの程度の施設を提供すればいいのか、その辺も含めて検討をさせていただきたいというふうに思います。確かに宮古2,000トンぐらいのモズクを毎年生産しているわけですけれども、それが市場の価格によっては大分変動しましてですね、毎年モズクの生産が、量が変動しているというのも確かでございます。そういう中でこのような会社がですね、安定して原料をとっていただけるような会社が宮古に進出してくれば宮古のモズク生産業もですね、安定した形で生産ができるというふうに思っております。

次に、資源リサイクルセンターについてでございます。指定管理者制度の活用ということで当初は動いておりました。公募をかけましたけども、指定管理者になり得るのがいなかったということがまず一つでございます。それは、原料供給がどうしても製糖会社からのバカスとか、ケーキとか、そういうものが中心になりまして、それに牛ふんをまぜて堆肥をつくるという計画でございます関係上ですね、精糖会社からその指定管理者なる方に原料の供給ができないということでありました。それ等含めまして宮古のですね、土壌の改良ということを、改善ということを含めましてどうしても安価な有機質肥料をですね、農家に供給すると、そういう意味では当面宮古島市において経営をした上でやはり指定管理に向けてですね、やっていきたいというふうに思っています、当面2年ないし3年をめどに指定管理者に移るように現在私どものところでは考えてございます。

職員でやるべきだがということでございますけども、3名の職員をですね、兼務でもって管理はさせてございます。民間に委託しているものにつきましてはですね、作業の委託だけでございまして、通常管理、それにつきましては私どもの職員でもって管理をしているということでございます。

◎福祉保健部長（上地廣敏君）

今法人保育所と公立保育所の国からの措置費に大きな開きがあるのではないのかということでございますけれども、国から公立あるいは法人への補助につきましてはですね、保育単価決められておまして、この保育単価そのものは公立も一緒でございます。ただ、保育所ですね、保育園の入所定員、例えば45人までは保育単価1人当たり幾らですよと、あるいは45人から60人までは幾らというふうな保育単価が施設の規模によって決められておまして、なお国からの公立への助成につきましては、これは一般財源化されておまして、交付税の算定の中に組み入れられているというふうなことでございます。

◎教育部長（長濱光雄君）

インフルエンザ予防接種について教育委員会としてどう考えているということでありますが、インフルエンザ予防接種につきましてはインフルエンザ対策として極めて有効な手段であると認識をしております。福祉保健部と連携を密にしながら児童生徒が適切な予防接種が受けられるように対応してまいりたいと思っております。

◎都市計画課長（長崎富夫君）

4点ばかりご質問がございましたので、順を追って答弁いたします。

まず、大原線の進捗状況であります。街路事業で整備中の大原線、これは885メートルの延長になります。平成元年度に事業着手いたしまして、平成20年度ですべての事業を完了する予定であります。総事業費15億円、平成18年度までの事業費の実績は13億3,070万円となります。進捗率は88.7%であります。平成19年度においては、県道平良一久松線との交差点箇所の整備を予定しております。この工事区間は農林高校の北側交差点で、大原線と交差する部分から川田荘に向けて東側に片側歩道を取りつけ、約140メートル整備いたします。整備後、墓地等の用地補償を完了しまして、早期の供用開始を目指したいと努力しております。

次に、東環状線の進捗状況であります。ご質問の交差点は、確かに交差角度が鋭角であることから、通行車両の見通しが悪くなっております。通勤時には右折、左折を行う車両と児童生徒が交錯し、大変な危険状態となっております。また、右折帯がこの道路は設けられていないために朝夕の通勤ラッシュには右

折車両が直進車両の通行を遮るという形で渋滞を引き起こす要因にもなっております。その要因を解消するため交差点の改良事業を行い、視認性確保のため隅切り、右折帯の設置による歩行者及び児童生徒の交通安全の確保、通行車両のスムーズな流れを図ることを目的に私ども都市計画では去る5月14日に県の道路課とヒアリングを行っております。20年度採択に向けて努力しているところであります。採択していただければ20年から21年にかけての整備を予定しております。

次に、県道78号線、通称出口通りであります。当該道路は、旧平良市自転車利用環境整備基本計画でコミュニティ道路としての整備方針が位置づけております。そのことから西里通りの延長線である出口通りも同じ県道78号線でありますので、整備手法については県及び関係機関との協議が必要であると思っております。いずれにしても平一小、平良中、宮古高等学校への通学路として利用されておりますので、先程申し上げましたとおり早期の改善を図っていききたいというふうに思っております。

次に、マクラム通りの拡幅計画についてであります。マクラム通り拡幅計画につきましては、県において拡幅整備の方向性を調査、検討している段階であります。現在において事業化に向けて取り組んでいるということですので、市といたしましても早期の整備ができるよう県の担当課に働きかけていききたいと考えております。

(議員の声あり)

◎都市計画課長(長崎富夫君)

公園内の運動施設計画につきましてご答弁いたします。

私どもの都市計画課で管理する都市公園は補助事業で整備されておりますが、当初の事業目的以外の施設設置につきましては申請すれば可能ということであります。しかし、短期事業となるため財政課との協議、調整が必要となります。しかし、都市公園は子供からお年寄りまでの幅広い年齢層に自然との触れ合い、レクリエーション活動、健康文化活動等多様な活動の拠点として利用されていますので、広いスペースを有するゲートボール場及びグラウンドゴルフ場の設置は困難であると考えております。

◎富永元順君

最後に、保育行政についてお願いというんですかね、公立、法人、無認可問わずですね、宮古島の子供たちの保育行政に携わっている皆さんに対しては本当に、いろんな意見交換もあると思います、忌憚のない。ですから、規則、規則等に縛られないようにですね、入所に関しても途中入所もですね、スムーズにできるようにお願いしながら私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

◎議長(友利恵一君)

これで富永元順君の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩し、4時20分から再開いたします。

(休憩=午後4時04分)

再開いたします。

(再開=午後4時22分)

休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

◎棚原芳樹君

それでは、通告に従いまして一般質問を行いますので、当局の誠意あるご答弁をよろしく願いいたし

ます。3日目にもなると似通った同じような質問も多々あろうかと思いますが、私なりに私見を交えながら角度を変えて質問しますので、よろしくお願いいたします。

それでは、市長の政治姿勢についてお伺いいたします。まず最初に、再生団体回避についてでございますが、北海道夕張市のような財政再建団体にならないために市長はどのように考えているのかお伺いいたします。

また、どのような対策をとるおつもりなのかお伺いいたします。

引き続き、行財政改革についてでございますが、宮古島市集中改革プランをつくって進めているようですが、進捗度が2割程度だと聞いております。今のままのスピードでは余りにも改革のスピードが遅過ぎると思うわけでございますが、市長はどのようにお考えおられるかお伺いをいたします。

引き続き、住民税、固定資産税、国民健康保険税徴収率向上についてどのような対策と取り組みをなされているのかお伺いいたします。

引き続きまして、滞納者対策についてもお聞かせください。

引き続き、補助率の悪い事業の思い切った見直しについてでございますが、3分の1とか2分の1の補助率の低い事業など財政の厳しい中では思い切った見直しをしていかななくてはいけないのではないかなと思うわけでございますが、当局の考えをお聞かせください。

続きまして、パブリックゴルフ場売却についてでございますが、現在どうなっておられるのかお伺いをいたします。

また、ホテル売却についてもお伺いをいたします。

引き続き、市有地売却についてでございますが、現在市有地売却については金額が2,000万円以上、面積が5,000平米以上が議会裁決だと聞いておりますが、もう少し小さくして500万円以上、また1,000平米以上とか小さくできないのかお伺いいたします。

また、市有地は鑑定価格よりもっと高く売ることはできないのかもお伺いをいたします。

引き続き、トゥリバー埋立地売却についてでございますが、3カ所とか4カ所に区画して売ることはできないのかお伺いをいたします。

続きまして、宮古島市の防災対策について全体的にどうなっておられるのかお伺いいたします。

引き続き、市民ボランティアの推進についてお伺いいたします。再生団体にならないためにも少しでも宮古島市の財政をよくしていくために市議会議員、市の職員全員が年間何回かを決めて公園の清掃とか、道路清掃とか、海岸の清掃とか、その他少しでも財政の手助けができるようなことをボランティアでできないものかお伺いをいたします。

引き続き、伊良部漁協製氷施設の整備についてお伺いいたします。財政難を理由に予算化が厳しい状況になっているようですが、伊良部架橋建設に伴う漁協との合意事項でも最も優先的にやるということとで合意したと思っているわけですが、現在どうなっておられるのかお伺いいたします。

引き続き、子育て支援についてでございますが、現在の取り組みと将来の計画などをお聞かせください。

引き続き、専任媒介委託料及び一般媒介委託についてでございますが、聞いたところ専任媒介じゃなく、一般媒介に切りかえてやっていくということをお伺いしておりますが、どうぞ市民にもわかりやすくですね、専任媒介と一般媒介の違いなどもこれからまたどういうふうに行っていくのかなどもどうぞお聞か

してください。

それでは、答弁をお聞きいたしまして再質問しますので、よろしくお願いいたします。

◎市長（伊志嶺 亮君）

ホテルの売却についてお答えします。

マスコミ報道にもありましたように去った6月11日、宮古島マリンターミナル株式会社の取締役会を開催いたしまして、ホテル譲渡予定先選定委員会設置を決議しました。第1回委員会を開催してあります。当日出席委員は7名でありましたが、金融機関、学識経験者合わせて8名で運営していく予定であります。検討委員会の設置は、昨年6月の株主総会でのホテル売却を視野に入れた事業再生方針に沿ったものであり、今後関係機関、顧問弁護士との協議も重ねながら売却先の決定と再生計画の策定を行っていく予定であります。売却先の公募につきましては、現在事業計画を提出されている事業者を基本的に検討していくこととなりますので、新たに全国的な公募は考えておりません。

◎副市長（下地 学君）

パブリックゴルフ場売却についてということなのですが、パブリックゴルフ場の売却については市行財政改革推進本部においても売却検討の方針が示されており、さらに数社から購入のオファーがあることもあり、現在市内にパブリックゴルフ場の売却検討委員会を設置して検討しております。売却の方法については、一般公募を行い、事業提案書を審査して事業予定者を特定するとともに、事業実施者とは開発協定書を結び、地域活性化に結びついていくよう努めてまいります。

次に、市有地売却についてなのですが、一つには新聞広告のみじゃなくて、インターネット等通して幅広く競争入札に付した方がいいじゃないかということと、あと一点は議会に付すべき基準が、ハードルが高いので、少し低くして少しでも多くの事案が議会に諮れるようにしたらどうかという質問です。これまで市有地を競争入札に付す場合は地元新聞のみの掲載にとどまっていたのですが、今後は新聞のみならず、市のホームページに掲載し、島内のみならず、一人でも多くの方に周知できるように対策を検討してまいります。

地方自治法第96条第1項第8号に規定する基準である面積5,000平米以上、価格2,000万以上は地方自治法施行令第121条の2で定められておりますので、今のところ基準の変更はできないものと考えます。

◎総務部長（宮川耕次君）

まず、再生団体回避についてどのような考えをしているかということでございます。先程からいろいろ財政指標など話題になっておりますが、まず宮古島市にとってはですね、連結実質赤字比率が18年度見込みでマイナス25.4%見込みということでございますので、これを当面2年間で20%以下に抑えと。そのために特にですね、大きな問題となっております特別会計、港湾、公共下水道、国保等中心としてこのいわゆる特別会計の努力とともにですね、さらに一般会計から赤字分をできるだけ多く繰り出していくというようなことに力を注いでまいりたいと、このように考えております。

対策ですが、これまで何回か話、説明しておりますが、まず歳入におきましては市税等の徴収率向上を初め市有地の計画的な処分等歳入増に努めてまいります。また、歳出におきましては物件費等の執行見直しですとか、人件費、各事業費の見直し、補助金等の見直しによる削減で19年度で約6億ないし7億程度の回収を図っていききたいと。それから、20年度におきましては同様に約5億円程度の赤字解消に努めてま

いりたいと、このように考えております。

◎福祉保健部長（上地廣敏君）

まず、国民健康保険税の徴収率向上対策について、それから滞納者の対策についてというご質問でございますが、まず徴収対策につきましてはこれまで国税の徴収については平成18年度までは国民健康保険課の賦課徴収係、担当職員と国税指導員で対応してまいりました。平成19年度から賦課徴収係を分離いたしまして、賦課係と徴収係というふうな形で徴収体制を強化しております。そういったことから平成18年度の交付税につきましては対前年度で比率で効果を上げているというふうなことになっております。また、滞納者対策といたしましては滞納世帯の実態調査や納付相談を行っております。悪質な滞納者につきましては、財産の差し押さえを実施して徴収業務を強力に今進めているところであります。さらに、今年度納税課と協同いたしまして市税等滞納管理システムを導入いたしまして、徴収率向上に努めていきたいというふうに考えております。

それから、子育て支援でございますけれども、本市では宮古島市次世代育成支援対策推進行動計画、いわゆる宮古の子・育成プランに基づきまして子供やその保護者に対しまして保護者の立場に立った各種の施策を実施してまいります。また、今年度より保育料の多子軽減があります。同一世帯から保育所のほかに幼稚園を利用している児童も算定対象人数に含めまして、2人目以降の保育料の軽減ができるようになっております。

◎地域戦略局長（與那嶺 大君）

2点ほどございました。最初に、トゥリバー地区の売却について分割で売却できないかというご質問でございます。売却につきましては、分割での売却も考えられないことはないんですが、その場合、場所によりましては売れ残る可能性のある土地が出てくるものと考えられます。その場合、あわせてですね、売却に際してはホテル建設とレストランあるいはショッピングモール等の観光関連施設、こういった施設を備えた開発をしていただける企業に一括しての売却が望ましいと考えてございます。

次に、トゥリバーでの媒介契約についてのご質問でございます。富永議員のご質問でもございましたように媒介契約を一般媒介契約で予算を執行していきたいということで答弁してございます。専任媒介契約と一般媒介契約の違いでございますが、専任媒介契約と申しますのは不動産の売買、あるいは賃貸を不動産業者に依頼するとき結ぶ契約の一つでございます。依頼者、トゥリバーにつきましては宮古島市がほかの宅建業者に重ねまして媒介や代理を依頼することはできない契約でございます。専任媒介契約の場合、媒介業者の方は契約の期間、この場合の期間は3カ月を超えることができません。それから、媒介業者の方は依頼者、つまり宮古島市に2週間に1回以上の業務処理状況報告を文書か口頭でしなくてはなりません。3番目に、業者の方は媒介契約を結んで7日以内に当該物件、つまりトゥリバー地区を指定流通機構に登録しなければならないとなっております。次に、一般媒介契約と申しますのは複数の媒介業者に重ねて仲介を依頼することができる契約方式でございます。売り手にとりましては有利な条件で取引できるメリットがございますが、媒介事業者にとりましては他の業者に先を越されるというおそれもありますし、営業活動の方に熱意が欠けるといふデメリットの面もあるようでございます。

◎建設部長（平良富男君）

補助率の悪い事業の思い切った見直しについてでございます。補助率の悪い事業の見直しについてです

が、いずれの事業においても採択時には事業の必要性を議会や、及び市民の皆様にご理解していただき、決定された補助事業であります。したがって、補助率の低い理由での中止や中断することは困難ですが、完了年度の見直し等については本市の財政状況等を沖縄県及び関係機関に説明し、本市の極端な財政負担にならないように財政課と調整しながら市民にご理解を求め、事業完了を目指していきたいと考えております。

◎総務課長（伊良部平師君）

集中改革プラン、もっとスピードアップする必要があるのではないかとのご質問でございます。確かに3月末の進捗状況2割程度と事務局では見ております。昨年10月に取りまとめて公表して3月末の数字で2割程度なんです、その後も各課と調整をして事業推進を図っております。計画年度は、21年度までの5カ年計画となっておりますので、それぞれ各改革項目、現在出ておりますのは改革項目が110、それから取り組み開始が88件、目標達成8件というふうになっておりますが、その推進につきましてはですね、各課と連携しながら来年度3月末8割を目標に頑張っていきたいと思っております。

それから、市の防災対策についてということですが、現在策定中の地域防災計画、宮古島市地域防災計画素案を4月の25日に第1回防災会議を開きまして、素案の承認をいただいております。現在県の方と事前協議をしております、事前協議が済み次第その修正箇所について市の防災会議で諮りまして、その案をですね、再度県の方と協議をすることになっております。県の方で県の防災会議に諮問をしまして、その答申を得た後でまた市の方に答申が出てきますので、その答申をもとに防災計画、防災会議で承認をいただいて、9月の議会にその防災計画を報告をしたいと一応スケジュールでは考えております。

◎伊良部総合支所長（垣花 恵君）

伊良部漁協製氷施設の整備についてであります。製氷施設については、県は農林水産部の補助事業で昭和53年度に既に整備済みであるとのことから、施設の老朽化の理由では再整備を行うことはできないとのことあります。また、市は財政が非常に厳しい状況にあることから、市単独事業での予算確保は困難とのことあります。したがって、他の補助メニューの活用が可能か、または市単独事業で予算確保ができるかの間、既存施設の延命措置としての補強整備の方法を検討していく間は既存施設の維持管理を小まめに行っていただいで大切に利用していただきたいと考えております。

◎納税課長（友利 克君）

まず、市税の徴収率向上の取り組みについてでございますけれども、主な取り組みとしましては抜本的な徴収対策を講ずるということで納税課を設置し、徴収体制を充実強化いたしました。また、高額悪質滞納者に対しましては差し押さえなどの滞納処分を強化したところでございます。そのほか休日納税相談の実施、それから管理職などによる特別臨戸徴収の実施、それから国税、税務署ですね。税務署、それから県税課との連携徴収強化を図ったところでございます。

次に、滞納者対策についてでございますが、今さっき申し上げました資産の差し押さえなどをさらに引き続き実施していくとともに、今年度は新たに悪質滞納者に対しましては所有する車両のタイヤロックの導入を検討しております。そして、これまで差し押さえた資産がございますけれども、なかなか納税まで至っていないということで差し押さえた資産の公売の実施も検討したいというふうに思っております。

◎地域振興課長（長濱博文君）

棚原芳樹議員の市民ボランティアについてお答えいたします。

ご提案の事業は、地域づくりまたは市民運動の一環としての目玉事業とはいえ、取り組みの仕方によっては市民、職員、議員が一体となった大きな事業が展開できるものと思います。また、事業の内容により道路清掃、公園清掃、海浜清掃の場合など市の担当部が中心となることもあり得ますし、純粹に市民運動体が主体となることもあります。ご提案の事業は大変重要なことでもありますので、今後十分に検討させていただきたいと思います。

◎棚原芳樹君

再質問をいたします。

再生団体回避に向けて一生懸命取り組んでおられるようではございますが、本当に今日何人もの議員がおっしゃっておりますように全国千何百ある各市町村の中で一番再生団体に近いということで全国のナンバーテンに入って9番目にこの宮古島市が上げられているわけでございます。最近の新聞を見ますと、32.7%の連結赤字が25%ぐらいまで大丈夫なようになりつつあるということも新聞で見えておりますが、やはりこれでもまだ宮古島市は厳しい財政状況にあるわけでありますので、もっと引き締めた財政運営をやってもらわなくてはと思っております。夕張市は、財政再建団体に転落して353億円余をこれから18年かけて返済していく本当に厳しい夕張市ということでテレビや新聞報道でも何回もみんなが見ておられると思っております。市立病院も閉鎖され、夕張医療センターと小さな医療センターになって、そこにいた透析を受けている患者などはもう出ていってくれと。夕張の本当は病院にいたいんですけど、閉めますから、もう出ていってくださいということで隣の市にわざわざみんな引っ越して行って医療を受けなくちゃいけない。テレビを見たんですけど、もう本当に自分たちは夫婦でこの病院から飛びおりて自殺でもしたいぐらいの気持ちだよと。本当に財政破綻というのはこんなに厳しいものかということをおっしゃっていただきました。また、ここに朝日新聞の6月5日版の切り抜きがありますが、夕張負の遺産ツアー、夕張市はどうして財政破綻したのか、財政再建になるとまちはどうなるのかを見る負の遺産ツアーだということで、そして市長もこのツアーの講師役になっていくというふうに書かれております。我が宮古島市がそういうふうになると宮古島市負の遺産ツアーなどが企画された場合、本当に惨めで寂しい思いがするわけでございますので、市長、ぜひこういうふうなことにならないようにいま一度しっかりとした財政計画を立てて厳しいやはりリーダーシップをとって頑張ってもらわなくては困るということをお願いを申し上げたいと思います。

また、行財政改革もいろいろ話し合いなどはしておられるようではございますが、今のスピードではもう遅過ぎるんじゃないかと。もっとスピードアップを図って早目に回復していかないと、財政再建団体の指定を受けてからもっと早く行財政改革をしておけばよかったと言ってももう遅いわけでございます。ですから、もっとこの行財政改革のスピードアップの方もよろしく願いいたします。

それから、住民税、固定資産税、国民健康保険税徴収率向上についてでございますが、去年から市職員が本当に一丸となって一生懸命頑張って税率のアップを図っているというのは聞いております。本当に私はお疲れさんだと言いたい思いでございます。しかしながら、国民健康保険税にしてもやはりペナルティーだということでまだまだ厳しい状況にあり、また特に伊良部地区と平良地区が悪いと聞いております。どうぞ特に伊良部地区と平良地区の議員の皆様方は、宮古島市全体でありますので、これからは各地域の議

員がやはり休みを利用してでも、また職員と一緒にでもですね、あいた時間に一緒に行ってお願ひして国民健康保険税も住民税も固定資産税の税収アップのために一緒に取り組まなくてはいけないと私は思ったりしておりますので、どうぞ議員の皆様のご協力をよろしくお願ひいたします。

それから、どうぞ滞納者対策についても厳しい視点でですね、厳しい取り組みでやっていかななくては本当に厳しい我が宮古島市でありますので、皆様方のまた頑張りをよろしくお願ひしたいと思っております。

それから、補助率の悪い事業についてでございますが、やはりこの辺で思い切った見直しなどもしていかななくてはと思うわけでございます。やめることはできないということではありますが、ある程度の規模の見直し、もちろんまた工期をちょっと延ばしてですね、もう少し財政がゆとりのあるまではちょっと待つてもらおうとかですね、ぜひ対策をしてほしい。

それから、これからはやはりこのような補助率の低い事業はもう採択しないような方向で進めた方がいいのではないかと。そして、やはり9割補助とか、95.5%の補助とかの事業もまだいっぱいあるわけでございますので、そういう補助率のいい事業をまずは手がけて財政の安定も図りながら僕はいった方がいいのではないと思うわけでございますし、これから補助率の低い事業を国や県にお願ひする前にしっかりとこういう事業を国、県に行ってお願ひしたいというような確認をとってからやった方がいいのではと。もうこれは国と県がオーケーと採択しているから、今さら議会在が予算つけないといってもまた大変なことになるよとか言ってしまうわけです。ですから、国や県にこの事業の採択やお願ひをする前にこういう事業をやりたいということを諮りながら今後はやっていった方がいいのではないかと私は思っておりますので、どうぞ国や県に採択をお願ひする前にやはり議会とも、市民とも、みんなと話し合ってからそういった採択は、新規事業の採択などはしてもらいたいと思っております。

それから、パブリックゴルフ場売却についてでございますが、地元紙だけじゃなくて、一番日本でやはり唯一各企業のトップの皆様方が読まれる新聞は日本経済新聞だと私は聞いております。どうぞパブリックゴルフ場、ホテルはどうかのこうのと言っておりますが、ホテルとかですね、この市有地、トゥリバー売却についてもこの日本経済新聞などにも広告を出して、また朝日新聞とか、毎日新聞とか、日本産業新聞とかもありますので、こういった全国的なやはり企業のトップが見る新聞などに広告を出してですね、やれば私は早目にこのトゥリバーも片づくのではないかとお思ったりしております。ぜひそのような努力の方もよろしくお願ひをいたします。

それから、こういったパブリックゴルフ場とか、また市有地とかはですね、やはりここを売りますよということをこうやって公募して、またインターネットの番号とかもやって、電話、ファクスももちろんやるんですけど、この資料はまたこの企業がオファーがあった場合はまとめていつでも資料を送る。そして、できたならば本当に何カ所も来た場合は最低制限価格はもちろん決めてですね、入札制度のような売却の仕方はできないのかお伺いをいたします。

それから、市民ボランティアの推進であります。行財政が厳しいので、できれば年に5回とか、また何回とか、これはわかんないんですけど、やはり決めてですね、必ず参加しなくちゃいけないと義務化のような、またそういった何かつくってですね、みんなで手分けして公園とか、海浜とか、また道路の清掃とかですね、みんなで議員が先頭になってまたやれば、職員が先頭になってやれば市民もまた大いに参加してくれると私は思っておりますので、こういう何か新しいやり方をどうぞアイデアを考えてください。

お願いします。

それから、伊良部漁協の製氷施設の整備についてでございますが、今後補修しながら使っていくということでございますが、やはり伊良部架橋に伴ってちゃんと製氷施設もつくってあげると。もちろん給油施設はきれいにつくってありますので、本当にありがたいわけでございますが、この製氷施設が壊れたりしたら、また破れたりしたらですね、もう海に出れない、何百人の漁師が漁に行こうにも行けないわけです。ですから、できるだけこの宮古島市の土地を少しでも値段を高く売ればそういうふうな製氷施設にも回せますので、できるだけ高く売ってこういったどうしても必要な施設の整備に回せるように皆様方の鋭意努力をお願いしたいと思います。

子育て支援でございますが、やはりこの新聞に少しあるんですけど、休日診療や夜間保育、そして子育てするなら利根町だという。そして、昔地方はかつて企業の誘致、工場の誘致を競ったように今子育て環境のよさを競い合う時代を迎えている。長野県下條村は、家賃が周辺の半額という若夫婦向けの村営住宅を整備。中学生までの医療費も無料にして出生率を上げている。そして、下條村は職員をリストラし、公共工事を見直し、少ない予算で知恵と工夫を生かす自治体だけが活力ある地域社会を築くことができると言っております。まさにそのとおりでございます。どうぞ市長、この子育て支援についてですね、先月ですか、池間の方に行く機会があったんですけど、来月、7月にもう自分は、三十五、六歳ぐらいの青年ですかね、一緒に酒飲んだら7人目の子供が誕生する。本当にもう子育てが大変だと。そして、池間の方は中学校が生徒が少ないので、1年生、2年生、3年生まとめて3カ年に1回修学旅行に行くそうです。自分は、1年生も3年生も2人いるので、2人の子の修学旅行の旅費を、旅費もまた上がって、1人8万から9万円ぐらいだと言っておりました。自分は、1年生と3年生があつて、一緒に行くので、池間の方は。もうこの旅費の工面だけでも大変。また、来月には7人目の子供が生まれる。これでまた自分はもう頭が痛いんですよ。少子化対策と言いながら宮古島市は何の少子化対策もしていないんじゃないの。子育て支援は何をしているのかと、市長、怒っておりますので、大体4人目ぐらいからはですね、保育料の無料、また5人目ぐらい産めば市長室に呼んで表彰してあげるとか、頑張りなさいとかいうことも必要ではなからうかと思ったりしておりますが、市長のお考えをお聞かせください。

専任媒介、また一般媒介についても説明がありましたので、ぜひ一般媒介で競争してですね、全国の大手不動産会社がいっぱいいるわけです。その大手不動産会社にも競い合って、競争して、ぜひ紹介してまとめた人がこの4,000万をもらってくださいと、これもぜひ日本経済新聞などに広告出してくださいよ。

それでは、再質問をまたやっていきたいと思えます。伊良部農業行政についてお伺いいたします。まず、伊良部地区構造対策事業の地区指定について現在どうなっているのかお伺いいたします。

また、伊良部地区のヤソ防除費は3月議会では補正でしっかりやっていくということでございましたが、どうなっておられるのかお伺いいたします。

引き続き、道路行政についてお伺いいたします。まず、トゥリバー入り口から伊良部架橋へ抜ける道路についてお伺いいたします。近年伊良部架橋建設やトゥリバー整備が進む中、車の通行量が多くなりつつあるわけでございますが、トゥリバー入り口から伊良部架橋のつけ根の南側の方へ向かう道路、余りにもでこぼこで水たまりも多く、通行に大変支障を来しております。そこで、お伺いいたしますが、道路整備計画はないのかお伺いをいたします。

引き続き、久松の赤浜地区の周辺の何か農道整備をやるということでございますが、現在の状況をお聞かせください。

引き続き、伊良部地区市道35号線についてお伺いいたします。字長浜部落の島ランドリー南側の方から佐和田の方へ行く道路でございますが、3月議会では県と調整して進めていきたいと答弁なされておりますが、現在の状況をお聞かせください。

引き続き、環境行政についてお伺いいたします。久松漁港西側に積まれた残土の山がございまして、いつまでに撤去するのかお伺いをいたします。

引き続き、観光行政についてお伺いいたします。健康ふれあいランドの進捗状況についてお伺いいたします。

また、今後の取り組みについてもお聞かせください。

答弁をお聞きして再々質問をいたします。よろしく申し上げます。

◎市長（伊志嶺 亮君）

子育て支援でございますけれども、今年度から多子軽減の措置がありまして、2人目からは軽減されますが、議員おっしゃるように4人目から無料とか、7人の人は表彰するとか、そういうことも考えながら頑張っていきたいと思っております。

◎副市長（下地 学君）

パブリックゴルフ場の売却方法については、先程も答弁しましたけど、一般公募して競争入札に付す予定をしております。

◎経済部長（宮國泰男君）

まず最初に、赤浜地区の農道整備でございます。これは、久松漁港からですね、伊良部大橋につなぐ農道でございます。8月に工事の発注を予定してございます。工事費は約9,000万円ということで予定をしております。

次に、久松漁港西側の残土についてということでございます。この残土は、漁港の浚渫工事から上がってきた、航路の浚渫から上がってきた残土でございますけれども、半分ほどにつきましては公園として整備をしております。その残りが残土として残ってございまして、これにつきましては今後の土地改良事業のですね、不足している箇所への埋め戻し用の残土として使いたいという計画をしております。撤去につきましては、その工事の進捗を見ながらしかできないというふうに思っております。

次に、健康ふれあいランドの現在の進捗状況はと、そして今後の取り組みということでございますが、事業費ベースにしまして44.63%の進捗状況でございます。19年度と20年度で一応完了する予定にしております。今後につきましては、さきの眞榮城議員にもお伝え、お話をしましたけども、やはりさきの目的であるそういう健康的なふれあいランドということで長期滞在型を目指すということでございますから、狩俣の方、OBの皆さんが、郷友会の皆さんがですね、狩俣に恩返しをしたいということでそういう会社をつくりまして、今現在狩俣集落の方々とですね、いろんな協議を進めている段階でございます。ここに必要な用地は、ほとんどが狩俣自治会のですね、用地でございますから、その辺の借用の話とか、そういうのも一部協議が進んでいるというふうに聞いております。あとは低額で泊まれるようなその施設の部分に関してですね、再度私どもとしてもその事業の立ち上げにですね、いろいろ頑張っていきたいと

いうふうに思っております。

◎建設部長（平良富男君）

道路行政についてトゥリバー地区から伊良部大橋のつけ根部分に通じる路線ですが、現在のところ計画はありませんが、伊良部大橋の開通に伴い住宅が多くなっていけば検討していきたいと思っております。

◎伊良部総合支所長（垣花 恵君）

棚原芳樹議員の再質問3点ございますので、順にお答えいたします。

まず、伊良部地区構造対策事業の地区指定についてであります。県営構造対策事業については県への採択希望地区の概要書を提出、地区指定に向けて県との調整を行っている段階であります。現在事業導入希望農家内訳は、畜産団地が2生産組合、マンゴー団地が1生産組合となっております。6月25日の週には県園芸振興課より担当者が来島し、生産組合からの聞き取りと地区の現地調査を予定しております。地区指定に向けての今後のスケジュールであります。平成19年度で地区指定を受け、平成20年度で地区認定、平成21年度で事業実施をしていく予定であります。

次に、伊良部地区ヤソ防除についてであります。伊良部地区においては、昭和43年から昭和45年にかけてヤソ被害が地域全体に拡大し、農作物に甚大な被害をもたらしたことから、ヤソ対策として天敵を導入し、ヤソの駆除を図ってきた結果、長年にわたりヤソの被害は見られなくなりましたが、近年農家からヤソによる農作物の被害報告が確認されましたので、ヤソ被害が発生しているとの報告があり、調査した結果、ヤソ被害が確認されておりますので、本年度はヤソ対策費を計上しまして、農作物の被害防止に努めてまいります。

続きまして、伊良部地区市道35号線の整備についてであります。伊良部地区35号線は、長浜29の2番地を起点とし、佐和田1198の1番地を終点とする延長800メートルの路線であります。通学路線としても利用度の高い路線ですが、幅員が狭いことから車両の通行時には歩行者の通行に支障を来している状態です。このようなことから地元からも路線の整備改良の要望が強く出されております。将来計画幅員を歩道も含めまして9メートルで計画しております。概略設計は完了しておりますので、平成22年度新規採択に向けて県との調整作業を進めているところであります。

◎棚原芳樹君

再々質問をいたします。

伊良部地区の構造対策事業は、いよいよ地区指定に向けて約10年ぶりに動いているということでありますので、どうぞもう9年か10年ぐらいやっていないと私は思っておりますので、これから馬力をかけて何カ所でも本当に今まで宮古本島内には大分遅れておりますので、もっと真剣に取り組んでほしいと思っております。どうぞ。

また、ヤソ防除費の補正もついているということでありますので、どうぞ伊良部地区のヤソ被害に遭われている皆様方は申し込んで活用して下さるようお願いいたします。

それから、トゥリバー入り口から伊良部架橋へ抜ける道路でございますが、計画がないということです。そして、伊良部架橋の通過によって交通量が多くなれば考えたいと建設部長はおっしゃっております。しかしですね、建設部長、もうトゥリバーもこれから利用者が多くなるんですよ。そして、観光客も増える。観光客もその道はよく通っているんです。そして、皆さんお互いご承知のように今道路は新規で計画して

もすぐ採択できるわけではございません。また、4年、5年で伊良部架橋が開通すれば伊良部側から来る人はそのつけ根からすぐトゥリバーの入り口の方に来て、そこから市内の方に入って行く。また、アトールエメラルドや我が庁舎にもそこから来た方が早いわけなんです。ですから、利用度はもっと高くなるのは間違いない。それをこんなでこぼこ道で水たまりが多くてめちゃくちゃだったらもちろん通りたくても通れないような状況です、今は。しかし、伊良部架橋が開通するともう久松小学校、中学校の西側の道路を通過して遠回りして、またアトールとか市役所には行かなくちゃいけない状況になるわけです。ですから、今からいつ架橋が早く通過しても、できれば今から計画しても3年、4年かかるわけです。今日計画して来年できるわけでありませんので、ぜひですね、この道路は必ず利用度は物すごく重要になると思っております。市内から伊良部架橋に抜けるにもトゥリバーに行って、トゥリバーから今度南側の方へ行って伊良部架橋に乗った方が早いんですよ。また、伊良部の方もそこを通過してきた方が特にこの庁舎あたりには早い。ですから、利用度が確実に増すのはもう目に見えておりますので、早目に計画しないと、私は何も今計画していないと言っておりますが、遅いぐらいだと思っております。ぜひ市長、部長、早目にこの道路の方はですね、計画して下さるようお願いをいたします。

それから、伊良部地区市道35号線でありますが、県と調整して頑張っていきたいということでもあります。どうぞ本当にお子様方の通学の時には歩道もないので、狭いのですよね、大変危険な今状態でございます。佐和田地区の方には、この歩道付きの道路がないんですよ。長浜から東側はいっぱいあるんですけど、佐和田地区は歩道付きの道路がまだないので、ぜひ市長も副市長もですね、早目にこの道路は予算化もお願いしたいと思います。

また、久松漁港西側の残土はもう何年ももちろん積まれております。しかし、近年この周辺にもペンションとかですね、アパートとか、いろいろ建物が建って、海の目の前にあってちょっと景観を崩すような、また大雨時には赤土が海へ流れていっているような感も見受けられますので、ぜひ環境の問題を考えましても早目の撤去の方もお願いをしたいと思います。

それから、健康ふれあいランドについてでございますが、新聞紙上でもお見受けしているように今宮古島は各地でホテル、またリゾートの計画がなされております。これからも多分この二、三年であと何十カ所も計画がされてくるだろうと思っております。ですから、私が言いたいのはこの狩俣リゾート株式会社、宮古の有志で何名かが募って株式会社をつくってやっていくという話でもありますが、これだけやはり国、県、市の厳しい財政の中にこういった公園をつくって、こういったのをさせるわけではございませんので、また失敗したら何のためにもない予算を入れてやったのか、これは大変なことになるだろうと思っておりますので、これだけプロが今からホテルやリゾートを何十カ所も何百カ所も宮古につくる計画しておりますので、生半可な素人感覚では私はこれからの厳しいリゾート、ホテル事業は厳しいだろうと予測されますので、もっと勉強もしてですね、しっかりとまた当局側はこんな20億もの金を投資して国、県、市の予算をつくるわけではございませんので、しっかりとした指導、助言の方もやっていかななくては、いつもこういったやり方が大体全国で失敗をなされておりますので、この辺の指導強化もぜひよろしくお願いしたいと思います。

市長、市長が今答弁したようにもちろん1子、2子、2番目からは保育料少し値下げしていると、ありがたいことではございますが、やはりもう4人、5人目からは無料にするという方針だけは僕はぜひやってもらいたい。

そして、池間におかれましてはこの修学旅行の金も一気に2人も3人も行く人もいるそうですので、この辺のまた対策の方もですね、子育てがしっかりできるようにお願いしたい。

そして、どうぞ市有地売却、またパブリックゴルフ場の売却、トゥリバーの売却、そういったのはもちろんインターネットにやるだけじゃなくて、この日本経済新聞とか、全国のすごい新聞にやはり広告を出して早目に売る。また、市有地の場合は、パブリックゴルフ場もであります。10月だったら10月、12月だったら12月入札を決めて、これから募集して一円でも高く売る努力をお願いを申し上げて我々宮古島市がやはり財政破綻しないように議員も職員も当局も全員で一生懸命これから努力をしてまいらなくちゃいけない。ぜひ市長、宮古島市に生まれてよかった、また老人が宮古島市で長生きしてよかったと思える宮古島市ができますようにお願いして私の一般質問を終わりたいと思います。

◎議長（友利恵一君）

これで棚原芳樹君の一般質問は終了いたしました。

◎下地秀一君

では、通告してありまして、一般質問を行ってまいりますが、私見も交えながら質問してまいりますので、当局の誠意ある答弁をよろしくお願いいたします。

最初に、行政改革と財政再建についてですが、宮古島市は各市町村が赤字再建団体の転落を回避するために市町村合併をしたという大きな課題があります。しかし、現在は第2の夕張市というありがたい評価をいただいており、一体その責任はだれにあるかという、やはり初代市長であります伊志嶺市長に大きな責任があると考えております。伊志嶺市長の性格と申しますか、余り人の性格は申し上げたくありませんが、つまり伊志嶺市長の人に対する優しさにつきましては申し分ありませんが、しかし行政の最高責任者としては若干政治家として、大変失礼と思いますが、資質に欠けると私は感じております。今宮古島市の市長に要求されるのは優しさと厳しさ、そして歴代市長のような強力なリーダーシップであり、相次ぐ職員の不祥事に対しても今ごろになって条例や法令を遵守しなさいというのはまさに本末転倒であり、職員の一部には条例や法令を理解できない職員もいるんじゃないかという、そのように厳しく指摘する市民の方々もおります。市長のこれまでの行政運営を根本から変えていかなければならないと考えており、不祥事を起こした職員に対してはもっと厳しく強い姿勢で臨む必要があり、そのような観点から一般質問を行ってまいります。

財政再建を図るには、単純に基本的には歳入を図り、歳出を抑制することであると思っております。しかし、当面の課題は今市が抱えている多くの滞納問題の解決や、特にあれだけの莫大な市有地を売却のために加速することが現時点では、今までは財政悪化を何とか健全化に向けていくには最善の方法だと考えております。今議会でも相当問題になっております下崎地区の土地売却、これは担当職員の事務的なミスで約4,000万の歳入不足が生じましたが、しかしどうしてもこれは莫大な市の収入につながる機運がありますので、現在どのようになっているのか。また、売却見込みはあるのか伺います。

また、トゥリバーの売却問題についても伺いますが、伊志嶺市長が平成6年に市長に就任以来、約13年にわたって取り組んできたが、その間太真社と申しましたか、フィリピンとのいろんな関係などさまざまな問題がありましたが、しかし現在は活発に設備投資をするだけで、売却に向けてなかなかその道が見えないと思っておりますが、現在どのような状況になっているのか伺います。

また、前回は質問いたしました。新税、新しい税の導入並びに篤志家の招聘、そして防衛省への予算確保についても具体的に今議会までどのような取り組みをしてきたのか伺います。

さらに、今年度の経常収支比率が約107%、これは異常な数値でもありますし、通常は70%から80%の間にポンプするのが好ましいと言われておりますので、経済収支比率の今回の悪化の原因と改善策についても伺います。

次に、水道事業の広域化について伺います。これまでにつきましては、昨年6月、9月、12月議会と質問してまいりましたが、当局はどの議会におきましても前向きに検討しますとか、委員会を立ち上げますとか、いろいろこれは議会用語で本当にやる気があるのか、また逃げるための言葉なのか、検討という言葉を使い過ぎて最近ではちょっと答弁もおかしいと考えておりますので、ぜひ今回は誠意のある答弁をいただきたいと思っております。

この問題につきましては、多良間村から議会決議をもって広域化の合併要請がありましたが、当局としては多良間村との合併、水道事業の合併を本気でするのかしないのか。これは、相手に対しましては正式なやはり考えを伝えるのがこれはある意味ではお互い自治体の信頼関係につながると考えております。また、この問題は総務財政委員会でもとりあえず預かってもらいましたが、やはり継続審議となっておりますし、もちろん当局の取り扱いが非常に不透明な中でこれは当然の結果だと考えております。合併については、当局がやはりやるのかやらんのか。それは、英断を持ってやると決めれば議会に判断を仰ぐべきものであり、これはもう少し行政の方が本気に取り組んでほしいと考えております。

また、これまで水道事業のあり方につきましても評価委員会の考えも多良間村との広域化が望ましいとの判断を示しております。今後の多良間村との広域化につきましては、市長の私は政治判断しかないと考えております。この問題は、水道局、現場ではこれは判断できませんので、市長がやると言えば現場はいつでもできますと、そういう一応返事もいただいておりますので、問題は市長が政策判断でやるのかやらんのか、それを市長に判断を求めたいと思っておりますので、ひとつ答弁をよろしく願います。

次に、たばこ税の一部予算化について伺います。最近、マスコミなどをよく拝見するたびに禁煙という言葉がよく躍って大変愛煙家の方々が非常に最近、これは社会的な一つの流れと申しますか、大変肩身の狭い思いでたばこを吸っていると言われております。しかし、今年も我が宮古島市にとりましては約3億5,000万という莫大なたばこ税が入っております。財政面におきましても大きく貢献しておりますし、そのような観点からも極端に申しまして喫煙者の存在はやはり無視できないと考えております。宮古島における葉たばこ生産による農業収入、平成17年度ではたしか135億ぐらいと、農業総生産高ですか、約135億ぐらいと記憶しておりますが、そのうちサトウキビが約60億、畜産業、和牛ですね、これが30億、続いて葉たばこが約20億と、このように高い農業生産額を誇っておりますし、また約2カ月有余にわたる収穫時におきましても2億円近い雇用効果が出ていると聞いております。しかし、本市におきましてはこのような農業生産者の努力もむなしく、本市は、宮古島市は全庁舎、そして教育関連施設におきましても全面禁煙という厳しい指導があり、特に今年から教育関連施設も禁煙となりましたが、おかげさまで特に愛煙家の先生方は生徒に隠れてたばこを吸っている状況だとも聞いてもおります。しかし、これは3億5,000万という莫大なたばこ税をいただいている以上、やはり愛煙家の方々に対しましては一定の配慮が必要かと考えておりますので、そこでたばこ税の一部を予算化して、1%でも350万あります。ぜひね、

喫煙対策に使う考えはないのか伺います。

次に、県立公園事業の早期実現についてですが、この問題は池間島における県立公園事業の断念以来、相当行政も県の方に出向きながらよく動きましたが、最近全くその問題がどこにいったかわかりませんが、この事業は宮古島市にとりましては、これは重点項目事業になっておりますので、ぜひ速やかに取り組んでもらいたいと思っております。この事業は、伊良部架橋に匹敵するようなスパンの長い事業として期待しておりますし、また平成23年までの沖縄振興特別措置法のあるうちにやはり速やかに事業の芽出しをしておかないと、今後はこの沖縄振興特別措置法が切れれば恐らくもうあれだけ莫大な宮古の経済を引っ張ってくれるような公共事業ですので、厳しいと思っておりますので、ぜひ早く取り組んでほしいと思っております。

また、この事業は平良市時代に当局が、私がずっと天文台、プラネタリウムの建設について要望してまいりましたが、この公園事業の中でメニューがありますという答弁をいただいておりますし、ぜひ宮古の子供たちの将来のためにもこういう夢を持つような教育関連施設というのは大事でありますので、ぜひそのためにも県立公園事業に取り組んでいただきたいと思っております。そこで、現在県立公園の整備計画に向けた県との調整はどうなっているのか伺います。

次に、訪問介護大手コムスの影響について伺います。この問題は、我が国が福祉国家として高齢者のための福祉事業を目玉として介護保険事業がスタートしてからやはり老後の不安がどの地区におきましてもある程度解消されたと考えております。しかし、今回の訪問介護の大手コムスの一連の不祥事は全国的に衝撃が走り、この宮古におきましても他人事じゃないと考えておりますので、そこで伺いますが、今回のコムスの不祥事に対して介護利用者への影響はこの宮古地区におきましてもあるのか。また、あるとしたら当局としてどのような対策を考えているのか伺います。

次に、北小学校の改築についても伺います。北小学校は、ご承知のとおり宮古で最も歴史のある学校で、明治15年に設立され、今年で創立125周年を迎えると聞いております。そこで、学校関係者は歴史の節目ということで小学校の改築に向けて並々ならぬ決意を持っており、そこで改築事業については旧平良市時代のたしか平成14年と思いますが、当時着工する予定が財政的な事情から先送りされた経緯があります。また、当局のこうした改築事業計画でも現時点で数年先の改築計画だと言われておりますが、現場としてはPTAを初め学校関係者が現在の校舎は教育現場としては児童生徒に危険が及ぶ可能性があるとの判断で当局に対し早期改築に向けての要請があったことはご承知かと考えております。今回学校関係者が事故が発生する前に児童生徒の安全確保を最優先に考えて要請したことは当局としても重く受けとめなければならぬと考えておりますので、現在北小学校の改築についてどのような状況にあるのか伺います。

次に、ごみ焼却施設の建設計画と現状について、これは何名かの方々が質問し、何度も答弁をいただいておりますので、この問題につきましては割愛させていただきます。

次に、荷川取公園への進入道路につきまして。この荷川取公園への進入道路につきましては、公園が今年完成しますが、荷川取公民館があるということで平成15年の12月議会では当局から前向きな答弁をいただいておりますが、今日に至るまで全く当局の整備計画に対する動きが見えません。今年荷川取公園事業が完成することで公民館も含めて利用者が増え、交通量も増加すると考えておりますが、現在の道路の幅員では対向車が来た場合、非常に危険な状態になり、道路の整備を急ぐ必要があると思っておりますが、そこで

荷川取公園への進入道路の拡張整備に向けて現在までどのような状況にあるのか伺います。

次に、農林水産業の振興について伺います。モズク漁の振興とプラントの誘致についてですが、先程富永元順議員からアセチルフコイダンについて質問がありました。この件につきましては、富永元順さんも一緒に実は宮古水の会という宮古の水を守るということを原点に毎月1回情報交換をしている小さな組織があります。この組織で先月の26日にうるま市の沖縄特別自由貿易地域にあるニライカナイ沖縄、そこを一緒に視察したということで富永議員とも今回いろいろな話を聞いてまいりましたので、ぜひ議会で当局の意見を求めるということで私が2人目の質問になりますが、実はこの件につきましてはその会社に行きましたら特別顧問というちょうど宮古出身の方がいらっしゃいまして、その方がいろんな我々の話を聞き、多くの資料をもらった中でもし宮古が受け入れてくれればぜひ宮古にもこのプラントを持っていきたいと。実は、このプラントというのは、アセチルフコイダンというのは、これは日本全国モズクはとれますが、沖縄で一番高品質のアセチルフコイダンがとれると。これは、がんの治療薬として今世界的に注目されていると聞いております。ある意味ではこれが、モズクが原料ですので、宮古のモズク漁が現在1,000トンから2,000トンと言われておりますが、やはりこのプラントが宮古に来てもらえればこれはもう雇用面からも大きく貢献するとともに、宮古のモズク漁が現在のもし2,000トンであれば1万トンという5倍の生産量を誇ってもこの設備が本当に買い取ってくれればまさに今後のモズク漁の水産業にも大きくつながっていくと思っております。そういうことで先程富永議員の質問の中で答弁をいただきましたが、私は現在の宮古におけるモズク漁の現状と当局が考えている振興策について伺います。その施設の宮古の誘致につきましては、栽培漁業センターあたりが一番いいと聞いておりますし、またあの地域が非常にモズク漁が盛んでありますので、別にプラントの誘致につきましては先程富永議員の質問で答弁いただいておりますので、私は今後モズク漁の振興のためにモズク漁の現状と振興策について伺います。

以上、答弁をいただいて再質問したいと思います。

◎市長（伊志嶺 亮君）

下地秀一議員の質問に答えます。

新税導入等でございますけれども、新税導入については地方公共団体が法定外税を新設する場合には市民の理解、条例の制定はもとより、国の同意が必要となります。現在導入に当たっての課題整理や関連する基礎調査を進めております。また、今月から専任職員を配置して推進体制の強化を図ったところであります。今後は、先進事例と十分な調査研究を行いながら導入に向けて取り組んでまいります。

篤志家の招聘については、市税の増加を図るという観点から提案がなされております。生まれ故郷を思い、ふるさとの発展に役立ちたいという方はたくさんいらっしゃいます。各地の宮古ふるさと会などを通して働きかけてまいりたいと考えております。

第2球場の予算確保でございますけれども、第2球場の建設はオリックスからの要望にある球場建設であり、前向きに検討しておりますが、現在の市の財政状況では厳しいものがあります。しかし、オリックスとしても当分は市営球場でよいとのことですので、今後の方向性としては市営球場の改修による拡張が行えないか検討するために調査費を計上してあります。

◎副市長（下地 学君）

県立公園事業の早期実現に向けてということなんですが、県立公園の整備促進においては県、市町村、

行政連絡協議会においても宮古圏域に圏域公園を早急に設置し、宮古圏域の活性化を図っていただきたいと強く県に要請しております。宮古圏域における広域公園整備については、沖縄振興計画及び県の都市計画における宮古都市計画区域マスタープラン等についても位置づけられており、県としてもその要請については十分に認識しているとのことであります。新たな県公園の整備については、県の財政事情が厳しいことや今後の社会情勢の動向も踏まえ慎重に検討していくとのことであります。市といたしましては、今後とも宮古圏域における県営公園の重要性を県に強く働きかけ、早期の整備が図れるよう努めてまいります。

◎教育長（久貝勝盛君）

老朽化の激しい北小学校の改築について速やかに取り組む考えはないかということです。お答えします。

学校教育施設の整備につきましては、建築基準法で新耐震化基準が制定をされた1981年以前の建物、老朽化の進んでいる校舎、屋内運動場等を整備するため平成18年に教育施設整備計画書を策定をしてあります。北小学校の現在の校舎は、昭和55年から58年に建築をされており、老朽化が進んでいるため全面的な校舎改築を平成22年度に計画をしております。教育施設整備計画に基づき年次的に整備を進めていきたいと考えております。

◎福祉保健部長（上地廣敏君）

まず、訪問介護コムスンについてでございますけれども、当市に事業展開をしているコムスンの利用者はケアプラン作成が35件、訪問介護が50件となっております。すぐにケアマネジャーから利用者への説明がなされており、サービスも現在のところ継続されております。また、当課への苦情や問い合わせ等は現在のところ全くございません。県高齢者福祉介護課によりますと、当市にあるコムスンの営業につきましては来年の3月31日まではサービスを継続することができるということでございますが、コムスンとしての更新は認めない方針となっております。また、コムスンに対しましては利用者の円滑な利用移行のための計画を7月末日までに厚生労働省、都道府県等に報告をし、以後進捗状況を定期的に報告するとともに、必要に応じ行政の指導を受けるよう、そういった指導がなされているところでございます。今後市といたしましては国、県の指導を受けながら利用者へのサービスの提供が中断することのないように慎重に対応してまいりたいと思っております。これは、介護の部分でありまして、次に障害福祉サービスを利用している方が3人ございます。コムスン宮古ケアセンターを利用してございまして、身体介護、家事援助等のサービスを受けております。コムスン宮古ケアセンターは、障害者自立支援法の規定によって事業者として指定をされております。指定期間は、平成18年10月1日から平成24年の9月まで、6年間となっております。恐らく介護同様、来年の3月31日をもって更新を認めないこととなることが予想されております。利用者への影響は今のところ特にございませんが、今後の事態の推移に応じサービス利用に支障が出ることはないよう利用者からの相談に応じるとともに、他の事業者などとの調整を行うなど利用者に対するサービスの確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

◎経済部長（宮國泰男君）

農林水産行政の中でのモズク漁の振興ということでございます。現在大体宮古のモズクは1,200トンから1,000トンぐらいを上下してございます。ですが、過去には2,000トン近い数字もですね、ございまして、漁業的には十分増やせる素地を持ってございます。今日の質問を受けまして、大変心強いものがございま

す。これまでモズクをつくったりとか、つくらなかつたりするのはですね、前年のモズクの単価、これが大変に上下するというでなかなか水産漁業者がですね、力を入れてできなかつたというのも原因でございます。そういうことで宮古でこの加工場がですね、誘致できるのであれば新たな産業が生まれるわけでございますから、私どもも1度お会いしてですね、話をお聞きしたいというふうに思っております。今後の対応としましては積極的に動いていきたいというふうに思いますので、どうぞご紹介等もよろしくお願ひしたいと思ひます。

〔議長、休憩お願ひします〕の声あり〕

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後5時50分）

再開いたします。

（再開＝午後5時50分）

◎市長（伊志嶺 亮君）

水道事業の広域化は、国が進めていることであります。宮古でも多良間村からの要請もありまして、一応やる方向で考えております。ただしですね、多良間村まで広域することによってこれが水道局の財政的負担、そういうものが過重になってこれが市民の水道料等にはね返ってくる可能性があるかないか、そういうあたりも検討しながら国、県と相談してまいりたいと考えております。

◎財政課長（石原智男君）

下地秀一議員の平成19年度における経常収支比率の改善について、それから悪化の要因等についてのご質問でございますが、経常収支比率については平成17年度が99.1%、平成18年度は今現在決算統計の作業中ではありますが、比率についてまだ確定しておりませんが、一応前年並みになるのではないかと見込んでおります。平成19年度においては、現在の予算どおりに決算が行われたとした場合には107%になるというふうに見込んでおります。

比率の悪化の要因となったというものは何かということですが、まず19年度においては生活保護費等の扶助費、それから国保会計、老人保健会計等の医療費の伸びによる一般会計からの繰出金の増加が要因となっております。経常収支比率は、下地議員がおっしゃるように75%程度が妥当と考えられ、本市におきましては厳しい数値となっております。今年度も引き続き自主財源の市税徴収等の歳入を強化するとともに、物件費、扶助費等の経常的経費の抑制に努め、比率改善に向けて一層取り組んでまいります。

次に、たばこ税の一部予算化についてとの質問でございます。たばこ税の一部を喫煙対策に必要な予算化に向けて1%程度の予算計上はできないかという話でございますけれども、たばこ税については平成18年度の実績、収入実績は3億4,410万円です。本年度の当初予算では3億4,920万円計上されております。

1%は約350万円程度になりますが、下地秀一議員のご提言につきましては今後も財政再生回避のための財政指標等の動向と照らし合わせながら検討してまいります。連結実質赤字比率の改善がもうここ2年間で行われなければなりませんので、その改善が行われなければ厳しいものになるだろうと思ひます。

◎道路建設課長（前里重信君）

荷川取公園への進入道路についてということですが、この路線はご指摘のとおり道路幅員も狭く、車両

の通行にも支障を来している状況となっております。なお、この路線沿いには荷川取公民館もあり、利用者に支障を来しておりますので、本市といたしましては整備の必要性や整備による効果等調査、整理いたしまして、補助事業での整備に向けて関係機関と調整を図っていきたいと思っております。

（議長、休憩をお願いします、答弁漏れがありますから）
の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩します。

（休憩＝午後5時55分）

再開します。

（再開＝午後5時56分）

◎地域戦略局長（與那嶺 大君）

トゥリバー地区の現状についてお答え申し上げます。

4月の異動で対策局長の命を受けまして、これまで複数の企業の方がトゥリバーを視察してございます。今議会で4,000万円の補正予算を議会の方に提案してございまして、議会の議決次第、媒介業者の選定の取り組みを行ってまいりたいと思っております。

◎総務部長（宮川耕次君）

下崎地区の売却につきましては、その後新たな動きは特にありません。今後引き続きまた頑張っていきたいと思っております。よろしく。

◎下地秀一君

それでは、再質問させていただきます。

先程防衛省予算の確保についてですが、この問題は実は自衛隊関係者からは本市が本気で防衛省へ本当に予算確保に来るんでしたら可能性があると考えております。つまり現在のオリックスキャンプの継続条件として第2球場の建設を要望していると思っております。その件について第2球場につきましても自衛隊関係予算でできると、そういう自衛隊関係者が言っておりますので、問題は幾ら担当部課長がこういう防衛省ですか、自衛隊乗り込んでいっても恐らく厳しいだろうと。やはりこれはトップが行って初めて私はいい話ができると思っておりますが、市長、市長がもちろん自衛隊反対の立場でも構いません。しかし、こういうふうに高率補助の公共事業を導入することによってやはり市民の生活のレベルアップできるような経済活性化につながってまいりますので、ある意味では市長がたばこは吸わせないが、たばこ税もらうと、これは同じ論理ですので、ぜひね、自衛隊反対でも結構であります。しかし、市民のために財政が厳しければあれだけの高率補助が自衛隊関係予算にありますので、市長がその予算をとりに行ってもらえるのかどうか、それをもう一度伺いたいと思っております。

そしてまた、トゥリバー地区の売却につきましても専任媒介契約というか、いろいろその契約、制度が出たり消えたりしておりますが、これは最初からはっきり申しまして、これは他力本願と言わざるを得ませんので、問題は市長がやはりトップセールスマンとしてあれだけの40億の品物ですから、これを一部課長が行ったところで恐らく相手は相手にしませんと私は思っております。市長がみずから本当に宮古のために売るんだという気持ちを持って、ある意味では中央の関係省庁、もしくは市長のこれまでの人脈をフ

ルに使うって私は市長が本気になって行動すべきだと考えておりますが、そういうトゥリバー売却についても市長が本当にみずから行動してもらえるのかどうか、それについても伺います。

そしてまた、篤志家の招聘につきましては、これは以前から私は申しておりますが、現在政府の方で、総務省でふるさと納税制度が今検討されております。これは、まさにこれと少し似ているんじゃないかと思っておりますし、ある意味ではね、こういう制度は、ふるさと納税制度が今法制化急いでおりますが、恐らくその法律がスタートするといっても四、五年後になるかなと思っております。そういうことでぜひね、これは財政厳しければやはりふるさとを思う方々はたくさんおりますので、問題はまずはその前に大都市圏と呼ばれる東京、大阪、名古屋、福岡と宮古出身の成功した方々たくさんおります。まずはそのリストアップ、まずそのリストアップから始めてもらえるのかどうか、まずそれも伺いたいと思います。

次に、水道事業につきまして市長の答弁を聞きますと、どうしても玉虫色に聞こえて、やる方向と言いますが、全く具体的な案が見えないと思っております。先程市長は多良間村の水道事業ということで赤字とか、増えるのかなんとか、現在の赤字をどうしようかという、そういう考えがありますが、依然現在の沖縄電力の前身の宮古電力の時代にちょうど池間島、伊良部、そして多良間とすべて赤字覚悟で当時は自治体がすべて電気事業はやっていましたから、将来に向けて赤字覚悟ですべて吸収した歴史があります。これが今の沖縄電力になったと思っております。そのときは、多良間村を吸収したときは私も先頭になって全面改修工事に行った昭和49年、今でも記憶してもおります。そういうことで目の前の赤字よりも多良間村が吸収することでやはり宮古本島と同じ料金で安全でおいしい水が飲めるという、これは多良間村にとっては大きな今後の宝と申しますか、これはそういう宝というか、これは大きな問題でありますので、ぜひね、目先の赤字よりも5年、10年先、水道事業はこうあるべきだという一つの指針と申しますか、将来はまた水道、広域化。独自の経営形態をやはり水道事業はやってもらおうと、そういう方向で市長、もう一度、市長の答弁を聞きますとやる方向と言いますが、何か最後の答弁聞きますと玉虫色に聞こえてまいりましたので、これは市長の政治判断しかありませんので、市長が本当に水道事業を広域化に向けて推進するの难道うかももう一度答弁をいただきたいと思っております。

次に、北小学校、先程はやはりこれは事務的な答弁だろうと思っております。平成22年に北小学校の改築を予定していると、これはあくまでも事務的な流れの中で答弁だろうと思っておりますが、しかし今の危険家屋と言われる北小学校、もし事故が起こったらどうするかということもありますが、しかしこれはやはりもう一度現場を視察していただいて本当に22年でいいのか。あとは、やはりこれでおかしいとなればあとは、これも政治判断しかありませんので、ぜひ現場としてはどうしても平成20年に改築を始めてほしいと、そういう強い要望なり、並びにまたそういうことで改築工事の計画はある中でも北小学校はあえて要請行動も行っておりますので、これは平成20年着工を現場は期待しておりますし、これもやはり市長の、当局の政治判断しかないと思っておりますので、もう一度要請行動にある次年度着工、改築に向けてもう一度当局として検討できないかどうか当局の答弁をもう一度いただきたいと思っております。

答弁いただいてまた再質問したいと思います。

◎市長（伊志嶺 亮君）

第2球場についての防衛省の予算については、これが可能性があるという話をオリックス協力会の会長等から聞きまして、職員と仲介をする人と防衛省に行きましたけども、そのときは難しいということでご

ざいました。しかし、また私が行ったら違うかもわかりませんので、行ってみたいと考えております。

トゥリバー売却について企業誘致は私自身いたしております。それは、先日県の東京事務所に行って、あそこに企業誘致担当の方がおりますので、その方からもぜひ宮古にも紹介してもらいたいということを経営者としてお願いしてまいりました。これからはしっかりと頑張りたいと思っております。

多良間の広域化については、広域化に向けてのシミュレーションが必要でありますので、ぜひ水道局にはそのシミュレーションをつくってもらって、それを見てから前向きに検討していきたいと思っております。

◎教育長（久貝勝盛君）

大変難しい問題でどう答えていいか大変迷っていますけれども、これからですね、調査入れてその行革の中でですね、もし見直されるような、そういった部分があれば市長部局と相談をしたいと思っております。

（「議長、休憩をお願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後6時07分）

再開いたします。

（再開＝午後6時07分）

◎市長（伊志嶺 亮君）

郷友会名簿等を検討してリストアップしていきたいと思っております。

◎下地秀一君

水道事業の広域化、ある意味では先程の答弁よりは一步前進と思っておりますので、ぜひ市長にね、恐らく現場もそれなりに動くと思っておりますので、目先の赤字よりも5年、10年先の多良間村民の幸せを期待してね、ぜひ実現して下さるようお願いしたいと思います。

また、北小学校の改築につきましても先程また22年改築予定が検討ということで一步前進という答弁いただきましたので、お礼を申し上げまして私の質問を終わります。

◎議長（友利恵一君）

これで下地秀一君の一般質問は終了いたしました。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会いたします。

（延会＝午後6時10分）

平成 19 年

第 5 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

6 月 22 日 (金) 6 日目

(一 般 質 問)

平成19年第5回宮古島市議会定例会（6月）議事日程第6号

平成19年6月22日（金）午前10時開議

日程第1 一般質問

◎会議に付した事件

議事日程と同じ

平成19年第5回宮古島市議会定例会（6月）会議録

平成19年6月22日

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（26名）

（散会＝午後6時22分）

議長（1番）	友利 惠一 君	議員（14番）	眞榮城 徳彦 君
副議長（22"）	下地 智 "	"（15"）	嘉手納 学 "
議員（2"）	仲間 明典 "	"（16"）	新城 啓世 "
"（3"）	池間 健榮 "	"（17"）	上地 博通 "
"（4"）	新里 聰 "	"（18"）	平良 隆 "
"（6"）	佐久本 洋介 "	"（19"）	亀濱 玲子 "
"（7"）	砂川 明寛 "	"（20"）	上里 樹 "
"（8"）	棚原 芳樹 "	"（21"）	與那覇 夕ズ子 "
"（9"）	前川 尚誼 "	"（23"）	豊見山 恵栄 "
"（10"）	與那嶺 誓雄 "	"（24"）	富永 元順 "
"（12"）	池間 豊 "	"（25"）	富浜 浩 "
"（13"）	宮城 英文 "	"（26"）	下地 秀一 "
		"（27"）	下地 明 "
		"（28"）	池間 雅昭 "

◎欠席議員（1名）

議員（11番） 山里 雅彦 君

◎説明員

市長	伊志嶺 亮 君	消防 長	伊舎堂 勇 君
副市長	下地 学 "	水道局 次長	砂川 定之 "
会計管理者	譜久村 基嗣 "	教育 長	久貝 勝盛 "
総務部長	宮川 耕次 "	教育部 長	長濱 光雄 "
企画政策部長	久貝 智子 "	生涯学習部 長	二木 哲 "
福祉保健部長	上地 廣敏 "	総務課 長	伊良部 平師 "
経済部長	宮國 泰男 "	財政課 長	石原 智男 "
建設部長	平良 富男 "	企画調整課 長	下地 信男 "
伊良部総合支所長	垣花 恵 "	環境施設整備局長	平良 光善 "
平良支所長	狩俣 照雄 "	都市計画課 長	長崎 富夫 "
城辺支所長	饒平名 建次 "	市民生活課 長	村吉 順栄 "
下地支所長	平良 哲則 "	情報政策課 長	喜屋武 重三 "
上野支所長	砂川 正吉 "		

◎議会事務局職員出席者

事務局 長	下地 嘉春 君	議事 係	仲間 清人 君
次 長	荷川取 辰美 "	庶務 係 長	友利 毅彦 "
補佐兼議事係長	砂川 芳徳 "		

◎議長（友利恵一君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は26名で、定足数に達しております。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第6号のとおりであります。

この際、日程第1、一般質問について、昨日に引き続き質問を続行いたします。

本日は、豊見山恵栄君からであります。

これより順次質問の発言を許します。

◎豊見山恵栄君

通告に基づきまして一般質問を行います。当局の誠意ある答弁を求めます。

まず、一般質問に入る前に、私の私見を申し上げます。職員の相次ぐ不祥事で職員の管理不届き状況について、市長の責任問題についてであります。私はこの問題について、責任のとり方はいろいろあると思います。おやめになって責任のとり方。さらに、市長が責任をとって辞職するという事になると、市長選挙等々市政全体に大変な混乱を起こし、今の本市の財政に大きな負担をかけ、現在の夕張以上に赤字団体に陥ることは目に見えておるわけであります。私は、市長は市民からの負託を受け、当選したわけでありますので、任期期間中残り2年余の期間をみずからも襟を正し、市職員をしっかりと厳しい管理監督のもと、本市の財政健全化計画を正式実現へ向け、不転の決意をもって市長として市民の福祉向上に鋭意努力するのも責任のとり方だと思っております。市長は、本市のトップリーダーとしてこれからも一生懸命に頑張っていたきたい。そして、私も含めて議員の皆様方と一緒に考えていかなきゃならない。というのは、一般質問は我々議員にとって市民の皆様方に自身の政治姿勢を示すものであり、政治生命を左右するものであります。市民の代弁者として貴重な時間でもあり、よってやじや激励はいいとしましても、質問者以外の質問等々はやめた方がいいと、このように思うわけであります。

それでは、一般質問に入らせていただきます。まずは、福祉行政についてであります。その一つ、国民健康保険税の旧市町村の徴収平等性についてであります。宮古島市国民健康保険税、これは平成18年度の資料であります。旧市町村別に読み上げてみたいと思っております。所得割、旧平良市100分の8.5、旧城辺町100分の7.5、旧下地町100分の5.9、旧上野村100分の5.9、旧伊良部町100分の10。資産割、旧平良市100分の35、旧城辺町100分の50、旧下地町100分の35、旧上野村100分の41、旧伊良部町100分の49.58。均等割、1人につき旧平良市が1万8,000円、旧城辺町が1万1,500円、旧下地町が1万1,500円、旧上野村が1万1,500円、旧伊良部町は1万5,000円。平等割、旧平良市が1世帯につき2万円、旧城辺町1万3,000円、旧下地町が1万3,000円、旧上野村が1万3,000円、旧伊良部町が2万1,000円となっております。私が5市町村が市町村合併して、もう2年になろうとしております。この市町村の平等性について質問をしてみたいと思っております。

均等割は、旧城辺町、旧下地町、旧上野村1人に対して、旧伊良部町民が3,500円の増になっております。さらに、旧伊良部町の被保険者数は3,320名でありますので、トータルしたら1,162万円になるわけであります。平等割についてであります。旧城辺町、旧下地町、旧上野村に比較をしますと、8,000円掛ける世帯数が1,640世帯であり、1,320万円の負担を旧伊良部町が負担をしているわけであります。伊良

部地域にとって3,000円の3,320人、9,960万円の旧伊良部町に対しての増であります。平等割においては、1,000円掛ける1,640、164万円の減であります。なぜこのような数字が出たのか、私は理解に苦しむものであります。この数字の結果を踏まえて、伊良部地域住民は年平均しまして住民1人当たり恐らくは4万円から5万円の他の地域住民よりも多く負担をしている数字になるわけであります。この点について担当部長のご答弁をいただきたい。お願いを申し上げます。

次に、宮古島市社会福祉協議会伊良部支所職員給与についてであります。宮古島市社会福祉協議会補助金は、平成18年度で9,239万7,000円、19年度で8,777万円が市から支出されております。がしかし、平成18年度宮古島市から社協の運営補助金として8,986万4,000円が予算計上されております。差額が大分あるわけであります。この差額についてご説明をお願い申し上げます。

社協側が主張する人件費以外に流用すれば、市から返還命令ができるのかどうか。

二つ目に、14名の法人職員の報酬は公務員と同じで人事院勧告に従ってアップしていくよと会長発言とのこと。会長発言に対してどう思うのか、ご答弁をお願い申し上げます。

三つ目、法人職員、14名の職員は、給料、ボーナス等すべて宮古島市の条例に準じているわけですが、市としては今後とも彼らの主張に基づいて14名に補助金を出していくのかどうか、ご答弁をお願い申し上げます。

四つ、市としては、現在社協において給与引き下げに対して裁判中であることを知りながら急に補助金要綱をつくり、告示したのはなぜなのか。

五つ、合併して1年有余、補助金はどういう形で社協に支出していたのか。

六つ目、補助対象事業の中で運営補助事業にのみ備考で説明書きしたのはどういうことなのか。

七つ目、同じ社協の職員に対して助成金対象と対象外に区別または差別している点について、税金をもって助成している以上、社協に対して問題問いただす権利があると思うんですが、その点どうであるのか。

合併後宮古島市社会福祉協議会伊良部支所の職員の給与、手当が減額されている。他の宮古島市社協の職員がさらに上がっているその状況は認識しているのかどうか。それだけの補助金を出しており、市はどのような指導をしてきたのか。また、指導はしていないのか。6月17日の毎日新聞の報道で、不当賃金を切り下げられたとして控訴し、姑息に規則を変更しているとの報道だが、市は認識していたのかどうか。補助金は特定の職員の給料としてのみ補助しているのか、平等性はないのか、ご答弁をお願い申し上げます。

次に、道路行政についてであります。伊良部架橋の進捗状況についてお尋ねいたします。我々宮古島市民の願望でありました伊良部架橋も、昨年3月18日の起工式と同時に工事に着工し、伊良部一平良間の高速船で見るたびに伊良部架橋の実現に期待しているものであります。よって、今現在の架橋の進捗状況について答弁していただきたいと思います。同時に、沖縄県とその後どのような打ち合わせがあったのか。仲井眞知事は、伊良部架橋完成を従来より2年間短縮したいと、メディアを通して発表しております。その件についても、ご答弁をお願い申し上げます。

観光行政について。通り池周辺の整備についてであります。私は、平成18年9月定例会にも質問をさせていただきました。ご承知のとおり伊良部地域の通り池は、国の文化審議会において国の名勝と天然記念物の重複指定を受けております。よって、お伺いをいたします。通り池周辺及び通り池よりナベ底を結ぶ

遊歩道の整備はなされているのか。もしなされていなかったら今後どう整備するのか、お伺いいたします。
答弁を聞いてから再質問をさせていただきます。

◎市長（伊志嶺 亮君）

豊見山恵栄議員の質問にお答えします。

伊良部架橋の進捗状況でございますけれども、県の担当課によりますと、伊良部大橋の概要としましては、延長が橋梁部分と海中道路部分と合わせて4,430メートル、事業費が320億円、平成24年度の完成を目指しておりますが、知事は前倒しもあり得ると示唆しております。これは、宮古島市としては大いに歓迎すべき、感謝すべき発言だと思っております。なお、平成19年度までの進捗状況ですが、一般分と国債分を合わせまして事業費の累計が111億3,500万円で、進捗率が35%となっております。

沖縄県との調整ですが、伊良部大橋の推進協議会や汚染防止協議会等を通しましてその都度調整を行っております。

◎福祉保健部長（上地廣敏君）

まず、国民健康保険税の課税の状況でございますけれども、ご案内のように健康保険税につきましては合併協議の中で5年以内の暫定措置の期間において税率等の健全な運営に資するための必要な税が確保できるための税率については、5年以内に統一するというふうなことがまず決められておりました。そこで、現在国民健康保険税はですね、この協定により旧市町村の税率で今不均一課税がされております。伊良部地域につきましては、応能、応益割の割合が7割軽減措置の条件を満たしておりません。国保税の軽減割合は、他の地域同様7割、5割、2割の軽減措置が適用されず、現在6割と4割の軽減で据え置かれている状況にあります。したがって、市といたしましては、軽減措置の統一、平成20年度から実施する特定検診、保健指導の費用を含めた税率を検討してまいりたいと。そして、平成20年度からの国保税の税率の平準化に向けて今取り組みを開始しているところであります。

参考までに申し上げますけれども、伊良部地域の1人当たりの国民健康保険税額は3万1,016円であります。宮古島市そのほかの4地区を加えた平均の1人当たりの税額が3万8,289円でありますから、議員ご指摘のように伊良部地域は平均額より高いというふうなことにはなっていないということになるわけであります。それから、1世帯当たりの税額でありますけれども、伊良部地域はですね、6万4,807円でありまして、平均の額が8万881円でありますから、世帯割にしましてもですね、市の平均額を下回っているという状況にあります。

それから、社会福祉協議会の件でございますが、まず初めに社協への補助金、18年度9,239万7,000円、19年度が8,777万7,000円でありまして、差額が462万円、前年比で5%減額をしております。初めに、人件費に流用すれば市から返還命令が出るのかということですが、これは恐らく介護保険事業に従事している職員の人件費に流用すればという趣旨だと理解をしておりますので、そのつもりで答弁を申し上げたいと思います。まず、宮古島市社会福祉協議会運営補助金、補助金のその交付要綱に基づいて交付をしているわけでありまして、要綱でうたっている社協の運営及び福祉事業の推進に対して市から交付されております。また、それに沿って、要綱に沿って適切な内容の用途であれば特に返還を求めることはございません。

それから、14名の職員の給与について人勸に従ってアップしていくというふうな発言などがあるがとい

うふうなことでありますが、社協は独立した社会福祉法人であります。したがって、定款に基づいて給与表が現在作成され、支給されていると思っております。人勧に従うか否かにつきましては、理事会等で社協が決定しているようであります。

それから、いわゆる伊良部地区からの14名の職員給与について宮古島市の条例に準じているわけですが、今後もその14名について補助金を出していくのかということですが、社協に關しましてはあくまでも宮古島市社会福祉協議会補助金交付要綱に基づきまして補助金を交付しているところであります。これまでの補助金につきましては、従来ありました補助金・負担金審議会の審査を得て交付額を決定してきたところであります。給与のみに助成をしているというものではございません。また、先程答弁したとおり、社協職員の給与につきましては社協の定款において理事会で決定されているというふうに伺っておりまして、市が決定するというふうなものではございません。そのようにご理解を願いたいと思えます。

現在裁判係争中であるということを知りながらなぜ急に交付要綱をつくったのかということですが、平成17年度は旧市町村において合併前に既に社協に対しては補助金交付がなされておりました。社会福祉協議会に対しての個別の交付要綱が整備されていなく、市の補助金交付要綱で対応していたために、部内でいろいろ検討しました結果、社協に対する個別の交付要綱の作成が必要であるという結論に達しましたので、他の市町村等の要綱を参考に交付要綱案を作成をいたしました。条例審査会等においても、決定を見て告示をして、それに基づいて交付をしているわけでありまして、ご質問の補助金交付と給与引き下げ等について係争中の裁判とは直接関係するものではございませんので、ご理解を賜りたいと思えます。

次に、補助金はどのような形で社協に支出をしていたのかということですが、まず社協に対する補助金は先程も申し上げましたように、交付要綱第3条第1項に定めのあるとおり、事業計画書、予算等の説明書、予算書も当然ですが、その他市長が必要と認める書類を提出をさせまして交付申請を受け付けております。補助金の使途につきましては、交付要綱の別表で示されている15の項目の事業及びその他市長が必要と認めた事業について活用するよう指導しているところであります。

それから、補助対象事業の中で運営補助事業のみに備考欄で説明書きをしたのはなぜかということですが、これは交付要綱の別表の備考欄のことを指していると思えますけれども、まず補助対象事業の中の社協運営事業の備考欄に介護保険事業等に係る経費、括弧書きで人件費を含むを除くというふうな説明書きがされております。その理由といたしましては、まず社協にも民間事業者と同じように一つの事業所として訪問介護やデイサービス等サービス利用者の利用料の負担及び介護保険特別会計からの人件費についての負担もあることから、そういった備考欄で介護保険事業に係る経費のうち人件費を除くというふうな書き方になったものと理解しております。

それから、同じ社協の職員でありながら補助金対象、対象外に区別しているのは差別であるということですが、社協に対してどういった形で対応していくのかということのご質問だと思えますけれども、まず社協の現在の理事の改選が10月に予定されているというふうに聞いております。宮古島市からも、新しく2名理事が入る予定になっております。予定をしております。また、今年9月ごろに宮古島市の監査委員をして6カ所の外郭団体等に対し、いわゆる市が補助金を交付している団体等の監査を実施する計画

があると伺っておりますので、監査委員の方々にお申しまして社協に対する補助金が交付されている範囲内での監査を実施して、それに基づいて指導してまいりたいというふうに思っております。

◎伊良部総合支所長（垣花 恵君）

通り池周辺の整備についてでありますけれども、まず通り池は県立自然公園、国の名勝、天然記念物に指定を受けております。県内有数の観光名所として、多くの観光客が訪れております。周辺整備につきましては、自然景観を生かし、環境に配慮した整備を行っていきたいと考えております。まず、観光の重要観光資源として活用していきたいと、考えております。本年度の整備としましては、台風で破損した遊歩道の整備、それから老朽化で撤去されました東屋の整備を行ってまいります。

◎豊見山恵栄君

宮古島市国民健康保険税、余り納得しかねないところがあります。この資料によりますと、均等割で伊良部地域の被保険者の皆様方は、平良地域を除く3地域の皆様方より3,500円の負担を強いられているというふうなことをお話を聞いております。さらには、先程も質問いたしましたけれども、平等割1世帯当たり8,000円の負担増というふうな話を聞いております。先程部長の答弁の中には、むしろ伊良部地域の方が安いというふうなことでありますが、私には納得しかねます。18年度のこの資料であります、1人当たりの税額、これは医療、介護全体であります。平成19年度であります。旧平良市が1人当たり4万5,218円、旧城辺町が1人当たり2万5,468円、旧下地町2万7,520円、旧上野村2万9,235円、旧伊良部町3万1,016円、この数字が出ているわけでありまして。

そして、私が納得できないのは、旧市町村の条例に基づく国民健康保険制度の取り扱い。部長答弁なさっているように、税率については合併後に調整する。ただし、合併後5年以内の暫定措置の期間において、国保事業の健全な運営に必要な財源の確保はできるというふうなうたわわております。5年以内ということは、5年でやれというふうなことではないと思っております。健全な国民健康保険税の徴収に当たっては、同じ市民でありますので、早いうちに、合併まだ2年足らずでありますけれども、早い時期に平等にこの調整をしていただきたい、このように思っております。

私の考え方ちょっと間違っているかも知れませんが、今国民健康保険税約11億の赤を出しております。私の考えによりますと、城辺、下地、上野、3地域が大変負担になると思うんですが、もし平良地域並みに健康保険税を支払っていただけるものならば、この11億の赤字の解消にもなろうかというふうな考え持っております。あと、1回だけ答弁をお願いを申し上げます。

宮古島市社協への運営補助金、平成18年度予算は9,239万7,000円というふうなことで計上をされております。がしかし、予算書に見ますと、これが8,946万6,000円というふうな数字に大きな違いがあります。この違いも説明していただきたいし、そして法人職員の14名の給与、これは社協の奥平会長の発言であります。公務員と同じで人事院勧告に従ってアップしていく、このように会長が発言をしております。この点について、あと1回だけ答弁をお願いを申し上げます。

さらには、合併後宮古島市福祉協議会伊良部支所の職員の給与、手当が減額になっております。そして、今でも係争中であります。なぜこのような伊良部支所の給与減額になったのか。そして、今後伊良部支所の14名の職員の皆様に対して宮古島市社協にどのようなアドバイスをやっていくのか、この点についてもご答弁をいただきます。

伊良部架橋については、市長の方からいろいろ説明がありました。この伊良部島架橋、我々宮古島市にとって本当に夢のかけ橋であった大橋が工事進行中であります。これからも連携を密にして、沖縄県の担当職員、そして架橋部署皆様方も連絡を密にしながらいい架橋ができますようお願い申し上げます。

通り池周辺の整備でございます。通り池は我々伊良部地域のみならず、我々宮古島市にとっても観光の目玉として非常に大事な資源であります。伊良部支所長より答弁をいただきましたので、この点についてはどうぞこれからも通り池周辺のみならず、伊良部地域の観光資源大事にしながら、頑張っていたきたいとお願ひ申し上げます。

福祉保健部長に答弁をあと1回お願いします。

◎福祉保健部長（上地廣敏君）

まず、合併協議で国民健康保険税の税率につきまして、5年以内に見直しをするという約束がされております。5年以内というのは、5年を待たずに早目に平準化した方がよろしいのではないのかというご質問でございますが、今平成20年度の国民健康保険税から税率の平準化をしようという形で主管課の方で作業を進めているところであります。したがって、20年度から統一した税率でもって課税がされていくものと思っております。

それから、伊良部地域の国保税が非常に高いと、納得いかないということではありますが、これはですね、豊見山議員が指摘されているとおり、均等割額が伊良部地域は1人当たり1万5,000円、それから平等割が2万1,000円。ただ、平良地区を除く、城辺、下地、上野の郡部の3地区におきましては、なるほどご指摘のとおり均等割が1人当たり1万1,500円、3,500円程度の開きがありまして、伊良部地区の方が均等割につきましては1人当たり3,500円高いという状況になっております。それから、平等割につきましても、伊良部地域が2万1,000円に対しまして城辺、下地、上野の地域が1万3,000円ということで、これも8,000円1世帯当たり伊良部地域が高いということで、税率から見ますとそういった形になっております。ただ、この税率を適用して均等割、平等割のほかに所得割と資産割がございます。今市は4方式で課税しておりますので、所得と資産割の税率等をもってこの四つの項目について課税をして、平均を、1人当たりの税額などを出してみました。そうしますと、最初のご質問のときにお答えしましたようにですね、1人当たりの税額というのは、平良地区が4万5,218円、城辺地区が2万5,468円、下地地区が2万7,520円、上野地区が2万9,235円、伊良部地区が3万1,016円ということで、1人当たりの税額にいたしますと城辺、下地、上野地区より伊良部地域の方がなるほど高くなっております。ただ、市全体を見ますとですね、市の平均額というのは3万8,289円ですから、伊良部地域の3万1,016円というのは全体の平均からしますと約7,000円余伊良部地域は平均額から下がっているというふうな結果になるわけであります。これは、平等割についても言えることであります。最初のご質問のときも申し上げましたように、今伊良部地域では7割の軽減が適用されていないというふうなことなどもありまして、そういったことから7割、5割、2割の適用が受けられるようにですね、そういったことも勘案しまして20年度から税率の平準化をしたいということで作業を進めているところでありますので、ひとつご理解を願いたいと思います。

それから、社協の会長から人勸並みに職員の給与をするということであったということでございますけれども、確かに人事院勧告はされますが、今宮古島市が置かれている財政状況というのは非常に厳しいものがありまして、現在でも職員給与にはまださわっておりませんが、管理職手当が全額カットされている

という状況にあります。当然社協につきましても、合併前は旧それぞれの市町村の給与条例に基づいて社協の職員の給与が支給されていたとっておりますので、そういったことからしますと市が、仮に人事院勧告がなされても市は今人事院勧告どおり、給与について勧告どおり実施するかということは非常に厳しい状況にあると思いますので、市のですね、対応を見て社協の方も市に準じてやっていただくというふうなことになるかと思っております。

それから、給与について、宮古島市社会福祉協議会伊良部支所の職員の給与が引き下げをされているということでございますけれども、これにつきましてはその差額分を、今新聞報道などを見ますと差額分につきまして調整給ということで支給されているというふうなこともありますが、ただ裁判の方で今係争中でございます。いわゆるこの差額についての不当扱いであるというふうなことで裁判で係争中でありますので、これについて市がどうこう言える立場にはないと思いますので、この件については直接かかわっているものでもございませんので、そのようにご理解を願いたいと思います。

◎豊見山恵栄君

再々質問をさせていただきます。

部長あのね、均等割、平等割伊良部地域が高いですね。さらには、所得割、資産割についても、特に資産割については旧5市町村の、他の旧4市町村よりも旧伊良部地域が高い、100分の10。平良100分の8.5、城辺7.5、下地5.9、上野5.9。資産割においては、城辺地区が100分の50で最も高いわけでありまして、その次に伊良部が100分の49.58というふうになっております。よって、なぜ部長は平成20年度から、この合併5年以内の暫定措置法に基づいて20年度からやるというふうなことを話しております。私が一番理解できないのは、1人当たりの税額。部長は先程答弁しておりましたけれども、伊良部が平均をしたら平均額よりは安いというふうなことを話しております。確かに平均額よりは安くはなっております。なぜこうなるかということ、旧平良市の方が1人当たりの税額が45万2,110円。各地域よりも倍額であるから、この平均をとればこのようになるわけでありまして。私は、平均額を言っているんじゃないんです。平良は別にしましても、他の城辺、下地、上野に比較してなぜ伊良部の地域がこの税額を、この多額の負担をしなきゃいけないのか、このような質問をしているわけでありまして。これは、ひとつあと1回答弁をしていただきます。

そして、国民健康保険税についてでありますけれども、市長はこの税額の差額についてどのようなお考えを持っていらっしゃるのか、市長のご答弁もお願い申し上げ、我々宮古島市が、市と、そして議会、まさに車の両輪のごとく、今後このような不祥事がないように我々議会もチェックして、我々の宮古島市がよりよい宮古島市になるように頑張っていかなきゃならないと、このように思いながら私の一般質問を閉じます。ありがとうございました。

◎市長（伊志嶺 亮君）

豊見山議員にお答えします。

現在の国保税は、市町村合併時の申し合わせによってそのようになっておりますけれども、5年を待たずして来年度から平準化に努めますので、そのようにご理解願いたいと思います。

◎福祉保健部長（上地廣敏君）

最初のご質問のときに、伊良部地域が7割軽減措置がないということを申し上げました。それはですね、

なぜ他の地域に7割軽減があって伊良部地域にないのかという理由でありますけれども、本来基本として国民健康保険税課税する場合にですね、応能割と、いわゆる所得割と資産割、この二つを応能割と言っていますけれども、これを50%。これあくまでも基本でありますけれども、それから応益割、いわゆる均等割、世帯の平等割、これを50という形で50対50、応能、応益を50対50で課税するのが一番望ましい。これ4方式の場合ですけども、そういった形で基準がございます。ただ、伊良部地域におきましてはですね、この50対50の基準がちょっと崩れておりまして、多分応益が四十三、四くらいで応能割が五十六、七ぐらいになっていると思います。これは、基本といたしますか、大体上下5%の範囲内であれば7割軽減認めますよというふうなことがあるわけですけども、この上下5%といたしますのは、例えば応能割で55、応益で45、その範囲内であれば、それと逆にですね、応能が45、応益が55、そういった形で5%それぞれの範囲内であれば7割軽減世帯認めましょうというふうなことがありますけれども、その5%以内にいわゆる入らないと。超えて応能、応益の課税がされているというふうなことから、本来7割軽減されるべきであろう世帯もその適用がされていないと。これは合併前からですけども、それが引き続き不均一課税というふうな状況で伊良部地域がそのままそれを引きずっているということでもあります。したがって、5年以内はそういった形で不均一課税がされるということにはなっていますけれども、議員ご指摘のように税の平等性からしましてですね、5年を待たずして早急に平準化を図りたいというふうなことと、それとあわせて国民健康保険税の健全な運営にしていくためにも早目に平準化した方がよろしいということで、20年度の課税から平準化を目指して今作業を進めているというところでもあります。

◎議長（友利恵一君）

これで豊見山恵栄君の一般質問は終了いたしました。

◎亀濱玲子君

豊見山議員、お疲れさまでした。皆さん、おはようございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきたいというふうに思います。

合併から2年目に入りました。スタートしてから、財政の課題を初め、さまざまな課題を抱えながらの厳しい市政運営、行政運営となっております。今年の施政方針を読んで、毎回議会でこれに照らし合わせますけれども、市長は宮古島づくりをどのように進めていこうというお考えなのかという観点から質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず初めに、市長の政治姿勢についてお尋ねいたします。冒頭でも申し上げました合併、宮古島市がスタートしてから2年目に入りますが、本市のまちづくりの指針となるべく、第1次宮古島市総合計画が合併時に策定した新しい島づくり計画を土台にしてつくられるというようなことが施政方針の頭でうたわれておりますけれども、その策定の進捗状況はどのようになっているのかということをお尋ねしたいというふうに思います。

続きまして、今回の保良の土地の売却について、その問題に直面して痛感いたしましたけれども、施政方針の中でもうたわれておりましたけれど、宮古島市の将来ビジョンに係る宮古島市都市計画マスタープランや国土利用計画について、これをつくるべきというふうにうたわれておりますけれども、これは本当にきちっと総合的な体系立てたまちづくりに生かしていきたいというふうに施政方針でうたわれておりますけれども、これがまだ見えてきておりません。これについての策定に向けての作業はどのように進んで

いるのか、そして改めて市長の基本姿勢をあわせてお伺いしたいというふうに思います。

3点目に挙げました地下水保全対策の学術委員会の中間報告は、これまでも答弁されておりますので、割愛いたします。

4点目の下地島空港の活用検討委員会のことですが、今後の方向性についてということに絞って市長にはお答えいただきたいとします。今年度の取り組み等々についてはこれまでもう答弁済みですので、今後の方向性について市長がどのような姿勢でいるのかということについてのみをお答えいただきたいとします。

そして、加えてですね、第1回目の検討委員会が開かれたようですが、公開であるべき、公開でないというようなことが入り口であったというふうに聞いております。これについてはしっかりと市民に知らせるべき内容であると思っておりますので、公開を原則として進めていただきたいというふうに思うわけですが、これについても市長のお考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

続いて、宮古南静園の将来構想についてであります。毎回議会のたびに提起されてきておりますけれども、南静園は入所者が100名を割って90名台になっております。一時期かつての戦争のころは強制収容で400名を超えたというような証言もありますけれども、現在高齢化が進んで、年々入所者の減少に伴って南静園の将来構想の実現が急務となっております。これは、今現在入所者、全国の協議会、そして裁判を戦った原告、そして市民というふうに、今全国でもハンセン病市民学会が持たれておりますけれども、これが今年の5月の全労協の入所者の新聞です。将来構想とハンセン病の問題基本法の制定に向けてということが課題として今提起されております。

質問いたしますけれども、南静園の将来構想の実現に向けて、市民、行政、もちろん当事者である南静園の入所者、そして退所された方々も一緒になって園の将来を考えるシンポジウムを、これはもちろん在園、将来への存続を含めてのことなんですが、シンポジウムの取り組みを行政一緒になって取り組むべきというふうに考えますが、市長のお考えをお伺いしたいというふうに思います。

加えて今国会では、1996年にらい予防法の廃止法が制定されておりますけれども、この中での第2条というのが実は入所者に係ることのみというふうになっておりまして、非常に広く、ハンセン病の療養所の将来を見据えて取り組むには障害となっております。ついては、国にハンセン病問題基本法の制定が必要、そのハンセン病のらい予防法廃止法にかわるハンセン病基本法が必要というのが今の課題となっておりますけど、これについての市長の、国立ハンセン病療養所の所在自治体の長としての見解をお聞きしたいというふうに思います。

続きまして、6点目ですが、宮古島市集中改革プランの取り組み状況と課題については、これも答えは出ております。現段階での答えは出ておりますので、割愛したいというふうに思います。

次いで、福祉行政についてお尋ねいたします。まず、保育行政であります。これまでも新城啓世議員、そして富永元順議員も質問されておりましたが、保育行政が宮古島市というふうの一つに統合されて、公立の保育所が平良、城辺、伊良部、上野、下地、それぞれ建つと14カ所ほどでしょうか、692名、これは6月現在となっておりますけれども、加えて法人保育所が9カ所、641名、そして認可外保育園が15カ所、406名というのが現在の子供たちの保育所の数字というふうになっております。啓世議員の先日の質問にも、同規模の自治体に加えて公立の保育所が多いというふうな現状であるというふうに出ておりました。

たけれど、これは頑張ってこれを旧自治体が進めてきたと、公立で頑張ってきたという結果でもあろうかとは思いますが、今現段階において状況分析とこれから後の対応というものがしっかりと取り込まれなければならない時期にあるのではないかなというふうに思います。

それで、私は子供たちが育つ環境については、保育所は公立、そして法人、そして認可外、それぞれ果たしてきた、そして今現在も果たしている役割があるというふうに思っております。これは、公立は保育環境を保障する責任を行政が持つという点、そして保育基準の指針としてやはり公立の保育園はなくしてはならないというふうな立場でございます。ですけれども、また親が選ぶ一つの保育という形として法人保育園があります。法人保育園は、経営者の保育理念が生かされた特徴ある保育というものを親を選んで子供を育てるといふ、そういう一つの望むべき姿というものが法人保育園にはあります。加えて認可外保育園はまた待機児童の受け入れというふうに関してもやっぱり必要であろうというので、それぞれの役割を果たしてきたと思いますが、ここに来て例えば法人保育園が手厚い保育、そして行き届いた保育をしましょうと思うときには、きちっと措置児童が足りて、そして運営をされていかなければ、非常に厳しいこともあるのではないかなというふうに思います。この公立と法人のバランスということについては、行政が責任を持って考えていかなければならないというふうに思いますが、公立保育園、そして法人保育所の現在の入所状況をどういうふうにとらえ、分析し、そして課題についてはどのようにお考えかについてお答えいただきたいというふうに思います。

加えて次世代育成支援事業、地域支援事業の取り組みについてもお聞かせ願いたいと思います。

前後しますが、子供ということで4点目に掲げました子供の居場所づくりとしての放課後こども教室というのが取り込まれ始めております。その実施状況と、時々新聞には報道されておりますけれども、それと児童館の活用、活動状況が、そしてその抱えている課題というものがあつたらそれもお聞かせいただきたいというふうに思います。

そして、続きまして、福祉サービス、福祉行政に対する市民の苦情解決や相談についての窓口の設置、そして対応の強化についてお聞きしたいというふうに思います。せんだって新聞に、保育所の第三者委員の委嘱というものが宮古島市でもこのように載りました。保育所に係るさまざまな利用者の声や苦情を届ける場所というふうになっておりますが、これを私は広げて福祉行政にというふうにぜひ考えていただきたいというふうな提案をさせていただきたいと思います。

実はさまざま、合併になって、地域からも、そして利用者からも福祉についての課題や苦情というのはとても多いものがあります。それを解決していくのに、例えば宜野湾市ではこのように取り組んでいます。宜野湾市福祉苦情解決制度というものを設けまして、これは市立保育所や母子支援施設、児童施設、そして老人施設、精神障害者の施設等々、その施設を中心になんですが、これについての苦情の受け付けというものを規則で設置して受け付けております。また、沖縄市というのは、1人で悩んでいませんか、福祉サービスについての苦情や相談を受け付けますというのが、これは沖縄市です。ただ、福祉行政というのは広うございますから、それについて全部というふうには沖縄市もなっていないようであります。このような体系をして市民に知らせて、何か苦情があるようでしたら受け付けますよというのがあります。ついでには、利用者は窓口に行っているいろいろな質問するわけですけど、やっぱり十分に意見が言えないで帰ってくる利用者もいるというのを考えますと、その第三者委員を交えた窓口というものが設置されると、行政と

利用者のコミュニケーション、間に立つコミュニケーションがうまくいき、その苦情解決ができるのではないかなというふうに思うんですね。それについてぜひ検討していただきたいというふうに思います。お答えをいただきたいと思います。

環境行政についてですが、大浦の産業廃棄物処分場は相変わらずそのまま、放置されたままであります。これまで私は、県の併任辞令というものを新たに起きた問題について県の職員を伴って入る調査のみというふうに思っておりましたが、やりようによってはもっと乗り越えることができるのではないかなという努力をしていただきたいと。これが今の処分場の状況ですよ。これは、本当にそのままほっといていいたくはありません。こうやって相変わらず上から、処分場からの水はここにたまり、海岸へ流れていくという状況にあります。こういう状況を行政が、いわゆる宮古島市にある施設をどうすれば何がしかの問題の解決に向けて動けるのかということ而努力の一つとしてやってみるべきなのではないかというふうに思います。この併任辞令の活用が、もっと積極的に取り組んでいただきたいというふうに思いますので、これについてはよろしく願いいたします。

続きまして、ボランティア清掃について最近新聞等でも盛んに取り上げられて、とてもいいことだと思いますけれども、海岸や公園、道路の清掃について行政支援がもっと来年の4月を待たずに進められるべきものは進めてほしいというふうに思いますので、当局の対応についてお聞きしたいと思います。これまでも議会答弁では計画をしていきますよとうたわれておりますけれども、生ごみの資源化への取り組みについて計画と具体的なスケジュール、そしてより具体的に取り組みが計画されているのであればそれをお答えいただきたいというふうに思います。

続きまして、指定ごみ袋の導入に、この間私たちは議会答弁で、それは環境保全のための目的にして使っていきたいというふうに予算化を聞いてきているわけです。委員会でもそうですが、それはこれからあと具体的にじゃどのように予算化していくのかということについてお答えいただきたいというふうに思います。

続いて、これも宜野湾市の例をとって私は言っているわけなんです、クリーン指導員、クリーンリーダーというのが宜野湾市で設置されて、行政と市民の間に立って分別やごみの減量化や啓発やについて約50名ほどの委嘱されているようなんですが、そういうのが設置要綱の中でうたわれてあります。それを宮古島市でもできるだけ早く出していただいて、そして進めていただけたらなというふうに思います。それについては、よろしく願いいたします。

答弁をお聞きいたしましてから再質問をさせていただきたいと思いますので、お答えの方よろしく願いいたします。

◎市長（伊志嶺 亮君）

亀濱玲子議員にお答えします。

宮古島の将来ビジョンにかかわる都市計画マスタープラン、国土利用計画についての姿勢ですけども、私が市長を志した原点が、宮古島の水を守りたい、環境を大切にしたい美しい島づくりをしたいとのことでした。この考えは、旧平良市長時代を含めて今日に至るまで何ら変わることはございません。宮古島市のまちづくりに大きく影響する国土利用計画、都市計画マスタープランの策定においても、この考えをしっかりと踏まえた上で計画策定を進めてまいりたいと考えております。

次に、下地島の空港等利活用検討委員会でございますけれども、今月8日にこれを立ち上げました。今後の方向性につきましては、沖縄県と連携を図りながら空港及び残地の平和的利活用促進に向けて頑張りたいと考えております。情報公開が足りないんじゃないかというご指摘でございますけれども、実は空港そのものの利用についてはもちろん平和利用ですけれども、周辺残地について各社からオファーがあったりしております。そういう議論もありますので、そういう場合にはやはり完全に情報公開するというわけにはまいらない場合もあるということをご理解願いたいと思います。

南静園の将来構想でございますけれども、将来構想を検討する南静園の明日を考える検討委員会は2回の会議を開催いたしました。将来構想を策定するには、らい予防廃止法の風穴をあけるか、または新たな法律を策定することが肝要であります。何よりも将来構想策定のためには市民運動が大事でありますので、シンポジウム開催については市民、南静園自治会、全労協と一体となって進めてまいりたいと考えております。

南静園の将来構想でございますけれども、全国ハンセン病療養所協議会の会議が4月に宮古南静園で開催され、らい予防廃止法の法律の範囲内では将来構想を策定することが困難なため、ハンセン病問題基本法の制定が決議されました。この基本法制定には、国内訴訟と並ぶ国民運動が必要ではないかと思われまので、同法の制定運動については積極的に進めてまいりたいと考えております。

◎副市長（下地 学君）

環境行政についてですが、大浦の産業廃棄物処分場について、市町村職員の併任辞令を活用して現状把握に努めていただきたいというご質問です。大浦の産業廃棄物処理場は、現在焼却炉が撤去され、県においては環境モニタリング調査を継続して実施しております。今年度からは、焼却炉跡地のダイオキシンについてのモニタリング調査も実施されることになっております。併任辞令の交付を受けている宮古島市は、立入調査の場合は県の職員として保健所の職員と合同で実施することになっております。したがって、立入調査については県との調整が必要であります。今後とも県と協力して現状把握に努めてまいりたいと考えております。

◎福祉保健部長（上地廣敏君）

まず、公立保育所、法人保育所の現在の入所状況と課題についてでございますが、12カ所の公立保育所で入所率約80%でございます。それから、9カ所の法人保育所では、ほぼ100%になっております。

待機児童の件でございますけれども、6月の1日時点で22名いるということになっております。

それから、課題についてでございますが、まず公立保育所では定員を下回っている保育所が多いので、今年度は情報を分析いたしまして、20年度以降に統廃合の実施をやっていきたいというふうに考えております。なお、保育所への入所申し込みなどがあった場合はですね、極力法人の保育所を優先に入所できるようにですね、やっております。

それから、同じく福祉行政で次世代育成支援事業、地域活動事業も一緒にご質問でございますが、まず次世代育成事業についてお答えをいたします。この事業の取り組みといたしましては、平成18年度集いの広場事業2カ所、それから延長保育事業が4カ所、保育所地域活動事業、これはすべて12カ所で実施をいたしております。移動児童館事業が2カ所、絵本の貸し出し事業1カ所等々を実施いたしております。

それから、地域支援事業の取り組みでございますけれども、地域支援事業は介護保険で非該当と認定さ

れた人や地域のすべての高齢者を対象に、現在さまざまなサービスを提供する事業として実施されております。今年度の取り組みといたしましては、転倒骨折の予防事業、池間地域、伊良部地域、佐良浜、上野地域でそれぞれ3カ月間実施をしたいと考えているところであります。これまでも生きがいデイサービス事業として実施していた事業をさらに強化いたしまして、新たに口腔ケアも取り入れていく予定をしております。また、各種の高齢者の集会等で認知症予防教室を実施いたします。なお、検診等で把握した特定高齢者等を対象に、理学療法士や運動指導士による運動機能向上のための教室も開く予定をしております。

それから、福祉サービス、福祉行政に対する市民の苦情解決のための窓口の設置でございますけれども、これまで市民からの問い合わせや苦情処理につきましては、市民相談係を通して関係課との連携で対応してまいりました。今のところ、福祉保健部における福祉サービス、福祉行政に対する市民の苦情解決や相談についてはそれぞれの各課の窓口で対応している状況にありますが、全般にわたる苦情解決委員会等の設置に至っておりません。ただ、児童福祉施設については、議員ご指摘のとおり提供するサービスに対する児童利用者からの苦情の解決について、宮古島市立児童福祉施設における福祉サービスに関する苦情解決要綱を設置いたしまして、第三者委員会を設置いたしております。3人の委員に委嘱状を交付いたしまして、委員を配置しております。近年福祉行政における福祉サービスの多様化と市民の行政サービスに対するニーズが多岐にわたっており、迅速かつ適切な対応が求められているところであります。そういったことから、福祉保健行政の諸課題につきまして対応を強化するために、市では昨年10月に宮古島市福祉保健行政ネットワーク協議会を立ち上げております。ご指摘のトータルでの相談窓口につきましては、この協議会の中でも検討、協議をしてみたいと考えております。

それから、子供の居場所づくり、放課後教室、これにつきましては教育委員会にお願いをしたいと思います。児童館の活動状況、課題であります。児童館事業は現在平良地区で2カ所、下地で1カ所、伊良部地区で2カ所で事業を実施しております。それぞれの児童館によって活動内容は変わりますが、主に英会話講座、手づくり講座等の講座や自主サークル活動としてちびっこ広場、母親クラブ等を実施しております。それぞれ成果を上げているところであります。課題といたしましては、児童館のない地域が多々ありますので、地域ニーズの把握をいたしまして、移動児童館事業が実施できないか、その方向で検討してまいりたいというふうに考えます。

それから、ボランティア清掃についてでございますが、ボランティア清掃を実施する場合、事前に市役所に連絡することになっております。まず、連絡があれば分別の仕方を指導するとともに、手袋やゴミ袋の配布を行います。市民ボランティア活動に対しましては深く感謝をいたしているところでありますが、必ず事前連絡をくださるようお願いをしたいと思います。また、指定ゴミ袋制が始まりますと、ボランティア清掃についてはボランティア専用のごみ袋を使用することになりますので、市役所で専用袋を受け取って清掃活動に従事していただきたいというふうに思っております。

それから、生ごみの資源化であります。生ごみの資源化事業につきましては、バイオマスタウン構想の中にも位置づけされている事業であります。今年度中には約1,000世帯を対象にしたモデル事業を実施したいと考えております。良質な堆肥の確保とあわせて効率的な収集、運搬方法のあり方などを検証した上で年次計画を立て、近い将来全世帯で取り組みができるような体制づくりをしてまいりたいというふうに考えております。

指定ごみ袋制の導入、ごみのない島づくりへの取り組み等ではありますが、指定ごみ袋制の実施は来年の4月からとなっておりますが、指定された販売店への袋の販売につきましては来年2月ごろに実施したいと考えております。当然それに伴って歳入が見込まれますので、遅くとも今年の12月までに予算の補正を行って、歳入歳出を、はっきりとした形で予算の使途を明確にしていきたいというふうに考えております。条例にもありますとおり、歳出につきましては環境保全のための不法投棄の処理、あるいは海岸清掃、生ごみの資源化のための事業項目等に計上してまいりたいというふうに考えているところであります。

クリーン指導員の設置ではありますが、指定袋制の実施については、市民の理解と協力が大変重要であります。市といたしましては、ごみの分別の徹底やごみの減量について家庭での取り組みなどマニュアルを作成するとともに、広報活動等を通じて市民に周知してまいりますが、そういったためにもクリーン指導員の配置は必要であると考えております。来年4月からの指定ごみ袋のスタートに向けて、まずは団地など集合住宅における指導員の配置を考えていきたいと思っております。そして、徐々に地域に広げていけるよう努めてまいります。

◎生涯学習部長（二木 哲君）

放課後こども教室の実施状況ということでございました。放課後こども教室は、子供たちが地域社会の中で心豊かで健やかにはぐくまれる環境づくりや子供たちの安全、安心な活動拠点、居場所づくりのための事業であります。実施状況ですけれども、市内の小学校で5校。内容につきましては、読み聞かせ、あるいはスポーツ、物づくり、学習支援等を中心に今実施しているところでございます。

◎企画調整課長（下地信男君）

亀濱玲子議員の総合計画の進捗状況についてご質問でございます。総合計画につきましては、平成18年度に引き続き作業、策定を進めております。これまで策定委員会、作業部会をおのおの4回ずつ開催いたしまして、宮古島市の将来像、基本理念、将来人口、いわゆる基本構想の部分について審議を重ねてまいりました。現在は、基本計画の分野に作業が入っております。各課、これすべての課で60課ございますが、各課から提案されました計画、あるいは現状と課題などにつきまして、事務局が直接出向いてヒアリングを行いながら取りまとめ作業を行っております。今後はこの取りまとめ作業を進めまして、総合計画審議会や地域審議会に順次諮問をしていく予定をいたしております。

◎亀濱玲子君

ご答弁ありがとうございます。再質問をさせていただきます。

まず、保育行政についてですが、こういう「保育所の入所の円滑化について」という、平成10年ですから、厚生省の児童家庭局長からの通知ですかね、通知がありますけれども、これは認可定員の緩和についてということになるわけですが、市町村については待機の状態にある場合にかんがみて、おおむね認可定員の15%、あるいは15%まで定員を入れて差し支えないというふうな通知が来ております。それによって、園によってはその措置費があることによってプラスアルファの保育というものに対して手厚くゼロ歳児に入れたりとかという工夫をしてきたようなんですね。そのこともあって、さっきの部長の答弁で定員割れをしている法人も幾つかあるようではありますが、ほぼ100%とさっきおっしゃいましたけど、あるようですけど、例えば今待機児童が22名あるという状況ですから、月内の申し込みについてはそのように対応していくというふうに、柔軟に対応していくというふうに考えてよいのかということをもう一

回法人保育園の優先してと先程おっしゃいましたけれども、それはそのように考えていいのかということについてお答えいただきたいというふうに思います。

先程話しました福祉サービスについてでありますけれども、ぜひこうやって児童福祉については相談、第三者委員が設置できる。それを少しずつ広げていってもいいですし、できるだけ市民の苦情解決についての窓口というのはきちっと対応するというものの方が私は行政サービス上望ましいというふうに思いますので、ぜひこれは設置する方向で考えていただきたいというふうに思います。

クリーン指導員ですが、これは4月からというふうなお答えだったのか、それともその前に取り組んで啓発や分別やそれに取り組みたいとおっしゃったのか、そのあたりが少し判断しかねますので、お答えをいただけたらというふうに思います。

教育行政についてお尋ねいたします。平成18年に下地島の通り池や東平安名崎が国の史跡名勝、天然記念物の指定を受けました。こうやって外から宮古島を、再度宮古島の特徴あるいは魅力を再確認をするというようなことがあってとてもありがたいことと思いますけれども、実は宮古島市という特徴ある島づくりを進めるためにも、私はせっかく合併して島が宮古島市となったわけですから、改めて文化財保護、あるいは史跡保護、戦跡の保全、あるいは保存というものについて、しっかりと積極的に取り組むべきというふうに思っております。本市の文化財保護や史跡保護、戦跡の保全や保存ということについての現状と課題についてお伺いをしたいというふうに思います。

そして、史跡ガイドや戦跡ガイドなどの養成が現在どのように行われているのか。あるいは、実際新聞等でもそういう方たちが検証して回っているという何か載ったりしますけれども、現在の状況とこれからの活用、あるいは課題というものについてお聞きしたいというふうに思います。

さて、あしたは慰霊の日であります。さきに本会議でも可決いたしました教科書の検定に関する意見書は、県議会においても可決される見通しだというのが6月15日の新聞報道に報じられております。とてもいいことと、ありがたいというふうに思いますが、沖縄戦における日本軍の行った行為、あるいは事実については、その歴史を正しく伝えなければいけないというふうに思っております。

ここに1通の手紙、書簡があります。これは、平成8年、1996年、日本国内閣総理大臣、橋本龍太郎という首相の名前で、女性のためのアジア平和国民基金、皆さん多分記憶にあるところだと思わなくても、アジア女性基金の事業実施に対して総理が手紙を送っております。その中でこういうことをうたっております。「いわゆる従軍慰安婦問題は、当時の軍の関与のもとに、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題でございました。私は、日本国内閣総理大臣として改めて、いわゆる従軍慰安婦として数多くの苦痛を経験され、心身にわたりいやしがたい傷を負われたすべての方々に対し、心からおわびと反省の気持ちを申し上げます」というふういうたわれて、続けて「我々は、過去の重みからも未来への責任からも逃げるわけにはまいりません。我が国としては、道義的な責任を痛感しつつ、おわびと反省の気持ちを踏まえ、過去の歴史を直視し、正しくこれを後世に伝えるとともに、いわれなき暴力など女性の名誉と尊厳にかかわる諸問題にも積極的に取り組んでいかなければならないと考えております」というふうに、この女性のためのアジア平和基金が創設されたときに、「従軍慰安婦問題について」という当時の内閣総理大臣の書簡が送られております。

つい最近、4月1日に、これは沖縄県紙で報道されておりましたけれども、太平洋戦争の慰安婦問題に

ついて安倍首相が旧日本軍における強制性を裏づける具体的な証拠はないと発言した後にそれを取り消して、みずからの発言におわびと謝罪をしています。そのときに麻生外務大臣は公の談話、これは平成5年に出された慰安婦関係調査結果を報告したときのことをいわゆる公の談話として使っているわけですが、**「慰安所は当時の軍当局の要請により設置されたものであり、慰安所の設置、管理及び慰安婦の移送については、旧日本軍が直接あるいは間接にこれに関与した」と報告をして、続けて「我々はこのような歴史の真実を回避することなく、むしろこれを歴史の教訓として直視していきたい。歴史研究、歴史教育を通じて、このような問題を長く記憶にとどめ、同じ過ちを決して繰り返さないという固い決意を改めて表明する」という政府の方針は、この平成5年の公の談話、慰安婦関係調査結果を検証するというふうにここで4月1日に新聞等で報じられております。**

私がこのことを知ったのは、実は15年ほど前に「沖縄県史」の10巻の中に、宮古に台湾の基隆から53名の朝鮮人の女性が軍人2人に付き添われて船で、暁丸と言ったんですかね。それに仕立てられて宮古に向かって台湾の基隆港を出て、そして与那国のところで米軍の爆撃を受け、7人が生き残って伊良部経由で野原の師団管理部へ連れていきましたという証言が載っているからです。証言というのは、例えばライフヒストリー、オーラルヒストリーとして証言が記録をとどめるというのにしっかりと力を持つということに関しては、皆さんの知るところであります。県史の中でもそのようにうたわれていること、そして宮古であったこの間の新たに伊良部でできた事例、慰安所があったという事例なども出てきております。そういうことを旧平良市の市史の中にはそこにあったという場所の表しかありませんけれども、それをしっかりと調査してそれが事実としてわかるのであれば、戦争関係の宮古島市史を編成する際にこれはしっかりと調査して取り上げていただきたいというふうに思います。

答弁を聞きましてまた再質問させていただきます。よろしく申し上げます。

◎福祉保健部長（上地廣敏君）

議員ご指摘のように、平成10年の2月に保育所への入所の円滑化について国の方から通知があります。平成10年から15%、それから平成11年から25%まで拡大されたということでございますけれども、現在最初の答弁で申し上げましたように、6月の1日現在で22名の待機者がおります。ただ、こういった場合ですと、その保護者の方が第1希望から第3希望の保育所まで入所申し込みのときに記入して出しますので、その保護者が希望する保育所がですね、そういった弾力化を適用したいというふうな申し出などがあれば可能であるというふうに考えておりますし、また仮に定員に満たない保育所がありまして、待機者がいるということである場合であっても、保護者が希望しないということであれば厳しい部分が出てくるということもご理解願いたいと思います。

それから、クリーン指導員の配置の時期等でありますけれども、来年の4月1日から指定ごみ袋制が始まります。したがって、それに向けて今年度中にはまずは集合住宅等をですね、優先して配置をしていきたいと、本年度中に取り組みしていきたいというふうに考えております。

◎生涯学習部長（二木 哲君）

まず、文化財の保護の件なんですが、本市の文化財の保護、史跡保護、戦跡の保全について、現状と課題についてお伺いしたいということでございます。宮古島市はですね、現在宮古島市に所在する文化財の数が152件あります。県内の市町村で最も多い件数です。史跡、戦跡等の保全、保護については、歴史の

検証としての貴重な遺産であり、次世代へ残すことが私たちの責務であると考えております。市民の皆様に対し文化財保護の啓蒙を図りながら行政として環境整備を行っているところでありますが、専門職であるため人材の確保及び財源の厳しい中ではその予算の確保が大きな課題となっております。現状においては、保持団体、自治会等のご協力をいただきながら維持管理を行っているところでございます。

それと、同じ文化財保護の関係で史跡ガイドや戦跡ガイドなどの養成についてお聞きしたいということでございます。戦跡を含む史跡のガイド養成につきましては、現在歴史文化ガイドの会において定期的に学習会を行っており、会員数及びガイドの数の拡大に努力されております。教育委員会としても、市民の郷土歴史の学習や平和学習並びに観光振興を図るため、昨年度ボランティアガイド養成講座を2次にわたり実施してまいりました。今後ともガイドの会と連携を図りながら重要性を認識し、進めてまいりたいと考えております。

それと、もう一点でございます。かつての戦争で宮古島にいた朝鮮人軍婦について、日本軍慰安所について宮古島市史等において事実を記録することは必要なことと考える、お考えを伺いたいということでございます。本件につきましては、これまでも旧市町村で発刊された歴史資料等において記載されているものもあり、宮古島市史及び史資料等への記述につきましては市史編さん委員会において戦時中の歴史についての編さん業務の中で検討をされるものであると私は考えております。

◎亀濱玲子君

お答えありがとうございました。ぜひ歴史の事実をしっかりと検証して、調査して、残すべきものは残していただきたいというふうに思います。

これは質問に出しませんでしたので、希望なんです、実はその文化財の保護、あるいは文化財の指定というものに関して、宮古島は地下水、水の島です。ですから、例えば古い井戸だとか地下水にかかわる暮らしの歴史がわかるようなもの、あるいは御獄や拝所が多い島でもありますから、そういうところとか宮古島の特徴を残すというような視点からの指定というものがもしできたらなというふうに思いますので、これは答弁は要りません、質問に出しておりませんので。そんなようなこともぜひしていただきたいというこれは提案というか、希望でございます。

さて、私は今議会においては、宮古島づくりというようなことをここに掲げている施政方針がどれほどまで本当に実現していくというようなことになっているかということ毎議会読ませていただきます。本年度においては、市は本格的な新しい市の土台づくりを進める上で最も大切なステップの年と位置づけております。そして、将来を的確に見据えた島の隅々まで豊かさと活力を感じるまちづくりへとというふうに市長は最後の決意を今年の施政方針でうたっております。ぜひ本当に課題の多い航海にはなっておりますけれども、しっかりとかじ取りをしていただいて、宮古島づくりを進めていただきたいというふうに思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（友利恵一君）

これで亀濱玲子君の一般質問は終了いたしました。

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は2時から再開いたします。

休憩いたします。

(休憩＝午前11時47分)

再開いたします。

(再開＝午後2時00分)

午前に引き続き一般質問を続行いたします。

順次質問の発言を許します。

◎富浜 浩君

19日から一般質問が始まって今日で4日となるわけですが、当局の皆さん、また同僚議員の皆さん、あと3名でありますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。今沖縄県においては、集団自決の課題が大きな問題となっているわけでありますけれども、公明党の所見を話しまして、そしてまた市長のご所見を賜りたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

2008年度教科書検定についてでありますけれども、2008年度高校教科書検定で太平洋戦争末期の沖縄の集団自決について、日本軍による強制があったとする表現が削除、修正されたことが、一般住民を巻き込んだ沖縄戦の悲劇の本質をゆがめる行為であり、極めて遺憾である。集団自決の個々の事例に関し、命令があったかどうかは意見の分かれるところである。しかし、勝敗はもとより、一般住民も投降は考えることすら許されないという極限の状況下で、日本軍の手で住民に手榴弾が配られ、それによって多数の住民がみずから命を絶ったのは、数多くの証言が示すとおりであります。たとえ直接的な命令がなかったとしても、日本軍が自決へと誘導、強制したのは紛れもない事実であります。死の強制以外の何物でもない。公明党の所見でありますけれども、市長のご所見も賜りたいと思います。

次に、行財政改革についてであります。議会ですべての財政問題が焦点となっております。多くの疑問が出てきたわけでありますけれども、今市民は果たして第2の夕張になるんじゃないかと大きな不安を抱えているわけであります。

さて、6月15日、地方公共団体の財政の健全化に関する法律案が成立をしました。財政破綻に至る前段階で健全化することにあるわけです。そこで、本市においては、四つの財政指標をきちっと示していかなければなりません。その一つが実質赤字比率であります。もう一つが実質公債費比率であります。もう一点が連結実質赤字比率、そして将来負担の比率、この四つをきちっと来年からはこの議会に公表する義務化されたわけであります。そこで大切なことは、本市の赤字の特会をどのように解決するかであるわけです。

さて、その特会において大きな荷物を四つ抱えているわけでありますけれども、具体的に数字と、そしてどのように解消していくか示していただきたいと思うわけでございます。その1点目、国保特会、公共下水道、臨海土地造成、つまりトゥリバーでありますけれども、もう一つはパブリックゴルフ場の赤字の数字と解消を具体的に示していただきたいと思います。

さて、選考採用人事の適材適所はということであります。本市には、他の県から10名以上の方が来て働いているということでございます。その中で、優秀な方が、選考された方が2人いらっしゃいます。1人は、早稲田大学工学博士、そして米国エール大学経済学修士、森林環境学修士、環境経済学博士であります。もう一人は、東海大から来た水産学博士、そして潜水士と専門の学歴を持っている方でございます。しかし、その専門的に選考を採用しているわけでありますけれども、その専門を生かすことなく畑違い

の仕事をしているということで、私自身大きな疑問を感じるわけであります。なぜこの専門職をこの本市において生かさないのであるかという点もわかりませんので、この点を示していただきたいと思います。

分庁方式の見直しの考えはあるかということであります。各支所においては、行政の適正処理や仕事の能率が悪いと、それからさらに市民サービスが最も悪いと市民から苦情や指摘がございまして、合併は果たして何だったのか、期待外れと危惧しているわけであります。そこで、多くの市民が総合支所を考えていくべきであると市民の意見がございまして、市長のご所見を賜りたいと思います。

次に、職員の研修はということであります。それは内外、内部や外部職員を研修することによって職員一人一人の意識の改革、そして人材育成支援につながると私は考えるわけでありましてけれども、職員の研修はあるのかどうか、どういうふうにして指導しているのか、お伺いしたいと思います。

さて、港湾整備計画についてでございます。航路浚渫と多良間船出入り港の客の休憩所の設置であります。今年衆議院議員の西銘恒三郎氏によって港湾整備の話がございました。そこには市長を初め議員の皆さん、そして港湾関係、観光関係、そして経済界の皆さん方が多く集まってこの指摘があったわけでありまして。

それは、三つございました。一つは、今観光が40万には達していない。それどういうことかと。これは、クルーズ船がなかなか入れないから、また来ないからということで40万には達していないんじゃないかということが指摘がありますけれども、このクルーズ船が安心して入港できるような整備はできないか。

もう一つは、旅客船バースの整備であります。そして、そのクルーズ船が接岸できるように、きちっとできる整備はできないかと。

もう一つは、多良間船、多良間間及びまた那覇間でございましてけれども、その船に出入りするお客の皆さん方が、真夏になったら太陽がかんかんと照りつける中、また雨の中、風の中、全く休憩所がないと、またトイレもないということで大きな市民の苦情がございまして。したがって、どうしてもそれは、那覇から来るお客さん、それから多良間から来る皆さん、それが安心してその客の待合室によって対応できるようなことができないかということでございまして、この待合室をつくる考えがないか、その3点でありますので、市長のご見解を賜りたいと思います。

さて、デジタル化についてでございます。平成19年4月13日、地元紙に市長を初め多良間村長、先島5市町村長が、県に対して先島地区における地上デジタルテレビ放送移行並びに琉球朝日放送開局県、国に要請したということに地元紙に掲載をされておりました。どのようなことが、対応があったのか、市長のご見解を、説明を求めたいと思います。

さて次に、下里、西里地区都市整備計画についてであります。下里公設市場再開発計画が今進められております。市民にはいろんな意見がありまして、今棧橋で仮設によって朝市をやっております。そこで、総合的に伊良部から来る魚関係のものとか、野菜関係のものとか、そして今その公設市場を移転することによって総合的な市場ができないかという意見と、また今現在位置でどうしてもやってもらいたいという地域の意見がございまして。したがって、皆さん方はその計画を委員会つくって進めているようでありますけれども、その具体的な建替えの計画がありましたら説明を願いたいと思います。

根間地区区画整理事業についてであります。その事業は、平成19年に区画整理は終わりました。平成20年から24年の事業ということで、約5億の事業であります。そこで、大きな問題なのは、集客交流施設と、

それから公園、凱旋通り、商業施設と4点その事業について挙げているようでありますけれども、その集客交流施設、これが目玉になっておりまして、具体的な計画がありません。したがって、地域住民の皆さん方は今何をしようとしているのか市の考えがわからないということでありますので、説明を願いたいと思います。

西里通り整備についてでありますけれども、それも5月4日地元紙に載っております。悪臭があるということで解消案を市当局が一応計画しまして、下水道設置を促していると聞いております。したがって、三つの案がいろいろあるようでありますけれども、皆さん方の通り会に対する具体的な説明はやっているのか、そしてこの下水道はどういう状況の中で進めるのか、進めないのか、その通り会の意見はどうなったかということをお伺いしたいと思います。

次に、海浜事故対策についてであります。シュノーケル事故防止対策はということでありますけれども、これから本格的な夏を迎えるわけであります。市民や観光客は、パynaガマや吉野海岸、新城海岸などにおいて、安らぎや憩いの場を求めて、そこで遊泳をしたりして夕涼みをするわけでありますけれども、しかしながら近年そのシュノーケルによる事故が多発しているということを知っております。したがって、これまでその事故はどのような状況であったのか。死亡事故はあったのか、それからまた軽症、いろんなことがあるんですけれども、事故によっては、その状況をお伺いするとともに、そして安全対策はどのような対策をしているのか、お伺いしたいと思います。

ハブクラゲの件は、網を設置してあるということで、割愛をさせていただきたいと思います。

次に、新ごみ処理施設及び火葬場建設についてでありますけれども、新ごみ処理施設、これまで本市においてはもう3回も市民とも話し合いしたよと、何回も説明会をしました、これ以上説明することがないということで、西側に決定ということで今聞いております。しかしながら、どうも検討委員会との、それから当局の状況とが食い違いあるような気がしますので、具体的にきちっとその説明を求めたいと思います。

次に、もう一点大事なことは、きのう富永元順君の一般質問の中でこういうことがありました。時間がなくて聞く機会がなかったわけでありますけれども、3カ所や4カ所の地域の自治会において、3カ所や4カ所は大体もうその話し合いは続いていると。しかし、もう一カ所は、それははっきり申し上げて添道自治会の件でありますけれども、条件があるということで、その条件をちょっとうすうすということでき逃げがしてしまったんですけれども、条件があると。それは何だというような感じがしましたが、もし添道自治会の皆さん方がこのような条件をもって皆さんに言ったことによってこれがオーケーだよということがありましたら、具体的にその自治会の条件を示していただきたいと思います。

答弁を聞いて再質問をしたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

◎市長（伊志嶺 亮君）

富浜浩議員の質問にお答えします。

教科書検定でございますけれども、高校の歴史教科書の沖縄戦集団自決の記述から「軍命」を削除した教科用図書検定調査審議会の意見については、去る6月4日の宮古島市臨時議会において採択された意見書にありますように、歴史的事実を否定するものであります。軍の手によって手榴弾が住民に渡されたということだけでも、これは軍が関与したということは明らかでありますので、これからはしっかりと反対の

意見を述べていきたいと思っております。

宮古、八重山地域への地上デジタルテレビの中継でございますけども、さきほど、先般先島の5市町村で県に要請に参りました。現在国において、地域情報通信基盤整備交付金、ICTと言いますけども、これを活用する事業の案件を募集しておりますので、先島5市町村も応募したところであります。これが認められた場合は、基本設計を7月ごろから8月ごろにかけて行い、実施設計を9月ごろから11月ごろ、工事着工を12月ごろ、工事完成を平成20年の3月の予定で取り組んでいきたいと、そのように考えております。

◎副市長（下地 学君）

選考採用された職員はその資格を十分生かされているか、またどのような部署に配置しているかということなんですが、議員指摘のとおり選考採用に当たっては専門性を有する人材を採用しており、その有する専門性を生かして市民の福祉向上に資するのが当然なことだと考えております。先程議員の質問の中にあつた2人の職員は、これは合併前に採用し、旧平良市の採用した職員で、現在は企画調整課で勤務し、市長の政策、施策等の推進業務に当たっております。なお、合併後は1人の選考採用をしておりますが、これは保健師で健康増進課に勤務しております。

それから、二つ目は、分庁方式の見直しはあるかという質問なんですが、この分庁方式は合併協議会で決定された事項であり、これは十分に尊重されなきゃならないと認識しております。ところで、業務の効率化、住民サービス、財政負担等の面から考えて、行政改革推進本部では平成22年までに総合庁舎方式をとるといふふうな方針を打ち出しております。

◎総務部長（宮川耕次君）

富浜浩議員の行財政改革についてお答えします。

連結実質赤字比率の縮減のために、特に各種特別会計の赤字解消策を示してもらいたいというご質問でございます。

まず、国民健康保険特別会計についてはですね、現在赤字額が10億833万、18年度見込みですが、ありまして、これにつきましては医療費の抑制及び保健事業の実施とともに、一般会計の繰り出しを適正に行うということなどを検討しております。

それから、公共下水道につきましては現在8億4,690万の見込みですが、この赤字解消のために経営健全化計画の見直しをするとともに、一般会計からの繰り出しを計画どおり行うということを考えております。

次に、港湾特別会計につきましては、現在33億1,126万ほどの赤字を抱えてありまして、これはもうトゥリバー地区の早期売却ということになるかと思えます。

四つ目に、パブリックゴルフ場につきましては、売却も視野に入れながら方向性を検討しているところでございます。

◎建設部長（平良富男君）

港湾整備計画の件について答弁いたします。

現在の平良港は、大型クルーズ船等が入港するには、航路バースの延長、水深等課題が多く、大型船の入港に支障を来している状況であります。今後の整備計画であります。現在平良港湾計画の改定につい

て国を交えて調整中でありますので、改定計画の中で航路の拡幅、浚渫、パースの延長等大型クルーズ船の入港に対応できるよう十分に検討していきたいと考えております。

平良港第2埠頭における休憩所の設置については、これまで要望、苦情等が多々ありました。今後の計画についてであります。現在整備している第2埠頭物揚げ場整備工事が平成20年度完了予定であります。それに伴い多良間フェリーの接岸場所も第2埠頭にシフトする計画をしておりますので、那覇一宮古間、宮古一多良間間の利用者用の待合室の設置を平成20年度予算要求に組み入れて、現在国と調整中であります。

次に、根間地区の区画整理事業後の次の事業なんですが、平良市中心市街地活性化基本計画に基づきスタートした根間地区土地区画整理事業は今年度で終了しますが、区画整理事業で集客交流地点として利用してもよい方々の土地を集めることができました。次は、基本計画に沿って集客交流拠点整備、それから根間公園整備、凱旋通りのバリアフリー化などの複合的な事業を検討していきたいと思っております。ワークショップの案としては集客交流施設ですが、1階に商業施設、観光案内所、多目的ホール、研修室、管理事務所、2階に多目的ホール、会議室という案を持っております。

次に、西里通りの整備についてでございます。西里通りの整備については、議会においても再三ご答弁申し上げておりますが、県はこれまでのさまざまな経緯の中で、拡幅整備ではなく、現道幅員での歩行者専用道路及びコミュニティー道路としての2案を平成18年2月、通り会役員と、6月には通り会組合員に対し説明会を開いております。それを踏まえ、県は西里通り会の合意形成が重要な課題であり、通り会の意向が示されれば事業化に向けて取り組んでいきたいとの考えであります。都市計画課としても先月通り会の役員と話をもち、早期の合意形成を促しました。通り会としましては、整備促進委員会を立ち上げ、早急に合意形成を図りたいとのことでもありますので、本市としましても通り会と連携しながら県及び関係機関と協議し、早期整備がかかるよう取り組んでいきたいと考えております。なお、整備の際は、電線類地中化、下水道の整備と一体となった事業として取り組むよう関係機関と協議していきたいと考えております。

◎経済部長（宮國泰男君）

まず、下里公設市場の再開発の計画についてでございます。

現在の状況はということございまして、呉服とか精肉、鮮魚、野菜等の販売者が現在27名おられます。この方々には、9月30日までの使用許可ということで一応期限を区切ってございます。現在補償交渉を行っております。許可者27名のうちですね、25名まではもう補償交渉契約が終わってございます。仮設市場をつくってほしいという要望がございますので、これに向けても取り組んでまいりますけれども、今後につきましては早期にですね、もう準備中でありますけれども、市場再開発委員会を立ち上げまして、計画実施に向けて取り組んでまいりたいというふうに思っております。ただ、向こうの物件補償費が約2億円ちょっとあるかと思っております。その範囲内での建替えを計画したいというふうに思っております。

次に、海浜事故対策の中でシュノーケリングの事故の対応ということでございます。過去二、三年の事故状況については、平成17年に死亡が1件、18年度は4件、19年の5月までに91件の発生というふうになってございます。看板を設置しております。新城海岸、吉野海岸には民間の協力で設置してあります。今後の設置についてもですね、各事業所と調整を図り、検討してまいります。また、告知につきましては

ですね、これは宮古島市がつくった観光パンフレットでありますけども、そこの裏の方にですね、このようなシュノーケリングの安全な使い方というもの、心肺蘇生の手順であるとか、有害生物にさわったときの応急処置とか、そういうものをですね、記載をしまして、安全対策をしているということでございます。砂山ビーチにつきましては、7月1日から9月30日まで監視員を配置いたします。

◎環境施設整備局長（平良光善君）

新ごみ処理施設についてお答えをいたします。

先日建設用地が決定したとの新聞報道がありましたが、検討委員会ではこれまで取り組んできた住民説明会と戸別訪問などこれまでの経過報告とそれを検証をしました。そして、市長への答申を含めて今後どのような事務の進め方をするのかということに協議はしました。ですから、検討委員会では、まだ市長に対してはその用地決定の答申もしてありませんし、また市長の方もその用地が決定したという発表はしておりません。

それから、添道自治会の賛成の条件は何かということですが、正式には添道自治会からの要望事項等についてはまだ出ておりませんが、もし出ても何でもかんでもできるものではありません。できるものとできないものがありますので、今その件については事務方の方で協議をしております。

◎総務課長（伊良部平師君）

職員の研修はということのご質問です。

職員の研修につきましては、基本的に職員研修に関する規程、これに基づいて実施をしております。新規採用職員の研修、管理監督者研修、派遣研修等でありますけど、今回これまで事務処理や法令等の見過ごし等々が指摘をされておりますので、各課で職場研修実施計画の作成を指示しております。その中で、各課における担当職務に関する法令や職場等の課題等について研修を実施していくことになっております。

◎富浜 浩君

新ごみ処理施設建設については明るい希望が出てきたかなと思っておりましたら、今聞いたら全く前進していないような状況じゃないかと考えております。理由は、今話をしたとおり、新聞に出ていたから正直申し上げますけれども、副市長がもう市民との意見は、きちっともう話し合いは終わったと、そしてあとは地域を現在の西に用地は設定して進めていくというようなことで、市民は大きな希望が出てきたかと、私もまたうれしく思っていたんですけども、今の話を聞いたらまだ検討委員会も答申をきちっと示していないし、また市長も具体的な答弁がないということでもあります。非常に残念というような気持ちを持っております。

それはいろいろあると思いますけれども、私が言いたいのは、その3カ所か4カ所ぐらいこの地域からの要望を聞いてオーケーをしたんですけども、あと1カ所だけその条件を持ってきまして。それで、その条件をのんだかどうかはわかりませんが、今の話の中においてはそれは何でもかんでも受けるわけにはいきませんというような返事です。しかし、私から言わせれば、もしこれは1点でもこれは条件をのんでしまった場合は、ほかの地域もこれ条件を持ってくると思います。そうすると、またなかなか前に進まないような状況で、バックしてしまうような感じがすると思います。ですから、そういうあやふやなことをするんじゃなくて、公平に、平等に住民にはきれいに話をして、もうのむのはのむ、の

まないならのまないと言わないと、その相手をだましてきているようなことで進めていこうとした場合は後には大きな問題が出てきますので、これ行政がきちっと進めていただきたいと思います。

さて、下水道の件でありますけれども、今特会の四つの話が来ました。大きな赤字を抱えて解消していくというような話でありますけれども、僕は当局のその考え方がどうも腑に落ちないところがあります。その理由は、35.7%のその連結赤字を持っているよということで、頑張るよというような話の中で、市民もまた行政もそのいろんな形の中でお互い協力して頑張っていこうということで、市長もまた腹を決めて頑張るといような財政再建のことがありました。しかしまた、最近の連結赤字に対しては非常に向上したといようなことですね、市民はじゃその財源を隠していたのかと、ゆとりがあったのかといような感じですね、非常に戸惑いがあるわけです。きちっとこれがですね、解決するまでは安易に物を言っはいけないと私は考えるわけでありす。当局は、物事を考えるのには、軽く物を言い過ぎる、安易に物を言い過ぎる、そういう感じがします。

それは、どうい理由かと申しますとですね、これ経済新聞に載っております。6月3日の経済新聞であります、その中で具体的に全国の連結赤字のことが出ておるわけでありす。その中では、78市町村が連結赤字ですよと。そして、その中でちょいちょい、ちょいちょい一般質問にも出てきましたけれども、何と宮古は、夕張市はトップでありますけれども、9番に沖縄県宮古島市と載っております。全く恥ずかしい話でありますけれども、いかに25%に縮めますよといっても、これはまだまだこれは赤字の状況に、連結赤字の中に入るわけでありすから、国も25からこれは連結赤字といことで示していくといことでありすので、安易に物を言わないでもらいたい。市民も頑張ろうとしているわけですから、そういうことは安易に言わないで、お互い頑張ろうと、そして、赤字を努力しながら整理していこうといようなことを思っいただきたいといような気持ちであります。

その中ですね、私は下水道の問題がありますけれども、これは下水道はきちっと毎年毎年ですね、払っていかなければこれはならないという法律があります。つまり地方公営企業法第17条の2項によって、経費負担をきちっと毎年毎年払っていかなきゃなりませんよといことが、また繰り入れていかなきゃなりませんよといことが示された法律があります。しかしながら、皆さん方は、平成13年、14年、15年と全く繰り入れていないんですよ。ほかの地域は、みんなきちっとやっています。そういう中においてですね、皆さん方はいかにもこういふうにして赤字がね、解消されたよな物の言い方はやめてもらいたいといことであります。これは大きな問題です。3年間も入れてありません。そして、そういう状況の中ですね、皆さんももっとも腹を決めて考えてもらわなければいけないなといことを改めて感じるわけでありす。

さて、この連結赤字のことでありますけれども、皆さん方から資料をいただきました、その見込額といことで。そこにははつきり連結実質赤字比率といことが出てあります。32.7%から25.32%に下がりますよと。見込みでありますから、どう変化があるかわかりませんよといことでありますけれども、こういふう数字もきちっと出ている中においてどういふうに変化するかわかりませんので、そのよなことはまだ安易に言わないでいただきたいと思っす。

さて、火葬場建設についてでありますけれども、現在火葬場は昭和58年竣工しまして、24年といことで老朽化はしておるわけでありす。その中で、その火葬場も調べてみたら全国一高い。私は、宮古島市

民が大変だなというようなことをその火葬料に対しても感じました。その中で、隣の石垣でありますけれども、12歳以下は1万円、12歳以上が1万2,000円ということで、本当に市民に還元をしているわけでありまして。私は、このように高いのはなぜかということは、火葬場が民営企業であるからだとということであるわけですね。ですから、それは人生の最後の終えんを迎える市民の皆さん方を行政もきちっと対応するためには、行政が対応してこの火葬場をつくってやっていくべきであると私は考えるわけでありまして。

そのことから、火葬場について二転三転いろいろありました。旧広域事務組合において、自治会、そして議会において、その用地の選定でありますけれども、今のそこで決定がありました。けれども、ある人、議員が反対ということで、みんなそこでもう打ち切りになったような状況になったわけでありましてけれども、もう少し市長が指導力を持って進めていったならば火葬場も何とかあったんじゃないかなというような感じを持っております。

そこで私は、これ火葬場ができるまではそれどういうふうに対応すればいいかと。市民が安く、安心して終えんを迎えるためにはどういう形をとればいいのかと考えるに当たって、隣の伊良部地区に火葬場があります。市民がもう11万円とあって、もう大変な状況であります。ですから、そこに船を借りてね、チャーターして行ってきても四、五万円で終わるんじゃないかなと思うわけでありまして。私はどういうことを聞きたいと申しますと、火葬場ができるのがあと四、五年、五、六年待たなければなりません。その中において、市民が本当に生活が苦しい環境にあるわけですから、また厳しい経済状況にあるわけですから、多少なりとも行政がきちっと伊良部との対応をしてもらってですね、やっていただければありがたいなと思います。最近はやっぱ11万円払えないということでちょいちょい、ちょいちょい伊良部に行っているようでありますけれども、しかし行政がこれを対応していただければありがたいなというようなことも市民からの要望がございます。ですから、考えていただければありがたいなと思いますので、その件をお伺いしたいと思います。

さて、保良平安名崎土地処分についてでありますけれども、私はまず1点目に土地売買契約書が6月30日ということになって、そしてそこにその中で30日までに全額完納ということが契約書に書いてありました。その金が入るよというような形の動きがあるようですねけれども、その件をお聞きしたいと思います。

2点目に、今向こうの地域住民は、合意形成、また地域審議会ということで全くの話し合いがなされていないということで、署名運動をして、そしてそこに住民が展開しながら訴訟も起こすということで市民が怒っているわけでありまして。その件について市長どう考えるか、お伺いをしたいと思います。

3点目が、やはり東平安名崎というのは日本の百景と言われて、すばらしい景勝地であります。そこにはウミガメが産卵するというので、自然保護についても大きな、重要な地域であります。私は、土地は売っていいところと売ってはならないところがあると思います。永遠に地域住民の皆さん方がその自然を守っていきこうということも、これ大事なことだと思います。この我々の財産は、金にもかえられません。安易に二束三文でこのすばらしい景勝地を売ったというのが私は残念でならないわけでありまして。市長の今のまた政治姿勢、これまで当選した経緯の中においては、市長はラ・ピサラ計画の中において、その水の白川田の、本市の中において開発はまかりならないということで選挙を当選してきました。そして、自然を大事にしてきました。そういう中で、安易に我々の地域を売ったというのが私は残念でならないわ

けであります。したがって、これからいろんな市有地があります。また、すばらしい市有地のところもあります。確かに財源が厳しい状況で売らなきゃならないところもありますけれども、しかし肝心な我々が永遠に残さなきゃならないところを安易に売ったというのが残念でならないわけであります。ですから、今後いろんな形の中でしっかりと行政は考えていただきまして、市民のために頑張っていただきたいということを要望しまして、私の一般質問を終わります。

◎環境施設整備局長（平良光善君）

火葬場の建設についてお答えをいたします。

火葬場の建設につきましては、現在内部検討委員会で候補地を絞り込んで、現在周辺住民の合意形成のために向けて事務調整を行っております。早急に住民説明会ができるように取り組んでいきたいと思っております。

それから、伊良部の火葬場につきましては、今議会で火葬場設置及び管理条例を提出されております。伊良部の火葬場の料金を2万円と定めてあります。このことを市の広報などでも市民に知らせたいと思っております。

それから、ちなみに18年度の白鳥苑の実績ですけれども、1年間で92件を処理してあります。そのうちの5件が伊良部島以外からのものです。

それから、市民が伊良部の火葬場を利用する方法ですけれども、各支所です、火葬料2万円を納付をして使用申し込みをすればどなたでも利用できます。

◎財政課長（石原智男君）

富浜浩議員の土地の売買代金は入っているのかというご質問にお答えいたします。

保証金の2,000万円は、6月4日の議会議決日に2,000万円は入金されております。それから、残りの1億7,944万6,990円は、6月の18日月曜日に完納されております。

（「市長の見解」の声あり）

◎市長（伊志嶺 亮君）

東平安名崎の土地については、合併時にいただいた契約書に賃貸または売買もできるということが書いてありましたので、それに従いました。

（「議長、休憩をお願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後2時50分）

再開いたします。

（再開＝午後2時52分）

◎市長（伊志嶺 亮君）

まだ情報が詳しく入っておりませんので、そのときにならないとやっぱり答弁ができません。

◎議長（友利恵一君）

これで富浜浩君の一般質問は終了いたしました。

◎上里 樹君

日本共産党の上里樹です。通告のとおり質問をさせていただきます。

私はまず最初に、暗いニュースばかり続きますから、少し職員を褒めたいと思います。まず、私が褒めたい仕事の一つ、要介護認定の高齢者の控除制度、この要綱を作成して、「広報みやこじま」にきちんとその対象認定についての広報を発行していただきました。これぜひ個人通知をこちらは要望していますので、その通知の検討もよろしくお願ひしたいと思います。

それからもう一つ、広報には載っていませんけども、今度定率減税の廃止でいわゆる実質増税になるということで大騒ぎが起きているんですけども、そんな中で子育て真っ最中の若者の保育料ですね、保育の負担料、これが私がこの本会議で質問をいたしましたところ、定率減税の撤廃による影響が平均して3万円だと、負担増になるというご答弁がありました。それを日本共産党頑張って、国会で負担増を押しつけないようにということで政府が区分の見直しをしてですね、保育料の引き上げにつながらないような取り組みをしました。

(議員の声あり)

◎上里 樹君

はい。これは、日本共産党が提案したからできたんです。それで、それをじゃ国だけでやればそれでいいのかということではなくて、自治体が今度は独自に区分の見直しをやらなければなりません。宮古島市は、きちんと新年度に合わせて区分の見直しをやっていました。そのことも高く評価したいと思います。

それでは、一般質問に入りますけども、まず最初に市長の政治姿勢についてであります。今年、沖縄戦の終結から62年。あしたは、慰霊の日に当たります。沖縄県民がアメリカの支配下のもとで平和と民主主義、生命、財産、基本的人権が保障される、そして基地のない沖縄をと願って復帰を待ち取ったまさに島ぐるみの闘争だったんですけども、あれから35年の節目を迎えました。しかし、その憲法のもとに立ち返るその願ひが今正念場です。憲法を守るのか、変えるのか、自民党、公明党に加えて民主党までが協力して改憲手続法を強行したからであります。

憲法が施行されて60年。侵略戦争と沖縄戦、27年間の野蛮きわまる米軍占領、沖縄県民を苦しめてきた暗黒の時代を知らない世代が大半となっております。今こそ歴史を正しく認識し、継承していくこと、2度と戦争はしないと決めた戦後出発の原点、そして祖国復帰の原点をいま一度しっかりとつかむことが大切だと考えます。そして憲法を守る、そしてそれを生かす、平和と民主主義、基本的人権、人間の尊厳を取り戻す今こそ県民が大同団結して島ぐるみで頑張るときではないでしょうか。

そこで、お伺いいたします。平和行政についてですが、まず第1に合併から2年目を迎えます。本会議で幾度か質問をいたしました。合併前の自治体の非核平和宣言がまだ統一した宣言になっていません。これは、そんなに金のかかる仕事でもないと思います。ぜひ統一した宣言、これを一日も早く出してほしい、発表してほしい、このように考えます。その取り組み状況はいかがでしょう。

次に、教科書検定についてですが、先程の富浜浩議員への答弁でも力強いご答弁がありました。まさに今全県民が怒っています。安倍首相は、戦後レジウムからの脱却、改憲を主張して、現憲法のもとで国民が築いてきた民主主義と平和、福祉、教育を次々と破壊しています。そして、札東で自治体をじゅうりんする、屈伏させる、基地の強化を進める米軍再編促進特措法の強行採決、教育基本法、自衛隊法、その改定、沖縄戦と侵略戦争の実相をゆがめるなど、米軍と一緒に戦争のできる国づくりへの危険な道を暴走し

ています。

この安倍自公政権に対しては、保革を超えた幅広い県民から怒りと不安、警戒が広がっています。名護市辺野古での新基地建設の現況調査、これに自衛隊の掃海母艦豊後と自衛隊員を投入して強行する暴挙を行いました。県民の8割近い反対の中での許しがたい蛮行です。また、自衛隊の情報保全隊のまさに違憲、違法な許せない国民への監視活動、これは6月7日付の赤旗新聞がスクープいたしました。志位和夫日本共産党委員長が記者会見で暴露いたしました。実に166ページに及ぶ内部文書が明らかにされたわけであります。

さらに、県民の怒りを買ったのが、沖縄戦での日本軍による集団自決、集団死、その強制の記述を削除、修正したことです。いわゆる教科書検定問題なんですけども、日本軍による住民虐殺、集団自決の強制、避難ごうの追い出しなど、県民の4人に1人が犠牲になった沖縄戦で日本軍に残酷な仕打ちを受けた体験と米軍の銃剣で土地を強奪され、生命、財産、人権を踏みにじられてきた体験を持つ沖縄県民は、保守、革新の立場を超えて強い怒りの声を上げています。ほぼ全県の市町村議会で、そして県議会でも教科書検定の撤回を求める意見書が採択される見込みであります。私は本会議に、この宮古島市議会においても全会一致で意見書を採択された議長を初め各会派代表、そして全議員に対し、心からの敬意を表したいと思っています。

そこでお伺いいたしますが、県内自治体、県議会での意見書採択の広がりについて、さきのご答弁に重複いたしますが、改めてご見解をお伺いいたします。

次に、公共交通網の整備についてであります。合併して2年目。合併前から、そして合併後、さらに市民の要求が強い公共施設を結ぶ巡回バスの運行、これが急がれます。先日の與那嶺誓雄議員のご答弁もありましたけども、試験運行がスタートする7月ですか、お聞きして大変喜んでいます。そこで、私からも角度を変えてお伺いいたします。

まず、取り組んできた経緯。新聞報道で、宮古島省エネを選定と、国交省の公共交通利用推進協議会でこれが認められる方向という新聞に報道されました。バイオマスを使うということなんですけども、当初のイメージと違いましたので、そこに至る経緯。それから、なぜ都市計画課の管轄になったのか。

それから、バスの運行は直営になるのか、委託になるのか。次に、運行に当たって何台運行するのか。次に、乗車に当たって有料になるのか、無料になるのか、お伺いをいたします。

次に、保良平安名崎の市有地売却についてであります。私は臨時議会の直後、城辺の男性から次のように言われました。「私たち城辺の住民の感情は、大事な心のよりどころである土地を市町村合併で財政赤字を理由に私たち住民をないがしろにして、何も関係のない平良の議員だけで売ってしまったという我慢ならない気持ちだ」、臨時議会での議決を受けての城辺の住民、ある男性の方ですが、の声です。そこで、市長は市町村合併に当たって、地域対地域の対決、これをなくす、宮古は一つを強調されました。合併した宮古島市は、今それとは逆をいっているように感じます。

そこでお伺いいたします。保良平安名崎の市有地の売却に当たって、住民への説明不足は否めません。そこで、住民への十分な説明と、そして要求を酌み上げて、開発に当たって企業との協定、それをきちんと交わすこと、それから自治財産の売却ですから、企業に何でもやっていいということにはならないと思います。宮古島市としても、企業に対して社会的責務を守らせるための対応が必要だと考えます。今後の

対応をどのようにお考えでしょうか。

次に、契約に当たって保証人が立てられていません。企業に不都合な事態が発生した場合、どうなるのでしょうか。

次に、買い取った企業の事業計画、財政状況及び賃貸契約のこれまでの実績はどうなっているのでしょうか。

次に、宮古島市の自治財産を普通財産にする基準と普通財産にしたときの基準の確立、これが必要だと考えます。いかがでしょうか。

次に、財政についてお伺いいたします。連結決算、これが、新財政健全化法が6月15日国会で成立いたしました。私はこの法律について、基本的な考えを述べておきたいと思います。この連結決算問題、夕張市が再建団体になっていきますけども、私は夕張市の再建問題とも絡んで、自治体とは何なのか、憲法と地方自治法に照らして、そしてその財政再建団体に陥った自治体、その再建がいかにあるべきか、それから私たちの財政健全化に取り組む計画、その進め方がいかにあるべきか、私はこの観点は地方自治の本旨の立場、それを実現するという観点できちんと押さえて取り組むことが求められていると思います。

田中孝男さんという九州大学の大学院法学研究院の准教授が次のように指摘しました。財政健全化比率等の早期公表制度は、住民自治の観点からすれば現行制度より前向きですが、健全化判断比率算定のための具体的な基準の多くが政令、省令にゆだねられている点、特に早期健全化基準と財政再生基準を政令事項としたことは地方自治にとって重大で、政令の基準は極論すればいつでも変更ができる。下手をすると健全化判断比率は、中央政府と投資家と専門家による自治体財政支配の道具と化するおそれがある。また、財政健全化計画、財政再生計画への住民への参画という視点がほぼ欠如していると。議会健全化判断比率の公表から計画策定期限までの期間、半年程度と短いこと。比率公表の段階から住民参加、その措置を講じるのでは遅過ぎると。早期健全化基準に達する前から、住民による法定外の財政監視システムを別に構築しておかなければならないと指摘しています。

本員の質問に、住民と財政難を乗り切る方策を総務部長が答弁なさいました。いわゆる住民との協働を進めると。まさにそれが大切なことだと私も思います。住民自治を発展させること、これは合併前にも私はこの場所から強調いたしました。財政難を理由に合併する、それだけに住民が当事者意識を持たなければいけない。やっぱり宮古島市の財政健全化、これは当事者意識を住民が持てるかどうかにかかっていると思います。合併後の一連の混乱、合併してから新たな赤字が発覚するとか挙げれば切りがありませんけども、一連の混乱、これは合併前の十分な議論の不足と情報公開が不徹底だったこと、これが一つ原因にもなっているのではないかと考えます。住民が当事者意識を持てるかどうか、ここをしっかりと押さえてこの財政健全化計画、これに本当に協働で取り組んでいければと思います。

これは、夕張の財政破綻にも教訓として言えると思います。財政運営が全く非公開にされていたということ、それから議会のチェック機能の麻痺、それが指摘されていますけども、財政健全化計画、それを何のためにつくるか、ぜひ宮古島市でも理念を明確にすること、繰り返しますけども、地方自治の本旨、住民が住み続けられる、暮らしていける、そういう財政健全化を進めていただきたいと思います。夕張市は大変です。若者がまちを去り、残されたのが高齢者だけ。これでは、税金を納める方がいない。せっかく立てた健全化計画も壊れてしまう、そういう結果になってしまいます。そうならないようにすることが大

事だと思えます。

そこで、お伺いいたします。まず第1に、宮古島市の財政赤字の最大の原因、これは何だったのでしょうか。

次に、連結決算との関係で、特別会計の現状と問題点、先程の富浜浩議員へのお答えもありましたけども、どのようにお考えでしょうか。

3点目に、財政難をどのように乗り越えようとお考えでしょうか。

4点目に、普通建設事業費の見直しが必要だと考えます。ご見解をお伺いいたします。

5点目に、2006年度の実質単年度収支見込み一般会計、特別会計で幾らになるのか、お伺いをいたします。

次に、環境行政についてお伺いいたします。ごみの有料化、これが議会を通過して新年度、4月1日から計画がされています。私はこの問題に退場という形とりましたが、賛同できない理由は、まずもう住民の声を十分に聞いていないということ、それに尽きます。それで、ごみ有料化によってごみが減るわけではないということが、本員のせんだってのこの場所からの質問にも福祉部長がお答えになっていたとおりであります。私はこれを裏づける資料、これは出雲市の有料化の推移です。これは、ちょうど91年から2001年までの統計なんですけども、91年度、いわゆる有料化前です。突然ごみの量が増えました。さらに、有料化が進むと激減しました。そして、有料化後どんどん増えていって、結局もとに戻ってさらに増えてまたもとに戻ると、リバウンド現象がはっきりとあらわれています。

このようなこと、これがなぜ起きるのか。それは、私たちの消費生活が変わらない限りごみが減らないということが明快だからであります。ですから、ごみをどうしたら減らせるのか、その方策を住民に向けてしっかりと示すこと、これが私は自治体に問われていると思うんですね。ですから、あたらか祭りでも市長は、住民の納得しない有料化は進めないと、全戸を訪問してでも十分に理解してもらえるようにするとおっしゃいました。実施前まだ時間があります。それだけに減量化のプログラム、これをしっかりと市民に示して住民に対して説明をするべきだと考えますが、いかがでしょうか。少なくともあたらか祭りに参加した市民、ここにはきちんとした回答をすべきだと思います。

以上、お伺いして再質問をさせていただきます。

◎市長（伊志嶺 亮君）

上里議員の質問にお答えします。

平和行政についてでございますけども、高校歴史教科書の沖縄戦集団自決の記述から「軍命」を削除した教科用図書検定調査審議会の意見については、先程も申し上げましたが、宮古島市臨時議会においても意見書を採択しております。また、今日の新聞報道でも、県の教育長も「軍命」の削除に関しては否定的な見解であります。県民の総意は、歴史は正しく伝えるべきであるということであると考えております。

◎副市長（下地 学君）

保良平安名崎の市有地売却について、十分な住民への説明及び要求を酌み上げ、企業と協定交わす必要はないかというご質問なんです。上里議員がおっしゃるとおり、住民の意見を十分に計画に反映させることは重要なことであります。今後企業が行う開発許可の変更申請に当たっては、宮古島市としては地域住民の声を反映されるよう地域、行政、企業の3者で調整してまいりたいと考えております。必要によって

は協定書も交わしたいと考えております。

次に、同じく保良平安名崎の売却に伴って、企業の事業計画、財政状況、賃貸契約の実績はどうなっているかとの質問です。事業計画は、基本的にはこれまでの計画がベースになります。ホテルを低層化したり、あるいは客室の変更を予定しているとのことですが、具体的にはこれからの計画の変更申請があるものと考えております。それに伴い県に変更契約の申請を行った場合には、住民の意思が十分反映されるように企業に要請してまいります。

次に、財政状況ですが、土地売買代金については通帳の写しを総務財政委員会へ提出していただきました。

次に、賃貸契約の実績であります。平成4年の賃貸契約締結時から平成18年までの土地賃貸料として納入されております。

◎総務部長（宮川耕次君）

上里議員の財政についてご質問にお答えいたします。

まず、その赤字の要因は何だったのかという点からでございます。どうしても宮古島市はですね、離島ということもありまして、財政基盤が脆弱であるというのもこれは挙げられるかと思えます。それからこの間、それからちょっとさかのぼりますと、過去のバブル期にかなりの公共事業を大々的にやったという、そういったツケなども指摘されるかと思えます。それから、最近では三位一体改革による国庫補助あるいは交付税等の年々国によって削減されてきたという、それから医療費の伸びとかですね、そういったもの等が複数に重なってこのような赤字が形成された要因になっているというふうに思っております。

次に、特別会計の現状、問題点についてですが、やはりトゥリバーの早期売却、あるいはパブリックゴルフ場の民間譲渡を視野に入れた経営状況の改善、下水道事業については徹底した加入率の促進と事業計画の見直し、国保においては保険料の徴収率向上はもとより、保険料の均一化、医療費の抑制等々を各種事業を展開していきたいというふうに考えております。

それから、三つ目に財政難をどのように乗り越えていくかというご質問でございます。まずは、特別会計への繰り出しができるように、一生懸命やっていきたいと。それによって赤字解消を図っていくと。18年度も幸い節減努力等がありまして、剰余金もある程度の確保ができた。それと、これまで以上にですね、全庁体制できちとした取り組みをやっていきたいというふうに思っております。

それから、普通建設事業の見直しについても必要ではないかというご意見ですが、まず公債費、借金の抑制を図る上でも確かに建設事業の見直しは必要であります。19年度以降の実施予定事業についての調査、あるいはまた事業担当課と予算担当課における年次ごとの調整を行っておりまして、総事業費や事業にかかわる起債制限が前年度を上回らないようにした上で、単独等の新規は原則認めないなど、その上での事業の必要性、緊急性をかんがみまして事業の選択を行ってまいりたいと、このように考えております。

◎企画政策部長（久貝智子君）

非核平和宣言についてのお尋ねでございますが、合併前における各市町村の宣言等につきましては、合併協定書の中で合併後新市で検討するという確認がなされております。都市宣言につきましては旧自治体におきましておのこの宣言がなされてきたところですが、合併により宮古島市にふさわしい宣言に統一する必要があると考えております。この宣言につきましては、選定委員会を設置して検討を進めてい

きたいと思っております。

◎財政課長（石原智男君）

上里樹議員の平安名崎の市有地売却についての契約の保証人を立てていないが、業者に不都合が出た場合どうするのですかという質問でございますが、当該契約書の第17条での契約不履行で契約を解除して契約保証金は没収するということになっておりますけれども、実際先程もお答えしたように6月18日に土地売買代金の入金を確認しております。

次に、行政財産を普通財産にする基準及び普通財産の処分の基準の確立が必要ではないかという質問でございますが、行政財産として必要がなくなった場合は行政財産の廃止手続をして普通財産に変更することになります。その事務手続については、その行政財産によってそれぞれ異なります。

次に、普通財産の処分の基準については、宮古島市は財務規則に基づいて財産処分をしておりますが、処分の必要性があるのか否かを決定する機関の設置などを今後検討していく必要があると考えております。

次に、財政についての平成18年度実質単年度収支見込みは一般会計、特別会計とも幾らになるのかという質問でございますが、つまり18年度の1年間での収支は黒字か赤字かということですが、一般会計が7億328万8,000円の単年度収支でございます。国民健康保険事業特別会計は、1億8,878万9,000円の単年度収支黒字でございます。港湾事業特別会計は2,424万8,000円の赤字、単年度収支は赤字でございます。老人保健特別会計が5,495万9,000円の黒字でございます。農業集落排水事業特別会計は、単年度収支はゼロ、歳入歳出差し引きゼロでございます。公共下水道事業特別会計は、1億2,974万3,000円の単年度収支は黒字でございます。介護保険特別会計は、1,948万9,000円の単年度収支黒字でございます。全会計総額で10億7,202万円の単年度収支黒字となっております。

◎福祉保健部長（上地廣敏君）

まず、有料化について十分に市民に説明会を開き、減量化に向けた取り組みを市民とともに進めるべきではないのかというご質問だと思いますが、まず指定袋制によるごみ減量につきましては、県内で実施している自治体を調査した結果、ほとんどが減量が図られているというふうにご回答をいたしております。本市でも、10%から20%の減量を目標に取り組みを強化してまいります。指定ごみ袋制によって各家庭におきましても徹底したごみの分別を実行してもらいたいというふうにご回答をいたしております。ご指摘のとおり、住民とともに減量化を進めていくことは、大変重要な問題であります。ごみの分別の徹底やごみの減量についての家庭での取り組みなどマニュアルを作成するとともに、広報活動等々を通じて市民に周知徹底を図ってまいります。今後は、燃やせるごみに占める生ごみの資源化に向けた事業を計画しておりますので、事業実施に当たっては市民のご協力が必要不可欠であります。市民皆様の理解と協力を仰ぎながら目標達成に向けて努力をしてまいりたいと思っております。

ちなみに、5月の2日から5月の23日まで1万966人を対象にアンケートの実施をいたしております。回収率5,207枚ということで47%の回収率を見ておりますけれども、この中で指定袋制について、実施すべきと回答したのが2,627名で50%、実施すべきでないとの回答が1,764名で34%となっております。この実施すべきでないと回答した人の中でその理由を問いますと、不法投棄が増えるからというのが一番多く、46%を占めております。したがって、市といたしましては、今後不法投棄回収員等を設置いたしまし

て、不法投棄防止ネットワーク会議の名のもとに不法投棄に対する監視を十分徹底して取り締まっていきたいというふうに考えております。

◎都市計画課長（長崎富夫君）

上里議員の公共交通網の整備についてお答えいたします。

まず、取り組みの経緯であります。公共交通網の整備に向けましては巡回型コミュニティーバスを活用した実証実験を予定しております。この事業は、NEDOが公募する実証モデル事業に本市の新しい事業として公募をいたしました。事業名は、エコアイランド宮古島における循環型地域社会へ向けた省エネルギー交通システム整備事業であります。実はこの事業につきましては昨年度も申請をいたしました。NEDOへの推薦は見送られた経緯があります。今年度は、総合事務局と精力的にヒアリングを重ね、国土交通省からNEDOへ推薦が決定いたしました。去る5月28日付で宮古島市、宮古協栄バス、八千代バス、3者連名で補助金の交付申請書を提出してあります。補助額につきましては、2,000万円を上限といたしました消費税を除く全額補助となります。来月7月の下旬にNEDOの理事会で採択の会議が行われます。事業内容としましては、本市が所有するマイクロバス及びワゴン車、これ4台から5台の活用を見込んであります。活用しまして、市役所通勤者の輸送、庁舎間移動の輸送、主要交通拠点間の輸送、それから例えば平良港、中心市街地、空港などの主要交通拠点を結ぶ新たな交通システムを構築いたします。さらには、宮古島産のバイオ燃料を使用した地産地消による循環型地域社会の形成を目指すモデル事業として行います。

なぜ都市計画課の事業かということですが、このモデル事業につきましては都市公共交通網の整備の一環といたしまして都市計画課が進めた方がよいということで総合事務局からも指導があり、私どもが進めてきたわけであり。採択していただければ、8月から来年2月ごろまで事業を行います。その実証実験を踏まえて、関係各課及び関係機関等への波及に取り組みます。

有料か無料かということですが、実証実験中は無料であります。

なお、実施主体はあくまでも宮古島市ですが、実証実験中のバス運転手につきましては宮古協栄バスあるいは八千代バスさんからの派遣を考えております。

◎上里 樹君

再質問をさせていただきます。

まず、合併前の非核平和自治体宣言についてなんですけども、もうすぐにでもできるんじゃないかという期待があって、本当にまだなのかという期待をそがれてしまうんですけども、いつまでにこれを実現するのか、明快なご答弁がいただければ幸いです。

それから、いわゆるそうですね、財政の問題なんですけども、時間との兼ね合いで深く踏み込んでできないのが残念なんですけども、普通建設事業の見直し、これは今現在の予算規模が石垣の3.15倍になっていて、それから名護の1.57倍になっています。住民1人当たりの額が県下で平均の約2倍。断トツです。構成比で見れば、普通建設事業費県内でトップです。全国的に見ても比率が上位に位置すると思いますので、再建団体になるというふうに市民に財政健全化を呼びかけている宮古島市らしくないと思いますので、ぜひ思い切った見直しをしていただきたいと思います。担当課に聞けば、みんなやりたい仕事ばかりだと思うんですね。けれども、やっぱり不要不急の工事、優先順位をつけて取り組むことが懸命なやり方だと思います。

それから、収支が全部黒字という報告で、なかなか理解しがたいと思うんですね、住民は安心すると思うんですけど、これを聞くと。けれども、やっぱりこれは交付税が増えた結果だということを考えれば、やっぱりこれからの財政再建に向けていかにあるべきかが問われると思うんですね。ですから、自治体の努力だけではどうしようもない、そういう部分もあります。例えば国保の問題、医療費の抑制をする、いろいろ挙げられますけども、もう低所得の多いこの宮古島市で負担能力を超えてしまっているのではないかと。私も、納税者として大変苦勞しています。滞納だけはしていませんけども、本当に一月の給料が吹っ飛んでしまう、報酬が吹っ飛ぶ、これはやっぱり異常な事態だと思うんですね。

それで、日本共産党はこの国保の引き下げ、これを1人当たり1万円を引き下げようと。これは、国の責任です。これを引き下げるために、国で国民と一緒にそれを実現しようという呼びかけ。あわせて乳幼児医療費の無料化、これも小学校6年生までこれを無料化にしよう。財源はきちんと確保できます。1兆7,000億の法人税の減税をしています。庶民に対しては、同じ金額1兆7,000億円が負担として押しつけられました。これは、やっぱりおかしいと思います。その1兆7,000億の4,000億円を国保に回せば、1人当たり1万円の引き下げが可能です。それから、乳幼児医療費の無料化、これも1,700億円、これで可能です。国民が今声を上げるとき、そのように思います。自治体もぜひ一緒に国に要求をしてほしいと思います。

それで、夕張の再建問題に関連してなんですけども、要するに財政再建計画、これは要するに財政再建措置法、これに基づく計画にすぎないということなんです。地域振興としての過疎法という法律があります。いわゆるこれは憲法と地方自治法に基づいた法律なんですけども、地域崩壊を防ぐ仕組みとしてあるわけですから、法制度をしっかりと活用する、そのことも念頭に入れてやっていく必要がある、このように考えます。

それで、国保の会計、これは県内で最大の赤字。余り強調したくないんですけども、11位という状況があります。ほかの会計についても踏み込んで説明したかったんですけども、次の機会にしたいと思います。

次に、年金台帳問題についてですが、年金台帳の保管状況、これがどうなっているのか。年金の窓口業務が自治体から社会保険庁に移行したことに伴って、新聞報道によるとなくなっているような報道がされていますね。これはどうなっているのか、これをお伺いします。

それから、市民からの相談に対する窓口、何らかの証明する、メモでもいいですから、それが存在する可能性もあります。ですから、ぜひ窓口を設けて対応をしていただきたいと思います。

質問が前後してしまいましたけども、定率減税が全廃された。これに驚いて私のもとに飛んできた市民がいます。これまで税金を6万円しか払わなかった、年間ですけども。それが一気に12万円になっている。これは、皆さん全部実感していると思います。市役所の職員も、平均して大体1.5倍の住民税の増楽になっています。

あわせて次の企業誘致のこと質問したいと思います。コールセンターの誘致が新聞で大きく報道されました。公募に市が名乗りと。県に支援を要請と。安定した雇用、200名から400名の雇用という、本当にうれしい話です。しかし、私どもが調べましたところ、喜んでばかりもいられない実態が明らかになりました。これは、仕事がどのような内容かということ、電話番号の案内とか、パソコンとか、家電製品に関する

問い合わせの対応とか、そういうさまざまな仕事なんですけども、もともとはN T Tがやっていた仕事なんですよね。それが人件費、それから地代、要するに土地代が安いところにその企業が入ってくると。だから、東京からかけた電話が沖縄につながる場合があると、そういうこともしばしばあるそうです。

コールセンターの実態については、詳細な、正確なデータはありません。しかし、全国の就労者数が数十万人いると。その8割が非正規雇用と言われています。それから、低賃金、長時間労働、こういう絶え間ない電話対応へのストレスで離職率が15%以上もあるという異常な事態。ここで労働組合をつくってそれに対抗しようとする、見せしめで解雇される。それから、強制的に移転配属させられたとか、そういう上司とうまくいかなかったときの強制的なそういう仕打ちも目に余るものがあると。ですから、行政が誘致するわけですから、社会的な責任をきちんと果たすそういう協定をしっかりと結んで、こういう人権侵害がないように、労基法にのっとった雇用が図れるようにぜひ取り組んでいただきたい。

最後に、こういう新聞記事がありました。無料お試しキャンペーン実施中、1週間無料、1カ月35%オフ、3カ月13%オフ、こんなチラシを手に営業マンが競合会社の得意先を回って契約をとって歩くと。これは、そのコールセンターにも言えることなんですけども、結局派遣職員を募集するチラシだったそうです。そういう非人間的な職場、これが今の社会的ないろんなゆがみを生み出す温床になっていると思います。労働は人のために、きちんとしたそういう人間としていかにあるべきか、そういう人間らしい労働のあり方、これが今問われていると思います。

時間になりましたので、質問を終わらせていただきます。

◎議長（友利恵一君）

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

◎企画政策部長（久貝智子君）

非核平和宣言につきましては、選定委員会を早期に立ち上げまして、年度内制定を目指したいと思っております。

◎市民生活課長（村吉順栄君）

上里樹議員の年金に関するご質問にお答えいたします。

年金台帳の保管状況に関してであります。各支所に保管状況の調査を依頼し、報告を求めましたが、各支所とも保管がないとの回答であります。

次に、相談窓口の開設についてであります。これまでも年金窓口で相談を受けております。相談のほとんどが厚生年金に加入していた時期があり、統合されているかとの相談ですので、その都度社会保険事務所の方に照会して相談に応じております。今後とも窓口の方ですね、懇切丁寧に対応していきたいと思っております。

◎情報政策課長（喜屋武重三君）

コールセンターを誘致した際にこの会社と労働関係について協定が結べるかどうかということでございますが、あくまで私どもはセンターを整備した上で貸し付けるということです。したがって、基本的にはこの入居する企業と雇用される職員との間の関係ですから、基本的にはその両者によって解決されるべきものだろうと思います。

それから、入居する企業の関係ですが、これはあくまでもIT関係ですから、いわゆる情報通信関係の

企業を募っていきたいと考えております。

それから、入居する企業の条件といたしましては情報通信関係の企業であります、市民の雇用機会を創出する企業ですとか、市の経済に波及効果が期待できる企業ですとか、IT関係の人材が育成できるような企業ですとか、こういったものを考えております。

◎議長（友利恵一君）

これで上里樹君の一般質問は終了いたしました。

これより暫時休憩し、4時10分から再開したいと思います。

休憩いたします。

（休憩＝午後3時47分）

再開いたします。

（再開＝午後4時10分）

休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

◎池間雅昭君

6月定例会も一般質問最後になりまして、これまでに質問を頑張ってきました同僚議員の皆さん方に負けないように、しっかりと市民の立場に立ってですね、質問を行ってまいりたいと思いますので、市長の特に市民の立場に立ったご答弁をお願いしたいというふうに思っております。

まず最初に、市長の政治姿勢についてであります。今回臨時議会を経て、保良地区、すなわち東平安名崎周辺の市有地が売却をされました。これについては、市民の間でもいろいろと大きな論議を呼んでおります。私が調査したところは、ほとんどの市民が今回の売却については反対の意見を述べているのではないかなというふうな気持ちがございます。そこで、これらのことも踏まえながら、保良地区の市有地売却についてご質問をさせていただきます。

まず、最初にですね、売却について協議を開始した月から売却契約を結んだときまでの経過を協議書に沿ってご説明をお願いいたします。また、この間に市民への説明はなされたのでしょうか、なされなかったのでしょうか。もしなされていなければ、その理由についてご説明を求めます。

次に、今回の市有地売却ですけども、このような重要な市民にとって、あるいは宮古島市にとって今後大きく左右するような大事な案件についてですね、なぜ臨時議会に提案をしたのか、非常に疑問であります。ご承知のとおり臨時議会は急施事件を審議する場であって、これに便乗するような、確かに3件ほどの急施事件はございましたけども、これに便乗するような形で土地売買の、市有地売買の案件を出してくる。合わせて8件の議案があったわけですから、到底1日間の臨時議会では審議は不可能であります。そういうことで、5日間の会期、実質的には3日間の審議日程しかなかったんですけども、そのことも踏まえてですね、何かわざわざ審議不十分のままこの契約案件を通そうというような意図が私には感じられるんですけども、この臨時議会に提案をした理由についてですね、市長ご説明をお願いしたいと思います。

次に、株式会社吉野さんと随意契約を結んだ理由についてもご説明を願いたい。

次に、契約書の第9条から第13条に至るまでの説明を具体的に求めたいと思います。さらに、この条項は非常にこれからのあの地域のリゾート開発にとってですね、大事な条項でありますので、この条項を履行させていく、遵守させていくのが市当局にとって大変重要な仕事であろうかと思っております。そういうこと

です、その企業側とどのような対応をしていかれるのか、ご説明をお願いします。

次に、株式会社吉野さんによるリゾート開発計画の概要と、そして資金計画についてのご説明をお願いします。

5点目に売却単価は幾らで、そしてその根拠は何なのか。さらに、平成19年5月23日付で市長に不動産鑑定士から意見書が出されております。その意見書の内容についてもご説明を求めます。

6点目に、売却単価が適正か、あるいは安いか、これは非常に市民の関心の高いところでもあります。したがって、市民の判断を仰ぐという意味におきましても、トゥリバー地区、下崎地区、パイナガマ公園、荷川取公園、根間地区公園の売却単価及び買い取り単価についてのご説明もいただきたいというふうに思っております。

次に、トゥリバー地区の売却についてであります。これまで市長が就任以来、トゥリバー地区売却に向けて一生懸命頑張ってきたという自負をなされているようでありますけれども、私にはそのように思えません。したがって、本当に市長が頑張ってきたのかどうか、これまでのですね、売却に向けてのアクションプログラム、それを説明していただきたい。そして、これまでの結果として今トゥリバーはどのような状況になっているかもご説明を求めます。そして、さらにこの宮古島の財政を本当に大きく左右するトゥリバー地区でありますから、今後の売却に向けての市長の取り組みというのは大きな意味を持つと思います。そういうことで、今後市長はどのような取り組みをなされていくのか、そして今後の展望についてもご説明を願いたい。

次に、物件補償費の裁判所からの差し押さえ命令に対する質問を行います。まず、1点目に、差し押さえ命令書を読み上げてその内容を説明をしてください。さらにですね、裁判所の方からはこのように催告書も、それから陳述書、で、おもしろいことにですね、まずお読みくださいという文書も、それもね、特別送達で役所の方に来ているんですね。これ読めばですね、この命令書がいかに重要で大切なものであるかというのがわかると思うんですね。今市民は、この差し押さえ命令の不履行によって債権者から市が訴えられている、大きな関心持っています。ですから、これらについてもやはり読み上げて説明を求めたい、このように思っていますので、よろしく願いをいたします。

次に、市長はこの差し押さえ命令ですね、いわゆる第3債務者というふうになっております。この第3債務者の立場というものについての市長の認識はいかかなもののでしょうか、お聞かせを願いたい。さらに、裁判所から特別送達という重要な文書で市役所の方に届いているんですけども、これについての市長の認識もお伺いをいたしたい。さらに、差し押さえできなかった理由と責任の所在についてもお示しを願いたいというふうに思っております。さらに、債権者から提訴されておりますが、訴状を読み上げた上で説明を賜りたいというふうに思っております。今まさに市民が心配しているところだと思うんですけども、もし敗訴した場合、市が取り得る対応策を示していただきたい。そして、その場合、市民負担は生ずるのかどうかについてもお聞かせを願いたいというふうに思います。

次に、NPO法人の農都共生全国協議会について質問をいたします。いわゆる旧平良市時代から現在に至るまで、農都共生全国協議会が受注した事業について、まず業務名、2番目に契約金額、3番目に履行期間、4番目に入札の方法、5番目にですね、市長とその農都共生全国協議会の理事長さんとで契約書に判こを押して契約書が結ばれております。実際にこの理事長さんがお見えになられて契約書に押印したの

か、あるいは代理人か押印したのか、これについてですね、はっきりとお聞かせを願いたい。もし代理人が押印したのであれば、委任状のあるなし、有無についてもですね、ご答弁を願いたいというふうに思っております。

次に、コンサルタント業界が非常に厳しい中でですね、これまでの答弁を聞きますと八つほどの業務が市の方に税金も払われていないようなその農都共生全国協議会の方に受注されているわけですが、これらの件についてね、市長ね、どのようにお考えなのか、市長のお気持ちもお聞かせを願いたいというふうに思います。

さらに、さきの同僚議員の質問に対して、選挙管理委員会から地方自治法第142条、すなわち長の兼業禁止条項、これについての見解が示されました。この選挙管理委員会の示した見解についての、判断についての市長のお気持ちをお聞かせ願いたい。そして、なぜ理事をおやめになられたのか、その理由についてもご説明をお願いします。

次に、在宅健康管理システム「うらら」についてお聞きいたします。まず、事業実施期間、事業目的、それからモデル事業の期間とその間の一般財源からの持ち出し。4番目に、単独事業の時期と、そして年度別の一般財源の額。そして、合併前にやめられたわけですが、これをやめた理由についてご説明を願いたいというふうに思っております。

さらに、端末システム「うらら」についてお伺いします。まず、リース期間とリース料金はどのようになっているのか。さらに、リース先はどなたですか。そして、代表者名も教えていただきたいというふうに思います。それから、モデル期間経て多分単独事業に入った段階で購入したと思うんですけども、その購入年月日、そしてこの購入金額及び購入先、会社名とかですね、代表者名をお聞かせ願いたいというふうに思っております。

次に、自衛隊の問題であります。糸数氏が去った知事選挙においてですね、多分出馬表明の段階だったと思うんですけども、自衛隊は軍隊ではないという旨の発言をされたと私は記憶をしております。この糸数氏の発言についての市長のご見解を賜りたいというふうに思っております。

次に、財政についてであります。連結決算や、あるいは財政指標については、これまでの多くの議員の皆様方の質問に対しましてお答えをいただいております。そこで、私は視点を変えてですね、お伺いするんですけども、この連結赤字決算、そういったものを、指標をよくするために、市長はいわゆる13億円の赤字の圧縮をやりたいということであります。06年の決算で2億剰余金が出まして、11億の赤字を圧縮していくと。そのためにいろんな理由を挙げております。市税の増収とかいろいろありますけども、その中に職員の給与の見直しとかですね、ありますけども、私はですね、その職員の賃金の見直しとか、そういうもの前にまず行政努力やるのがいっぱいあると思うんですね。私がいつも感ずるのは、類似市と比較しても、他の県内の10市と比較しても、宮古島市は異常に職員が多いんじゃないかというふうな気がするんですね。ですから、これらの実態についてぜひとも示していただきたい。そうすることによってですね、職員も、あるいは市民も、我々議会もですね、その職員の定員適正化計画についてですね、もっともっと真剣に取り組むようになるんじゃないかと思うんですね。

そこでお伺いするんですけども、まず県内11市について、まず人口、それから職員数、さらに人口に占める職員の比率、さらに職員数に占める管理職の比率、これを示していただきたい。そして、市長ですね、

これらが指標が示されたわけですけども、今後市長が職員の定員適正化に向けてどのような取り組みをなされていくのか、ご見解を賜りたいというふうに思っております。

以上、答弁をお聞きしましてから再質問をいたしますので、よろしくお願いいたします。

◎市長（伊志嶺 亮君）

池間雅昭議員の質問にお答えします。たくさん項目がありましたので、もし抜けたら指摘をお願いしたいと思います。

トゥリバーの売却に向けたこれまでの取り組みでございますけども、これに関しては、大変これは宮古島市にとって、また旧平良市にとって重要な問題でありましたので、一生懸命これ売るように努力をしてみいました。しかし、当時景気が悪いということもあってなかなか売れなくて、焦ってその結果これまで売却できなかったことは、大変残念に思っております。現状としては、大変景気も回復してきておりまして、そしてオファーもかなり来ておりますので、しっかりとこれから慎重に企業を選んで、専任媒介等も依頼をして頑張っって市の財政を早く好転させていきたいと、そのように思っております。

NPO法人の農都共生でございますけども、農都共生に対しては、私は理事をいたしておりました。しかし、これについては、地方自治法第142条の長の兼職の禁止の問題もありますけども、これは公金を継続的に自己の営業上の所得にするということを防ぐという目的の法律でありますので、農都共生は非営利団体でありますので、私自身も私利益を生むことはないという判断で理事を引き受けましたけども、しかし弁護士から、そういう疑わしいような、疑われるようなことがあるんならば、それはもうやっぱりやめた方がいいということで、その理由で現在は理事もやめております。

「うらら」については、一応担当に答えさせてから後ほど私も答弁したいと思います。

それから、自衛隊の問題でありますけども、さきの知事選で糸数慶子さんが自衛隊は軍隊でない旨の発言をしたということですけど、私はこれ聞いておりませんが、日本国憲法の第9条には、日本国は陸、海、空、その他の戦力はこれを保持しないと書いてありますので、戦力を保持するものが軍隊と定義すれば日本には軍隊はないと私自身も考えております。

他のことについては、またご指摘等を受けてから答弁したいと思います。

◎副市長（下地 学君）

保良地区の市有地売却についてということで質問が多岐にわたっていましたが、契約から売却に至るまでの経過、さらには企業の概要、資金到達計画、企業の開設についての企業への基金の対応と、さらには鑑定評価等についての質問がありましたけど、まず鑑定評価についてお答えいたします。鑑定評価については、地域によって条件が違うため、一概に比較することは大変難しいが、他の近隣の不動産鑑定と比較した場合、当該地区より安い評価もあり、また高い評価もあるのが現状であります。1年前の鑑定評価のため不動産鑑定士に確認したところ、近辺の地価動向は横ばいの状態であるので、現時点での修正はないとのことで、5月13日付で意見書をいただいております。土地の売買単価を設定するに当たり、鑑定評価での単価設定を行いました。不動産の取引単価はその後の鑑定評価に大きな影響を与えることとなりますので、鑑定評価とかけ離れた取引がなされた場合、その地域の土地取引のバランスが失われることとなります。財務規則第254条では、普通財産の売払価格及び交換価格は、適正な時価によるものとするとうたわれており、適正な時価の判断基準は鑑定評価に基づくものであると考えております。

他のことについては、担当部長、課長に答弁してもらいます。

◎総務部長（宮川耕次君）

市有地の売却の件でございます。まず、市民への説明はなされたかどうかということでございます。これは、特にできておりません。その理由としましては、やはりずっと以前から、旧城辺町時代からの引き継ぎという形で、これまでのいろんな経緯を踏まえて進めてきたいきさつがございまして、そういったいろんな意見があることを知ったのがつい臨時会の直前だったということもありまして、対応できませんでした。

それから、なぜ臨時議会なのかというご質問でございますが、これにつきましては昨年1月からずっと継続的に議会のいろんな指摘も受けながら取り組んでまいりました。9月議会あるいは3月議会という形でずっとそれに向けて取り組んできたいきさつがございまして、改めて定例会でなくても一応のそういった合意形成みたいなものが図られてきたのではないかというふうな認識がございました。ちなみに、5月17日には議案を出す前に一応全員協議会を開きまして、異例な形ですが、そういった全員協議会の説明会も開きましたし、またそういった中での指摘なども踏まえてですね、考えようと思ひまして、一応5月24日は告示をした次第です。

それから、吉野と随意契約した理由ですが、これは平成4年からですね、平成24年までのいわゆる賃貸契約がなされているということで、一応競争入札をしたとしてもこれは得策ではないということですね、随契をしたいきさつがございまして。

それから、企業側との対応ということですが、これにつきましては協定、きちっとこれまでずっと以前の協定書によりますと、その文化財等、あるいはまたいろんな面できちっとした細かい条例制定に至るまでですね、細かい協定がなされておりますので、これを再度ですね、企業側と詰めまして、例えば景観条例というのも最近の大きな課題になっております。そういったのも含めまして、きちっとした約束を取りつけてまいりたいというふうに考えております。

残りにつきましては、また財政課長から説明したいと思ひます。

◎経済部長（宮國泰男君）

農都共生全国協議会に宮古島市から発注している事業の紹介をということでございます。旧平良市時代からのものについて述べさせていただきます。

まず、平成15年度、宮古地域観光交流空間づくりモデル事業計画策定業務、契約金額が194万2,500円、履行期間が平成16年2月25日から平成16年3月25日まで、契約の方法は随意契約です。だれが契約したのかという部分については、契約書を郵送し、返送して契約ということでございます。

次に、平成16年度、業務名が健康ふれあいランドプログラム等策定業務、契約金額が200万円、履行期間が16年の7月21日から16年の12月15日まで、これも随意契約でございます。

平成16年度もう一件ありました。大野地区農業農村環境整備実施計画策定業務、契約金額が299万2,500円、履行期間が平成17年1月25日から平成17年3月31日、随意契約でございます。

平成17年、業務名が健康ふれあいランド公園基本設計委託業務、契約金額が5,004万円、履行期間が平成17年2月……ちょっと後で確認いたします。

（「504万」の声あり）

◎経済部長（宮國泰男君）

504万円でございます。履行期間が、ちょっとお待ちください。大変失礼いたしました。7月27日から平成17年の10月14日まででございます。

次に、平成17年度、宮古地区農村振興総合整備実施計画策定委託業務、契約金額が2,180万円、これは地元企業とのJ Vでございます。共同企業体でございます。シグマ技研が70%、農都共生全国協議会が30%の出資比率でやってございます。

次に、平成18年度、農業農村環境整備実施調査計画策定委託業務、契約金額が485万1,000円、履行期限が平成18年11月27日から平成19年3月26日、随意契約でございますが、これにつきましては3社見積もりによりまして行ってございます。

すべての業務に関しても、平成17年度の宮古地区農村振興総合整備実施計画策定業務はJ Vでございますから、代表者のシグマ技研さんと契約を取り交わしてございます。それ以外のものにつきましては、郵送でもって契約を取り交わしてございます。

◎建設部長（平良富男君）

債権差し押さえ命令書を読み上げます。「債権者の申し出により、上記請求債権の弁済に充てるため、別紙請求債権目録記載のある債務名義の正本に基づき、債務者が第3債務者に対して有する別紙差し押さえ債権目録記載の債権を差し押さえる。債務者は、前項により差し押さえられた債権について、取り立て、その他の処分をしてはならない。第3債務者は、第1項により差し押さえられた債権について、債務者に対し弁済してはならない」となっております。

敗訴した場合、市民の負担が生ずるかということですので、敗訴をした場合は市が支払うこととなります。

◎福祉保健部長（上地廣敏君）

初めに、事業導入の経緯について申し上げたいと思います。

まず、導入の動機でございますけれども、当時平良市において脳血管の標準死亡比が県内でも高く、平成7年8月に先に「うらら」を導入している福島県西会津町で医療費の抑制に成功したという事例がありました。西会津町へ福祉部長ほか4名、それに保健所長で視察を行っております。視察報告により、導入に向けて検討開始をいたしております。平成8年に厚生省地域保健推進特別事業、保健・医療・福祉連携推進モデル事業の導入を申請いたしまして、平成8年から平成10年まで補助事業として導入しております。導入台数は全部で380台、うち300台はリースで、80台は購入しております。システム導入に当たって他のメーカーの機種と比較検討はされておきませんが、まずその一つが操作の簡易性、それから二つ目にオフィスコンピューターの処理、三つ目に取り付けの利便性があり、株式会社セタの機種を導入したという経緯になっております。

また、購入に当たっては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約で創和ビジネスマシズと契約をいたしております。それから、リース会社は4社の競争入札によりまして、株式会社おきぎんリース、代表者名は下地勇氏であります。おきぎんリースが落札。モデル事業の期間は、宮古地区医師会、県立宮古病院、宮古福祉保健所がシステム全体の構築及び運用に参画するとともに、保健、医療面での医療支援体制で実施してまいっております。平成11年から平成17年までは、市の単独事業として

実施してきております。購入後の効果といたしまして、平成10年から平成14年まで脳出血の標準化死亡率は改善が見られております。しかし、使用機器の耐用年数に限度があり、機器に誤差が生じてきたために平成15年ごろからは利用状況が少なくなり、平成17年8月をもって全機種を撤去し、市町村合併と同時に本事業を終了いたしております。

ご質問の事業実施期間でありますけれども、申し上げましたように平成8年度、まずモデル事業としての実施期間が平成8年度から平成10年度まで、3年間であります。事業費が9,888万円。うち国庫が9,554万2,000円で、一般財源が333万8,000円となっております。それから、平成11年度から平成17年度まで単独事業として実施いたしております。その実施期間における事業費でございますけれども、1億8,377万2,000円、うち国庫が9,554万2,000円、一般財源の持ち出しが8,823万円となっております。リース金額は1台当たり22万8,000円でございます。それから、80台購入の金額でございますけれども、1,927万7,400円となっております。

◎総務課長（伊良部平師君）

県内11市の人口に占める職員数、それから1,000人当たりの職員数です。この数字は、19年の4月1日現在の数字でございます。

まず、宮古島市が5万5,215人、これ人口です。職員数が999人、1,000人当たりが18.1。那覇市が31万4,920人、職員数が2,977人、1,000人当たり9.5%です。宜野湾市、人口が9万795人、職員数が693人、1,000人当たり7.6です。石垣市、人口が4万7,175人、職員数が573人、1,000人当たり12.1。浦添市が人口10万8,707人、職員数が842人、1,000人当たりの職員数は7.7。名護市が人口5万9,270人、職員数603人、1,000人当たり10.2。糸満市、人口5万7,351人、職員数は480人、1,000人当たり8.4%です。沖縄市、13万2,264人、職員数が1,048人、1,000人当たり職員数が7.9%です。豊見城市、人口5万4,025人、職員数が375人、1,000人当たり職員数が6.9。うるま市、人口11万6,573人、職員数が1,053人、1,000人当たりの職員数が9.0。南城市、人口4万548人、職員数が406人、1,000人当たりの職員数は10.0となっております。

次に、管理職数と役付職員数、役付は係長以上の数字になります。職員に対する比率でございます。まず、管理職数ですが、宮古島市が13.11、役付職員数の比率が40.4。これ数字は、管理職が131名です。それから、役付が404人でございます。次に、那覇市が管理職数が328人、比率で11.0、役付職員が1,126人、率で37.8%です。宜野湾市、管理職数が71人、占める割合は10.25%です。役付職員数が235人、率で33.9。石垣市が管理職数が62名、率が10.8、役付職員が236人で率が41.2。浦添市、管理職数が81人、率で9.6、役付職員数が315人で37.4%、名護市が管理職84人、率で13.9%、役付職員数が210名で34.8%です。糸満市、管理職数78人、率で16.25%、役付職員が304名で63.3%。沖縄市、管理職数が127名、率で12.1、役付職員数が421名で40.2。豊見城市、管理職数が51人、率で13.6、役付職員数が133人で35.5%。うるま市が管理職120人、率で11.4、役付職員数が392名で37.2。それから、南城市が管理職52名、12.8、役付職員数が132名で32.5%というふうになっております。

◎財政課長（石原智男君）

池間雅昭議員の売買に至る企業側と市との経緯をの質問にお答えいたします。

まず、城辺字保良地区土地売買に関する協議及び経緯でございます。平成18年1月11日に、電話にてゴルフ場の賃貸借地の購入の申し入れを受けております。

それから、18年1月19日に企業側からホテル建設についての説明を受けております。土地の購入については、ホテル建設と並行して進めていくという内容であります。具体的な計画であれば、市としては土地の売却については協力する旨伝えております。

次に、3月22日、これ庁議室ですが、企業側と市側で協議しておりますが、土地売却に係る予算計上等の進捗状況について協議をいたしました。

それから、5月26日、庁議室にて企業側と市側で協議しております。内容については、鑑定評価の価格、平均価格でございますが、1,054円を相手に伝え、了承を得ております。相手側は独自で鑑定を入れており、平米当たり940円を示しておりました。9月に変更申請を行い、ホテル建設着工は2月を予定しているとのことであります。9月議会へ議案提出についての協議を行いました。

6月13日、庁議室にて相手側と協議しております。内容については、ホテル建設計画概要等の説明を受けております。9月議会で財産処分議案提案が提出できるよう事務処理を進めることを確認しております。

それから、11月29日、電話でございますが、売買に関する進捗状況について確認電話を入れております。

それから、12月8日、これ那覇にて今後の事業展開について説明を受けております。第1次事業、ゴルフ場は既に完了。それから、第2次として、海岸、砂浜側にホテルの建設計画をしているということ、それから第3次としてコンドミニアム建設計画をしているということ、それから第4次として海岸南側にコンドミニアム建設計画をしているということです。

それから、12月10日、電話でございますが、仮契約等についての協議を行っております。

12月14日、仮契約書案について、メール等でのやりとりをしております。

12月21日、これ那覇にてでございますが、売買用地について改めての協議を行っております。

それから、年明けて平成19年1月11日、電話でございますが、売買土地、それから賃貸借地の把握等の話し合いをしております。

2月16日、これ那覇でございますが、早急に仮契約を進めて3月議会に提案することで協議をしております。

それから、2月23日、庁議室でございますが、事務処理の都合上、3月議会に提案できないというふうな協議を行っております。

3月27日、これは財政課の方でございますが、今後のスケジュールについて企業側と協議を行っております。

4月17日、庁議室にてでございますが、仮契約書の内容、それから開発許可行為申請と取り交わされた協定内容の確認、それから議員の皆さん方に説明をするというふうな内容の協議をしております。

5月1日、庁議室にて企業側と5月31日の臨時議会に提案することを確認しております。

5月10日、仮契約の内容について、それから誤字、脱字、訂正箇所があるために仮契約書の作成をし直しております。

5月17日は、企業側が一応6月議会提案前にですね、議員の皆さんに説明をしたいというふうなことがありましたので、5月17日の日に議員の皆さんに説明会を行っております。

それから、5月23日は、仮契約書の締結を行っております。

5月31日、臨時議会へ提案しております。内容といたしましては、単価が1,054円、それから平米が18万9,287平米、金額にいたしまして1億9,946万6,990円でございます。

6月4日、議会で可決されて本契約を結んでおります。そのときに保証金2,000万円も入金されております。

次に、6月18日、今週の月曜日でございますが、残金の1億7,946万6,990円の入金を確認しております。以上が経緯でございます。

(「答弁漏れです。申しわけありません」の声あり)

◎財政課長（石原智男君）

答弁漏れがございますので、答弁いたします。

トゥリバー地区の平米当たりの単価ということですが、3万209円でございます。それから、下崎地区、これ荷川取の下崎養鶏場跡地の平米当たりの単価でございますが、5,000円でございます。それから、今度の保良地区売却の単価でございますが、1,054円でございます。保良地区は、平米当たり1,054円でございます。それから、パイナガマ公園ですが、高いところで平米当たり3万7,127円、それから低いところで3万4,928円です。根間公園予定地は各地権者から減歩で集めた土地であるので、単価は設定していません。それから、荷川取公園でございますが、高いところで4万1,200円、それから低いところで1万2,500円となっております。

(「これ全部平米でしょう」の声あり)

◎財政課長（石原智男君）

平米です。

(議員の声あり)

◎財政課長（石原智男君）

また答弁漏れで申しわけございません。

契約書の第9条、10条、11条、12条、13条でございますが、9条、用途指定については、売買土地をホテル用地及びコンドミニアム用地、その他リゾート施設用地に供し、その用途以外の目的に使用してはならないとあります。

それから、第10条においては、指定用途に供すべき時期。売買土地を第5条の取引があった後2年以内に指定用途に供する。つまりホテルを建設するとか、コンドミニアムを建設する、それからリゾート施設をつくるというふうな内容でございます。

11条については、指定用途に供すべき期間。これは、土地売買を前条に定める期限から5年間引き続き指定用途に供するものとするのとありますけれども、ホテルをつくったり、コンドミニアムをつくったり、それからリゾート施設をつくって、5年間はその用途に使わなければならないという条項であります。

それから、指定用途等の変更。乙はやむを得ない理由により、第9条に定める用途、それから第10条に定める時期、または前条で定める期間を変更しようとするときは、変更を必要とする理由を記載した書面をもって甲の承認を受けるものとするのとあります。ですから、変更をしようとするときは、必ず書面に記載をして市長の承認を受けるということでございます。

それから、売買土地の譲渡禁止等。第13条でございますけれども、乙は売買土地の所有権を第三者に移

転し、または売買土地を第三者に貸し付けてはならない。ただし、第11条に定める期間満了の日以降及びその各号に掲げる場合はその限りではない。なお、次の各号については、事前に書面をもって甲から、つまり市長から承認を得ることとする。第1号に、開発資金の調達目的で信託銀行、信託会社または関連会社に売買土地の所有権を移転すること。2項に、指定用途の範囲内で顧客に売買土地または売買土地上の建物を分譲する目的で売買土地の所有権を当該顧客に移転し、または貸し付けることとあります。

これらは、いずれも書面をもって市長から承認を得なければならない事項でありますので、そのようにご理解をお願いしたいと思います。

◎市長（伊志嶺 亮君）

第3債務者としての認識でございますけども、特別送達文書を受領した時点から第3債務者としての効力が発することになります。債権者に対しては、誠意を持って対処していきたいと考えております。

（「休憩お願いします。たくさん答弁漏れがあります」
の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩して、指摘してください。

（休憩＝午後5時10分）

再開いたします。

（再開＝午後5時12分）

◎建設部長（平良富男君）

まず、陳述書について説明いたします。

債権差し押さえ正本同封、受領して2週間以内にこの陳述書2通を裁判所に送付してくださいとあります。3月1日に陳述書を記載してあります。この件については、裁判所の方にも初めて専門的な部分ですので、教えをこいながら記載してあります。あなたは、債権差し押さえ命令正本に書かれている金銭を債務者に対して支払う義務がありますかということになっています。ないとあるががあります。ないのところに「もともと債権関係がない。既に支払った」という文がありましたので、3月1日の時点では既にお金支払われていましたので、ないというところにチェックして送付してあります。

それから、差し押さえできなかった理由。特別送達の文書が担当職員に届くのが遅かったと思います。責任の所在については、裁判の中でですね、はっきりしていくと思います。

（「答弁漏れ」の声あり）

◎建設部長（平良富男君）

訴状の請求の趣旨です。被告は原告に対し、金1,239万5,000円及びこれらに対する本訴状送達日の翌日から支払い済みまで、年5部の割合による金利を支払い、訴訟費用は被告の負担とするとの判決並びに仮執行の宣言を求めるという内容になっています。

◎池間雅昭君

再質問をいたします。

今さっき担当課長の方から、その保良地区以外のいわゆる宮古島市が売却予定のところ、それは買い取りをしている。現在買い取りをしたり、あるいは買い取りが終わったところの単価が出ました。ひどいの

になると、本当に41倍とか、例えば荷川取公園が41万2,000円ですから、この保良地区の平米1,000円なんというのは本当にどうなんでしょう。これ市民の判断としてね、その判断に任せるんですけども、市長どうなんでしょうね。今さっきの説明お聞きしまして、この平米当たり1,000円の保良地区の単価について、なお適正だとお考えでしょうか、これについてですね、ご説明を願いたいと思います。

今回の売却については、今説明会でなぜ臨時議会かと、こういった市民の大きな財産、そして宮古島市の将来左右するような大事な案件だから6月定例会まで待って、6月定例会に提案したらどうかというふうな意見を申し上げました。残念ながらその意見通らなくて、まさに慎重に審査をしないような方向で臨時議会に付してしまったと、こういうふうに言わざるを得ないと思うんですね。臨時議会でもやはり1日だけの、委員会が1日ですから、1日だけの審査ではこれ不十分であると継続審査を申し入れましたけども、これも斥けられまして、委員会で採決と。その翌週の月曜日の本会議で採決の結果、可決をされたわけですけども、やはりですね、こういった重要な案件については、特に市民に対して説明もして、市民のコンセンサスも得て初めてやるべきものだと思うんですね。私はこれまでのこの一連の売却の流れにつきまして、市長がもはや市民の立場じゃなくて、企業サイドに立った立場を堅持したこの提案のあり方ではないかなというふうなことを強く思っております。ですからですね、こういったことは二度と起こさないようにしていただきたい、こういうふうに思っているんですけども、いかがでしょうか、市長。

次に、NPO法人の件であります。3月定例会でもありますけども、合計が、約8件が合わせて3,500万というものがNPO法人の農都共生全国協議会に受注をされております。そこでね、まずお伺いするんですけども、平成17年度の宮古地区農村振興整備実施計画策定委託業務、これは地元企業とのいわば共同企業体、JVによるですね、計画になっておるんですけども、これが指名競争入札ですね。今までの説明では、農都共生さんは指名入札参加願も出していない。ということは、指名ができないはずなんです。ところが、何で指名権のある地元企業とJVを組んでこの入札に参加できるのでしょうか、その法的な根拠を示していただきたい。つい最近ね、平一小学校の庁舎の進捗でやはりJVを組んだんだけど、B群に資格のない企業がいるということで7社ほどが辞退しました。やはりこれは、幾らJV組んでも資格がない業者はだめですよというふうな例なんですけども、入札参画願がないところがですね、NPO法人がどうして指名競争入札に参加できるのか、ご説明をお願いします。

それと、これまで担当部長から説明からありました事業につきましてですね、3事業ほどいわゆる契約金額と農都共生さんの収支決算書の決算額、これに相違があります。これは、農地共生全国協議会の定款では、理事はいわゆる総会に提案する議事についてあらかじめ理事会で審議をしてそれを議決する、そういう役割を担っております。それで、私は当時理事でありました伊志嶺市長にお聞きしたんですけども、この契約金額と収支決算書の金額の相違について、その理由をですね、ご説明を願いたいというふうに思います。これはですね、非常に大事な問題なんです。多分市長はどこが違っているというふうなこともお気づきと思うんですけども、これについてまず説明を願いたいというふうに思うわけですね。

そして、今回ですね、この農都共生さんが随契で、しかも補助事業のコンサルタント委託業務をですね、補助金適正化法に基づいていわゆるこれ事業をですね、受注したかどうかというのは、非常に疑義が持たれているわけですね。このことは、将来会計検査が入ることによって、その会計検査によって法に触れるようなことがあったら、これはもう補助金返還というふうな状態にもなり得るわけですね。

そこでお聞きしたいんですが、市長ね、この件についていわゆる会計検査によってもですね、そういった補助金返還というような最悪な状況が起こり得ないと断言できるのかどうか、お聞かせを願いたいというふうに思っております。

次に、「うらら」のもので、端末システム「うらら」、これはですね、伊志嶺市長は市長に就任されてから、農都共生全国協議会の方々や、あるいは「うらら」関係の方々と多くの人脈を築いてきております。私はですね、そこでこれまで市長が深いつながりでおつき合いをしてきたの方々についてですね、どのような関係なのか、お聞きしたい。まず、これ山口博續さんですかね、この方。それから、広瀬正美さん。それから、野崎正弘さん。市川和男さん、この方は特にもう市長と深い関係であると思うんですけども、市川和男さん。それから、畑隆さん、この方々についてですね、市長とどのような関係があるのか、お聞かせ願いたい。そして、これはずっと前からの深いおつき合いであります。そして、この方々近況をおわかりならば、その近況についてご説明を願いたいというふうに思っております。

以上、答弁をお聞きしましてから再々質問をいたします。

◎市長（伊志嶺 亮君）

保良の土地が安過ぎるんじゃないかというご意見は承りました。しかし、我々はこれまでも土地については専門家の鑑定の結果を尊重してこれまでも売買してまいりましたので、それらに従ったということでもあります。これからはしっかりと市民の意見も聞きながらやりなさいというご意見でございますので、そのとおりしていきたいと思っております。

農都共生に入った収入と宮古島市が支出したあれが違うということは、きのうの説明でも消費税の問題だということですので、そうご理解願いたいと思います。

これから農都共生のいただいた補助金等について会計検査で補助金返還はないのかということですが、これはないと私は信じております。

それから、山口町長、あるいは広瀬町長等は友人であります。野崎氏は、「うらら」を紹介してくれた人であります。市川氏は、NPOの観光交流空間事業等を世話してくれた人であります。畑さんとは、深いつき合いはございません。

◎経済部長（宮國泰男君）

まず、先に市長がお答えしましたけども、予算計上金額が違うのではないかとこの部分で、消費税の計上の仕方だということですが、その他の事業にかかわる事業会計の貸借対照法の方にですね、その差額分の消費税につきましては借受消費税という形で計上をさせていただきます。

次に、農都共生がなぜ指名参加できるのかということですが、今回の宮古地区農村総合振興実施計画策定業務の中にはですね、ソフト的な部分とハード的な部分が含まれてございます。これは、各農道当たりの整備をどうするかという、その地元において踏査しながら事業費を積算していく業務、こういうのが含まれてございます。そして、もう一つは、宮古全体の農村振興総合整備というものをどのようにしてやっていくかというある意味ではソフト的な部分が含まれています。そういうことで、これまでの経験があるということで今回指名をいたしました。宮古から6業者、宮古外のところから6業者指名をさせていただきます、その中で自主的にJVを組みましてですね、そこで入札をかけてシグマ技研さんと農都共生全国協議会さんがJVで業務を実施したということでございます。

(「休憩お願いします」の声あり)

◎議長(友利恵一君)

休憩いたします。

(休憩=午後5時28分)

再開いたします。

(再開=午後5時35分)

◎経済部長(宮國泰男君)

まず、一つ説明させてください。一応農都共生さんからファクスをいただきました。

(議員の声あり)

◎経済部長(宮國泰男君)

これちょっと消費税の件ですから、私の方から答えた方がいいと思います。

まず、読ませていただきます。「その他の事業、借受消費税が入っています」ということで、「税法が変わり、1,000万以上の売り上げ企業が消費税対象企業となり、16年から消費税対応が必要と判断し、別に計算して、預かり分として借受消費税を別にしました。17年度からは消費税を払うことになったのですが、税込みで計算するよう指導を受けたため、別枠にせず金額を一緒にしたので、もとに戻ったのです」ということで今ファクスをいただいているんですけども、後ほどこれコピーで一度お分けしたいというふうに思います。

(「これ農都さんからのもの」の声あり)

◎経済部長(宮國泰男君)

農都さんからのものです。

(議員の声あり)

◎経済部長(宮國泰男君)

いや、しかしこれはちゃんと税務申告されているものですから、それでやっていただかないと。後でコピーをお配りします。

(「まだ答弁漏れがありますので、しばらく……」の声あり)

◎議長(友利恵一君)

答弁漏れがあるようですが、資料を今あれしているようで、しばらく休憩いたします。

(休憩=午後5時38分)

再開いたします。

(再開=午後6時08分)

◎経済部長(宮國泰男君)

まず、今回の委託は、宮古地区農村総合振興整備実施計画でございますけども、この件につきましては、各市区町村から合併前に負担金を集めまして行った事業でございます。そういうことで今資料を見ておりますけども、これにつきましては宮古地区農村振興実施計画推進協議会というのを各地区のですね、課長の皆さんと、それに宮古支庁農業水産整備課課長を含めまして協議会をつくりました。その中で指名

という形にしてございまして、私どもの指名委員会で指名をした業務じゃないということになってございます。

それともう一つ、先程収支が合わないのではないかとございまして。昨日配りました新城啓世議員の要求資料の中で、2,180万というふうに入ってございましたけれども、これ消費税の入っていない金額を記載してしまいました。大変申しわけありません。2,289万円が消費税込みの業務費でございます。ですが、それをですね、掛けましても686万7,000円という数字になりまして、NPOさんが出している数字と約79万8,000円違いがあります。30%の出資比率でもってやった業務でありますけれども、その支払われた業務がですね、この3割を超えるか少ないかという部分に関しましても、これは私どもの知るところではございまして、JVを組みましたシグマ技研さんと農都共生さんのですね、取引上のものだというふうには私には理解をしております。

◎議長（友利恵一君）

資料があったら。部長、資料は。

◎経済部長（宮國泰男君）

それでは、先程の資料をお配りしますので、よろしくお願いします。

（議員の声あり）

◎市長（伊志嶺 亮君）

その当時は合併に大変忙しくて、平成15年と平成16年にしか理事会には出ておりません。

（「休憩して」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後6時11分）

再開いたします。

（再開＝午後6時16分）

池間雅昭議員の指摘に対する答弁は終わりました。

◎池間雅昭君

再々質問をいたします。

農都共生さんの契約と収支決算書の額とは消費税の違いだと。5万、10万の違いについては消費税でごまかしているんだけど、100万余りのものについては、これはJVを組んだ企業同士の話だから知らんと、そんな話通用するんですか、世の中に。契約どおり7、3ならば、皆さんが言っている2,100万ならね、630万しかないですよ。それが766万も事業収入として、収益事業として入っている。これをJVを組んだ企業同士の話。ならその16年度の消費税の話だってみんなおかしい話になってくるんじゃないですか。だれが見てもこれ粉飾決算でしょうが。平成15年までは、消費税はもう何も書いていないですよ。そのままそのものです。契約額と収支決算額一緒ですよ。それが平成16年の2件については、契約額と収支決算額が違っている。それが17年度になってくるとまた消費税額はのらなくて、契約金額がそのまま収支決算額と一緒にですよ。なぜこういうちぐはぐが起こるんですか。ましてや17年度に当たっては、単純計算して630万ぐらいしかないはずのものが766万もあってですよ、それを共同企業体での勝手な話し合いというふ

うに片づけるんですか、皆さんは。そんな話じゃないでしょう。だれが考えてもおかしいじゃないですか。こういうのをね、市長ね、粉飾決算と言うんですよ。ましてね、市長は市川さんという名前挙げました。あの人の肩書は、旧平良市のアドバイザーになっているんですね。そしてね、農都さんの受注した仕事はみんな彼がやっているじゃないですか、実態は。契約書に載っているんです、契約書に。それをです、農都さんが受注しました。

収支決算書の中に外注費というのがあるんですね、外注費。農都さんが外注しているのは、いわゆる自分で仕事を受注して、別の業者にそれを丸投げして仕事をする。ピンはねしてですよ。自分で仕事をするんじゃないで、ある業者にそれを下請させていわゆる差額をもらおうと。それできますかね、特定非営利団体というふうなことになっているんですけど、NPOが。ということは、これ平良市の補助事業を取って、旧平良市に税金も何も納めていない業者にね、それを、仕事をさせて、自分たちはマージンももらう。これは、営業活動と言うんじゃないですか。こういう業者のね、バックを許しているんですね、市長。これまでも、何軒もある宮古の業者非常に苦しんでいる。そういう業者のバックを許すような市長大変じゃないですか。

私はね、先程の市長の人脈わかるんですよ。例えば市長が役所の職員も全部呼んでね、やったいわゆる中華、華僑の財務官ですか、そのプロジェクトの説明会に野崎さんも畑さんも市川さんもしかかも司会で参加しているじゃないですか。何も知らないんですか。市長は、畑さんと会っているんですよ。なぜ知らないと言うんですか。じゃ、この方はどうされました。逮捕されたでしょう。こういういかがわしい人たちとですね、市長、おつき合いして、宮古島市の市民のために使われるであろう、そうしなければならない補助事業ですよ。こういう方々に受注をさせてのほほんとしている。これはね、絶対に許せる行為じゃないと思うんです。それね、市長ね、今後そういうことが絶対あってはいけないし、この点についてはですね、議会としてもやはり真剣に考えて調査をしていかなければならないことだと思えます。それでですね、もうこれからやはり市民の目線で市民の立場に立って、ただすべきところはただして、議会人としてね、頑張っていくことをお誓いしまして、そして今後市長がですね、こういうことがないように気をつけてくださいますようお願いして、私の一般質問を終わります。

◎議長（友利恵一君）

これで池間雅昭君の一般質問は終了いたしました。

本日の日程は、これで全部終了いたしました。

よって、本日の会議はこれにて散会いたします。

（散会＝午後6時22分）

平成 19 年

第 5 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

6 月 25 日 (月) 最終日

(委員長報告、質疑、討論、表決)

平成19年第5回宮古島市議会定例会（6月）議事日程第7号

平成19年6月25日（月）午前10時開議

- | | | | |
|-------|--------|--|---------|
| 日程第 1 | 議案第47号 | 宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 | (委員長報告) |
| " 第 2 | " 第49号 | 平成19年度宮古島市一般会計補正予算(第1号) | (") |
| " 第 3 | " 第50号 | 平成19年度宮古島市老人保健特別会計補正予算(第1号) | (") |
| " 第 4 | " 第51号 | 宮古島市墓地公園条例 | (") |
| " 第 5 | " 第52号 | 宮古島市立体育施設条例の一部を改正する条例 | (") |
| " 第 6 | " 第53号 | 宮古島市火葬場設置及び管理条例 | (") |
| " 第 7 | " 第54号 | 議決内容の変更について | (") |
| " 第 8 | " 第55号 | 財産の無償譲渡について | (") |
| " 第 9 | " 第56号 | 高機能消防指令センターの物品売買契約について | (") |
| " 第10 | 陳情書第3号 | 健康ふれあいランド事業の継続及び推進について | (") |
| " 第11 | " 第4号 | 宮古清掃施設組合ごみ焼却施設解体についての陳情 | (") |
| " 第12 | " 第5号 | 駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長に関する陳情 | (") |
| " 第13 | 諮問第1号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて | (市長提出) |
| " 第14 | " 第2号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて | (") |
| " 第15 | | 下崎地区土地売買に関する調査特別委員会委員の指名について | |

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

平成19年6月25日

宮古島市議会
議長 友利 恵一 殿

総務財政委員会
委員長 前川 尚 誼

委員会審査結果報告書

本委員会付託の下記事件は、審査の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果
議案 第47号	宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の一部を改正する 条例	再継続 審査
議案 第49号	平成19年度宮古島市一般会計補正予算（第1号）	原案可決
議案 第54号	議決内容の変更について	”
議案 第56号	高機能消防指令センターの物品売買契約について	”

◎委員会の意見

議案第49号中、歳出の専任媒介委託料については、専任媒介にこだわらず、トゥリバー売買委託料とし、幅広い募集をする。

平成19年6月25日

宮古島市議会
議長 友利 恵 一 殿

総務財政委員会
委員長 前 川 尚 誼

陳情書審査結果報告書

本委員会は、平成19年6月12日付託された陳情書の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第135条の規定により報告します。

記

受理番号	件 名	審査結果
陳情書 第 5 号	駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長に関する陳情	継続審査

平成19年6月25日

宮古島市議会
議長 友利 恵 一 殿

総務財政委員会
委員長 前 川 尚 誼

閉会中、継続審査の申し出について

本委員会は、下記の事件について、閉会中もお審査を要するものと決定したので、会議規則第103条の規定により申し出ます。

記

1. 件 名

議案第47号 宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
(平成19年5月31日提出)

陳情書第5号 駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長に関する陳情

2. 理 由

議案第47号、陳情書第5号については、閉会中も慎重審査を要する。

平成19年6月25日

宮古島市議会
議長 友利 恵一 殿

文教社会委員会
委員長 佐久本 洋介

委員会審査結果報告書

本委員会付託の下記事件は、審査の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果
議案 第50号	平成19年度宮古島市老人保健特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案 第52号	宮古島市立体育施設条例の一部を改正する条例	”
議案 第53号	宮古島市火葬場設置及び管理条例	”

平成19年6月25日

宮古島市議会
議長 友利 恵一 殿

文教社会委員会
委員長 佐久本 洋介

陳情書審査結果報告書

本委員会は、平成19年6月12日付託された陳情書の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第135条の規定により報告します。

記

受理番号	件名	審査結果
陳情書 第4号	宮古清掃施設組合ごみ焼却施設解体についての陳情	継続審査

平成19年6月25日

宮古島市議会
議長 友利 恵 一 殿

文教社会委員会
委員長 佐久本 洋 介

閉会中、継続審査の申し出について

本委員会は、下記の事件について、閉会中もお審査を要するものと決定したので、会議規則第103条の規定により申し出ます。

記

1. 件 名

陳情書第4号 宮古清掃施設組合ごみ焼却施設解体についての陳情

2. 理 由

陳情書第4号については、閉会中も慎重審査を要する。

平成19年6月25日

宮古島市議会
議長 友利 恵 一 殿

経済工務委員会
委員長 池 間 豊

委員会審査結果報告書

本委員会付託の下記事件は、審査の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査結果
議案 第51号	宮古島市墓地公園条例	原案可決
議案 第55号	財産の無償譲渡について	”

平成19年6月25日

宮古島市議会
議長 友利 恵 一 殿

経済工務委員会
委員長 池 間 豊

陳情書審査結果報告書

本委員会は、平成19年6月12日付託された陳情書の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第135条の規定により報告します。

記

受理番号	件 名	審査結果
陳情書 第 3 号	健康ふれあいランド事業の継続及び推進について	採択すべきもの

◎採択の理由

陳情書第3号については、要請書の趣旨を了とし、全員異議なく採択すべきものと決した。

平成19年第5回宮古島市議会定例会（6月）会議録

平成19年6月25日

（開議＝午前10時28分）

◎出席議員（27名）

（閉会＝午前11時03分）

議長（1番）	友利 惠一 君	議員（14番）	眞榮城 徳彦 君
副議長（22"）	下地 智" "	"（15"）	嘉手納 学" "
議員（2"）	仲間 明典" "	"（16"）	新城 啓世" "
"（3"）	池間 健榮" "	"（17"）	上地 博通" "
"（4"）	新里 聰" "	"（18"）	平良 隆" "
"（6"）	佐久本 洋介" "	"（19"）	亀濱 玲子" "
"（7"）	砂川 明寛" "	"（20"）	上里 樹" "
"（8"）	棚原 芳樹" "	"（21"）	與那覇 夕ズ子" "
"（9"）	前川 尚誼" "	"（22"）	豊見山 恵栄" "
"（10"）	與那嶺 誓雄" "	"（23"）	富永 元順" "
"（11"）	山里 雅彦" "	"（24"）	富浜 浩" "
"（12"）	池間 豊" "	"（25"）	下地 秀一" "
"（13"）	宮城 英文" "	"（26"）	下地 明" "
		"（27"）	池間 雅昭" "
		"（28"）	

◎欠席議員（0名）

◎説明員

市長	伊志嶺 亮 君	平良支所長	狩俣 照雄 君
副市長	下地 学" "	城辺支所長	饒平名 建次" "
会計管理者	譜久村 基嗣" "	下地支所長	平良 哲則" "
総務部長	宮川 耕次" "	上野支所長	砂川 正吉" "
企画政策部長	久貝 智子" "	消防 長	伊舎堂 勇" "
福祉保健部長	上地 廣敏" "	水道局 次長	砂川 定之" "
経済部長	宮國 泰男" "	教育 長	久貝 勝盛" "
建設部長	平良 富男" "	教育部 長	長濱 光雄" "
伊良部総合支所長	垣花 恵" "	生涯学習部 長	二木 哲" "

◎議会事務局職員出席者

事務局 長	下地 嘉春 君	議事 係	仲間 清人 君
次 長	荷川取 辰美" "	庶務 係 長	友利 毅彦" "
補佐兼議事係長	砂川 芳徳" "		

◎議長（友利恵一君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時28分）

本日の出席議員は、27名で定足数に達しております。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第7号のとおりであります。

この際、日程第1、議案第47号から日程第12、陳情書第5号までの計12件を一括議題とし、各所管委員長から審査結果報告を求めます。

◎総務財政委員会委員長（前川尚誼君）

それでは、総務財政委員会に付託されました審査の結果を報告します。

総務財政委員会審査結果報告書。

本委員会に付託の下記事件は、審査の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告します。

議案第47号、宮古島市特別職の職員で常勤のものとの給与の特例に関する条例の一部を改正する条例、再継続審査。

議案第49号、平成19年度宮古島市一般会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第54号、議決内容の変更について、原案可決。

議案第56号、高機能消防指令センターの物品売買契約について、原案可決。

委員会の意見。議案第49号中、歳出の専任媒介委託料については、専任媒介にこだわらず、トゥリバー売買委託料として、幅広い募集をする。

次に、陳情書審査結果報告書。

本委員会は、平成19年6月12日付託された陳情書の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第135条の規定により報告します。

陳情書第5号、駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長に関する陳情、継続審査。

継続審査の申し出。

閉会中、継続審査の申し出について。

本委員会は、下記の事件について、閉会中もお審査を要するものと決定したので、会議規則第103条の規定により申し出ます。

記。1、件名。議案第47号、宮古島市特別職の職員で常勤のものとの給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成19年5月31日提出）。

陳情書第5号、駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長に関する陳情。

2、理由。議案第47号、陳情書第5号については、閉会中も慎重審査を要する。

◎文教社会委員会委員長（佐久本洋介君）

文教社会委員会の審査結果を報告します。

委員会審査結果報告書。

本委員会付託の下記事件は、審査の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告します。

議案第50号、平成19年度宮古島市老人保健特別会計補正予算（第1号）、原案可決でございます。

議案第52号、宮古島市立体育施設条例の一部を改正する条例、原案可決でございます。

議案第53号、宮古島市火葬場設置及び管理条例、原案可決です。

次に、陳情書審査結果報告書。

本委員会は、平成19年6月12日付託された陳情書の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第135条の規定により報告します。

陳情書第4号、宮古清掃施設組合ごみ焼却施設解体についての陳情、継続審査でございます。

閉会中、継続審査の申し出について。

本委員会は、下記の事件について、閉会中もなお審査を要するものと決定したので、会議規則第103条の規定により申し出ます。

- 1、件名。陳情書第4号、宮古清掃施設組合ごみ焼却施設解体についての陳情。
- 2、理由。陳情書第4号については、閉会中も慎重審査を要する。

◎経済工務委員会委員長（池間 豊君）

経済工務委員会の審査結果を報告いたします。

本委員会付託の下記事件は、審査の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告します。

議案第51号、宮古島市墓地公園条例、原案可決であります。

議案第55号、財産の無償譲渡について、原案可決であります。

次に、陳情書の審査結果を報告します。

本委員会は、平成19年6月12日付託された陳情書の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第135条の規定により報告します。

陳情書第3号、健康ふれあいランド事業の継続及び推進について、採択すべきもの。

採択の理由。陳情書第3号については、要請書の趣旨を了とし、全員異議なく採択すべきものと決した。

以上、報告いたします。

◎議長（友利恵一君）

委員長の報告は終了しました。

質疑があれば発言を許します。

◎池間雅昭君

ただいまの経済工務委員会委員長の委員長報告に対して質疑をさせていただきます。

陳情書第3号、健康ふれあいランド事業の継続及び推進について採択すべきものであるというふうになっておりますけども、この陳情書についてですね、いわゆる事業の継続及び推進というふうに書かれておりますけども、どういった事業を継続し、推進してほしいという内容なのでしょうか、ご説明を願いたいというふうに思います。

◎経済工務委員会委員長（池間 豊君）

ただいま池間雅昭議員からの質疑がありましたけども、委員会においては全体の事業の中で滞ってはいけないという理由の中で、この要請は採択すべきだというふうに決しました。

◎池間雅昭君

全体の事業で滞ってはいけないということですけども、いわゆる市による全体の事業が変更されるという内容でございますかね。いろいろと話お伺いしていると、どうもこの事業自体がおかしな方向に、宮古島市の計画がですね、向かっているやの話も聞くんですけども、委員会ではこの点についてはどのようにご審議をなされたんでしょうか、よろしくをお願いします。

(議員の声あり)

◎池間雅昭君

ですから、全体の流れの中でという話ですけども、これまでの当局の説明といわゆる委員会で説明された内容、審議の内容ですね、これについてご説明願いたいと思います。

◎経済工務委員会委員長（池間 豊君）

委員会においては、先程答弁したような形での審議がなされました。私も狩俣の関係でありますから、ただ狩俣という中では大変大きな字有地の提供がありますので、滞っては逆にマイナスという部分もありますけども、ただ委員会の中と狩俣とはまた別問題で、委員会の皆さんの審議の中ではやはり私が先程申し上げました全体のやっぱり事業を滞らせてはいけないということでの審議でありましたので、以上報告いたします。

◎池間雅昭君

市の方からは、何か滞っていくような説明がございましたんですか。これはスムーズに進んだと思っているんですけどもね、滞るような原因が市の方から何か示されたかどうかということについてどうでしたかということをごすね、お聞きしたい。

◎経済工務委員会委員長（池間 豊君）

この要請書が出された理由についての確定的な分かどうかという分にはちょっとあれですけども、ただそのふれあいランド事業においては当時予算を認めるか認めないかという時期がありました。多分そのころに出された問題じゃないかなというふうに思うんですね。ですから、その辺の時期的な分は確認をしておりますけども、そういう中で事業をおくらせてはいけないという理由から出されたものじゃないかと思っております。

◎議長（友利恵一君）

ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声多数あり)

◎議長（友利恵一君）

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、日程第1、議案第47号、宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の一部を改正する条例については、総務財政委員長より会議規則第103条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がなされております。

お諮りいたします。議案第47号については総務財政委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号については総務財政委員会に閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第2、議案第49号、平成19年度宮古島市一般会計補正予算(第1号)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第49号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長(友利恵一君)

挙手多数。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第3、議案第50号、平成19年度宮古島市老人保健特別会計補正予算(第1号)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第50号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第4、議案第51号、宮古島市墓地公園条例に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第51号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第5、議案第52号、宮古島市立体育施設条例の一部を改正する条例に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第52号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第6、議案第53号、宮古島市火葬場設置及び管理条例に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第53号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第7、議案第54号、議決内容の変更について討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第54号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第8、議案第55号、財産の無償譲渡について討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第55号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第9、議案第56号、高機能消防指令センターの物品売買契約について討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第56号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第10、陳情書第3号、健康ふれあいランド事業の継続及び推進について討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより陳情書第3号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

陳情書第3号は、採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長（友利恵一君）

挙手多数。

よって、陳情書は採択されました。

次に、日程第11、陳情書第4号、宮古清掃施設組合ごみ焼却施設解体についての陳情については、文教社会委員長より会議規則第103条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がなされております。

お諮りいたします。陳情書第4号については文教社会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、陳情書第4号については文教社会委員会に閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第12、陳情書第5号、駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長に関する陳情については、総務財政委員長より会議規則第103条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がなされております。

お諮りいたします。陳情書第5号については総務財政委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、陳情書第5号については総務財政委員会に閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第13、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とし、討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより諮問第1号を採決いたします。

本件は、これを適任と決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は適任と決しました。

次に、日程第14、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とし、討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより諮問第2号を採決いたします。

本件は、これを適任と決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は適任と決しました。

次に、日程第15、下崎地区土地売買に関する調査特別委員会委員の指名をいたします。

去った6月20日設置されました調査特別委員会委員について、宮古島市議会委員会条例第8条第1項の規定により指名をいたします。

下崎地区土地売買に関する調査特別委員会委員に、富浜浩君、新城啓世君、眞榮城徳彦君、池間雅昭君、新里聰君、仲間明典君、亀濱玲子君、池間健榮君、上里樹君、嘉手納学君の10名を指名いたします。

ただいま委員を指名いたしました。委員会構成のため、しばらく休憩いたします。

(休憩＝午前10時51分)

再開いたします。

(再開＝午前11時02分)

ただいま下崎地区土地売買に関する調査特別委員会から正副委員長互選の結果報告がありましたので、ご報告申し上げます。

委員長に仲間明典君、副委員長に亀濱玲子君が選任されました。

ただいま各議案が議決されましたが、会議規則第43条の規定による条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、これを議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これで本定例会に付議された案件の審議は、これを全部終了いたしました。

よって、平成19年第5回宮古島市議会定例会はこれをもって閉会いたします。

(閉会＝午前11時03分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違なきことを証する為ここに署名する。

平成19年6月25日

宮古島市議会

議 長 友 利 恵 一

議 員 池 間 雅 昭

” 下 地 智